

我が国のインベントリにおける未推計区分について

(1) 未推計区分とは

インベントリを報告する際に満たすべき要件を記載している「インベントリ報告ガイドライン」(FCCC/SBSTA/2004/8)によると、インベントリは共通報告様式(CRF: Common Reporting Format)を用いて報告することとされており、総ての排出・吸収源の入力欄にデータまたは注釈記号¹(Notation Key)を記入することが求められている。未推計区分とは、排出量または吸収量の算定ができないためにCRFに「NE」(「Not Estimated」: 未推計)と記入された排出・吸収源を指す。

(2) 未推計区分解消の重要性

京都議定書によると、附属書I国により提出されたインベントリは、議定書8条に基づく審査(以下、「8条審査」)を受ける必要があり、8条審査において問題点が特定されると、議定書5条2項に基づく調整(以下、5条2項調整)が適用される可能性がある。マラケシュ合意²によると、8条審査ではインベントリ報告ガイドラインに定義されるインベントリの完全性が審査対象とされることから、未推計区分が問題点として特定され、5条2項調整が適用される可能性がある。

また、京都議定書における各国の約束達成は、2007年1月1日までに各国から報告された基準年の排出量に基づき定められた割当量と、毎年のインベントリとの比較で評価されることとなる。この割当量は確定された後は、約束期間中は一定となるため、割当量確定後に統計整備等により推計が可能となった項目があった場合には、その分の排出量は京都議定書の下での約束を達成する上で、我が国にとって不利になる可能性がある。

(3) 我が国の未推計区分

従来、我が国の排出・吸収量の算定については、限られた統計データを用いていかに漏れなく算定するかという視点で検討が行われており、インベントリの完全性については、既に国際的に高い評価を受けている。しかし、一部の排出・吸収源については、IPCC デフォルト値の適用妥当性について判断できない、算定方法やIPCC デフォルト値が示されていない、活動量データが整備されていない、排出または吸収に関する実態が把握されていない、との理由から「NE」と報告している。我が国の未推計区分は、算定方法について専門家による詳細な検討が行われていないために「NE」とされている場合が多い。したがって、IPCC デフォルト値の適用や専門家判断の実施を視野に入れつつ、算定方法について検討を行い、未推計区分をできる限り解消することが極めて重要である。

¹ CRFの所定のセルにデータが入力されない場合に用いられる記号。「NO」(Not Occurring: 活動無し)、「NE」(Not Estimated: 未推計)、「NA」(Not Applicable: 適用不可能)、「IE」(Included Elsewhere: 他で計上)、「C」(Confidential: 秘匿)の5種類が用いられる。なお、過去のガイドラインにおいて設定されていた「0」は、最新のガイドラインでは消去されている。

² FCCC/CP/2001/13/Add.3 Draft decision -/CMP.1(Article 8), Annex, パラ 69(d)

(4) 未推計区分の分類と検討の優先順位

未推計区分の解消の検討に当たっては、割当量の確定までに検討結果をインベントリに反映させる必要があることから、割当量報告書の提出期日を念頭に置いて作業を進めなければならない。我が国では、割当量報告書を2006年9月1日までに気候変動枠組条約事務局に提出することが望ましいため、検討結果を可能な限り2006年提出インベントリに反映させることが求められる。

そこで、限られた時間枠内で効率的に検討を進めるために、未推計区分毎に優先順位を設定し検討を行うこととする。

我が国の未推計区分を、「i) IPCC 算定方法³、IPCC デフォルト排出係数、活動量データの有無」、「ii) 排出活動の存在の有無」によって分類すると、表1のように3つの分類(分類①～③)に整理される。

表1 未推計区分の分類

算定方法及びデータ	排出活動	分類	未推計区分の例
○	○	分類① 算定方法及びデータの把握が可能なため算定値を報告すべき区分	カーバイド製造に伴う排出(CO ₂)
	×	排出が発生していないと考えられるため「NA」または「NO」として報告すべき区分	(該当区分なし)
×	○	分類② 算定方法が示されておらず、現時点では排出実態も不明なため算定が不可能な区分	カルシウムカーバイドの製造に伴う排出(CH ₄) アスファルト屋根材製造に伴う排出(CO ₂)
	×	分類③ 排出が発生していないと考えられるため「NA」または「NO」として報告すべき区分	石炭採掘に伴う排出(N ₂ O) 固体燃料転換に伴う排出(N ₂ O)

算定方法及びデータ

○：IPCC 算定方法、IPCC デフォルト排出係数、活動量データの把握が全て可能。

×：IPCC 算定方法、IPCC デフォルト排出係数の把握が不可能。

排出活動

○：微小排出も含む排出につながる活動が国内で行われていると考えられるもの。

×：排出につながる活動が国内で行われていないと考えられるもの。

8条審査では、算定方法及びデータの把握が可能な未推計区分や、排出が発生していると想定される未推計区分について指摘を受ける可能性が高い。ただし、分類②は、1996年改訂IPCCガイドライン等に算定方法が示されていないこと、排出実態に関する情報が乏しいため算定方法の検討に時間を要することから、他の分類とは切り離して検討することが適当である。

以上より、8条審査に耐えうるインベントリを効率的に作成するため、検討の優先順位を「分類①→分類③→分類②」と設定し、分類①、③は2005年提出インベントリの提出までに、分類②は割当量報告書の提出までに検討することとする。ただし、分類②については、必ずしも全ての未推計区分を解消する必要はなく、検討の結果、算定不可能と判断されれば未推計区分(NE)のまま報告する。

³ 1996年改訂IPCCガイドラインまたはIPCCグッドプラクティスガイダンス(2000年)に示される算定方法。

(5) 検討方法

A) IPCC デフォルト値の適用

分類①に示されるように、排出につながる活動が行われていると考えられ、かつ、算定方法及びデータの把握が可能であるにも関わらず、IPCC デフォルト値の適用妥当性について判断できないため、未推計と報告している区分については、2003 年のインベントリの訪問審査において IPCC デフォルト値を用いた算定方法 (Tier 1) を適用することが推奨されたことを踏まえ、Tier 1 を用いて算定を行うこととする。

また、分類①には、既に算定方法に関する検討が行われ、排出量が算定されているにも関わらず、排出量が微小なため、微小排出 (Negligible) と報告している区分が含まれている。微小排出区分は未推計区分には該当しないが、CRF 上区別がつかないため⁴、今後は排出量算定値を報告することとする。

B) 専門家判断の実施

排出につながる活動が行われていないと考えられるが、それを裏付ける実測値等が得られていないため、未推計と報告している区分 (分類③) については、専門家による検討を行い、検討結果に基づき「NO」または「NA」として報告することとする。

C) 排出実態に関する調査やデータ測定の実施

現時点では排出実態について十分なデータが得られておらず、算定方法の把握も不可能なため、未推計と報告している区分 (分類②) については、他国の報告状況を考慮した上で、排出実態に関する調査やデータ測定の実施、及び排出係数や活動量データの上限值を専門家判断により設定すること等により、排出量算定値の報告方法を検討する⁵ (場合によっては「NO」、「NA」または「NE」として報告する可能性もある)。

⁴ 排出量が微小 (Negligible) である場合についても、条約事務局への報告の際には排出量の算定値もしくは「NE」として報告すべきであるとされている (FCCC/CP/2004/)

⁵ 資料 4-1「図 1 インベントリ報告ガイドラインの記述内容を反映した排出・吸収量に関する注釈記号決定のためのデシジョンツリー(案)」参照

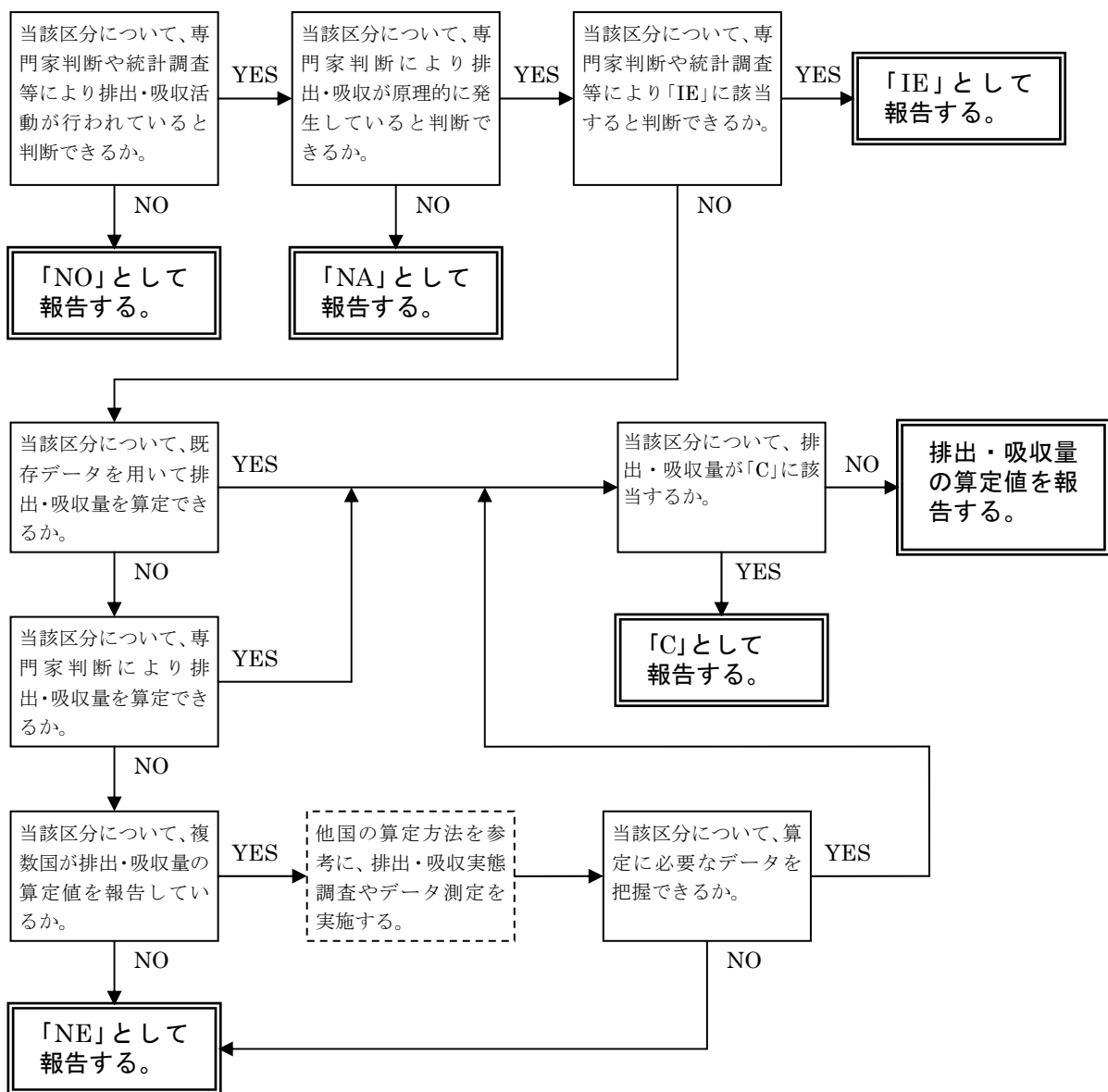


図 インベントリ報告ガイドラインの記述内容を反映した排出・吸収量に関する注釈記号決定のためのデシジョンツリー

わが国における未推計区分

※2004年提出インベントリ机上審査結果及び2003年訪問審査結果に基づき作成。

※表中網掛け部分の記号

●：算定値報告の必要があると考えられる、△：排出量が非常に小さいと考えられる、NO：「Not Occurring (NO)」に該当すると考えられる、

NA：「Not Applicable (NA)」に該当すると考えられる

分野	排出区分		対象ガス	算定方法の有無	2004年提出CRFにおける注釈記号		他国の報告状況(※直近の報告期間を対称とする)										
					分野別報告表	分野別背景データ表	審査報告書における参照パラ	カナダ	NZ	アメリカ	オーストラリア	ドイツ	UK	フランス	その他排出量を報告している主たる国		
																○：算定値を報告、-：空欄または不明、カッコ、2002年のみ表記が変化した場合の2002年表記	
エネルギー	燃料の燃焼	移動発生源	航空機	航空ガソリン	CH ₄	○	NE	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ベルギー、フィンランド、イタリア、スペイン
	燃料の燃焼	移動発生源	航空機	航空ガソリン	N ₂ O	○	NE	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ベルギー、デンマーク、イタリア、スペイン
エネルギー	燃料の燃焼	移動発生源	自動車	天然ガス	CH ₄	○	NE	○	○	IE	○	○	○	○	○	○	フィンランド、イタリア、ラトビア
	燃料の燃焼	移動発生源	自動車	天然ガス	N ₂ O	×	NE	-	-	IE	○	○	○	○	○	○	フィンランド、イタリア、ラトビア
エネルギー	燃料の燃焼	移動発生源	自動車	その他の燃料(メタノール)	CH ₄	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	燃料の燃焼	移動発生源	自動車	その他の燃料(メタノール)	N ₂ O	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エネルギー	燃料の燃焼	移動発生源	鉄道	固形燃料	CH ₄	○	NE	-	-	NE	○	○	○	○	○	○	オーストリア、ポルトガル
	燃料の燃焼	移動発生源	鉄道	固形燃料	N ₂ O	○	NE	-	-	NE	○	○	○	○	○	○	オーストリア、ポルトガル
エネルギー	燃料の燃焼	移動発生源	鉄道	その他の燃料	CH ₄	×	NE	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	燃料の燃焼	移動発生源	鉄道	その他の燃料	N ₂ O	×	NE	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エネルギー	燃料からの漏出	固体燃料	石炭採掘	石炭採掘	CO ₂	×	NE	○	○	-	-	-	-	-	-	-	ノルウェー、ポルトガル
	燃料からの漏出	固体燃料	石炭採掘	石炭採掘	N ₂ O	×	NE	○	○	-	-	-	-	-	-	-	ノルウェー、ポルトガル
エネルギー	燃料からの漏出	固体燃料	固体燃料転換	固体燃料転換	CO ₂	×	NE	○	○	○	○	○	○	○	○	○	スเปน
	燃料からの漏出	固体燃料	固体燃料転換	固体燃料転換	CH ₄	×	NE	-	-	IE	○	○	○	○	○	○	ベルギー、イタリア、スเปน
エネルギー	燃料からの漏出	固体燃料	固体燃料転換	固体燃料転換	N ₂ O	×	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-
	燃料からの漏出	石油及び天然ガス	石油	精製及び貯蔵	CO ₂	×	NE	-	-	-	-	-	-	-	-	-	イタリア、オランダ、ポルトガル、スเปน
エネルギー	燃料からの漏出	石油及び天然ガス	石油	供給	CO ₂	×	NE	-	-	○	○	○	○	○	○	○	ノルウェー、ポルトガル
	燃料からの漏出	石油及び天然ガス	石油	供給	CH ₄	×	NE	-	-	○	○	○	○	○	○	○	クロアチア、スロベニア
エネルギー	燃料からの漏出	石油及び天然ガス	天然ガス	その他の漏出(工場及び発電所における漏出)	CO ₂	×	NE	-	-	○	○	○	○	○	○	○	ノルウェー
	燃料からの漏出	石油及び天然ガス	天然ガス	その他の漏出(工場及び発電所における漏出)	CH ₄	×	NE	-	-	○	○	○	○	○	○	○	クロアチア、ノルウェー、ルーマニア
エネルギー	燃料からの漏出	石油及び天然ガス	天然ガス	その他の漏出(家庭及び業務部門における漏出)	CO ₂	×	NE	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-
	燃料からの漏出	石油及び天然ガス	天然ガス	その他の漏出(家庭及び業務部門における漏出)	CH ₄	×	NE	-	-	○	○	○	○	○	○	○	クロアチア、ラトビア、ルーマニア、スロベニア

分野	排出区分		対象ガス	算定方法の有無	2004年提出CRFにおける登録記号		審査報告書に参照されるパラメータ表	他国の報告状況(※直前の報告期間を記載する)								
					分野別報告表	分野別背景データ表		カナダ	NZ	アメリカ	オーストラリア	ドイツ	UK	フランス	その他排出量を報告している主国	
エネギー	燃料からの漏出	石油及び天然ガス	CO ₂	○	NE	○	-	IE	IE	IE	○	NE	IE	-	-	-
エネギー	燃料からの漏出	石油及び天然ガス	CH ₄	○	NE	○	-	NE	IE	IE	○	NE	IE	-	-	クロアチア、ルーマニア
エネギー	燃料からの漏出	石油及び天然ガス	CO ₂	○	NE	○	-	NE	IE	IE	○	NE	IE	○	○	デンマーク、イタリ、ノルウェー、スウェーデン、スイス
エネギー	燃料からの漏出	石油及び天然ガス	CH ₄	○	NE	○	-	NE	IE	IE	○	NE	IE	-	-	イタリ、スウェーデン、スイス
エネギー	燃料からの漏出	石油及び天然ガス	N ₂ O	○	NE	○	-	NE	NE	NE	○	NE	NE	-	-	デンマーク
エネギー	燃料からの漏出	石油及び天然ガス	CO ₂	○	NE	○	-	NE	IE	IE	○	NE	IE	○	○	デンマーク、ノルウェー、スウェーデン
エネギー	燃料からの漏出	石油及び天然ガス	CH ₄	○	NE	○	-	NE	IE	IE	○	NE	IE	-	-	デンマーク、ノルウェー、スウェーデン
エネギー	燃料からの漏出	石油及び天然ガス	N ₂ O	○	NE	○	-	NE	NE	NE	○	NE	NE	-	-	デンマーク、ノルウェー、スウェーデン
エネギー	燃料からの漏出	石油及び天然ガス	CO ₂	○	NE	○	-	NE	○	○	○	NE	○	○	○	-
エネギー	燃料からの漏出	石油及び天然ガス	CH ₄	○	NE	○	-	NE	○	○	○	NE	○	○	○	-
エネギー	燃料からの漏出	石油及び天然ガス	N ₂ O	○	NE	○	-	NE	NE	NE	○	NE	○	○	○	-
工業プロセス	鉱物製品	ソーダ灰	CO ₂	○	NE	○	56	○	○	○	○	○	○	○	○	イタリ、ルーマニア、スウェーデン
工業プロセス	鉱物製品	ソーダ灰	CO ₂	○	NE	○	56	○	○	○	○	○	○	○	○	オーストリア、クロアチア、スウェーデン、スウェーデン
工業プロセス	鉱物製品	アスファルト	CO ₂	×	NE	○	56	○	○	○	○	○	○	○	○	ラトビア
工業プロセス	鉱物製品	アスファルト	CO ₂	×	NE	○	56	○	○	○	○	○	○	○	○	ラトビア、ポルトガル
工業プロセス	化学産業	アンモニア製造	CH ₄	×	NE	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	オーストリア
工業プロセス	化学産業	カーバイド製造	CO ₂	○	NE	○	56	○	○	○	○	○	○	○	○	ノルウェー、スウェーデン
工業プロセス	化学産業	カーバイド製造	CO ₂	○	NE	○	56	○	○	○	○	○	○	○	○	オーストリア、ノルウェー、スウェーデン、スウェーデン
工業プロセス	化学産業	カーバイド製造	CH ₄	×	NE	○	56	○	○	○	○	○	○	○	○	-
工業プロセス	化学産業	その他	N ₂ O	×	NE	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-
工業プロセス	化学産業	その他	N ₂ O	×	NE	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-
工業プロセス	金属の生産	鉄鋼製造	CO ₂	×	NE	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	ラトビア
工業プロセス	金属の生産	アルミニウムの製造	CH ₄	×	NE	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-
工業プロセス	金属の生産	アルミニウムの製造	CH ₄	×	NE	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	イタリ、スウェーデン、スウェーデン、スウェーデン
工業プロセス	金属の生産	アルミニウムの製造	PF ₆ s	○	NE	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-
工業プロセス	金属の生産	アルミニウムの製造	SF ₆	○	NE	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-

分野	排出区分		対象ガス	算定方法の有無	2004年提出CRFにおける注釈記号		他国の報告状況(※直前の報告期間を短縮とする)								
					分野別報告表	分野別背景データ表	カナダ	NZ	アメリカ	オーストラリア	ドイツ	UK	フランス	その他排出量を報告している主たる国	
															審査報告書における参照パラ
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	冷蔵庫及び 空調機器	業務用 冷凍空調機器	○	NE	○	-	NO	NO	NE	-	0	0	-	-
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	冷蔵庫及び 空調機器	自動販売機	○	NE	○	-	NO	NO	NE	-	0	0	-	-
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	冷蔵庫及び 空調機器	輸送機器用 冷蔵庫	○	-	-	-	NO	○	NE	○	○	○	-	-
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	冷蔵庫及び 空調機器	輸送機器用 冷蔵庫	○	NE	○	-	NO	NO	NE	○	0	0	-	-
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	冷蔵庫及び 空調機器	工業用冷蔵庫	○	NE	○	-	NO	NO	NE	○	0	0	-	-
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	冷蔵庫及び 空調機器	固定空調機器	○	NE	○	-	NO	NO	NE	-	0	0	-	-
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	冷蔵庫及び 空調機器	輸送機器用 空調機器	○	NE	○	-	NO	NO	NE	-	0	0	-	-
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	発泡	硬質フォーム	○	NE	-	-	NO	IE	NE	○	○	○	-	-
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	発泡	硬質フォーム	○	NE	-	-	NO	IE	NE	NO	IE	-	-	-
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	消火器	消火器	○	NE	○	○	○	○	NE	○	○	○	○	イタリア、スロベニア、スペイン
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	消火器	消火器	○	NE	○	○	○	○	NE	○	○	○	○	スペイン
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	エアソール及び 医薬品製造業	エアソール	○	NE	○	○	○	IE	-	○	-	0	-	-
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	エアソール及び 医薬品製造業	エアソール 医薬品製造業 (定量的噴射剤)	○	NE	-	-	NO	IE	-	○	-	0	-	-
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	溶剤	溶剤	○	NE	○	-	NO	-	NE	NO(C)	○	○	○	ノルウェー
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	溶剤	溶剤	○	NE	-	-	NO	-	NE(NO)	NO	○	-	-	スイス
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	半導体製造	半導体製造	○	NE	-	-	NO	○	NE(NO)	○(C)	NO	○	○	アイスランド、イタリア、スウェーデン
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	半導体製造	半導体製造	○	NE	-	-	NO	○	NE(NO)	○	○	○	○	アイスランド、イタリア、スウェーデン
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	半導体製造	半導体製造	○	NE	-	-	NO	○	NE(NO)	○(C)	○	○	○	アイスランド、イタリア、スウェーデン
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	その他 (研究用 医療用等)	その他 (研究用 医療用等)	○	NE	-	-	○	○	NA	NO	○	-	-	-
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	その他 (研究用 医療用等)	その他 (研究用 医療用等)	○	NE	○	-	NO	-	NA	NO	○	○	○	オランダ
工業 プロセス	HFCs等 3ガスの消費	その他 (研究用 医療用等)	その他 (研究用 医療用等)	○	NE	○	-	NO	-	NA	NO	○	○	○	アイスランド、ノルウェー、スウェーデン

分野	排出区分	対象ガス	算定方法の有無	2004年提出CRFにおける登録記号		審査報告書における参照パラ	他国の報告状況(※直前の報告期間を記載する)							
				分野別報告表	分野別背景データ表		カナダ	NZ	アメリカ	オーストラリア	ドイツ	UK	フランス	その他排出量を報告している主たる国
溶剤等の利用	脱脂渣及びドライクリーニング	CO ₂	×	NE	○	-	NA	NE	NA	NE	NE	NE	○	イタリア、ラトビア、スペイン、スウェーデン
溶剤等の利用	消火器	N ₂ O	×	NE	○	-	-	NE	-	NE	NO	NO	-	-
溶剤等の利用	その他	CO ₂	×	NE	○	-	-	NE	NE	NE	-	-	-	-
溶剤等の利用	N20のその他利用	N ₂ O	×	NE	○	-	-	NE	○	-	NO	NO	-	フィンランド、スウェーデン
農業	消化管内発酵	CH ₄	○	NE	○	-	NE	NE	NE	○	NO	NO	-	イタリア、ルーマニア
農業	消化管内発酵	CH ₄	○	NE	○	-	ラクダ・ラマ	NE	NE	○	NO	NO	-	-
農業	消化管内発酵	CH ₄	○	NE	○	-	ロバ・ラバ	NE	NE	○	NE	NO	○	イタリア、スペイン、スイス
農業	消化管内発酵	CH ₄	×	NE	○	-	家禽類	NE	NE	○	NE	NO	NE	ノルウェー、スイス、ウクライナ
農業	家畜排せつ物の管理	CH ₄	○	NE	○	-	水牛	NE	-	NE	0(NE)	NO	-	イタリア、ルーマニア
農業	家畜排せつ物の管理	CH ₄	○	NE	○	-	ラクダ・ラマ	NE	NE	○	0(NE)	NO	-	-
農業	家畜排せつ物の管理	CH ₄	○	NE	○	-	ロバ・ラバ	NE	NE	○	0(NE)	NE	○	イタリア、スペイン、スイス
農業	家畜排せつ物の管理	N ₂ O	○	NE	-	-	めん羊、山羊、馬	NE	○	○	○	○	○	-
農業	農用地の土壌	N ₂ O	○	NE	-	86	直接排出	NE	-	○	NA(IE)	○	○	イタリア、スペイン、スイス
農業	農用地の土壌	N ₂ O	○	NE	-	86	直接排出	NE	-	○	○	○	○	フィンランド、ラトビア、スウェーデン
農業	野外で農作物の残留物を焼くこと	CH ₄	×	NE	○	-	その他	NE	○	-	NA	NO	-	ホルトガル、スイス
農業	野外で農作物の残留物を焼くこと	N ₂ O	×	NE	○	-	その他	NE	○	-	NA	NO	-	ホルトガル、スペイン
廃棄物	固形廃棄物の焼却	CO ₂	×	NE	○	-	管理立地	NE	○	○	NE	NA	0	ノルウェー、スイス
廃棄物	固形廃棄物の焼却	CO ₂	×	NE	○	-	非管理立地	NE	○	-	NE	NO	-	-
廃棄物	固形廃棄物の焼却	CH ₄	○	NE	○	-	非管理立地	NE	○	-	NE	NO	-	クロアチア、ギリシャ、イタリア、スペイン
廃棄物	工業廃水	N ₂ O	×	NE	○	114	工業廃水	NE	○	○	NE	NO	0	イタリア、スウェーデン

京都議定書第 5 条第 2 項に基づく「調整」の技術指針について

2003 年 6 月に開催された SBSTA18 において、「京都議定書第 5 条第 2 項」に基づく『調整』の技術指針の内容が合意された(本年 11 月に開催予定の COP/MOP1 で決定される)。

京都議定書では、付属書 I 国の削減約束の達成状況の指標となる各国から報告される温室効果ガス排出吸収目録（インベントリ）の公正さを保持するため、提出された各国のインベントリを他国の専門家チームが審査することになっている。この審査において、審査対象国のインベントリに不備が発見された場合には、審査員たる専門家チームが、当該インベントリの内容を強制的に修正することができる。

この専門家チームによるインベントリ修正の手続きが、京都議定書第 5 条第 2 項に基づく「調整」であり、上記指針はその具体的な方法を定めたものである。

「調整」の技術指針の要点は、以下のとおり。

- 「調整」は、審査を行う専門家チームが、審査対象国のインベントリを不完全である、または、「1996 年改訂 IPCC ガイドライン」及び「グッドプラクティスガイダンス」に基づいていないと判断し、かつ、これらのガイドラインに準拠して算定される値よりも不当に有利な値を対象国が報告したと判断した場合に適用される。

※「完全性」はインベントリの中で未推計（NE）とされたもの、他で報告（IE）とされているが説明がないものを中心に評価されると考えられる。

- 「調整」の手順は、

- ・ 国際統計などの既存値から推計する
- ・ GDP や人口など、関連する指標から推計する
- ・ 地域性などを考慮し、類似の国のデータから推計

といった簡単な推計手法により、原則としてより安全に排出量を修正（より排出量が増えるように）した後、さらに、安全係数を乗じるというもの。

安全係数は、対象国へのいわばペナルティーとして、ガスごと、区分ごとに設定されている（例えば、燃料の燃焼に伴う産業部門からの CO₂ については、第一約束期間中の CO₂ 排出量に **2%** を乗じることが定められている）。

温室効果ガスインベントリ作成に係る QA/QC 計画

(2006 年 2 月 2 日版)

1. インベントリ作成と QA/QC の概要..... 88
2. インベントリ作成手順の詳細..... 92
3. 今後のインベントリの改善に関する計画について 102

1. インベントリ作成と QA/QC の概要

(1) インベントリ作成体制

我が国では、環境省が、関係省庁及び関係団体の協力を得ながら、気候変動枠組条約（以下、UNFCCC）に基づいて UNFCCC 事務局に毎年提出する温室効果ガス排出・吸収目録（以下、インベントリ）を作成している（図 1）。

環境省は、インベントリに係る全般的な責任を負っており、最新の科学的知見をインベントリに反映し、国際的な規定へ対応するために、後述の検討会の開催を含むインベントリ改善に関する検討を行い、検討結果に基づいて温室効果ガス排出・吸収量の算定、キーカテゴリー分析、不確実性評価などを実施している。排出・吸収量の算定、共通報告様式（以下、CRF）及び国家インベントリ報告書（以下、NIR）の作成といった実質的な作業は、国立環境研究所地球環境研究センター温室効果ガスインベントリオフィス¹（以下、GIO）が実施している。

関係省庁及び関係団体は、各種統計の作成等を通じて活動量データや排出係数等の提供を行うとともに、不確実性評価に必要な情報を提供するなど、インベントリの作成に協力している。データ提供を行っている関係省庁及び関係団体は、表 1 の通りである。

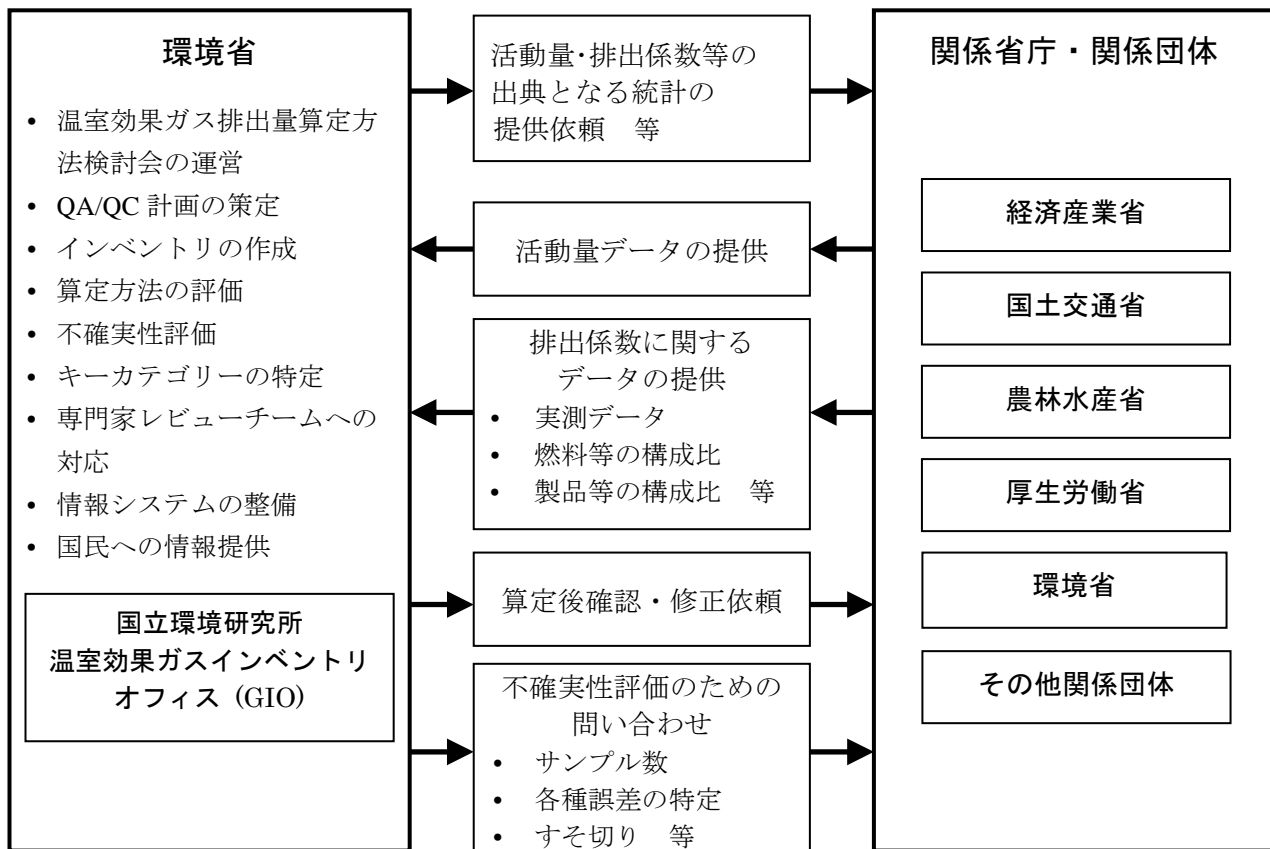


図 1 インベントリ作成体制

¹ GIO では、作業の一部を民間協力会社に委託している。

表 1 データ等の提供を行っている主な関係省庁及び関係団体

		主なデータまたは統計
関係省庁	環境省	廃棄物埋立量・焼却量等、浄化槽の施設別処理人口、し尿処理施設のし尿処理量
	経済産業省	総合エネルギー統計、石油等消費動態統計年報、鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計年報、化学工業統計年報、窯業・建材統計年報、工業統計表、電力需給の概要
	国土交通省	陸運統計要覧、交通関係エネルギー要覧、自動車輸送統計年報、土地利用現況把握調査、都市公園等整備現況調査
	農林水産省	作物統計、食料需給表、畜産統計、野菜生産出荷統計、耕地及び作付面積統計、森林・林業統計要覧、世界農林業センサス
	厚生労働省	薬事工業生産動態統計年報
関係団体	電気事業連合会	加圧流動床ボイラー燃料使用量
	(財) 石炭エネルギーセンター	石炭生産量
	(社) セメント協会	クリンカ生産量、原料工程投入廃棄物量
	(社) 日本鉄鋼連盟	コークス炉蓋・脱硫酸塔・脱硫再生塔からの排出量
	地方公共団体	廃棄物の組成

(2) インベントリの算定方法

我が国では、基本的に「1996年改訂 IPCC ガイドライン」、2000年策定の「温室効果ガスインベントリにおけるグッドプラクティスガイダンス及び不確実性管理報告書」（以下「GPG(2000)」とする）、及び2003年策定の「土地利用、土地利用変化及び林業に関する IPCC グッドプラクティスガイダンス（以下、「LULUCF-GPG）」に示された算定方法を用いて排出・吸収量の算定を行っている。「2.A.2. 生石灰の製造に伴う排出(CO₂)」、「4.C. 稲作に伴う排出(CH₄)」、「6.A. 固形廃棄物の陸上における処分に伴う排出(CH₄)」等一部については、我が国の排出実態をより良く反映するために、我が国独自の算定方法を用いて算定を行っている。

排出係数については、基本的に我が国における研究等に基づく実測値か推計値を用いている。ただし、排出量が少ないと考えられる排出源（「1.B.2.a.ii. 燃料からの漏出－石油の生産(CO₂, CH₄)」等）や排出実態に十分な知見がない排出源（「4.D.3. 農用地の土壌－間接排出(N₂O)」等）については、1996年改訂 IPCC ガイドライン、GPG(2000)及び LULUCF-GPG に示されるデフォルト値を用いて算定している。

(3) インベントリ作成と QA/QC の手順

わが国では、インベントリの完全性、正確性、一貫性等の品質を確保し、その向上を図るために、**図 2** に示す手順に従ってインベントリを作成している。インベントリを作成する際は、GPG(2000)の規定に従って、各手順において QC 活動（算定の正確性チェック、文書の保管など）を実施し、インベントリの品質を管理している。我が国では、インベントリ作成に関する機関である環境省（GIO 及び業務委託先民間企業を含む）及び関係省庁・関係団体に所属する担当者が行なうインベントリ作成手続きを、QC 手続きと位置付けている。

また、温室効果ガス排出量算定方法検討会における国内専門家による算定方法の評価・検討プロセスをインベントリ作成体制外の立場の専門家による外部審査として QA 活動と位置付け、科学的知見やデータ入手可能性の観点からデータ品質の検証・評価を行っている。

なお、**図 2** 中に示す日程は、UNFCCC 事務局にインベントリの提出期限である 4 月 15 日まで

に提出を行うとした場合に必要なスケジュールである² ³。また、一部の手順において日程が重複しているのは、作業効率を向上させるために、複数の手順を並行して実施するためである。

表 2 我が国の QA/QC 活動概要

	QC(品質管理)		QA(品質保証)
実施主体	環境省温暖化対策課 (GIO 及び委託企業を含む)の担当者	環境省他部局、経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省、その他関係団体の担当者	算定方法検討会委員
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ インベントリの作成 ・ 内部チェック ・ 算定方法の検討 ・ 排出係数、活動量データ収集 ・ 活動の記録・関連文書の保管 ・ 不確実性分析 ・ キーカテゴリー分析 ・ 専門家レビューチームへの対応 ・ 算定方法検討会の運営 ・ 情報システムの整備 ・ QA/QC の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的な事項に関する情報提供、支援 ・ 活動量データ、排出係数データの提供 ・ インベントリの確認・評価 (内部審査) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 算定方法、排出係数、活動量の設定に関する検討 ・ 算定方法に対する分析、検討、評価 インベントリの評価

² 4/15 から 6 週間以内にインベントリを提出することが京都議定書に基づく京都メカニズムへの参加要件の一つとされている。

³ 2005 年は 5 月 27 日にインベントリ提出を行った。8 月 13 日には吸収源分野の新報告様式に合わせた一部改訂版を提出した。

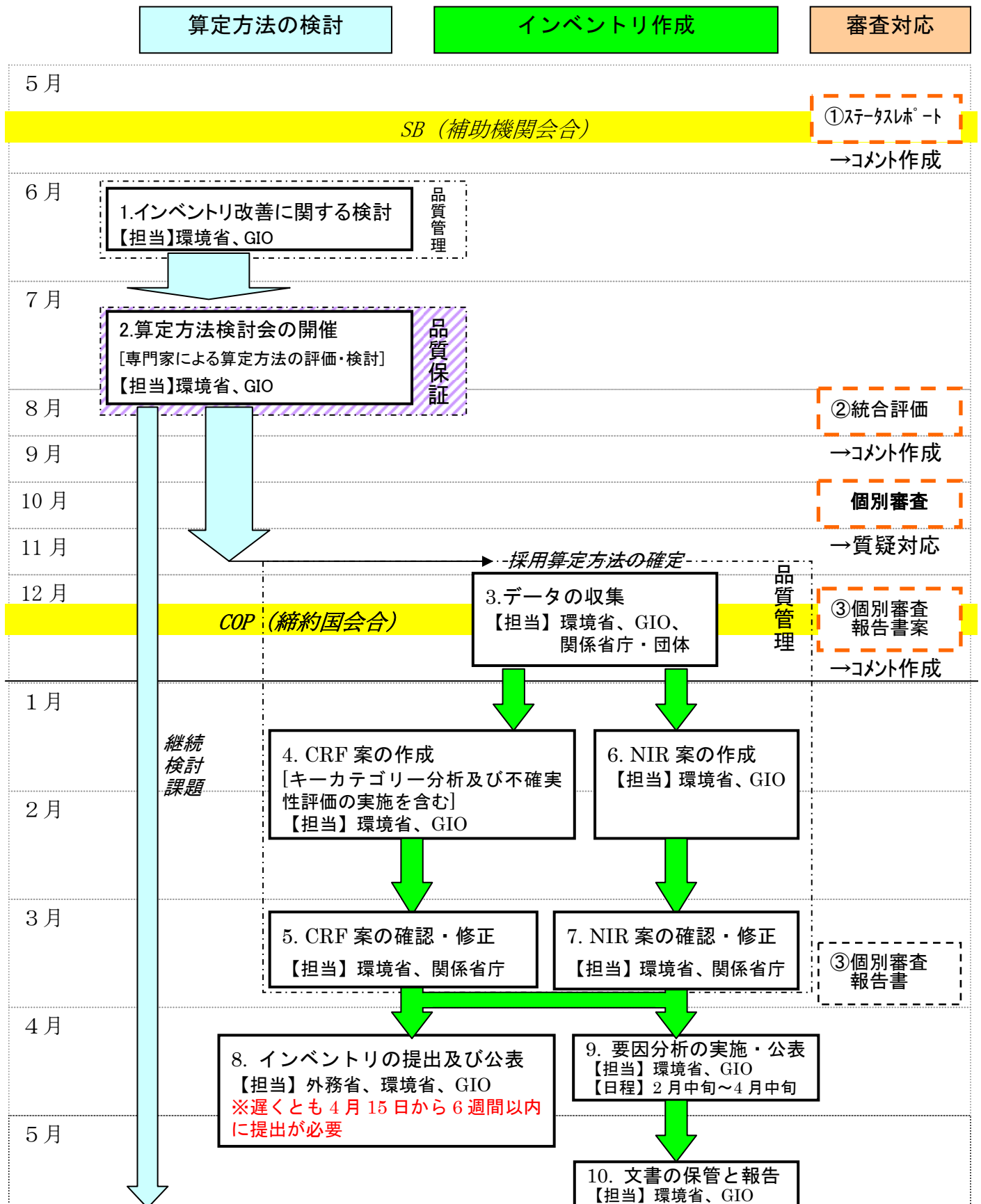


図 2 インベントリ作成手順

2. インベントリ作成手順の詳細

(1) インベントリの改善に関する検討（ステップ 1）

① 概要

我が国では、UNFCCCに基づくインベントリの審査における指摘、温室効果ガス排出量算定方法検討会の検討結果、その他インベントリ算定過程において発見された修正事項⁴に基づいて検討を行い、インベントリに反映させている。検討の結果、インベントリを変更する場合は、透明性を保つために変更内容を NIR（2004 年提出 NIR の場合、「第 10 章 再計算及び改善点」）に示すこととしている。

② 主なプロセス

実施プロセス		内容	実施主体
1	インベントリ改善項目の洗い出し	以下の様な情報を基にインベントリ改善項目を洗い出す <ul style="list-style-type: none"> インベントリ算定過程において発見された修正事項 算定方法検討会において指摘された事項 インベントリ審査における指摘事項 / 等 	GIO
2	インベントリ作成スケジュールの決定	算定方法の検討予定等を勘案し、該当年のインベントリ作成に関する全体スケジュールを決定する	環境省、GIO
3	「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の検討方針（案）及び開催スケジュールの決定	検討会開催方針、検討項目、検討スケジュールを立てる	環境省、GIO
QC 活動		<ul style="list-style-type: none"> インベントリ修正リストの作成 インベントリ審査報告書の和英対象版 インベントリ改善計画表 	GIO

(2) 温室効果ガス排出量算定方法検討会の開催[専門家による算定方法の評価・検討]（ステップ 2）

① 概要

毎年のインベントリの算定方法、専門的な評価・検討が必要な課題については、環境省において「温室効果ガス排出量算定方法検討会」（以下、検討会）を開催し、幅広い分野の国内専門家により検討を行っている（表 3 参照）。

検討会の結果はインベントリに反映するほか、特に留意すべき事項については検討会において使用された資料を NIR の別添として公表しており、インベントリの完全性及び透明性の改善に貢献している。検討会は、国際交渉の進展や国内法の制定に伴う国内体制整備に合わせて、1999 年から毎年開催している。

当検討会は、①インベントリの作成に直接関与していない専門家が参加していること、②WG や

⁴ インベントリに係る作業等において発見された修正事項に対応するため、GIO において修正リストを作成し、情報を記録している。

分科会を設置することにより全分野の課題について詳細な客観的検証を行っていることから、GPG(2000)に規定される Tier 2 の QA 活動として位置付けられる。

表 3 温室効果ガス排出量算定方法検討会の概要

運営主体	環境省
開催時期	①1999年(平成11年)2月～1999年(平成11年)3月 ②1999年(平成11年)11月～2000年(平成12年)9月 ③2001年(平成13年)12月～2002年(平成14年)7月 ④2003年(平成15年)8月 ⑤2004年(平成16年)12月～2006年(平成18年)
主な開催目的	①IPCC グッドプラクティスガイダンス(2000年)に準拠したインベントリの作成(キーカテゴリー分析、不確実性評価など) ②継続的な議論が必要な課題に関する検討(石油精製過程における炭素収支など) ③2003年インベントリ訪問審査における指摘事項への対応(品質保証/品質管理[QA/QC]計画の策定など)、基準年排出量の確定に向けた算定方法の検討
体制	分野横断的な課題を検討するインベントリ WG、分野別の課題を検討する分科会、WG及び分科会を統括する親検討会を設置する(図3参照)。
参加者	大学・研究機関・独立行政法人等の研究者、業界団体の専門家、関係省庁 (※2005年度に開催された検討会には約70名の専門家が参加)

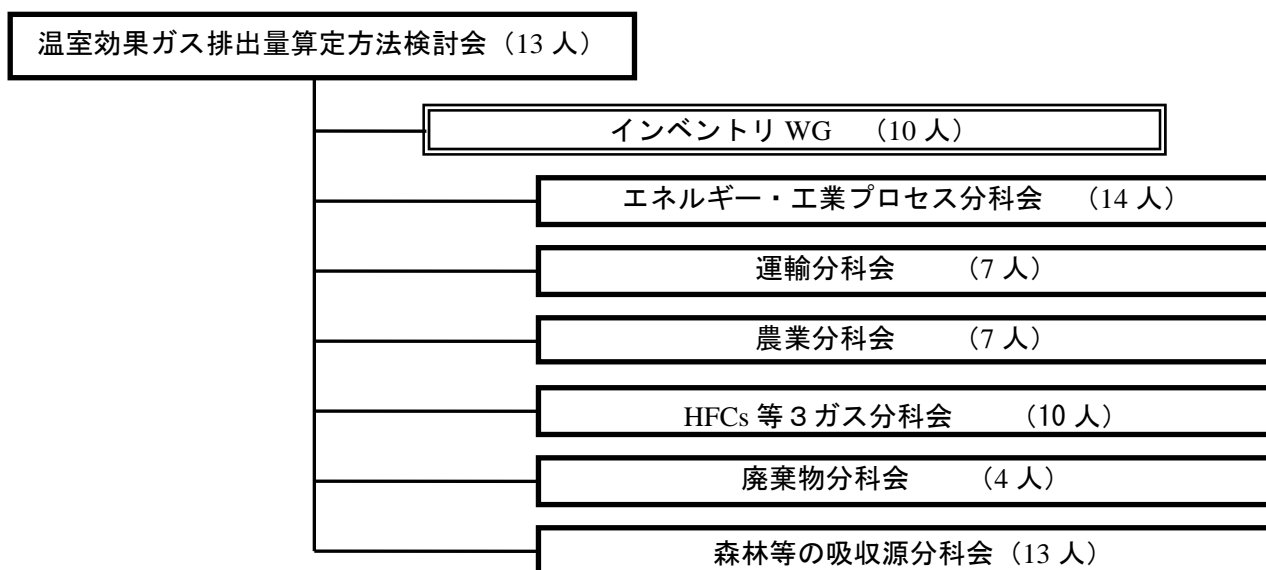


図 3 温室効果ガス排出量算定方法検討会の体制
(カッコ内は 2005 年度における専門家数)

② 主なプロセス

実施プロセス		内容	実施主体
1	検討会資料の作成	・ 検討会資料の作成	環境省、GIO、委託会社
2	開催スケジュールに従って親検討会、各分科会を開催	・ 検討会の開催 ・ 検討会の指摘事項のフィードバック ・ インベントリの品質について検討、改善可能箇所及びを特定する（QA活動）	環境省（GIO、委託会社） 外部専門家
3	検討会開催後、議事録を作成	・ 議事録の作成	GIO、委託会社
QC活動		・ 検討会資料、議事録の保管	GIO

(3) データの収集（ステップ 3）

① 概要

我が国では、インベントリの作成に必要なデータの大部分を市販の政府による統計より収集している。これらから収集できないデータは、関係省庁及び関連団体から提供を受けている。我が国のデータ収集プロセスは、以下の通りである。

② 主なプロセス

実施プロセス		内容	実施主体
1	収集必要データの確認	・ インベントリ更新の為に必要なデータの確認。算定方法の変更があったカテゴリー、新規算定カテゴリーに対しては収集プロセスを確認。	GIO、委託会社
2	政府による統計を用いたデータ収集	・ インベントリの作成に必要な政府による統計を入手 ・ 使用するデータが記載されている頁をハードコピーし、所定のファイルに綴じて保管。ハードコピーを作成する際はマーカー等を用いてデータの記載箇所を明示	GIO、委託会社 GIO、委託会社
3	関係省庁及び関係団体へのデータ請求	・ データ提供依頼状及び入力用ファイルを作成 ・ 関係各省または関連団体に、依頼状及び入力用ファイルを送付	GIO 環境省、GIO
4	依頼内容に応じたデータ提供	・ 入力用ファイルに所定のデータを入力し、環境省またはGIOに返送する ・ 過去のデータに変更がある場合も同時に連絡	関係省庁または関係団体
QC活動		・ 収集データリストの作成 ・ データ収集進捗管理、リストの作成 ・ 市販の政府による統計及びそのハードコピーの保管 ・ データが入力された入力用ファイル（電子ファイル）の保管 ・ 依頼状の保管	GIO、委託会社

(4) GRF 案の作成 [キーカテゴリー分析及び不確実性評価の実施を含む]（ステップ 4）

① 概要

我が国では、排出・吸収量の算定式に基づくリンク構造を有する算定ファイル（JNGI : Japan National Greenhouse gas Inventory、ファイル）を用いることにより、データの入力と排出・吸収量の算定を一括して実施している。また、キーカテゴリー分析及び不確実性評価は、排出・

吸収量の算定に連動することから、排出・吸収量の算定とほぼ同時に行っている。したがって、データの入力及び排出・吸収量の算定、キーカテゴリ分析、不確実性評価を併せてステップ 4 とし、各活動について説明することとする。

② 主なプロセス

実施プロセス		内容	実施主体
1	当該年の算定ファイルの作成	・ インベントリ改善検討結果等も踏まえ、当該年の算定ファイルの作成を行なう	GIO、委託会社
2	活動量、排出係数入力ファイルの更新	・ ステップ3で収集したデータの入力を行なう	GIO、委託会社
3	バックデータファイルの更新	・ 活動量、排出係数が更新されると自動的にバックデータファイルが更新される	GIO、委託会社
4	CRF レポーターへの転記	・ 算定結果を、CRF レポーターに転記する	GIO、委託会社
5	別集計ファイルの作成	・ 別集計ファイルを作成し、算定結果と比較	GIO、委託会社
6	CRF の作成	・ CRF レポーターを利用して CRF を作成	環境省、GIO、委託会社
QC 活動		<ul style="list-style-type: none"> ・ 入力データの転記エラーチェック ・ 排出算定が正しく行われているかチェック ・ パラメータおよび排出係数が正しく使用されているかチェック ・ データベースファイルの完全性をチェック ・ 複数の排出源カテゴリで一貫したデータを利用しているかチェック ・ データが正しくリンクされているかチェック ・ 不確実性の算定及びそのチェック ・ 参照文献が正しく記載されているかチェック ・ 完全性のチェック ・ 工程の管理 ・ 関連文書の保管 	GIO、委託会社

③ 個別作業について

(a) データの入力及び排出・吸収量の算定

我が国では、活動量データ入力ファイル、排出係数入力ファイル、算定ファイルからなる JNGI ファイルを用いて温室効果ガスの排出量・吸収量の算定を行なっている⁵ (図 4 及び図 5 参照)。活動量データ入力ファイル及び排出係数入力ファイルは算定ファイルに、算定ファイルは CRF レポーター転記ファイルとリンクしている。CRF レポーター転記ファイルは、CRF レポーターの入力シートと同様の構造を取っており、活動量データ入力ファイル及び排出係数入力ファイルに値を入力すれば、自動的に排出・吸収量の算定及び CRF レポーター転記ファイルの更新が行われる構造となっている。 CRF の作成は CRF レポーター転記ファイルのデータを CRF レポーターの入力シートに入力した後、CRF レポーターでコンパイルを行ない作成される。⁶

基本的に算定ファイルの構造は毎年同じであるため、当該年の算定ファイルは前年の算定ファイ

⁵ 農業分野では、排出係数と活動量の区分が困難なため、排出係数入力ファイルを作成していない。

ルのコピーに基づいて作成する。ただし、算定方法等を変更する場合や、インベントリの提出方法に変更があった場合等は、必要に応じてファイルの統廃合、リンク構造の変更等を行う必要がある。

また、我が国では、算定ファイル・CRF リンクファイル・CRF とは別に、算定ファイルを参照したファイル（別集計ファイル）を作成し、排出・吸収量の算定を行っている。別集計ファイルでは、算定ファイル、CRF レポーター転記ファイルとは異なる系統及び異なる積算方法で総排出量を算定するため、CRF の総排出量と別集計ファイルの総排出量が一致していれば、データ入力、ファイル間のリンク、排出・吸収量のダブルカウントといった算定ミスはないと判断する。

燃料の漏出		Fugitive Emissions From Fuels												
石炭採掘時の漏出		Solid Fuels												
Summary														
Unit	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
合計 Total Gg-CH4	133.64	120.87	107.98	98.85	81.57	64.03	61.77	47.95	41.55	41.22	36.63	27.16	5.64	4.47
坑内掘 Underground Gg-CH4	132.63	119.91	107.27	98.16	80.91	63.45	61.23	47.39	41.07	40.73	36.11	26.54	5.17	3.95
採掘時 Mining Act Gg-CH4	121.51	108.78	96.18	87.67	71.13	54.22	52.17	41.95	35.93	35.64	32.23	23.12	3.97	2.74
採掘後行程 Post-mining Gg-CH4	11.12	11.13	11.10	10.49	9.78	9.23	9.06	5.44	5.14	5.09	3.88	3.41	1.20	1.21
露天掘 Surface Mt Gg-CH4	1.01	0.96	0.70	0.68	0.66	0.58	0.54	0.55	0.48	0.49	0.51	0.62	0.46	0.52
採掘時 Mining Act Gg-CH4	0.93	0.89	0.65	0.63	0.60	0.54	0.50	0.51	0.44	0.45	0.47	0.57	0.42	0.47
採掘後行程 Post-mining Gg-CH4	0.08	0.08	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.04

(1) 坑内掘		(1) Underground Mines	
1) 採掘時		1) Mining Activities	
Ech4=A*EF			
Ech4	メタン排出量	CH4 emissions	
A	石炭生産量	coal production	
EF	排出係数	emission factor	

年度	FY	Unit	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	根拠・出典・備考	References
A	A	t	6,774,618	6,781,348	6,760,095	6,391,667	5,957,707	5,621,869	5,520,805	3,312,048	3,130,501	3,102,063	2,364,049	2,079,626	734,037	738,390	「エネルギー生産・供給統計年報」(経済産業省)「Coal提供データ」	METH "Yearbook of Production, Supply and Demand of Petroleum, Coal and Gases"
EF	EF	kg-CH4/t	17.9	16.0	14.2	13.7	11.9	9.6	9.4	12.7	11.5	11.5	13.6	11.1	5.4	3.7	温室効果ガス算定方法検討会報告書(平成12年)	GHGs Estimation Methods Committee Report 2000
Ech4	Ech4	Gg-CH4	121.51	108.78	96.18	87.67	71.13	54.22	52.17	41.95	35.93	35.64	32.23	23.12	3.97	2.74	J-Coal提供データ	Data provided by J-coal

図 4 算定ファイル（排出・吸収量算定シート）の例（1B1-2003.xls の「coal」）

TABLE 1.B.1 SECTORAL BACKGROUND DATA FOR ENERGY						1990	
Fugitive Emissions from Solid Fuels							
(Sheet 1 of 1)							
GREENHOUSE GAS SOURCE AND SINK CATEGORIES	ACTIVITY DATA	IMPLIED EMISSION FACTOR		EMISSIONS		Additional information ^(a)	
		Amount of fuel produced ⁽¹⁾	CH ₄	CO ₂	CH ₄	CO ₂	Description
	(Mt)	(kg/t)	(kg/t)	(Gg)	(Gg)		
I. B. 1. a. Coal Mining and Handling	7.98			133.64	0.00		
i. Underground Mines ⁽²⁾	6.77	#NAME?	#NAME?	132.63	0.00		
Mining Activities		#NAME?	#NAME?	121.51	NE		Amount of CH ₄ drained (recovered) NE
Post-Mining Activities		#NAME?	#NAME?	11.12	NE		Number of active underdrains 21.00
ii. Surface Mines ⁽²⁾	1.21	#NAME?	#NAME?	1.01	0.00		Number of mines with drainage (recovery) NE
Mining Activities		#NAME?	#NAME?	0.93	NE		
Post-Mining Activities		#NAME?	#NAME?	0.08	NE		
I. B. 1. b. Solid Fuel Transformation	NE	#NAME?	#NAME?	NE	NE		
I. B. 1. c. Other (please specify) ⁽³⁾		#NAME?	#NAME?	0.00	0.00		

⁽¹⁾ Use the documentation box to specify whether the fuel amount is based on the run-of-mine (ROM) production or on the saleable production.

⁽²⁾ Emissions both for Mining Activities and Post-Mining Activities are calculated with the activity data in lines Underground Mines and Surface Mines respectively.

⁽³⁾ Please click on the button to enter any other solid fuel related activities resulting in fugitive emissions, such as emissions from abandoned mines and waste piles.

Note: There are no clear references to the coverage of I.B.1.b. and I.B.1.c. in the IPCC Guidelines. Make sure that the emissions entered here are not reported elsewhere. If they are reported under another source category, indicate this (IE) and make a reference in Table 9 (completeness) and/or in the documentation box.

Documentation box:

図 5 算定ファイル（CRF リンク用シート）の例（1B1-2003.xls の「CRF1990」）

(b) CRF レポーターを利用した CRF の作成

CRF レポーターは COP の要請⁷を受け条約事務局が開発したソフトウェアである。その目的は、各国のインベントリ提出や、レビューにおける各国の比較を容易にすることなどである。附属書 I 国は 2006 年のインベントリ提出より、CRF レポーターを用いた CRF の作成及びインベントリ提出を行うこととなっている。

CRF レポーターの導入においては、2006 年度のインベントリ提出が当該ソフトウェアを使う最初の機会であり、バグの発生等に十分な注意が必要である。また、これまで我が国が利用してきた算定システムとの互換性が低く、CRF レポーターへのデータ手入力が必要となる。2006 年のインベントリ作成においては、これらの側面を考慮し、作成工程の見直しや作業の前倒し等の対応を行っている。

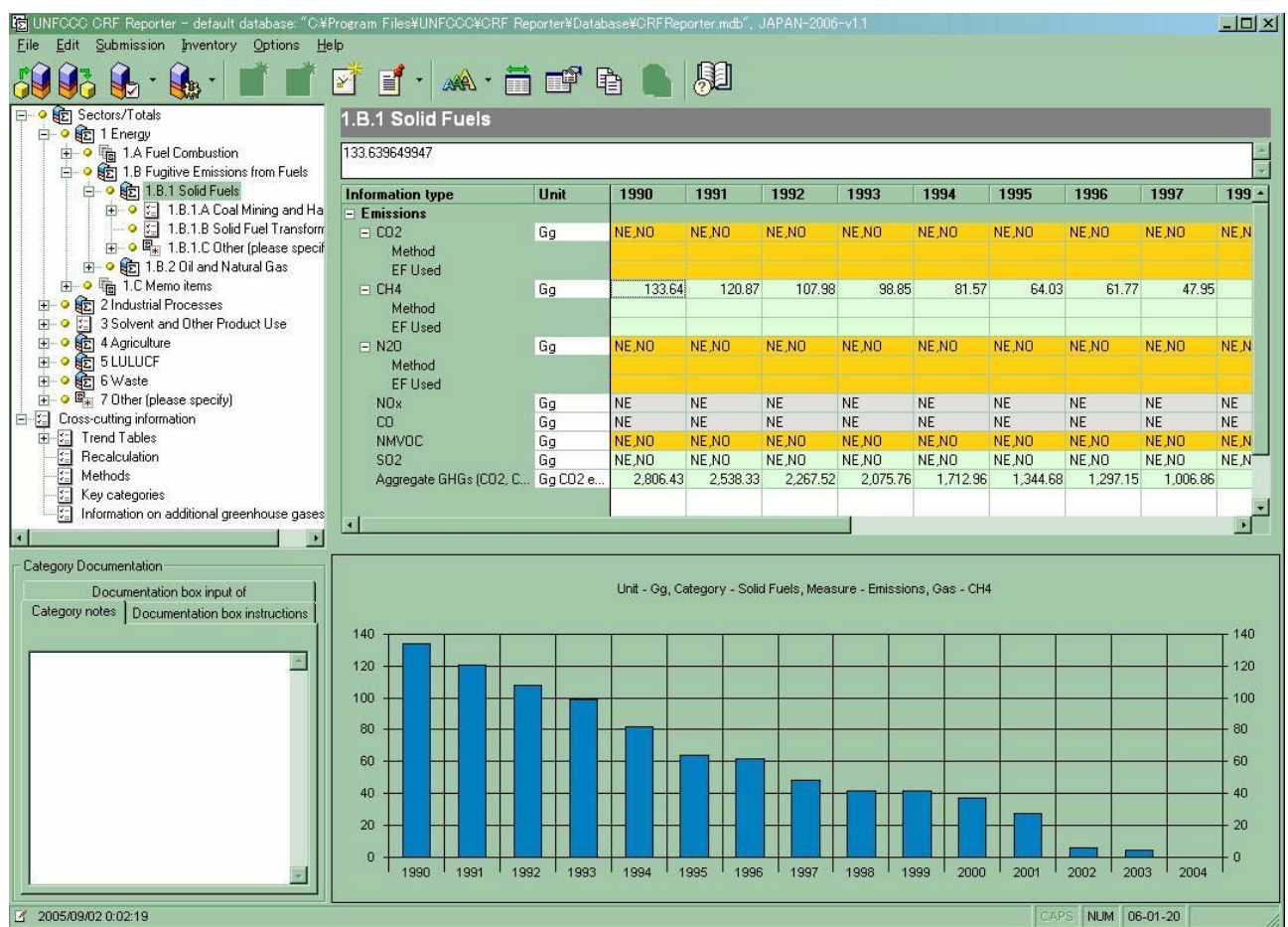


図 6 CRF レポーターの例 (1B1 Solid Fuels)

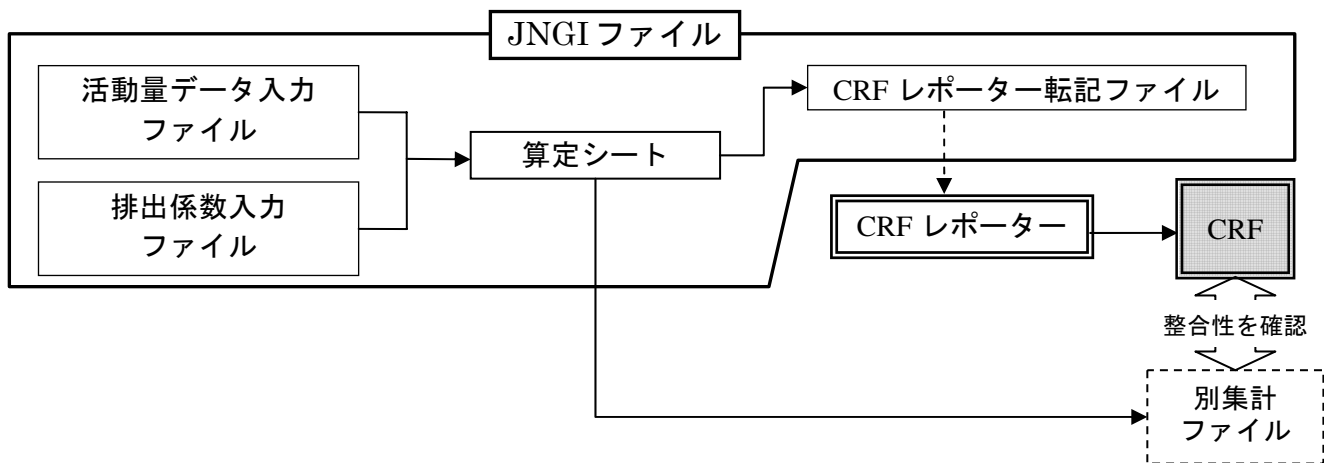


図 7 算定ファイル、CRF レポーター、CRF、別集計ファイルのリンク構造

(c) キーカテゴリー分析の実施

我が国では、GIO において、キーカテゴリー分析⁸を毎年実施している。分析結果は、UNFCCC 事務局に毎年提出する NIR に示している（2004 年提出 NIR では、「1.5 主要排出源分析の概要」及び「別添 1 主要排出源分析の詳細」に記載）。

なお、分析結果の確定は排出・吸収量が確定された後になるため、実際にはステップ 5 の後にもキーカテゴリー分析を実施している点に留意する必要がある。ステップ 5 の後に実施されるキーカテゴリー分析の結果、Tier 1 の算定方法が用いられている排出源がキーカテゴリーに分類されれば、次回のステップ 1 において、当該排出源の算定方法を検討することとしている。

(d) 不確実性評価の実施

我が国では、GIO において、GPG(2000)に示される方法（Tier 1）を用いて不確実性評価を毎年実施している。評価方法及び評価結果は、UNFCCC 事務局に毎年提出する NIR に示している（2004 年提出 NIR では、評価方法を「別添 3 不確実性評価手法」に、評価結果を「1.7 不確実性評価の概要（総排出量の不確実性を含む）」及び「別添 7 不確実性評価の結果」に記載）。

なお、評価結果の確定は排出・吸収量が確定された後になるため、実際にはステップ 5 の後にも不確実性評価を実施している点に留意する必要がある。

⁷ Decision 18/CP.8

⁸ 2003 年に承認された「土地利用、土地利用変化及び林業分野の IPCC グッドプラクティスガイダンス」において、従来の主要排出源に加えて吸収源を含めた分析の必要性が規定された。これを受けて、最新のインベントリ報告ガイドライン（FCCC/SBSTA/2004/8）では、主要排出源[key source category]からキーカテゴリー[key category]へ用語が修正された。我が国では、吸収源を含めたキーカテゴリー分析は実施していないが、本資料ではインベントリ報告ガイドラインに則って「キーカテゴリー」との用語を採用した。

(5) CRF 案の確認・修正 (ステップ 5)

① 概要

ステップ 4 が完了すると、QC 活動として、作成された CRF の電子ファイル (JNGI ファイル一式)、CRF の排出・吸収量算定値を示した国内向け資料 (ステップ B において使用される資料の原案、詳細は後述) を関係省庁に送付し、内容に関する確認を依頼している。なお、秘匿データについては、これを提出した省庁のみに当該秘匿データを送付し確認を受けている。

② 主なプロセス

実施プロセス		内容	実施主体
1	JNGI 一次案を送付	・ JNGI 一次案のファイルを環境省及び関係省庁へ提出	環境省、GIO、委託会社
2	JNGI 一次案の関係省庁確認	・ 関係省庁にて JNGI 一次案の内容をチェックし、必要に応じて修正依頼を環境省に提出	環境省、関係省庁
3	JNGI 二次案の作成	・ 関係省庁からの修正依頼に適宜対応し、JNGI 二次案のファイルを作成	GIO、委託会社
QC 活動		<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供データが正しく入力されているかチェック ・ 排出算定が正しく行われているかチェック ・ パラメータおよび排出係数が正しく使用されているかチェック ・ データベースファイルの完全性をチェック ・ 複数の排出源カテゴリで一貫したデータを利用しているかチェック ・ データが正しくリンクされているかチェック ・ 不確実性の算定及びそのチェック ・ 参考文献が正しく記載されているかチェック ・ 完全性のチェック 	環境省、関係省庁
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 工程の管理 ・ 関連文書の保管 	環境省、GIO

(6) NIR 案の作成 (ステップ 6)

① 概要

我が国では、2003 年から毎年 NIR を作成しており、2004 年以降は、インベントリ報告ガイドライン (FCCC/SBSTA/2004/8) の附属書 I において規定される構成に従って作成している。

NIR の作成作業は、①作成方針の決定、②NIR の執筆の 2 段階からなる。①作成方針の決定では、ステップ 1 を踏まえた上で、環境省及び GIO が記述の修正点及び追加文書を決定する。②NIR の執筆では、構成が毎年同じであることから、前年の NIR を基礎とした上で、GIO において最新データの更新、記述の修正及び追加を行うことにより作成している。

② 主なプロセス

実施プロセス		内容	実施主体
1	NIR の構成決定	・ インベントリ改善の検討結果等を受けて NIR の構成を決定	環境省、GIO
2	NIR の更新	・ 算定方法にかかる記述の作成 ・ トレンド、キーカテゴリー分析、不確実性評価当に関する情報の更新	環境省、GIO
QC 活動		・ 工程管理 ・ 関連文書の保管	GIO

(7) NIR 案の確認・修正 (ステップ 7)

① 概要

ステップ 6 が完了すると、QC 活動として、作成された NIR の電子ファイルに関係省庁に送付し、NIR における記述について確認・修正を依頼している。

② 主なプロセス

実施プロセス		内容	実施主体
1	NIR 一次案を送付	・ NIR 一次案のファイルを環境省及び関係省庁へ提出	環境省、GIO
2	NIR 一次案の関係省庁確認	・ 関係省庁にて NIR 一次案の内容をチェックし、必要に応じて修正依頼を環境省に提出	環境省、関係省庁
3	NIR 二次案の作成	・ 関係省庁からの修正依頼に適宜対応し、NIR 二次案のファイルを作成	GIO
QC 活動		・ 記載の正確性を確認 ・ 工程の管理 ・ 関連文書の保管	環境省、関係省庁 GIO

(8) インベントリの提出及び公表 (ステップ 8)

① 概要

完成した CRF 及び NIR は、UNFCCC 事務局にインベントリを提出し、インベントリの電子ファイル (CRF ファイル、算定ファイル、NIR ファイル。ただし、秘匿データを除く) は、GIO のホームページ (<http://www-gio.nies.go.jp/index-j.html>) において公表している。

② 主なプロセス

実施プロセス		内容	実施主体
1	公表資料の作成	・ 排出量の推移を示す文書及び Excel ファイルを作成する	環境省、GIO、委託会社
2	条約事務局にインベントリを提出	・ 条約事務局にインベントリを提出する	環境省、外務省 GIO
3	インベントリの公表	・ 直近年の温室効果ガス排出・吸収量の推定結果を公表する ・ NIR の公表を行なう	環境省、GIO

(9) 要因分析の実施及び公表（ステップ 9）

環境省、GIO において温室効果ガス排出量の増減要因を部門別に分析（要因分析）し、分析結果に関する資料（要因分析資料）を作成している。要因分析資料は、環境省が排出・吸収量と同時に環境省のホームページにおいて公表している。

表 4 要因分析に用いた要因

部門	要因	説明
産業	CO ₂ 排出原単位	エネルギー消費量あたりの二酸化炭素排出量で表され、発電などのエネルギー転換部門における省エネ対策や、燃料転換等による排出係数の改善などが反映される。
	エネルギー消費原単位	生産指数あたりのエネルギー消費量で表され、工場における省エネ設備の導入などが反映される。
	産業構造	製造業における各業種の生産構成で表され、産業構造の変化が反映される。
	生産指数	産業部門の活動量の増減が反映される。
	その他	非製造業及び製造業のうち重複補正分が含まれる。
運輸 (旅客,貨物)	CO ₂ 排出原単位	エネルギー消費量あたりの二酸化炭素排出量で表され、発電などのエネルギー転換部門における省エネ対策などが反映される。
	エネルギー消費原単位	輸送量あたりのエネルギー消費量で表され、燃費の改善、輸送効率の向上などが反映される。
	輸送分担率	旅客・貨物部門における各輸送機関の輸送割合で表され、モーダルシフトなどのエネルギー消費構造変化が反映される。
	総旅客・貨物輸送量	運輸部門の活動量の増減が反映される。
業務その他	CO ₂ 排出原単位	エネルギー消費量あたりの二酸化炭素排出量で表され、発電などのエネルギー転換部門における省エネ対策や、燃料転換等による排出係数の改善などが反映される。
	エネルギー消費原単位	業務床面積あたりのエネルギー消費量で表され、エネルギー消費機器効率の改善や、事業者の省エネ活動などが反映される。
	業務床面積	業務その他部門の活動量の増減が反映される。
家庭	CO ₂ 排出原単位	エネルギー消費量あたりの二酸化炭素排出量で表され、発電などのエネルギー転換部門における省エネ対策などが反映される。
	エネルギー消費原単位	世帯数あたりのエネルギー消費量で表され、エネルギー消費機器効率の改善や、市民の省エネ活動などが反映される。
	世帯数	家庭部門の活動量の増減が反映される。
	冬季気候	冬季の気候変動による灯油の消費量の増減が反映される。

(10) 文書の保管と報告

① 概要

わが国では、インベントリを作成する上で必要となる情報を文書化し、原則的に GIO において保管しており、特に重要と考えられる情報については、NIR の別添として公表している。保管されている文書は以下の通りである。

- インベントリ修正リスト（電子ファイル）
- 検討会の資料及び議事録（電子ファイル、ハードコピー）
- 市販の政府による統計（ハードコピー）
- データ収集の際に用いたデータ入力用ファイル（電子ファイル）
- 別集計ファイル（電子ファイル）
- CRF・NIR 案の修正指摘事項（電子ファイル、電子メール等）

② 主なプロセス

実施プロセス	内容	実施主体
1 関連文書の送付	・ 委託会社が暫定的に保管している関連文書を GIO に郵送	委託会社
2 関連文書の保管	・ 所定のフォルダに保管	GIO

(11) 審査対応

各審査活動に対し適宜対応する。対応状況については、文書の保管を GIO で行う。

3. 今後のインベントリの改善に関する計画について

インベントリの改善に係る方策と QA/QC 手続きとして、今後我が国では以下のような事項を検討している。

1. 「基準年提出までに整理」と分類された課題への対応
2. 議定書 3 条 3 項、4 項インベントリ策定の検討
3. その他審査やインベントリ作成過程等で判明した課題への対応
4. 「その他の課題」と分類された課題への対応
5. 条約インベントリの下での各種ガイドラインの改訂・変更への対応

各課題への対応スケジュール（案）は表 5 の通りである。算定方法検討会は必要に応じて開催することとする。

表 5 各課題への対応スケジュール (案)

	主なイベント	京都議定書対応			UNFCCC 対応
		1. 基準年排出量確定に向けた検討	2. 3 条 3 項、4 項活動に関する検討	3. インベントリ更新審査指図書等対応	
2006/1-4	2004 年度インベントリ提出 (4/15)			インベントリ更新(2004) (CRF レポーター使用開始)	4. 各種ガイドラインの改訂・変更対応
5-8		SBSTA24(5月)			
9-12	割当量報告書提出 (9/1)			審査等対応	
2007/1-4	初期審査の訪問審査 (1~4月?) 2005 年度インベントリ提出 (4/15)	COP12,COP/MOP2 SBSTA25 (11月)	(試行版提出)	インベントリ更新(2005)	
5-8		SBSTA26(5月)			
9-12	2006 年度インベントリ提出(4/15)	COP13,COP/MOP3 SBSTA27		審査等対応	
2008/1-4		SBSTA28		インベントリ更新(2006)	
5-8		COP14,COP/MOP4, SBSTA29		審査等対応	
9-12	2007 年度インベントリ提出(4/15)	SBSTA30		インベントリ更新(2007)	
2009/1-4		COP15,COP/MOP5, SBSTA31		審査等対応	
5-8		SBSTA32		インベントリ更新(2008)	
9-12	2008 年度[1CP]インベントリ提出(4/15)	COP16,COP/MOP6, SBSTA33	(本提出)	審査等対応	
2010/1-4		SBSTA34		インベントリ更新(2009)	
5-8		COP17,COP/MOP7, SBSTA35		審査等対応	
9-12	2009 年度[1CP]インベントリ提出(4/15)	SBSTA36		インベントリ更新(2010)	
2012/1-4		COP18,COP/MOP8, SBSTA37		審査等対応	
5-8		SBSTA38		インベントリ更新(2011)	
9-12	2010 年度[1CP]インベントリ提出(4/15)	COP19,COP/MOP9 SBSTA39		審査等対応	
2013/1-4				インベントリ更新(2012)	
5-8		COP20,COP/MOP10,SBSTA40		審査等対応	
9-12				審査等対応	
2015/1-4	2013 年度インベントリ提出(4/15) 約束達成のための追加期間満了後報告 追加期間後審査			審査等対応	
5-8				審査等対応	

1) 第 1 約束期間の最初(2008 年 1 月 1 日)から京都メカニズムに参加するには京都議定書第 7 条 1 の補足情報を 2007 年から条約事務局に提出する必要がある

<<参考>>

表 6 Tier.1 QC チェック概要

QC 活動	内容	インベントリ作成段階												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			
1	活動量および排出係数の選択のための仮定・基準が文書化されているかのチェック				◎	◎	◎							
2	データ入力および参照の際の転記エラーのチェック				◎	◎	◎							
3	排出が正確に算定されているかのチェック				◎									
4	パラメータおよび排出単位が正確に記録され、適切な換算係数が用いられているかのチェック				◎	◎	◎							
5	データベースファイルの完全性のチェック				◎	◎	◎							
6	排出源カテゴリ間のデータにおける一貫性のチェック				◎	◎	◎							
7	処理ステップ間のインベントリデータの動きが正確かどうかのチェック				◎	◎	◎							

QC 活動	内容	インベントリ作成段階																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10									
8	排出および吸収における不確実性が正確に推計・算定されているかのチェック	◎																		
9	内部文書化のレビュー	◎																		◎
10	再計算が必要となる方法およびデータの変更のチェック	◎	◎						◎											
11	完全性のチェック			◎					◎											◎
12	推計の過去のものとの比較	◎	◎	◎	◎															
13	関連文書の保管	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

2003 年度温室効果ガスインベントリに関する個別審査の報告

JAPAN

**REPORT OF THE INDIVIDUAL REVIEW OF
THE GREENHOUSE GAS INVENTORY
SUBMITTED IN 2003
(In-country review)**

EXECUTIVE SUMMARY

1. This report covers the review of the 2003 inventory submission of Japan, coordinated by the United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC) secretariat in accordance with decision 19/CP.8 of the Conference of the Parties. Japan submitted its annual inventory on 25 August 2003, consisting of common reporting format tables for the years 1990–2001 and the national inventory report. The review took place from 20 to 24 October 2003 in Tokyo, Japan, and was conducted by the following team of nominated experts from the roster of experts: Generalist – Mr. Jim Penman (United Kingdom); Energy – Mr. Krzysztof Olendrzynski (Poland); Industrial Processes – Mr. Hongwei Yang (China); Agriculture – Ms. Anna Romanovskaya (Russia); Land-use Change and Forestry (LUCF) – Mr. Justin Ford-Robertson (New Zealand); Waste – Mr. Jose Villarin (Philippines). Mr. Villarin and Mr. Penman were the lead reviewers of this review. The review was coordinated by Ms. Astrid Olsson and Mr. Roberto Acosta (UNFCCC secretariat).

2. In accordance with the “UNFCCC guidelines for the technical review of greenhouse gas inventories from Annex I Parties”, a draft version of this report was communicated to the Government of Japan, which provided comments that were considered and incorporated, as appropriate, in this final version of the report.

3. In the year 2001, the most important greenhouse gas

日本

2003 年提出温室効果ガスインベントリに関する個別審査の報告
(訪問審査)

重要論点

1. この報告書は、締約国会議の決定事項 19/CP.8 に従って、国際連合気候変動枠組条約 (UNFCCC) の事務局によりコーディネートされた日本の 2003 年インベントリ提出の審査を対象としている。日本は、1990～2001 年における共通報告様式 (CRF) と国家インベントリ報告書 (NIR) から構成される年次インベントリを 2003 年 8 月 25 日に提出した。審査は 2003 年 10 月 20 日から 24 日まで日本国東京で開催され、専門家名簿より推薦された以下の専門家チームにより実施された：全般的事項 – ジム・ペンマン氏 (イギリス)；エネルギー分野 – クリストフ・オレンドルジンスキ氏 (ポーランド)；工業プロセス分野 – ホンウェイ・ヤン氏 (中国)；農業分野 – アンナ・ロマノヴスカヤ氏 (ロシア)；土地利用変化及び林業 (LUCF) 分野 – ジャスティン・フォード・ロバートソン氏 (ニュージーランド)；廃棄物分野 – ジョセ・ヴィラリン氏 (フィリピン)。ヴィラリン氏とペンマン氏が本審査における首席審査官となった。審査はアストリッド・オルソン氏とロベルト・アコスタ氏 (UNFCCC 事務局) によりコーディネートされた。

2. 「附属書 I 国から提出される温室効果ガスインベントリの技術的審査のための UNFCCC ガイドライン」(以下、「インベントリ報告ガイドライン」※訳者注) に従って、この報告書の原案は日本国政府に通達され、日本国政府より提出されたコメントは必要に応じて報告書最終案において考慮され、盛り込まれた。

3. 2001 年に日本で最も重大な温室効果ガス

(GHG) in Japan was carbon dioxide (CO₂), contributing 93.4 per cent to total national GHG emissions expressed in CO₂ equivalent, followed by nitrous oxide (N₂O) – 2.7 per cent, and methane (CH₄) – 1.6 per cent. Perfluorocarbons (PFCs), hydrofluorocarbons (HFCs) and sulphur hexafluoride (SF₆) taken together contributed 2.3 per cent of the overall GHG emissions in the country. The Energy sector accounted for 88.5 per cent of total GHG emissions, followed by Industrial Processes with 6.3 per cent, and Agriculture and Waste, each with 2.6 per cent.

4. Total greenhouse gas emissions (excluding Land-use Change and Forestry) amounted to 1,299,443 Gg CO₂ equivalent in the year 2001 and increased by 9.5 per cent from 1990 to 2001. The increase is somewhat overestimated because emissions of fluorinated compounds are included in 2001 but not in 1990. This is because actual emissions estimates for fluorinated compounds were available at the time of the review only for 1995 and subsequent years. Tables 1 and 2 provide data on emissions by gas and by sector from 1990 to 2001. In 1995 fluorinated compounds accounted collectively for some 3.6 per cent of emissions, and total emissions of fluorinated compounds fell by about 37.7 per cent over the period 1995–2001. Over the period 1990–2001 CO₂ emissions increased by 8.2 per cent, mainly because of increased emissions from transport. CH₄ emissions decreased over the same period by 18 per cent, mainly because of decreased emissions from agriculture and fugitive emissions; N₂O emissions decreased by 12 per cent over the same period because of falls in industrial processes and agriculture. Between 1995 and 2001 emissions from HFCs, PFCs and SF₆ decreased by 22.1 per cent, 13.7 per cent, and 72.9 per cent, respectively, as a result of abatement of industrial emissions, solvent emissions and emissions from electrical equipment, respectively.

(GHG) となったのは二酸化炭素 (CO₂) であり、国家 GHG 総排出量の 93.4% を CO₂ が占めた。これに次いで、一酸化二窒素 (N₂O) が 2.7%、メタン (CH₄) が 1.6% であった。パーフルオロカーボン (PFC)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、六ふっ化硫黄 (SF₆) は、併せて日本の GHG 総排出量の 2.3% を占めた。エネルギー分野が GHG 総排出量の 88.5% を占め、次いで工業プロセス分野が 6.3%、農業分野と廃棄物分野がそれぞれ 2.6% を占めた。

4. 温室効果ガス総排出量（土地利用変化及び林業分野を除く）は、2001年に1,299,443Gg CO₂に達し、1990年から2001年にかけて9.5%増加した。この増加率は、HFC等3ガス（以下、「F-gas」※訳者注）の排出が2001年には含まれているが1990年には含まれていないためであり、若干過大に見積もられている。これは、F-gasの実排出量の算定値が1995年以降の審査時のみに入手可能であるためである。表1と表2は、1990年から2001年にかけてのガス別及び分野別の排出量データを示している。1995年にF-gasは排出量の約3.6%を占め、1995年から2001年の間にF-gasの総排出量は約37.7%減少した。1990年から2001年にかけて、CO₂排出量は主に運輸からの排出の増加によって8.2%増加した。同じ期間に、CH₄排出量は主に農業及び燃料からの漏出からの排出の減少によって18%減少した。同じ期間に、N₂O排出量は工業プロセス及び農業からの排出の減少によって12%減少した。1995年から2001年にかけて、HFCsは工業関係からの排出の削減によって22.1%、PFCsは溶剤からの排出の削減によって13.7%、SF₆は電気機器からの排出の削減によって72.9%、それぞれ減少した。

5. The expert review team concluded that Japan has produced a carefully considered, reliable greenhouse gas inventory that is generally consistent with the *Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC) Good Practice Guidance and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories* (hereinafter referred to as the IPCC good practice guidance), and that the institutional arrangements put in place by Japan are a sound basis for further development, taking account of the expert review team's recommendations as set out below. The expert review team hoped that it would soon be possible to complete the time series for Land-use Change and Forestry and for emissions of fluorinated compounds.

6. The expert review team acknowledged that the publication of the national inventory report, represents a great improvement in relation to the Party's previous greenhouse gas inventories. It complimented Japan on its detailed work on uncertainty analysis and on the transparency introduced by extensive cross-linking of spreadsheets to the common reporting format. The expert review team noted that transparency could be further enhanced by providing more detailed descriptions in the national inventory report or by publishing the results in the peer-reviewed literature, although this is not a formal requirement of the UNFCCC guidelines, and has identified some areas in the following sections where this would be useful.

I. OVERVIEW

A. Inventory submission and other sources of information

7. Japan submitted common reporting format (CRF) tables on 25 August 2003 and a national inventory report (NIR) on 26 September 2003. This is a delay of 4.5 months from the due date (15 April) agreed by the

5. 専門家レビューチーム（以下、「ERT」※訳者注）は、日本が気候変動に関する政府間パネル（IPCC）グッドプラクティスガイダンス（以下、「IPCC グッドプラクティスガイダンス」とする）と概ね一貫し、慎重に検討され、信頼できる温室効果ガスインベントリを作成していると結論づけた。さらに、日本が導入している制度的取り決めは、ERT が以下に示す提案を考慮に入れながら、さらなる発展に向けた確固とした基礎となると結論づけた。ERT は、土地利用変化及び林業と F-gas からの排出について、時系列の完成が可能となる日が近いことを希望している。

6. ERT は、国家インベントリ報告書を発表したことによって、日本の過去の温室効果ガスインベントリから大きく進歩したと認識している。ERT は、日本の不確実性に関する詳細な分析作業と共通報告様式と算定シートとの豊富なリンクによって示される透明性を称賛した。ERT は、必ずしもインベントリ報告ガイドラインの正式な要求事項ではないが、国家インベントリ報告書におけるさらなる詳細説明及び審査付き学術専門誌上での結果発表によって透明性はますます高まるという点に留意しており、以下のセクションにおいて有益と考えられる部分を特定している。

I. 概要

A. インベントリ提出とその他の情報源

7. 日本は共通報告様式（CRF）を 2003 年 8 月 25 日に、国家インベントリ報告書（NIR）を 2003 年 9 月 26 日に提出した。これは締約国会議（COP）において合意された提出期限（4 月 15 日）から 4.5

Conference of the Parties (COP). The expert review team (ERT) noted that the delayed submission restricted the time available to prepare for the review.

8. In its 2003 submission Japan has provided a complete set of common reporting format (CRF) tables for the years 1990–2001 and the ERT made extensive use of these during the review. Japan also provided worksheets linked to the CRF. The full list of materials used during the review is provided in annex 1 to this report.

B. Key sources

9. Japan has reported a key source tier 1 analysis, both level and trend assessment, as part of its 2003 submission. The key source analyses performed by the Party and the secretariats produced similar results for the level assessment. The assessment conducted by the Party was somewhat more disaggregated than the secretariat's, and this explains differences in respect of the selection of some key sources, such as CH₄ from rice cultivation and N₂O from soils (in the Party's assessment but not the secretariat's) and N₂O from manure management (vice versa). Japan has used the key source analysis in using decision trees from the IPCC good practice guidance to decide its choice of methodology.

C. Cross-cutting topics

Completeness

10. The inventory reported by Japan in 2003 is largely complete except for Land-use Change and Forestry (LUCF) categories. These are not reported for years later than 1995, pending adoption of the relevant IPCC

ヶ月遅延している。ERT は、提出の遅延が審査に向けた準備期間を制限した点に留意した。

8. 2003 年の提出において、日本は 1990 年から 2001 年における総ての共通報告様式 (CRF) を提出しており、ERT は審査期間中にこれを広範囲に活用した。日本はまた、CRF とリンクした算定シートも提出した。審査中に使用した資料の一覧をこの報告書の付属書 1 に示す。

B. 主要排出源

9. 日本は、2003 年のインベントリ提出の一環として、主要排出源の Tier 1 分析を、レベルアセスメント及びトレンドアセスメントの両方について報告した。日本と事務局によって実施された主要排出源分析では、レベルアセスメントにおいて同様の結果が得られた。日本によって実施されたアセスメントは事務局によって実施されたアセスメントよりも若干解像度が高く、例えば、稲作からの CH₄ 排出、農耕地土壌からの N₂O 排出 (日本のアセスメントでは主要排出源に該当するが、事務局のアセスメントでは該当しない)、家畜排泄物の管理からの N₂O 排出 (事務局のアセスメントでは主要排出源に該当するが、日本のアセスメントでは該当しない) といった一部の主要排出源の選択についての相違はこれによって説明される。日本は、IPCC グッドプラクティスガイダンスに示される算定方法を選択するためのデシジョンツリーを活用する上で、主要排出源分析を用いている。

C. 分野横断的な事項

完全性

10. 2003 年に日本から報告されたインベントリは、土地利用変化及び林業 (LUCF) 分野を除いて、大部分が完成している。LUCF 分野については 1996 年以降報告されておらず、関連する土地利用、土

good practice guidance for the Land Use, Land-use Change and Forestry (LULUCF) sector. The ERT encouraged Japan to provide LUCF data for all inventory years, using the Revised 1996 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories (hereinafter referred to as the IPCC Guidelines) if necessary, because this is a reporting requirement and because of the need to maintain the time series. Japan has provided a complete series of potential emissions of fluorinated compounds and actual emission estimates for 1995 and subsequent years. The ERT noted that Japan hoped to be able to extend the estimates of actual emissions of fluorinated compounds to earlier years. Some other sources of emissions, although they are not large, are also not reported under other inventory categories, mainly in the Energy and Industrial Processes sectors. These are identified in CRF table 9 and are addressed under the appropriate sections below. The NIR identifies these omissions which are under review.

Transparency

11. The ERT noted that the publication of the NIR represents a major advance in transparency. It further complimented Japan on the transparency provided by the detailed worksheets, which are clearly cross-referenced to the CRF tables in the NIR. The work of the ERT was greatly facilitated by making use of the information in the worksheets during the review. The NIR contains documentary references to all the sources used in preparing the inventory. It also noted that, subject to availability of resources, transparency could be improved by publishing the relevant technical information on methods and emission factors (EFs) in the international scientific literature, although this is not a formal requirement of the UNFCCC guidelines. This would promote understanding of the Japanese inventory as well as making valuable work more widely available worldwide.

土地利用変化及び林業（LULUCF）分野のための IPCC グッドプラクティスガイダンスの適用が待たれている。ERT は、必要であれば 1996 年改訂 IPCC ガイドライン（以下「IPCC ガイドライン」とする）を用いて総てのインベントリ年の LUCF データを示すことが報告要件であり、時系列を維持する必要があることから、日本に対して、これらを提出するように促した。日本は、F-gas の潜在排出量の完全な時系列と 1995 年以降の実排出量算定値を示している。ERT は、日本が F-gas 実排出量の算定を 1994 年以前にも広げることができるとを期待している点に留意した。その他、排出規模が大きいものの、報告されていない排出源がいくつかある。これらは、主にエネルギー分野及び工業プロセス分野において見受けられる。これらは、CRF の表 9 に特定されており、以下の各セクションにおいて適宜取扱うこととする。NIR では、検討中であるこれらの未推計排出源を特定している。

透明性

11. ERT は、NIR の発表によって透明性が大幅に向上した点に留意した。さらに、ERT は、NIR において CRF との相互参照が明確に示されている詳細な算定シートによって透明性が確保されていることについて、日本を称賛した。審査期間中の ERT 作業は、算定シートに示される情報を活用することによって大幅に円滑化された。NIR には、インベントリの作成に用いられた全ての情報源への参照が含まれている。また、インベントリ報告ガイドラインの正式な要件ではないが、情報資源の利用可能性を考慮したうえで、算定方法及び排出係数 (EFs) に関する技術的情報を国際的な科学文献に発表することによって透明性が向上される点に留意した。これによって、日本のインベントリに対する理解を促進するとともに、価値ある研究の全世界への普及をも促進するだろう。

12. As explained more fully in the Energy section of this report, adjustments made to avoid double counting in the form of amounts subtracted from the total of other subsectoral estimates appear in the Manufacturing Industries and Construction and Transport sectors. These adjustments arise because of the way in which the high degree of integrated data on industrial energy consumption are used in the Japanese inventory, and because of the way in which bottom-up data are used to allocate transport emissions to subsectors. The ERT noted that the nature of the adjustments could be misunderstood and if they continue to be used recommends greater use of the documentation boxes to explain them, and possible publication of a supplementary short paper on the matter.

Recalculations and time-series consistency

13. The ERT noted that recalculations reported by the Party of the time series 1990–2001 had been undertaken because of revisions in the energy statistics, the inclusion of cement used as a solidification agent, and other revisions of activity data (AD). The recalculations increase the figures for emissions in 1990 and 2000 by 0.19 per cent and 0.10 per cent, respectively. The NIR identifies these revisions and the corresponding CRF tables have been completed. The ERT noted that the revisions are relatively small and considered them justified, but believed that a somewhat fuller discussion in the NIR would increase transparency, which will be important if larger adjustments occur in future.

14. The NIR identifies the possibility of using the calendar year rather than the fiscal year as the basis for reporting in the inventory, and this was discussed at some length during the in-country review. Japan's main national statistics are produced on a fiscal year basis. The Party informed the ERT that it would be possible to shift to a calendar year basis for the 2006 inventory

12. この報告書の「II. エネルギー」で十分に説明しているように、「製造業及び建設業」と「運輸」において、二重計上を回避するための重複補正が、他の下位カテゴリーの合計算定値を差し引くという形式で行われている。こうした重複補正は、高度に統合されたエネルギー消費量データが日本のインベントリに用いられ、運輸部門の排出量を下位カテゴリーに配分するためにボトムアップデータが用いられていることに起因している。ERTは、重複補正が誤解を受ける可能性があるため、重複補正の活用を継続する場合は、これを説明するために文書欄 (documentation boxes) をさらに活用し、関連する補足的な簡易文書を可能な限り発表することが望ましい点に留意した。

再計算と時系列一貫性

13. ERTは、日本から報告された1990年から2001年の時系列についての再計算が、エネルギー統計の更新、固化材原料用セメントの包含、その他活動量データ (AD) の更新に伴って実施された点に留意した。再計算の結果、1990年の排出量は0.19%、2000年の排出量は0.10%増加した。NIRでは、こうした更新を特定し、対応するCRFの作成も完了している。ERTは、更新が比較的小規模であり、正当であると判断したが、NIRにおける議論を幾分深めることによって透明性が増し、こうしたことが今後大規模な調整が行われる場合に重要になると確信した。

14. NIRは、インベントリ報告の原則として年度値ではなく暦年値を使用する可能性を示しており、このことは訪問審査の中でも長時間に亘って詳細に議論された。日本の主要な国家統計は年度値を基準にして作成されている。日本はERTに対して、2006年のインベントリ提出 (2004年度データを提供) から暦年値に移行することは可能であるが、

submission (which would provide data for the year 2004), but that detailed inventory estimates could not be made to recalculate the time series back to 1990. The ERT noted that shifting the basis in this way would introduce an inconsistency into the time series in 2004, which would be inconsistent with the overriding requirement in the IPCC good practice guidance for time-series consistency. Changing to a calendar year basis could also make validation more difficult if published AD for the inventory year were not available for cross-checking. The ERT therefore concluded that it would be preferable for Japan to continue to report to the UNFCCC on a fiscal year basis, but encourages Japan to continue its work on the possibilities for conversion.

Uncertainties

15. Appendix 3 of the NIR provides a detailed discussion of level uncertainties using the IPCC tier 1 method. This introduces a classification of EFs and activity uncertainties according to whether they are based on sampling data, expert judgement or (for EFs) IPCC default values. The NIR also describes national guidelines developed by Japan on how to assess the uncertainties of individual data items within this framework, and says that specific responsibility for assessing uncertainties has been given to the Committee for Greenhouse Gas Estimation Methods set up by the Ministry of the Environment (MOE). Appendix 4 quantifies uncertainties by sector and in combination for the inventory as a whole; the latter is found to be between 2 per cent and 3 per cent in 2001. This is an unusually low uncertainty in a total emissions estimate, given the values quoted by other Annex I Parties. Exploratory calculations by the ERT indicate that the reason for this is that emissions of N₂O from agricultural soils (which commonly dominate the uncertainty in total emissions in other countries) are unusually low in Japan, reflecting the pattern of land use. The uncertainties for other categories are

詳細なインベントリ算定値については 1990 年まで時系列を遡って再計算することはできないと報告した。ERT は、このように報告基準を移行することによって 2004 年の時系列に不整合が生じることになり、時系列の一貫性に関する IPCC グッドプラクティスガイダンスの最優先要件と矛盾することになる点に留意した。また、インベントリ年に公表された活動量データがクロスチェックのために使用できない場合は、暦年値への変更によって妥当性の確認が困難になってしまう可能性がある。したがって、ERT は、日本は年度値を用いた UNFCCC 報告を継続することが望ましいが、暦年値への変更の可能性に関する研究を継続することを奨励すると結論づけた。

不確実性

15. NIR の別添 3 では、IPCC の Tier 1 を用いることによって、不確実性について詳細に議論している。これは、排出係数及び活動量データの不確実性がサンプリングデータ、専門家判断、(排出係数の) IPCC デフォルト値のいずれに基づくかによって、排出係数及び活動量データの不確実性が分類されることを紹介するものである。また、NIR は、この枠組みにおける個別データ項目の不確実性評価方法に関する日本独自のガイドラインについて説明するとともに、不確実性評価に関する責任が環境省 (MOE) によって設置された「温室効果ガス排出量算定方法検討会」に帰属すると述べている。別添 4 では、分野別の不確実性とインベントリ全体を対象に組み合わせた不確実性を定量化している；後者は、2001 年に 2~3% であるということが判明した。これは、総排出量の不確実性としては、他の附属書 I 国より示された値からみて非常に低い値である。ERT による予備算定によると、不確実性が低いのは、土地利用形態の影響によって、農耕地土壌からの N₂O 排出量 (一般に他の国では、総排出量の不確実性の大部分を占めている) が非常に小さいためであることが示唆された。その他のカテゴリーの不確実性は、他国のインベン

comparable with those in other national inventories. The ERT complimented Japan on its careful and systematic approach to uncertainty assessment. This could be developed to provide an estimate of the uncertainty in the trend as well as in the level of emissions, and could be used in conjunction with the key source analysis in prioritizing the methodological development of the inventory.

Verification and quality assurance/quality control approaches

16. The NIR provides information on quality assurance and quality control (QA/QC) as part of the description of the overall inventory preparation process. The compilation process provides opportunities for computational checks by the MOE and by stakeholder organizations which are provided with copies of the relevant worksheets for this purpose. The MOE has specific responsibility for making improvements based on internal review of the inventory for the previous year. The sectoral breakout groups described below carry out review and evaluation of methodologies and about 60 experts participate in this process. There are plans to introduce independent third-party review. The additional effort required to put in place a formal QA/QC plan as set out in the IPCC good practice guidance would not be great and the ERT believes that this would be a useful step to take. The ERT also noted that more use could be made for verification purposes of energy balance calculations by fuel and sector.

Institutional arrangements

17. The MOE has overall responsibility for the national inventory and has established a Committee for Greenhouse Gas Estimation Methods with five breakout groups covering the main sectors (Energy and Industrial Processes, Transportation, Agriculture, Waste and Fluorinated Gases). Other ministries (notably the Ministry of the Economy, Trade and Industry (METI), the Ministry of Land, Infrastructure

トリと同程度である。ERT は、日本の不確実性評価に対する入念かつ体系的なアプローチを称賛した。こうした不確実性評価に対するアプローチは、排出量レベルだけではなくトレンドの観点からも不確実性を算定するために構築され、インベントリ方法論作成の優先順位をつける上で主要排出源分析と連動して用いられる可能性がある。

検証と品質保証／品質管理の方法

16. NIR は、全般的なインベントリ作成プロセスの説明の一環として、品質保証及び品質管理 (QA/QC) に関する情報を示している。作成プロセスでは、環境省及び関係機関に対して算定チェックの機会を与えるべく、関連する算定シートの写しを提供している。環境省は、前年インベントリの国内検証に基づいて改善を行う責任を負っている。以下に説明する分科会では、算定方法の検証と評価を行い、このプロセスに約 60 人もの専門家が参加している。独立した第三者による検証の導入も計画している。IPCC グッドプラクティスガイダンスに示される正式な QA/QC 計画を導入するために必要な追加的な労力は大きくなく、ERT はこれを有益なステップであると確信している。また、ERT は燃料種別及び分野別に算定されたエネルギーバランスを検証するために、QA/QC 計画が利用される可能性がある点にも留意した。

制度的取り決め

17. 環境省は、国家インベントリに対して全般的な責任を負っており、主要な分野（エネルギー・工業プロセス、運輸、農業、廃棄物、HFCs 等 3 ガス）を対象とする 5 つの分科会を含む温室効果ガス排出量算定方法検討会を設置している。その他の省庁（特に、経済産業省 (METI)、国土交通省、農林水産省、厚生労働省）及び関係機関も係っている。実際の作成は、国立環境研究所内に設置さ

and Transport, the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, and the Ministry of Health, Welfare and Labour) and stakeholder organizations are involved. Actual compilation is undertaken with the assistance of consultants by the Greenhouse Gas Inventory Office in the National Institute for Environmental Studies. The ERT noted the importance of coordination and believed that the institutional arrangements set up by Japan are a good basis for maintaining this coordination.

Record keeping and archiving

18. CRF spreadsheets together with the linked worksheets and printed material are archived each year in the Greenhouse Gas Inventory Office. Confidential material relating to emissions of some fluorinated compounds is archived each year at METI. These arrangements could usefully be formalized as part of the QA/QC plan.

Follow-up to previous reviews

19. The ERT expressed its appreciation to Japan for providing the NIR, which overcomes major problems in transparency of the Japanese inventory identified in the previous review, and noted the need to complete the response to cover all the issues raised during the previous reviews and previous review stages, such as explanation of outlier implied emission factors (IEFs) and unstable trends, and the lack of data on actual emissions of fluorinated gases for the years 1990–1994.

D. Areas for further improvement

Identified by the Party

20. The NIR identifies the need to develop estimates for sources currently reported as not estimated (“NE”) in the CRF, and the need to review the use of default estimation methods where these are used in the inventory.

Identified by the ERT

れた温室効果ガスインベントリオフィス（GIO）の技術支援を受けながら執り行っている。ERTは、連携の重要性に留意するとともに、こうした連携を維持するために日本の制度的取り決めが良好な基盤となると確信している。

記録と保管

18. CRFは、リンク関係にある算定シート及び印刷物と共に、温室効果ガスインベントリオフィス（GIO）で毎年保管されている。一部の F-gas 排出に関連する秘匿情報については、METI で毎年保管されている。こうした取り決めは、QA/QC 計画の一環として有効に形式化することができるだろう。

前回審査のフォローアップ

19. ERT は、NIR を提示することによって前回審査において特定された日本のインベントリの透明性に関する主要な問題を克服したことに対して高い評価を与えるとともに、見かけの排出係数 (IEFs) の外れ値や不安定なトレンドに関する説明、1990 年から 1994 年までの F-gas の実排出量に関するデータ欠損といった前回審査及び審査の初期段階において挙げられた総ての問題に完全に対処する必要性に留意した。

D. 今後の改善事項

日本によって特定された事項

20. NIR は、CRF において未推計 (NE) と現在報告している排出源の算定の必要性と、インベントリにおいてデフォルトの算定方法が用いられている部分については、デフォルトの算定方法の使用に関する検証の必要性を特定している。

ERT によって特定された事項

21. The ERT agreed with the NIR assessment and also identifies the following cross-cutting issues for improvement:

(a) Fuller use of key source analysis in choice of methodology;

(b) Provision of a quantified uncertainty estimate for the trend in emissions;

(c) Development of a QA/QC plan as described in chapter 6 of the IPCC good practice guidance.

22. Recommended improvements relating to specific source categories are presented in the relevant sector sections of this report.

II. ENERGY

A. Sector overview

23. In the year 2001, the Energy sector, including fugitive emissions, contributed approximately 1,149,540 Gg of CO₂ equivalent or 88.5 per cent of total emissions in Japan. Energy sector emissions contributed to the overall growth in emissions, increasing by 8.6 per cent between 1990 and the year 2001, while total emissions increased by 9.5 per cent in the same period. However, compared to the year 2000, greenhouse gas (GHG) emissions from the Energy sector fell by 1.9 per cent.

24. The major sources of emissions in the sector are stationary combustion of fuels (mainly imported steam coal, liquefied natural gas (LNG), heating oil A, kerosene, coke and town gas (also called gas works gas) and mobile sources (gasoline and diesel oil). In Japan, as in many other countries, electricity is produced mainly from fossil fuels combustion. Compared to other countries, the share of fugitive emissions is relatively small. Most of Japan's key sources are in the Energy sector.

21. ERT は、NIR における分析結果に賛同するとともに、改善のために以下の分野横断的な問題を特定した：

(a) 方法論の選択に際して主要排出源分析をさらに活用すること；

(b) 排出量のトレンドに関する定量的な不確実性評価を実施すること；

(c) IPCC グッドプラクティスガイダンス第6章に示された QA/QC 計画を作成すること。

22. 個別の排出源について提案する改善点は、この報告書の関連セクションに記載する。

II. エネルギー

A. 分野の概要

23. 2001 年における燃料からの漏出を含むエネルギー分野の排出量は約 1,149,540Gg であり、日本の CO₂ 総排出量の 88.5% に相当する。エネルギー分野の排出量は 1990 年から 2001 年の間に 8.6% 増加し、同じ期間に総排出量は 9.5% 増加した。しかしながら、2000 年と比較すると、エネルギー分野からの温室効果ガス (GHG) 排出量は 1.9% 減少している。

24. エネルギー分野における主な排出源は、固定発生源における燃焼（主に、一般炭（輸入炭）、液化天然ガス (LNG)、A 重油、灯油、コークス、都市ガス（「gas works gas」とも呼ばれる）、自動車燃料（ガソリン及びディーゼル油））である。他の多くの国々と同様に、日本では、発電を主に化石燃料の燃焼に依存している。他の国と比べて、燃料からの漏出の割合は比較的少ない。日本の主要排出源のほとんどはエネルギー分野に含まれる。

25. Japan has developed a GHG emissions inventory of good quality in the Energy sector with comprehensive and transparent archiving system of numerous linked spreadsheets with supporting data that provide direct and automatic input to the CRF. Country-specific methods are widely used, with countryspecific data being derived from dedicated studies (e.g., surveys of AD and direct measurements of emissions or EFs). Uncertainty analysis has been carried out for both AD and EFs for 2001, and the results are published in the NIR.

Completeness

26. The CRF includes estimates of all gases and sources of emissions from the Energy sector, as recommended by the IPCC Guidelines, and following the UNFCCC reporting guidelines. All relevant CRF tables (1990–2001) are complete, apart from minor gaps and inconsistencies within the tables that are identified below. Particular features of the way in which data have been allocated are explained in the documentation boxes and in the NIR.

Transparency

27. The information presented in both the CRF and the NIR is transparent and generally follows the IPCC Guidelines and the IPCC good practice guidance, although explanations are still needed regarding questions raised in previous 2003 review activities concerning apparently unstable trends for some non-CO₂ greenhouse gases and IEFs identified as outliers. Japan clarified during the review that the outliers are likely to be linked to national fuel standards, but the provision of more transparent information on this and an explanation for the apparently unstable trends would be useful. Energy balance data are provided in the worksheets. References to background studies/reports with descriptions of country-specific methodologies are given in the NIR and additional useful information was

25. 日本は、エネルギー分野において、CRF に直接的かつ自動的に入力される補完データと数多くリンクした算定シートの包括的かつ透明性のある保管システムを伴って、品質の高い GHG 排出インベントリを作成している。日本固有の算定方法が幅広く使用されているが、これらは専門的研究（例：活動量データ調査や排出量または排出係数の直接測定）から得られる日本固有のデータを伴っている。不確実性評価は、2001 年の活動量データ及び排出係数を対象に実施され、その結果は NIR において公表されている。

完全性

26. CRF は、IPCC ガイドラインにおいて推奨され、インベントリ報告ガイドラインに準拠するように、エネルギー分野における総てのガス及び排出源の算定値を含んでいる。以下で特定するような表中の小さな抜けや不整合を除いて、関連する総ての CRF（1990～2001 年）は完成している。データの割当方法に関する特性は、文書欄及び NIR において説明されている。

透明性

27. CRF 及び NIR に示された情報は透明性が確保され、概ね IPCC ガイドラインと IPCC グッドプラクティスガイダンスに準拠しているが、2003 年審査の初期段階において指摘された一部の非 CO₂ 温室効果ガスの著しく不安定なトレンドや外れ値として特定された見かけの排出係数に関する問題について、さらに説明する必要がある。日本は、審査期間中に、外れ値が日本の燃料基準に関係する可能性があることを明らかにしたが、これについてさらに透明性のある情報を提供し、著しく不安定なトレンドについて説明することが有益である。 エネルギーバランスデータは、算定シートに示されている。日本固有の方法論に関する説明が含まれる背景研究／報告の参照は NIR に示されており、追加的な有用情報が審査期間中及び審査後に ERT に提示された。

provided to the ERT during and after the review.

Recalculations and time-series consistency

28. Recalculations have been made for the years 1990–2000. The recalculations in the Energy sector concern both 1.A Fuel Combustion – CO₂, CH₄ and N₂O and 1.B Fugitive Emissions – CO₂ and CH₄. The largest corrections in both absolute and percentage terms are in sectors 1.A.4 Other Sectors and 1.B.2 Oil and Natural Gas. The former involves mainly CO₂ and the latter mainly CH₄ emissions. The revisions may be large in percentage terms for the gases and source categories concerned, and the overall effect on annual total national emissions is of the order of –1.56 per cent to +1.13 per cent, which is significant in terms of the trend. As stated in CRF tables 8(b) for 1990–2000, the recalculations were mainly due to corrections of errors in CH₄ emissions (1.B.2), the revision of EFs for CH₄, the revision of the number of wells drilled, and a complete revision of the national energy balance sheets. The recalculations indicate reductions of more than 90 per cent in CO₂ emissions from biomass (which are recorded as a memo item in accordance with the IPCC Guidelines and not included in the national total), and previously missing data for international bunkers have been included. These recalculations demonstrate Japan’s determination to continuously improve its GHG inventory by updating relevant information and eliminating identified errors.

Uncertainties

29. The NIR presents level uncertainties estimated by the responsible MOE committee as described above. Individual uncertainties by fuel have been reconciled with uncertainties given in the Japanese *General Energy Statistics*. This is consistent with the approach to dealing with correlation between categories set out in the IPCC good practice guidance. The ERT noted that it would be possible to extend the uncertainty analysis to include trend assessment.

再計算と時系列一貫性

28. 再計算は 1990～2000 年を対象に実施された。エネルギー分野における再計算は、「1.A 燃料の燃焼」 – CO₂, CH₄, N₂O 及び「1.B 燃料からの漏出」 – CO₂, CH₄ の両方に関係する。絶対値及びパーセント値において最も大きく修正されたのは、「1.A.4 その他の部門」及び「1.B.2 石油及び天然ガス」である。前者は主に CO₂ 排出量、後者は主に CH₄ 排出量に関係する。関連するガス及び排出源区分では、パーセント値の観点から修正による影響が大きくなるかもしれず、年間総排出量に対する全体的な影響は –1.56% から +1.13% に及び、トレンドの観点から重大である。1990～2000 年における再計算は CRF の表 8(b) に記載されているように、主に CH₄ 排出量の誤差修正 (1.B.2)、CH₄ 排出係数の修正、採掘井数の修正、エネルギーバランス表の全面的修正との理由から行われた。再計算によって、バイオマスからの CO₂ 排出量が 90% 以上減少し (IPCC ガイドラインに従ってメモ項目として記録されており、総排出量には含まれていない)、国際バンカー油の欠損データが含まれていることが示された。こうした再計算は、関連情報を更新し、特定された誤差を排除することによって、GHG インベントリを継続的に改善するという日本の決意を示している。

不確実性

29. NIR では、前述の責任ある環境省所管委員会によって評価された不確実性が示されている。燃料別の不確実性は、日本のエネルギーバランス表に示される不確実性と整合が図られている。これは、IPCC グッドプラクティスガイダンスに示されているカテゴリー間の相互関係を取り扱う方法と一致している。ERT は、不確実性評価を拡大し、トレンドアセスメントを含めることが可能である点に留意した。

Verification and quality assurance/quality control approaches

30. The NIR contains general information on verification and QA/QC, but no significant sector-specific information is provided.

B. Reference and sectoral approaches

Comparison of the reference approach with the sectoral approach and international statistics

31. In the CRF reference approach table, physical units (Gg for solid and liquid fuels, million m³ for gaseous fuels) rather than energy units should be used up to the conversion factor column. The part referring to biomass should be completed. All the values in the fraction of carbon oxidized column are assumed in the 2003 submission to be 1.0, whereas country-specific or default IPCC values (p. 1.29 of the Reference Manual) could have been used. Missing notation keys should be added. Similar remarks apply to the reference approach tables in the CRFs for the preceding years.

32. The AD for liquid fuels in CRF table 1.A(c) (Reference Approach vs. National Approach for CO₂ Emissions from Fuel Combustion) differ by more than 20 per cent, and these emissions correspond to 2.38 per cent of total national CO₂ emissions. This difference should be explained.

International bunker fuels

33. In its response to previous 2003 review activities, Japan explained that the differences between the IEFs for CO₂ for jet kerosene as between domestic and international aviation stem from the use of different calorific values – net calorific value (NCV) for international and gross calorific value (GCV) for domestic aviation – when assessing the respective AD.

検証と品質保証／品質管理の方法

30. NIR には、検証及び QA/QC に関する一般的情報が含まれているが、重要な分野固有の情報は示されていない。

B. レファレンスアプローチと部門的アプローチ

レファレンスアプローチと部門別アプローチの比較と国際統計

31. CRF のレファレンスアプローチ表では、換算係数 (Conversion Factor) 欄にエネルギー単位ではなく、物理単位 (固体燃料及び液体燃料には Gg、気体燃料には 100 万 m³) を用いるべきである。また、バイオマスに関する部分を完成させるべきである。酸化炭素比率は、日本固有の値あるいは IPCC デフォルト値 (Reference Manual、Page 1.29) を用いてよいとされているが、2003 年提出では総ての酸化炭素比率欄において 1.0 と仮定されている。注釈記号 (Notation key) の記載が欠けている場合は、追加すべきである。同様の所見は、前年の CRF のレファレンスアプローチ表にも当てはまる。

32. CRF の表 1.A(c) (燃料の燃焼に伴う CO₂ 排出量に関するレファレンスアプローチ対国別アプローチ) における液体燃料の活動量は 20% 以上も異なり、これらの排出量は CO₂ 総排出量の 2.38% に相当する。この相違について説明すべきある。

国際バンカー油

33. 2003 年審査の初期段階への対応の中で、日本は、ジェット燃料油に関する CO₂ の見かけの排出係数が国内航空と国際航空で異なるのは、異なる発熱量を用いていることに起因する、すなわち、それぞれの活動量データを算定する際に、国際航空では低位発熱量 (NCV)、国内航空では高位発熱量 (GCV) を用いているためであると説明した。

The same calorific value should be used in future submissions.

Feedstocks and non-energy use of fuels

34. The source category Manufacturing Industries and Construction given in table 1.A(d) Sectoral Background Data for Energy: Feedstocks and Non-Energy Use of Fuels is too general to be very informative, and it would be useful to provide a more detailed description of the relevant subsectors.

C. Key sources

35. The ERT noted that the list of key sources indicated by the UNFCCC secretariat differs from the list identified by Japan (2001 NIR). The differences arise mainly because the secretariat applied a tier 1 method with aggregated fuel categories such as Stationary Combustion: Coal, Gas – CO₂, while Japan in general has used for the analysis individual fuels such as steam coal (imported or indigenous – the latter further disaggregated into open pit and underground), coke, blast furnace gas, coke oven gas and pulverized coal injection (PCI) coal. In the case of the Energy sector, Japan has identified 28 key sources (for both level and trend assessment) and described them in detail in appendix 2 of the NIR, while the estimate by the secretariat covers only seven corresponding key sources. The level of disaggregation used by the Party provides more useful information to help an understanding of the Japanese inventory. When the respective individual key source categories indicated by Japan are summed to obtain level assessment estimates for aggregated fuel categories, the resulting estimates largely agree with the secretariat's estimates. This is not, however, the case with the trend assessment contribution, where there are significant differences. These are briefly discussed in the next paragraph.

今後の提出では、同じ発熱量を用いるべきである。

原料油及び燃料の非エネルギー利用

34.表 1.A(d)「エネルギー分野における部門別背景データ」の排出源区分「製造業及び建設業」：原料油及び燃料の非エネルギー利用は、情報として極めて概略的であり、関連する下位カテゴリーについて詳細に説明するとよい。

C. 主要排出源

35. ERT は、UNFCCC 事務局より示された主要排出源のリストと日本より示されたリスト（2001NIR）が異なる点に留意した。この相違は主に、事務局が「固定発生源における燃焼」：石炭、ガス－CO₂ といった統合された燃料区分を用いて Tier 1 を適用しているのに対し、日本は概して、一般炭（輸入炭または国産炭－後者はさらに露天掘国産炭と坑内掘国産炭に分解される）、コークス、高炉ガス、コークス炉ガス、吹込用原料炭(PCI) といった個別の燃料を分析に用いたことによる。エネルギー分野において、日本は 28 の主要排出源（レベルアセスメントとトレンドアセスメント両方について）を特定し、NIR の別添 2 に詳細に説明しているが、事務局による算定では 7 つの主要排出源を特定したに過ぎない。日本が用いた解像度の方が、日本のインベントリの理解に役立つ有益な情報が示されている。日本が示した個別の主要排出源を合計し、統合された燃料区分についてレベルアセスメントを行うと、結果は事務局による評価と概ね一致する。しかし、これはトレンドアセスメントには当てはまらず、大きな相違が生じてしまう。これについては、次のパラグラフで簡潔に論じる。

36. For level uncertainty the most important sectors within the Energy sector involve CO₂ emissions only and they include stationary combustion of coal and oil (including secondary fuels), with contributions exceeding 28 and 27 per cent, respectively; and mobile combustion – road transport, with a contribution of over 19 per cent. For trend uncertainty, the largest contributions come from mobile combustion: road transport – CO₂, with 13.6 per cent; and stationary combustion: oil and gas – CO₂, with 13 and 12.9 per cent, respectively. Japan’s estimates sometimes differ significantly from the secretariat’s.

Stationary combustion: all fuels – CO₂

37. For all types of fuel, country-specific CO₂ EFs have been used (table 3.1 of the NIR). For all fuels (except coke and coke-derived gases and town (gas works) gas) the EFs are constant over the entire period 1990–2001. There is a jump in the EFs used for coke between 1999 and 2000. The values for the years 1990–1999 (approximately 28 t C/TJ gross) are reasonable, leading to a CO₂ EF for coke of approximately 100 Tg CO₂/GJ, while the value for the year 2000 (25.91 t C/TJ gross) seems to be too low. The EFs for coke oven gas are different in different NIR tables (NIR tables 3-1 – Sectoral Approach and 3-3 – Reference Approach). These inconsistencies should be explained and corrected as necessary.

38. Many of the IEFs (for mostly liquid and gaseous fuels) in subsectors 1.A.1, 1.A.2 and 1.A.4 are among the lowest of reporting Parties. Japan explained that this was because of fuel quality standards. This information should be provided in the NIR with appropriate references to the standards themselves.

Mobile combustion

39. The NIR sets out that emissions from road transport

36. 不確実性のレベル分析については、エネルギー分野において最も重要な分野は CO₂ の排出のみであり、石炭と石油の固定発生源における燃焼（二次エネルギーを含む）が含まれ、それぞれ石炭が 28%以上、石油が 27%以上を占めている。また、移動発生源における燃焼—自動車も含まれ、19%以上を占めている。不確実性のトレンド分析について最も寄与率が高いのは、移動発生源における燃焼：石油及びガス—CO₂ であり、石油が 13%、ガスが 12.9%を占めている。日本の評価は、しばしば事務局の評価と大幅に異なっている。

固定発生源における燃焼：総ての燃料—CO₂

37. 総ての燃料種に対して、日本固有の CO₂ 排出係数が用いられている（NIR の表 3.1）。総ての燃料（コークス、コークス由来ガス、都市ガス（gas works gas）は除く）について、排出係数は 1990 年から 2001 年の全期間を通して一定である。コークスに用いられた排出係数は、1999 年と 2000 年の間で大きな変動を示している。1990 年から 1999 年にかけての値（グロス量約 28t C/TJ）は妥当であり、コークスの CO₂ 排出係数は約 100Tg CO₂/GJ となっているが、一方で 2000 年の値（グロス量 25.91t C/TJ）は著しく低いと考えられる。コークス炉ガスの排出係数は、NIR の表（NIR 表 3-1—部門別アプローチと表 3-3—レファレンスアプローチ）によって値が異なる。これらの不一致について説明を行い、必要に応じて修正すべきである。

38.1.A.1、1.A.2、1.A.4 における見かけの排出係数（IEFs）の多くは（主に液体燃料と気体燃料）、報告を行っている締約国の中でも最も低い値である。これについて、日本は、燃料の品質基準に起因すると説明した。こうした情報は、基準に対する適切な参照とともに NIR に示すべきである。

移動発生源における燃焼

39. NIR は、自動車からの排出が Tier 3 を用いて

have been calculated using the tier 3 method. EFs for CH₄ and N₂O have been established for each type of fuel in each category of vehicle, using actual Japanese data (tables 3-6 and 3-7). The method used to establish EFs was to take a weighted average estimated for each category of running speed, using the proportion of mileage by each running speed for each category given in the Ministry of Land, Infrastructure and Transport's *Road Transport Census*. The EFs reflect motor vehicle operation in Japan by using the proportion of mileage by each running speed during times of congestion.

40. Several CO₂ IEFs in road transport (for diesel oil, other fuels – liquefied petroleum gas (LPG)), civil aviation (for jet kerosene and aviation gasoline) and navigation (for diesel oil – heavy oil) are among the lowest of reporting Parties. Japan explained that this was because of fuel quality standards. This information should be provided in the NIR with appropriate references to the standards themselves.

Fugitive emissions

41. CH₄ emissions from 1.B.1 Coal Mining and Handling in 2001 are identified as a key source in trend assessment (tier 1). Emissions are estimated based on domestic research (NIR). The secretariat's analysis does not show this category as a key source.

D. Non-key sources

42. Japan reports negative emissions for CH₄, N₂O, carbon monoxide (CO), nitrogen oxide (NO_x) and sulphur dioxide (SO₂) in subsectors 1.A.1, 1.A.2, 1.A.4 for all fuel types (solid, liquid, gaseous) in several source categories. This results from the use of negative EFs. As explained to the ERT, the negative EFs are country-specific values derived from surveys of installations and research on measured emissions. Negative EFs for CH₄ and N₂O are derived because

算定されていることを示している。CH₄及びN₂Oの排出係数は、日本の実データ（表3-6と表3-7）を用いて、各車両種の燃料タイプ別に設定されている。排出係数の設定方法は、走行速度区分別に算定した排出係数を国土交通省「道路交通センサス」に示された走行速度別の走行量割合を用いて加重平均するというものである。排出係数は、混雑時における走行速度別の走行量割合を用いることによって、日本の自動車走行実態を反映させている。

40.自動車（軽油、その他の燃料—液化石油ガス（LPG）、航空機（ジェット燃料、航空ガソリン）、船舶（軽油—重油）における一部のCO₂の見かけの排出係数（IEFs）は、報告を行っている締約国の中で最も低い値となっている。これについて、日本は、燃料の品質基準に起因すると説明した。こうした情報は、基準に対する適切な参照とともにNIRに示すべきである。

燃料からの漏出

41.2001年の「1.B.1 石炭採掘」におけるCH₄排出量は、トレンドアセスメント（Tier1）において主要排出源とされている。排出量は、国内調査に基づいて算定されている（NIR）。事務局による分析では、当該カテゴリーを主要排出源として示していない。

D. 非主要排出源

42.日本は、一部の排出源区分の下位区分「1.A.1」、 「1.A.2」、 「1.A.4」について、全燃料タイプ（固体燃料、液体燃料、気体燃料）を対象として、CH₄、N₂O、一酸化炭素（CO）、窒素酸化物（NO_x）、二酸化硫黄（SO₂）を負の排出として報告している。これは、負の排出係数を用いていることに起因する。ERTに説明したように、負の排出係数は、施設調査や測定排出量に関する研究から導かれた日本固有の値である。CH₄とN₂Oの負の排出係数は、

measured concentrations of these GHGs in flue gases are lower than in the ambient air. In some cases the signs of the respective EFs may be negative for one gas (e.g., CH₄) and positive for another (e.g., N₂O). The ERT noted that negative EFs are not consistent with the current IPCC Guidelines or the IPCC good practice guidance, which count the positive emissions in the flue gases rather than the difference between flue gas and ambient concentrations. The ERT believes that the measurements and survey work should still be used in the inventory, but that emissions should be calculated using the positive EFs calculated from the data that reflect the actual emissions in the flue gases. The ERT encourages the Party to use the NIR to provide information on the specifics of the mass balance used, and suggests that it consider publication of the survey work and associated measurements in the peer-reviewed literature.

43. The ERT was informed that for all types of fuel country-specific EFs for CH₄ and N₂O are used. The estimates are based on actual measurements (Ministry of the Environment, *Research of Air Pollutant Emissions from Stationary Sources*, called the *MAP Survey*). Extensive MAP surveys were carried out in fiscal years 1992, 1995, 1996 and 1999, covering all facilities emitting soot and smoke. In the years 1990, 1991, 1993 and 1994, sampling surveys were conducted only at large-scale facilities and operating sites (NIR). The ERT learned that for some source categories different AD are used for calculating CO₂ emissions (generally based on energy statistics) and non-CO₂ emissions (based on consumption figures). The ERT recognized the importance of the MAP surveys as a source of information for estimating non-CO₂ emissions. However, AD should in principle be consistent and statistical work to establish the relationship between data sources should be considered.

これら GHG の測定濃度が吸気ガスよりも排気ガスの方が低いことに由来する。場合によっては、各排出係数の符号が、あるガス（例えば CH₄）では負であり、他のガスでは（例えば N₂O）では正となるかもしれない。ERT は、現行の IPCC ガイドラインまたは IPCC グッドプラクティスガイダンスが排出係数を排気ガスと吸気ガスの濃度差ではなく排気ガスにおける正の排出とみなしており、負の排出係数がこれらに準拠していない点に留意した。ERT は、依然として測定及び調査をインベントリに用いるべきであるが、排気ガスの実排出量を反映したデータから算定される正の排出係数を用いて排出量を算定すべきであると確信している。ERT は、日本に対して、使用したマスマランスの特性に関する情報を提供するために NIR を用いるように奨励し、審査付き学術専門誌における調査や関連測定に関する発表を検討することを提案した。

43. ERT は、総ての燃料種について日本固有の排出係数が CH₄ と N₂O に用いられているとの情報を得た。この値は、実際の測定に基づいている（環境省「大気汚染物質排出量総合調査」。以下、「MAP 調査」）。大規模な MAP 調査が 1992、1995、1996、1999 年度に実施され、全ての煤煙発生施設が調査対象とされた。1990、1991、1993、1994 年度には、大規模施設と事業所のみを対象に抽出調査が行われた（NIR）。ERT は、一部の排出源区分において、CO₂ 排出量（一般にエネルギー統計に基づく）と非 CO₂ 排出量（消費量に基づく）の算定に異なる活動量データが使用されていることを確認した。ERT は、MAP 調査が非 CO₂ 排出量算定の情報源として重要であることを認識した。しかしながら、活動量データは原則的に一貫しているべきであり、統計学的作業によってデータソース間の関係を立証すべきである。

44. Many of the IEFs (mostly for liquid and gaseous fuels) in subsectors 1.A.1, 1.A.2 and 1.A.4 are among the lowest of reporting Parties. Japan explained that this was because of fuel quality standards. This information should be provided in the NIR with appropriate references to the standards themselves.

E. Country-specific issues

Duplication adjustments

45. CRF table 1 includes two duplication adjustments for CO₂, CH₄, N₂O, NO_x, CO and SO₂ for subsectors 1.A.2 and 1.A.3. These adjustments have been made to eliminate double counting of emissions that would otherwise occur. During the review, Japan explained that adjustment is needed in sector 1.A.2 Manufacturing Industries and Construction because of the high degree of integration in industrial energy use in Japan. Many of the industrial plants in Japan operate in two or more industrial subsectors. For example, iron and steel plants are often combined with chemical plant, making it difficult for those plants to disaggregate fuel use between two or more distinct industrial activities. Consequently, the entire fuel use in a plant is attributed in the statistical reporting to two or more industry sectors. As a result, emissions for individual industry sectors are overestimated because fuel consumption is counted twice or more often at plant level. However, the total fuel consumption for such plants is known, and the double counting can be corrected by means of the duplication adjustment, which is a lump figure that is applied to the entire sector 1.A.2.

46. In the case of the Transport sector, the potential for double counting results from the application of the bottom-up consumption statistics to allocate emissions. These statistics tend to overestimate (by about 7 per cent in energy terms) total fuel use as compared to

44. 下位区分「1.A.1」、「1.A.2」、「1.A.4」における見かけの排出係数（ほとんどが液体燃料と気体燃料の IEFs）の多くは、報告を行っている締約国の中で最も低い値となっている。これについて、日本は、燃料の品質基準に起因すると説明した。こうした情報は、基準に対する適切な参照とともに NIR に示すべきである。

E. 日本固有の問題

重複補正

45. CRF の表 1 は、下位区分「1.A.2」と「1.A.3」における CO₂、CH₄、N₂O、NO_x、CO、SO₂ の 2 つの重複補正を含んでいる。こうした補正は、排出量の二重計上を排除するために実施されたものであり、補正が行われなければ二重計上が発生することになる。審査期間中、日本は、国内のエネルギー利用が高度に統合されていることから、「1.A.2 製造業及び建設業」について補正を実施する必要があると説明した。日本の産業用プラントの多くは、複数の産業関連の下位区分と関係している。例えば、鉄鋼プラントはしばしば化学プラントと結びついており、複数の個別活動に燃料使用量を配分することが困難となっている。最終的に、統計学的報告では、プラントにおける全燃料使用量が複数の産業セクターに割り当てられることになる。結果として、プラントレベルにおいて燃料消費量が複数回計上されることになり、個々の産業セクターの排出量は過大に見積もられてしまう。しかし、プラントの合計燃料消費量は把握されるため、重複補正を用いて二重計上を補正することは可能であり、合計値を「1.A.2」の全体に適用すればよい。

46. 運輸部門については、ボトムアップ消費量の統計値を適用し、排出量を配分することによって二重計上の可能性が生まれる。こうした統計値は、燃料供給量に比べて全燃料使用量を過大に見積もる傾向がある（エネルギー項目において 7%程度）。

statistics of fuel supply.

47. The duplication adjustments can be misinterpreted and may also complicate analyses of policies and inter-sectoral comparisons. The ERT recommends that Japan give consideration to approaches to the allocation of emissions that would avoid the need for duplication adjustments, though without loss of transparency, for use in its future inventories.

Activity data

48. Japan uses different AD for calculating some CO₂ and non-CO₂ emissions. As explained to the ERT, the AD for CH₄ and N₂O differ from those used for CO₂ because they are derived from surveys, whereas the energy data used for CO₂ estimates come from the national energy statistics. In principle, and in accordance with the IPCC good practice guidance, there should be only one consistent figure for AD for a given combination of subsector and fuel. The ERT recommends the use of identical AD for CO₂ and non-CO₂ emissions estimates. If necessary statistical scaling based on stratified sampling could be used to establish the relationships between the data sets.

F. Areas for further improvement

Identified by the Party

49. In several of the CRF tables the notation “NCV” has been used instead of “GCV”, which should be used to reflect Japanese energy data. This is simply an editorial matter – it does not affect the emissions estimates and will be corrected in Japan’s future submissions. Japan indicated during the review that there is an imbalance in the carbon budget between input and output data for petroleum refineries. For 1990 data, carbon input is larger by 5 million tonnes than output, while in 2001 the opposite is true and the output

47. 重複補正は誤解を招く可能性があり、政策分析や部門間の比較分析を複雑にするかもしれない。ERT は、日本が将来のインベントリにおける活用に向けて、透明性を失うことなく重複補正を回避する排出量の配分方法について検討を行うことを推奨する。

活動量データ

48. 日本は、一部の CO₂ 排出量及び非 CO₂ 排出量の算定に異なる活動量データを用いている。ERT に説明したように、CH₄ 及び N₂O の活動量データは CO₂ に用いられる活動量データとは異なっているが、これは CH₄ 及び N₂O の活動量データが調査に基づいた値であり、CO₂ の算定に用いられるエネルギーデータは国のエネルギー統計に由来しているためである。原則的には、そして IPCC グッドプラクティスガイダンスに従えば、下位区分と燃料の組み合わせについては、活動量データを一貫した値とすべきである。ERT は、CO₂ 排出量及び非 CO₂ 排出量の算定に、同一の活動量データを使用することを推奨する。必要であれば、層化抽出法に基づく統計解析を用いて、データ間の関係を立証してもよい。

F. 今後の改善事項

日本によって特定された事項

49. CRF における一部の表では、日本のエネルギーデータを反映させるために用いるべき「GCV」の代わりに「NCV」が用いられている。これは単に編集に関する問題である – 排出量算定値に影響するものではなく、日本の今後の提出において修正されるものである。日本はレビュー期間中に、石油精製業における炭素の投入量及び産出量の収支に不均衡があることを指摘した。1990 年のデータによると、炭素の投入量が産出量を 5 百万トン上回り、2001 年には逆転現象が起り、炭素の産出量

exceeds the input by 3 million tonnes of carbon. Japan is studying the cause of the apparent trend in emissions estimates and may make a proposal on how to deal with it. The ERT noted that any proposal of this type should be transparently documented and based on actual understanding of the reasons for the trend, rather than simply adjusting one set of figures to agree with another.

Identified by the ERT

50. Some questions posed in previous 2003 review activities are still pending. Although use of national standards and survey data help explain IEFs which appear low compared with values derived using data from other countries, these factors do not self-evidently account for the unstable emission trends identified in subsectors 1.A.1–1.A.4.

51. The following main areas have been identified by the ERT:

(a) The use of duplication adjustments, especially for the Transport sector (1.A.3). The data reported in this source category should be presented without the adjustments, provided this is analytically feasible without loss of transparency;

(b) The use of negative EFs for some non-CO₂ emissions (fuel combustion). The ERT recommends Japan to replace the use of negative EFs for non-CO₂ emissions by the corresponding positive EFs for flue gases, based on domestic surveys and research;

(c) The application of different AD for calculation of CO₂ and non-CO₂ emissions for some source sectors. The ERT recommends Japan to establish the statistical relationship between the AD sets so that consistent AD can be used.

52. A number of minor corrections/additions to CRF and NIR have also been identified, which the ERT

が投入量を 3 百万トン上回った。日本は、排出量算定値のはっきりとしたトレンドの原因について研究しているところであり、対処方法について提案を行う可能性がある。ERT は、このような提案が透明性を確保した上で文書化され、単純な数値の補正ではなくトレンドの原因に関する本質的理解に基づいているべきである点に留意した。

ERT によって特定された事項

50. 2003 年審査の初期段階において挙げられた一部の問題点が未解決のままである。日本の基準や調査データは、見かけの排出係数が他国のデータから導かれた値よりも低いことを説明するために役立つが、こうした要素だけでは、下位区分「1.A.1」～「1.A.4」において特定された不安定な排出量トレンドの説明にはならない。

51. ERT によって、以下の主要事項が特定された：

(a) 重複補正の使用、特に運輸部門 (1.A.3) について。重複補正を行わずに当該排出源区分において報告するデータを示すことが分析的に可能であり、透明性を失わないのであれば、重複補正を行うべきではない。

(b) 一部の非 CO₂ 排出 (燃料の燃焼) における負の排出係数の使用について。ERT は日本に対して、国内調査や研究に基づき、非 CO₂ 排出量の算定に負の排出係数を使用する代わりに、対応する排ガスの正の排出係数を用いることを推奨している。

(c) 一部の排出源区分における CO₂ 排出量及び非 CO₂ 排出量の算定に異なる活動量データを適用していることについて。ERT は日本に対して、一貫した活動量データを用いるように、活動量データ間の統計学的な関係を立証することを推奨している。

52. ERT は、CRF 及び NIR における小規模な修正／加筆点を特定し、日本に修正するように提案し

recommends Japan to correct:

(a) In applying the reference approach, physical units (Gg for solid and liquid fuels, million m³ for gaseous fuels) rather than energy units should be used up to the conversion factor column, biomass data should be provided, and IPCC default or country-specific data should be used for the fraction of carbon oxidized, rather than assuming 1.0; and missing notation keys should be added;

(b) The jump in the EFs for coke between 1999 and 2000 (NIR tables 3-1, 3-3 and 3-4) should be explained. The numbers for coke oven gas currently used are significantly different from the IPCC default values. This difference should be explained;

(c) Unrealistic calorific values are obtained in some cases (e.g., for crude oil streams) when emissions data from the reference approach table 1.A(b) are combined with Japanese energy balance data published by IEA;

(d) Some very large EFs (e.g., 127,000,000 kg/TJ for N₂O in (table 1.A(a)) sector 1.A.1.b for Solid Fuels) should be checked;

(e) The AD for liquid fuels in CRF table 1.A(c) (Reference Approach vs. National Approach) should be checked; the difference between the reference approach and the national approach exceeds 20 per cent;

(f) Japan should use the NIR to explain the reasons for the very high/low IEFs and unstable emission/IEF trends. The questions raised in the context of previous 2003 review activities, such as the synthesis and assessment (S&A) review, may be used as an indication of which issues merit the provision of more detailed information in future NIRs.

III. INDUSTRIAL PROCESSES AND SOLVENT USE

ている：

(a) レファレンスアプローチを適用する際、換算係数の欄ではエネルギー単位ではなく物理単位（固体燃料及び液体燃料には Gg、気体燃料には百万 m³）を用いるべきであり、バイオマスデータを示すべきであり、炭素の酸化率を 1.0 と想定するのではなく IPCC デフォルト値もしくは日本固有の値を使うべきであり、注釈記号の記述が欠けていれば追加すべきである。

(b) 1999 年から 2000 年にかけてコークスの排出係数が変動している点について説明すべきである（NIR 表 3-1、3-3、3-4）。現在用いられているコークス炉ガスの値は、IPCC デフォルト値と異なっている。この差について説明すべきである。

(c) レファレンスアプローチの表 1.A(b)における排出量データと IEA によって発表された日本のエネルギーバランスデータを組み合わせると、場合によっては非現実的な発熱量が得られることになる（例：原油）。

(d) 固体燃料に関する区分「1.A.1.b」における一部の非常に大きな排出係数（例：表 1.A(a)における N₂O の 127,000,000kg/TJ）についてチェックを行うべきである。

(e) CRF の表 1.A(c)（レファレンスアプローチ vs 部門別アプローチ）における液体燃料の活動量データについてチェックを行うべきである；レファレンスアプローチと部門別アプローチの差が 20%を超えている。

(f) 日本は NIR を用いて、非常に高い／低い見かけの排出係数及び不安定な排出量／見かけの排出係数のトレンドの原因について説明すべきである。総合評価審査（S&A review）のような 2003 年審査の初期段階に挙げられた問題は、今後 NIR に詳細な情報を提示する価値がある課題を暗示するものとして用いられるかもしれない。

III. 工業プロセスと溶媒利用

A. Sector overview

53. In the year 2001, emissions from the Industrial Processes sector represented approximately 6.3 per cent of Japan's total GHG emissions, (excluding LUCF), as reported in Japan's 2003 submission. CO₂ contributed about 3.9 per cent, HFCs about 1.2 per cent, PFCs about 0.8 per cent and SF₆ about 0.3 per cent.

54. Five of the key sources identified by Japan come from the Industrial Processes sector. These are: CO₂ from cement production identified by tier 1 level and trend assessment; CO₂ from limestone and dolomite use identified by tier 1 level assessment; N₂O from adipic acid production identified by tier 1 trend assessment; HFCs and SF₆ from production of halocarbons and SF₆ identified by tier 1 level and trend assessment; and HFCs and PFCs from consumption of halocarbons identified by tier 1 trend assessment. This key source assessment is similar to the level assessment made by the secretariat.

55. The total GHG emissions of this sector as recorded in the inventory increased by about 26.8 per cent between 1990 and 2001, but this apparent percentage increase is overstated because actual emissions of fluorinated compounds are not estimated before 1995. By gas, emissions of CO₂, CH₄ and N₂O decreased by 11.3 per cent, 61.1 per cent and 81.9 per cent, respectively, between 1990 and 2001. Emissions of HFCs, PFCs and SF₆ decreased by 22.1 per cent, 13.7 per cent and 72.9 per cent, respectively, between 1995 and 2001. The ERT encourages Japan to complete the time series of actual emissions of HFCs, PFCs and SF₆ in order to give a better picture of the trend in emissions from this sector.

A. 分野の概要

53. 日本の 2003 年提出において報告されたように、2001 年の工業プロセス分野からの排出量は日本の GHG 総排出量 (LUCF を除く) の約 6.3% に相当している。内訳は CO₂ が約 3.9%、HFCs が約 1.2%、PFCs が約 0.8%、SF₆ が約 0.3% となっている。

54. 日本によって特定された主要排出源のうち 5 つは工業プロセス分野に由来する。それらは : Tier 1 のレベル及びトレンドアセスメントによって特定されたセメント製造に伴う CO₂ 排出 ; Tier 1 のレベルアセスメントによって特定された石灰石とドロマイトの使用に伴う CO₂ 排出 ; Tier 1 のトレンドアセスメントによって特定されたアジピン酸製造に伴う N₂O 排出 ; Tier 1 のレベル及びトレンドアセスメントによって特定された HFCs、PFCs、SF₆ の製造に伴う HFCs 及び SF₆ 排出 ; Tier 1 のトレンドアセスメントによって特定された HFCs、PFCs、SF₆ の消費に伴う HFCs 及び PFCs 排出である。この主要排出源評価は、事務局によるレベルアセスメントと同様である。

55. インベントリに記録されている当該分野の GHG 総排出量は、1990 年から 2001 年にかけて約 26.8% 増加したが、この顕著な増加率は、F-gas の実排出量が 1994 年以前には算定されていないために過大に評価された結果によるものである。気体については、1990 年から 2001 年にかけて CO₂ 排出量が 11.3%、CH₄ 排出量が 61.1%、N₂O 排出量が 81.9%、それぞれ減少している。1995 年から 2001 年にかけて、HFCs 排出量は 22.1%、PFCs 排出量は 13.7%、SF₆ 排出量は 72.9%、それぞれ減少している。ERT は日本に対して、当該分野における排出量のトレンドの実態をより正確に把握するために、HFCs、PFCs、SF₆ の実排出量の時系列を完成させるように推奨している。

Completeness

56. The ERT noted that Japan has reported actual emissions of HFCs, PFCs and SF₆ for 1995 and subsequent years and that some source categories are reported as “NE” or “included elsewhere” (“IE”). The ERT suggests that the time series of actual emissions of HFCs, PFCs and SF₆ be extended back to 1990 on a consistent basis if at all possible, and that soda ash production and use, asphalt roofing, road paving with asphalt, and carbide production be separately identified.

Transparency

57. The ERT noted that Japan has greatly improved the transparency of its inventory compared to those previously submitted. These improvements include the submission of an NIR for the first time, the linking of detailed worksheets to the CRF, and the estimation of emissions from cement production and lime production disaggregated from those associated with limestone and dolomite use. Estimates for the adipic acid production category and the production of halocarbons and SF₆ category are based on measurements. The ERT suggests that Japan provide relevant information on what kind of measurements has been done and how the accuracy of the measurements in the NIR can be ensured.

Recalculations and time-series consistency

58. Japan reports recalculations in the CRF tables for inventory years 1990–2000. In 1990, the result was an increase in the figures for total emissions of 0.2 per cent. For the Industrial Processes sector, the recalculations resulted in increases in the figures for CO₂ emissions by about 0.7 per cent and for CH₄ emissions by 229.8 per cent. No information is provided in the NIR to explain the substantial change of CH₄, although the share of CH₄ in the total emissions is very small. The ERT suggests that Japan include the necessary information in order to provide transparency

完全性

56. ERT は、日本が 1995 年以降の HFC、PFC、SF₆ の実排出量を報告し、一部の排出源区分については「NE」あるいは「他分野において計上している (IE)」と報告している点に留意した。ERT は、HFCs、PFCs、SF₆ の実排出量の時系列を可能な限り一貫した形で 1990 年まで遡って拡大するとともに、ソーダ灰の生産及び使用、アスファルト屋根材、道路舗装、カーバイド製造を個別に特定すべきであると提案した。

透明性

57. ERT は、日本がインベントリの透明性を過去に提出したインベントリよりも大幅に改善した点に留意した。こうした改善点には、初めての NIR の提出、算定シートと CRF の詳細なリンク、セメント製造及び生石灰製造に伴う排出量の算定と石灰石とドロマイトの使用に関する排出量算定の分割が含まれる。アジピン酸製造及びハロゲン元素を含む炭素化合物及び六ふっ化硫黄の生産に関する算定は測定に基づいている。ERT は、日本がどのような測定を行い、NIR において測定の正確性をどのように保証しているのかを示した関連情報を提示するように推奨している。

再計算と時系列の一貫性

58. 日本は、1990 年～2000 年のインベントリの CRF において再計算を報告している。1990 年には、総排出量の 0.2% 分だけ増加するという結果となった。工業プロセス分野では再計算の結果、CO₂ 排出量が約 0.7%、CH₄ 排出量で約 229.8% 増加した。総排出量に占める CH₄ の割合は非常に小さいが、NIR には CH₄ の大幅な変化について説明するための情報が示されていない。ERT は日本に対して、再計算に関する透明性を示すために必要な情報を NIR に含めるように提案した。

about the recalculations in the NIR.

Uncertainties

59. Japan provides a quantitative assessment of the uncertainty in the Industrial Processes sector. The results indicate the estimated uncertainties of 4 per cent for non-fluorinated gases and 34 per cent for fluorinated gases (F-gases). Source categories noted as “NE” were not included in the uncertainty analysis.

Cross-cutting issues with the Energy sector

60. CO₂ emissions from ammonia production are estimated using the IPCC Guidelines and reported under Industrial Processes. CO₂ and CH₄ emissions from iron and steel production, CO₂ and CH₄ emissions from ferroalloys production, and CH₄ emissions from carbide production are reported as being included in the Energy sector under 1.A Fuel Combustion.

B. Key sources

Cement production – CO₂

61. CO₂ from cement production accounted for 64 per cent of total CO₂ emissions from the Industrial Processes sector in 2001, equivalent to 39.6 per cent of the total GHG emissions from the sector in that year. Japan uses limestone consumption for cement production as the AD. This method is not in line with the IPCC good practice guidance, which uses clinker production for the AD. Japan explained that there are no clinker data in the existing national statistics.

Considering the importance of this source, the ERT considers that the recommended IPCC good practice guidance method based on clinker could be simpler and more appropriate to use, and could overcome some of the shortcomings of the country-specific method such as the need to determine the purity of limestone, the rate of decomposition of limestone, loss of limestone feedstock and water content in limestone.

不確実性

59. 日本は工業プロセス分野において不確実性の定量的分析を示している。その結果、非 F-gas に対して 4%の不確実性、F-gas に対して 34%の不確実性が示された。「NE」と記録された排出源区分は、不確実性評価の対象に含まれなかった。

エネルギー分野との分野横断的課題

60. アンモニア製造に伴う CO₂排出量は IPCC ガイドラインを用いて算定され、工業プロセス分野において報告されている。鉄鋼製造に伴う CO₂及び CH₄排出、フェロアロイ製造に伴う CO₂及び CH₄排出、そしてカーバイド製造に伴う CH₄排出は、エネルギー分野「1.A 燃料の燃焼」に含まれるものとして報告されている。

B. 主要排出源

セメント製造 – CO₂

61. セメント製造に伴う CO₂排出量は、2001 年の工業プロセス分野からの CO₂総排出量の 64%を占め、同年における工業プロセス分野における GHG 総排出量の 39.6%に相当する。日本は、セメント製造における活動量データとして石灰石消費量を使用している。この方法は、活動量データとしてクリンカー製造量を使用する IPCC グッドプラクティスガイダンスと整合していない。これについて、日本は、現行の国家統計にはクリンカーに関するデータがないためとしている。当該排出源の重要性を考慮すれば、ERT は、推奨されているクリンカーに基づく IPCC グッドプラクティスガイダンスの方法の使用が単純かつ適当であり、石灰石の純度、石灰石の分解率、石灰石の原石純度、石灰石の含水率の決定を必要とする日本固有の方法の欠点を克服することができるかもしれないと考えている。

Limestone and dolomite use – CO₂

62. Country-specific EFs based on average calcium oxide (CaO) content in limestone and the average CaO and magnesium oxide (MgO) contents in dolomite have been used to substitute the IPCC default EFs used for previous inventories. To improve the accuracy of the inventory, the ERT suggests that weighted averages should be used for the calculation of EFs and that the contents of MgO in limestone should be taken into consideration as well.

Adipic acid production – N₂O

63. It is good practice that Japan uses plant measurements data for the estimates. There is only one company producing adipic acid in Japan. An N₂O abatement unit was installed there in 1999 and its N₂O emissions have been abated since then. The EF remained constant from 1990 to 1998 at 250 kg/t, and then declined to 25 kg/t in 1999 and 19 kg/t in 2001, with a spike in 2000 at 101 kg/t. During the discussions with the ERT, Japan explained that the spike in 2000 was the result of the low utilization of the abatement unit in 2000. The ERT suggests that such background information about the N₂O abatement be provided in the NIR in order to improve transparency.

Production of halocarbons and SF₆ – HFCs and SF₆

64. It is good practice that Japan uses plant measurements data for the estimates of HFC-23 emissions from HCFC-22 production (chlorodifluoromethane). A bottom-up approach has been used to estimate HFC-23 emissions, based on the direct measurement results for all the five plants in Japan. The generation factors and EFs Japan reports are actually the implied values. This may be useful to other Parties for comparative purposes. The ERT suggests that Japan provide relevant information on the rationale for its choice of methodology, the determination of generation factors and the IEFs used in the NIR.

石灰石及びドロマイトの使用 – CO₂

62. 石灰石における酸化カルシウム (CaO) の平均含有率とドロマイトにおける酸化マグネシウム (MgO) の平均含有率に基づく日本固有の排出係数は、過去のインベントリで使用された IPCC デフォルト排出係数の代りに使用されている。インベントリの精度を向上させるために、ERT は、排出係数の算定に加重平均を用いるとともに、石灰石における MgO の含有率も考慮に入れるべきであると提案している。

アジピン酸製造 – N₂O

63. 日本は算定にプラント測定データを使用しているが、これは良好手法である。日本におけるアジピン酸メーカーは1社だけである。N₂O 分解装置が 1999 年に設置され、以来、N₂O 排出量は減少し続けている。排出係数は 1990 年から 1998 年にかけて 250kg/t で一定であったが、その後 1999 年に 25kg/t、2001 年に 19kg/t まで減少したが、2000 年には 101kg/t に急増を示した。これについて、日本は ERT との議論の中で、2000 年の急増が分解装置稼働率の低下に起因していると説明した。ERT は、透明性を改善するために、N₂O の分解に関する背景情報を NIR に示すべきであると提案している。

ハロゲン元素を含む炭素化合物及び六ふっ化硫黄の生産 – HFC と SF₆

64. 日本は HCFC-22 (クロロジフルオロメタン) の製造に伴う HFC-23 排出量の算定にプラント測定データを使用しているが、これは良好手法である。HFC-23 排出量の算定には、日本にある 5 つのプラント総ての直接測定結果に基づくボトムアップ法が用いられている。日本が報告する発生係数と排出係数は実質的に見かけの値である。これは、比較検討のために他の締約国に役立つかもしれない。ERT は日本に対して、方法論の選択基準、発生係数の決定、NIR に示される見かけの排出係数に関連する情報を示すように提案している。

65. SF₆ fugitive emissions from production of halocarbons and SF₆ are based on reference material contained in Chemical and Bio Sub-Group documents prepared by METI. The EFs show a declining trend. In the discussions with the ERT, Japan explained that this is due to the improvement of the abatement system. The ERT suggests that the NIR could usefully include the information about the abatement system.

Consumption of halocarbons – HFCs and PFCs

66. Both potential and actual emissions have been estimated for most of the sub-source categories, except actual HFC emissions from solvents and potential and actual emissions from Other (for research, medical use etc.), which are absent. Actual and potential HFC and PFC (except HFC-23 and tetrafluoromethane (CF₄)) emissions are aggregated for confidentiality reasons. The ERT suggests that Japan describe in the NIR how the QA/QC of these confidential data is addressed.

C. Non-key sources

Lime production – CO₂

67. The ERT noted that Japan has developed country-specific EFs based on a detailed survey that covers all the lime plants in Japan. This helps increase the accuracy of the estimates. The ERT noted that the NIR provides a useful comparison between the weighted average EF and the IPCC default value.

Iron and steel production – CO₂

68. CO₂ emissions from steel production are not considered because the carbon contents of iron to steel have been reduced. The ERT suggests that Japan include an estimate by using equation 3.6B in the IPCC good practice guidance.

65. ハロゲン元素を含む炭素化合物及び六ふつ化硫黄の生産に伴う SF₆ の漏出は、経済産業省が作成する化学・バイオ部会資料の参考資料に基づいている。排出係数は減少傾向にあることが示されている。日本は ERT との議論の中で、これは分解システムの改善に起因していると説明した。ERT は、分解システムに関する情報を NIR に有効に含めることを提案している。

ハロゲン元素を含む炭素化合物の消費 – HFCs と PFCs

66. 実際には存在しない溶媒からの HFC 実排出量及びその他の用途（研究、医学的用途等）からの潜在排出量と実排出量を除いて、ほとんどの下位区分について、潜在排出量と実排出量の両方が算定されている。HFC 及び PFC の実排出量と潜在排出量（HFC-23 とテトラフルオロメタン（CF₄）を除く）は、秘匿情報との理由から合計されている。ERT は、日本に対して、こうした秘匿情報に対する QA/QC の対処方法を NIR に記述することを提案している。

C. 非主要排出源

生石灰製造 – CO₂

67. ERT は、日本が国内総てのプラントを網羅した詳細な調査に基づいて日本固有の排出係数を作成している点に留意した。これは、算定の精度を高めるために役立つ。ERT は、NIR に加重平均された排出係数と IPCC デフォルト値との有効な比較が示されている点に留意した。

鉄鋼製造 – CO₂

68. 銑鉄から鉄鋼へ移行する際には炭素含有量が減少するにも関わらず、鉄鋼製造に伴う CO₂ 排出量は算定対象に含まれていない。ERT は日本に対して、IPCC グッドプラクティスガイダンスの式 3.6B を用いた算定値を含めるように提案してい

Carbide production – CO₂

69. CO₂ emissions from silicon carbide and calcium carbide production are noted as “NE” in the CRF. The number of these plants is small in Japan. The ERT noted that Japan intends to estimate and report these emissions in its future submissions.

D. Areas for further improvement

Identified by the Party

70. Japan intends to extend the application of IPCC good practice guidance methods in estimating emissions from lime production, iron and steel production and F-gases.

71. Japan intends to report emissions of PFCs that are additional GHGs, as required in paragraph 20 of the revised UNFCCC reporting guidelines (FCCC/CP/2002/8), and intends to compare the emissions of these PFCs by checking the mass balance between actual and potential emissions.

Identified by the ERT

72. The ERT noted that background information about the estimates is provided in Excel worksheets. This helps to achieve transparency, and the ERT suggests that this could be further improved if the worksheets or the NIR contained information about or references to where information can be found on the methodologies, assumptions, EFs and AD used, as well as on the rationale for the selection of methods as set out in the UNFCCC reporting guidelines. The information should cover the entire time series and any recalculations or other changes to previously submitted inventories.

73. The ERT suggests for the sake of the completeness of the inventory that it is preferable to follow the tier 1

る。

カーバイド製造 – CO₂

69. シリコンカーバイド及びカルシウムカーバイドの製造に伴う CO₂ 排出量について、CRF には「NE」と記されている。日本では、こうしたプラントは僅かである。ERT は、日本が今後のインベントリ提出において、これらの排出量を算定及び報告する予定である点に留意した。

D. 今後の改善事項

日本によって特定された事項

70. 日本は、生石灰製造、鉄鋼製造、F-gas の生産に伴う排出量の算定において、IPCC グッドプラクティスガイダンスの算定方法の適用を拡大する予定である。

71. 日本は、改訂されたインベントリ報告ガイドライン (FCCC/CP/2002/8) のパラ 20 の要件に従って、付加的な GHGs である PFCs の排出量を報告するとともに、実排出量と潜在排出量のマスマラランスをチェックすることによってこうした PFCs 排出量を比較する予定である。

ERT によって特定された事項

72. ERT は、算定に関する背景情報がエクセルの算定シートに示されている点に留意した。これは透明性を得るために役立つが、算定シートまたは NIR に、用いられた算定方法、仮定、排出係数、活動量データに関する情報、その情報がどこから得られたかについての参照を含めるとともに、インベントリ報告ガイドラインに示されているように方法論の選択基準を含めれば、さらに改善可能であると提案している。

73. ERT は、インベントリの完全性を確保するために、排出量を算定しないのではなく、IPCC ガイド

IPCC Guidelines and the IPCC good practice guidance methods rather than not to estimate the emissions.

74. The ERT suggests that Japan include in the NIR information about different possible QA/QC activities that it may choose to use, such as comparison of emissions estimates using different approaches, review of plant-level data, checking of direct emission measurements, verification of emissions estimates and independent expert review.

IV. AGRICULTURE

A. Sector overview

75. In the year 2001, the Agriculture sector accounted for 33,848 Gg CO₂ equivalent or approximately 2.6 per cent of total national GHG emissions in Japan, having fallen some 13.2 per cent since 1990. CH₄ contributed 40.4 per cent of the total emissions from the sector and N₂O the remaining 59.6 per cent. Manure management, agricultural soils, enteric fermentation and rice cultivation were the major source categories, contributing 37.5, 24.0, 19.8 and 17.5 per cent, respectively, to the total emissions for the sector. Field burning of crop residues was a minor contributor. Between 1990 and 2001, GHG emissions from manure management and enteric fermentation decreased by 12.3 and 7.4 per cent, respectively, because of a decrease in livestock population. Emissions from agricultural soils and rice cultivation declined by 16.5 per cent each over the same period because of a fall in the area of agricultural land. Emissions from field burning of agricultural residues have declined by 8.4 per cent since 1990. The key source analysis conducted by Japan identified rice cultivation and indirect N₂O emissions from agricultural soils as key sources, whereas the secretariat's more aggregated analysis found N₂O from manure management and animal

ラインや IPCC グッドプラクティスガイダンスの Tier 1 に従って算定する方が好ましいと提案している。

74. ERT は日本に対して、様々な算定方法を用いた排出量算定値の比較、プラントレベルデータの検証、直接測定によるチェック、排出量算定値の検証、第三者専門家による検証といった、様々な QA/QC 活動に関する情報を NIR に含めるべきであると提案している。

IV. 農業

A. 分野の概要

75. 2001 年に、農業分野では、日本の GHG 総排出量の約 2.6% に相当する 33,848 Gg CO₂ が計上され、1990 年から約 13.2% の減少となった。CH₄ は当該分野における総排出量の 40.4% を占め、N₂O が残りの 59.6% を占めている。当該分野の総排出量に対する家畜排せつ物の管理は 37.5%、農用地の土壌は 24.0%、消化管内発酵は 19.8%、稲作は 17.5% を占め、これらが農業分野の主な排出源であった。野外で農作物の残留物を焼くことの割合は小さかった。1990 年から 2001 年にかけて、家畜頭数の減少により、家畜排せつ物の管理及び消化管内発酵に伴う GHG 排出量は、それぞれ 12.3%、7.4% 減少した。同じ時期に、農用地の土壌及び稲作からの排出量は、農用地の面積減少により、それぞれ 16.5% 減少した。野外で農作物の残留物を焼くことに伴う排出量は 1990 年以降 8.4% 減少している。日本による主要排出源分析では、稲作及び農地土壌からの間接的 N₂O 排出が主要排出源に該当していることに対し、事務局によって実施されたより統合的な分析では、家畜排せつ物の管理及び家畜生産に伴う N₂O が主要排出源に該当している。ERT は、算定方法の一般的な相関関係から、IPCC グッドプラクティスガイダンスの表 7-1 に示されているように、より統合した区

production instead. The ERT recommends the use of a more aggregated level of sub-sources, as proposed by table 7-1 of the IPCC good practice guidance, because of the general correlation of estimation methods.

Completeness

76. The CRF includes estimates of all gases and sources of emissions from the Agriculture sector recommended by the IPCC Guidelines, with the exception of NO_x emissions from field burning of agricultural residues and N₂O from manure management of sheep, goats and horses. Japan may wish to include these emissions for the period 1990–2001 in its next submission. CO₂ emissions from agricultural soils (which Parties have the flexibility under the CRF to report under either 4.D or 5.D) are reported as “NE”. Japan has completed all the relevant tables for the Agriculture sector for the period 1990–2001 (4.A, 4.B(a), 4.B(b), 4.C, 4.D and 4.F). The category prescribed burning of savannas is reported as “not occurring” (“NO”) because there are no savannas in Japan. The CRF tables are filled in completely. The ERT regards the information in the NIR as functionally complete.

Transparency

77. The Agriculture sector of the NIR provides detailed information on methodology, AD, EFs and references for all source categories, and the CRF presents information in the documentation boxes. AD were collected from surveys conducted by the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, and from statistical summaries collated by the Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO) for populations of sheep, goats and horses. The ERT noted that the data taken from FAO compilations could in principle be transferred directly between agencies within Japan.

78. Most of country-specific EFs are based on actual

分を用いることを推奨している。

完全性

76. CRF では、野外で農作物の残留物を焼くことに伴う NO_x 排出及び羊、山羊、馬の家畜排せつ物の管理に伴う N₂O を除いて、IPCC ガイドラインで推奨されている農業分野における総てのガス及び排出源の算定値が記載されている。日本は、1990年から 2001 年までを対象にした算定を行っていない排出源の算定値を次回の提出に含めたいと考えている。農用地の土壌からの CO₂ 排出（締約国は CRF の中で 4.D もしくは 5.D のいずれに報告してもよい）は、「NE」と報告されている。日本は農業分野について、1990 年から 2001 年まで総ての表を完成させている（4.A、4.B(b)、4.C、4.D、4.F）。サバンナを計画的に焼くことについては、日本にサバンナが存在しないため、「活動が行われていない（NO）」と報告している。CRF は総て記入されている。ERT は、NIR に示されている情報が機能上充分であると評価している。

透明性

77. NIR の農業分野では、総ての排出源区分について、方法論、活動量データ、排出係数、参考資料が記載されており、CRF では文書欄に情報が示されている。活動量データは、農林水産省が実施する調査から収集されており、羊、山羊、馬の数については国連食糧農業機関（FAO）によって編纂された統計要覧より収集されている。ERT は、FAO のデータを直接日本の政府機関から提供してもらうことが原理的に可能だろうと指摘した。

78. 日本固有の排出係数の多くは、国土総てを対象

measurements conducted over the whole territory. The country-specific EFs for manure management (CH₄ and N₂O), rice cultivation, direct N₂O emissions from agricultural soils and animal production have technical references published without peer review. The ERT encourages the Party to provide summary information on the methodologies used for these measurements. Country-specific categories have been defined for cattle categories and animal waste management systems (AWMS). To increase transparency, the ERT suggests that the NIR that accompanies the next submission should provide descriptions of the national categories and indicate where these differ substantially from the defaults in the IPCC Guidelines.

Recalculations and time-series consistency

79. Emissions from all sources other than field burning of agricultural residues have been recalculated because of revision of the AD. EFs have also been revised for N₂O from manure management and from agricultural soils. The recalculations have been made for the whole time series and do not have a significant impact on the trend. Although these are not large emission sources, in previous submissions the figures for populations of sheep, goats and horses differed from the FAO data. According to the 2003 submission, the data used to estimate emissions from these animals are consistent with data published by FAO and the accuracy of the inventory has improved. Again, this suggests the need for better internal coordination, since the FAO data will presumably have originated in Japan. The AD on area of rice fields and number of grazing animals have also been revised. Japan is encouraged to provide relevant information on the reasons for these revisions in the NIR, cross-referenced to CRF table 8.

Uncertainties

80. The uncertainty of agricultural emissions is estimated to be 18 per cent in 2001. The uncertainty of direct N₂O emissions from agricultural soils is lower

に実施された実測に基づいている。家畜排せつ物の管理 (CH₄ と N₂O)、稲作、農用地の土壌からの直接的 N₂O 排出、家畜生産に関する日本固有の排出係数については、専門家による検証を受けずに発表されている技術的参考資料がある。ERT は、日本に対して、こうした調査に用いられた方法論の概要を示すように推奨している。牛の分類及び家畜ふん尿処理システム (AWMS) については、日本固有の分類が定義されている。透明性を高めるために、ERT は、次回提出する NIR に日本の分類について説明を行い、これらが IPCC ガイドラインのデフォルトと大幅に異なる点を指摘するように提案している。

再計算と時系列の一貫性

79. 野外で農作物の残留物を焼くこと以外の総ての排出源は、活動量データが更新されたために再計算された。家畜排せつ物の管理及び農用地の土壌からの N₂O 排出に関する排出係数も同様に更新された。再計算は総ての時系列について行われ、トレンドに大きな影響はなかった。これらは大きな排出源ではないが、前回の提出では、羊、山羊、馬の頭数が FAO のデータと異なっていた。2003 年の提出によると、これらの家畜からの排出量算定に用いられたデータと FAO が発表しているデータは一致しており、インベントリの精度は向上している。このことは、FAO データが日本からもたらされていると考えられることから、更なる内部調整の必要性を示唆するものである。稲作付面積や草食動物の頭数といった活動量データも更新された。日本はこれらの更新の原因について、関連する情報を NIR 及び相互参照している CRF の表 8 に記載するよう推奨されている。

不確実性

80. 農業分野からの排出に関する不確実性は、2001 年に 18% であると算定された。農用地の土壌からの直接的 N₂O 排出の不確実性は、日本が実測を行

than the default value (130 per cent as compared with 500 per cent) because Japan has undertaken actual measurements. However, it is unclear from the NIR if the duration of the experiment was one year or several years. The low uncertainty of the EF could be associated with the short duration of the experiment. This issue is also discussed below under non-key sources, direct emissions from agricultural soils – N₂O.

B. Key sources

Rice cultivation – CH₄

81. The assumption is made that the proportions of intermittently and continuously flooded fields in the total paddy area of the country are 98 per cent and 2 per cent, respectively, although the reference source is not clear. In response to a question from the ERT, Japan explained that the data of the International Rice Research Institute were used in calculating rice field area. The Party is encouraged to report the references used in the inventory clearly, making use of cross-references between the NIR and the worksheets.

82. The documentation box of CRF table 4.C provides information on the country-specific methodology used and its results. The difference between practices used for intermittently flooded fields in Japan and these identified in the IPCC Guidelines is clearly explained in the NIR. This is useful.

Indirect N₂O emissions – N₂O

83. The use of country-specific EFs is reported in the NIR (page 6.22) and summary 3s2 of the CRF, but only default EFs are applied in the calculations. Japan is undertaking a review of the use of default EFs and plans to complete this in time for its next submission. The ERT encourages this work. Nitrogen (N) excretion of animals was determined on the basis of default methodology, but for cattle, swine and poultry country-specific data are available and were actually

っていることからデフォルト値より低い値となっている (500%に対し、130%)。しかしながら、実測期間が1年なのか、または複数年なのかという点については、NIRからはっきりと分からない。実測期間が短いために、排出係数の不確実性が低くなっている可能性がある。同じ問題は、非主要排出源である農用地の土壌からの直接的排出 – N₂O についても議論された。

B. 主要排出源

稲作 – CH₄

81. 水稲作付面積に対する間欠灌漑水田 (中干し) と常時湛水田の割合はそれぞれ 98%、2%であると仮定されているが、その情報源は明らかにされていない。ERT の質問に対して、日本は、国際米穀調査協会 (International Rice Research Institute) のデータを用いて稲作面積を算定したと説明した。日本は、NIR と算定シート間の相互参照を活用しながら、インベントリで使用されている参考資料を明確に報告するように推奨されている。

82. CRF の表 4.C の文書欄には、日本固有の算定方法とその結果に関する情報が示されている。日本の間欠灌漑水田に用いられている算定方法と IPCC ガイドラインに示されている算定方法の違いが NIR に明確に説明されている。これは有効である。

N₂O の間接排出 – N₂O

83. NIR (Page 6.22) 及び CRF の Summary 3s2 では、日本固有の排出係数の使用について報告されているが、算定にはデフォルトの排出係数のみが適用されている。日本はデフォルトの排出係数の使用について検証を行っており、次回提出に間に合うように当該作業を完了させる予定である。ERT は、この検証作業を推奨する。家畜からの窒素 (N) 排せつ量はデフォルトの算定方法に基づき決定されているが、牛、豚、家禽については日本

used in the category manure management. The ERT encourages the inventory team to use country-specific data on N excretion in future submissions.

C. Non-key sources

Manure management – N₂O

84. The major AWMSs in use in Japan are deposition, composting and pit storage. Further information on these systems would be useful. The relevant EFs seem to be high given the values used by other Parties. The ERT believes that it would be useful to provide a scientific discussion of the values used. The values for N excretion from cattle, swine and poultry are lower by a factor of 50–100 than those reported by other Parties and the default values. The comments of Japan in response to the previous 2003 review activities suggest that the description of N excretion is incorrect in the CRF and should be revised. Emissions, however, are reported correctly. The N excretion rate of poultry reported in the background calculation table and used for calculations is higher by a factor of 2 than those calculated by the ERT on the base of tables 6-6 and 6-7 of the NIR, and the evidence for this should be reviewed. The data on age structure of livestock population were not used in the calculations of faeces and urine excreted. The ERT encourages Japan to consider the possibility of including these data in the estimates. The NIR is unclear on whether the poultry category includes only hens and broilers and the ERT suggests that the treatment of other categories of poultry be clarified in the next NIR. The ERT encourages this work.

Enteric fermentation – CH₄

85. The volume of dry matter feed intake is based on the data of Japan Feed Standards compiled by the Japan Livestock Industry Association. Since there may be some variation with respect to the standard, the ERT

固有のデータが入手可能であり、実際に家畜排せつ物の管理において用いられている。ERTはインベントリチームに対して、今後の提出ではN排せつ量に関する日本固有のデータを使用するように推奨している。

C. 非主要排出源

家畜排せつ物の管理 – N₂O

84. 日本で用いられている主な家畜ふん尿処理システム (AWMSs) は、堆積発酵、強制発酵、貯留である。これらのシステムに関する更なる情報が有効となるであろう。他国の値から見て、関連する排出係数の値は大きいと考えられる。ERTは、用いられた値に関する科学的議論を示すことが有益であろうと考えている。牛、豚、家禽からのN排せつ量は、他国において報告されている値やデフォルト値と比べて50-100倍低くなっている。2003年審査の初期段階に対する日本のコメントによると、CRFにおけるN排せつ量の記述は誤っており、修正すべきであると提案している。一方、排出量は正しく報告されている。背景となる算定シートにおいて報告され、算定に用いられている家禽のN排せつ量は、NIRの表6-6及び表6-7に基づいてERTが算定した値よりも2倍高くなっており、この証拠について検証すべきである。家畜の年齢構成に関するデータは、ふん尿排せつに関する算定に用いられていない。ERTは日本に対して、こうしたデータを算定に取り入れる可能性について検討するよう推奨する。NIRでは、家禽に含まれるのは採卵鶏とブロイラーのみかどうかという点が分かりにくいいため、ERTは、次回NIRにおいて家禽の取り扱いを明確にするように提案する。ERTはこの作業を推奨する。

消化管内発酵 – CH₄

85. 乾物摂取量は、中央畜産会がまとめた「日本飼養標準」のデータに基づいている。標準に関して多少の変動があるかもしれないため、ERTは日本に対して、実測や調査データを用いて、乾物摂取

encourages the Party to consider the possibility of updating these volumes annually using actual measurements or survey data. The ERT noted that calves less than six months old have been excluded from the estimates, and emissions from enteric fermentation could be therefore underestimated to some extent. The ERT recommends that Japan investigate the feeding of calves less than six months old and any associated emissions, and provide the reference in the NIR. Although country-specific values are indicated in the CRF and the NIR, the IPCC default EF is used for horses. The default EFs indicated in CRF summary 3s2 should therefore be replaced by (CS,D).

Direct emissions from agricultural soils – N₂O

86. Actual measurements have been carried out to calculate direct N₂O emissions from soils, although it is unclear from the NIR whether isotope methods were used. Following discussion, the ERT believes that this was not in fact the case, and the measurements therefore probably also include enhanced background N₂O emissions from soils, implying a slight overestimation of direct emissions from synthetic and organic fertilizers. The ERT recommends that Japan revise the EFs for direct N₂O emissions from soils and consider how to make the best use of the actual measurements of total direct N₂O emissions. Then, to the extent that the sub-source of enhanced background N₂O emissions from agricultural soils (additional to the IPCC methodology) is included in the calculation, the relevant sub-sources should be reported as “IE”.

However, if this method is to be applied, the ERT recommends, subject to availability of resources, that Japan update its measurements of N₂O emissions from soils annually, otherwise the uncertainty will increase. Alternatively country-specific EFs for the relevant sub-sources could be made using the N isotope technique, also subject to availability of resources. Emissions from crop residues and cultivation of histosols are not reported because the default values are

量を毎年更新する可能性について検討するよう推奨する。 ERT は、6 ヶ月未満の子牛が算定から除外されているため、消化管内発酵からの排出量がある程度過小に算定されているかもしれない点に留意した。ERT は日本に対して、6 ヶ月未満の子牛の摂食行動とそれに関連する排出について調査し、参考資料を NIR に記載するよう推奨する。 CRF 及び NIR には、馬について日本固有の値が示されているにも関わらず、IPCC デフォルト値が用いられている。従って、CRF の summary 3s2 に示されているデフォルトの排出係数は、(CS,D)と置き換えられなければならない。

農用地の土壌からの直接排出 – N₂O

86. 土壌からの直接 N₂O 排出量を算定するために実測が実施されたが、NIR では、アイソトープ法が使用されたかどうかについて明確にされていない。議論を踏まえた結果、ERT は、これが事実ではなく、おそらく実測には土壌からの背景 N₂O 排出量が余分に含まれており、合成肥料と有機肥料からの直接排出量がわずかに過大に算定されていると確信している。ERT は日本に対して、土壌からの直接 N₂O 排出の排出係数を修正し、直接 N₂O 排出量総量の実測について最善の利用方法を検討するよう推奨する。 さらに、農用地の土壌からの余分な背景 N₂O 排出に関する下位区分が算定に含まれる限り、関係する下位区分は「IE」と報告すべきである。しかしながら、もしこの方法が適用されるならば、ERT は日本に対して、情報資源の利用可能性を考慮したうえで、土壌からの N₂O 排出の実測を毎年更新することを提案する。 そうしなければ、不確実性が増加してしまうだろう。あるいは、情報資源の利用可能性を考慮したうえで、関係する下位区分における日本固有の排出係数が N アイソトープ法を用いて作成されるかもしれない。作物残渣及び有機土壌の耕作に伴う排出については、日本特有の条件下ではデフォルト値の適用が不可能であるため報告されていない。ERT は日本に対して、下位区分におけるデフォルトの排

not applicable to the particular circumstances of Japan, and the ERT encourages the Party to provide justification, referenced in the NIR, as to why the default EFs for these sub-sources are inapplicable.

Animal production – N₂O, CH₄

87. The NIR is unclear as to which categories of grazing animals occur and whether a common EF is acceptable for them. Comments from Japan suggest that the grazing animals are cattle, and EFs have been developed for cattle only. The ERT recommends that Japan examine this point closely and provide the relevant information on the population of grazing animals in its next NIR. Only N₂O emissions are reported in the CRF. AD and the IEF are reported as “NE”. The ERT recommends that the Party provide AD and country-specific EFs in the documentation box of CRF table 4.D in its next submission.

Agricultural residues burned – N₂O, CH₄, CO

88. Data on biomass of rice residues burned were used directly for the estimation of residues from other cereals burned without calculating the proportions of different residues burned. The ERT recommends that this methodology be revised, especially if the quantity of other crop residues produced and burned on the field is large. The ERT suggests that the GHG emissions from this source be recalculated for the whole time series.

D. Areas for further improvement

Identified by the Party

89. The differences between national statistical data should be assessed. Some sub-sources reported as “NE” do occur (N₂O emissions from direct soil emissions – crop residue, cultivation of histosols). The inconsistency between the N excretion ratios for

出係数が適用不可能であることを正当化する理由を NIR に示すよう推奨する。

家畜生産 – N₂O, CH₄

87. NIR では、放牧されている家畜についてどのような区分が適用されているのか、共通の排出係数が適用されているのかという点が不明確である。日本からのコメントによると、放牧されている家畜とは牛であり、排出係数は牛を対象に作成されている。ERT は日本に対して、この点について詳細に調査を行い、放牧されている家畜の頭数に関する情報を次回の NIR に示すことを提案する。CRF では、N₂O 排出量のみが報告されている。活動量データ及び見かけの排出係数は「NE」と報告されている。ERT は日本に対して、次回の提出では、活動量データ及び日本固有の排出係数を CRF の表 4.D の文書欄に記載するよう提案する。

野外で農作物の残留物を焼くこと – N₂O, CH₄, CO

88. 焼却される稲わらのバイオマスに関するデータが、様々な残留物の焼却率を算定せずに、他の穀物の残留物の焼却に関する算定に直接用いられている。ERT は、特に畑における他の作物の残留物の生産量及び焼却量が大きい場合は、この方法を修正すべきであると提案する。ERT は、当該排出源からの GHG 排出量を総ての時系列について再計算すべきであると提案する。

D. 今後改善が望まれる事項

日本によって特定された事項

89. 国家統計データ間の相違について精査すべきである。一部の低位区分は、「NE」と報告されている（土壌からの直接 N₂O 排出 – 作物残渣、有機土壌の耕作）。家畜排せつ物の管理と間接排出における N 排せつ量の相違については、将来的に対応

manure management and indirect emissions should be addressed in future.

Identified by the ERT

90. The ERT encourages the further work being done by the inventory team on issues identified by the Party. It also recommends that Japan improve its national statistical reporting in the sector, in particular the data on populations of sheep, goats and horses, statistics on grazing animals and dry matter intake by ruminant animals. Revision of the methodologies used for estimating direct and indirect N₂O emissions from agricultural soils and crop residues burned on fields is recommended, if resources allow. The Party is encouraged to recalculate emissions from these category sources for the whole time series by the next submission. Japan may wish to develop country-specific EFs for indirect N₂O emissions.

V. LAND-USE CHANGE AND FORESTRY

A. Sector overview

91. Japan reports a 15.2 per cent increase in removals over the period 1990–1995. Removals in 1995 were 7.3 per cent of emissions in that year and 8.1 per cent of base year (1990) emissions, so the sector is significant. However, emissions and removals for the LUCF sector have not been estimated since 1996 so it is not possible to assess their contribution or trend over the whole period.

Completeness

92. The CRF includes few estimates of sources and sinks of CO₂, and no estimates of CH₄ or N₂O, from the LUCF sector since 1996, largely because of the lack of AD. Table 5.A (Changes in Forest and Other Woody Biomass Stocks) contains estimates of removals by ‘parks and green space conservation zones’ but not by

すべきである。

ERTによって特定された事項

90. ERTは、日本が特定した課題に対するインベントリチームのさらなる取組みを奨励する。また、ERTは日本に対して、当該分野における国家統計の報告、特に羊、山羊、馬の飼養頭数に関するデータ、放牧されている家畜に関する統計、反芻動物の乾物摂取量を改善するよう提案する。もし資源に余裕があれば、農用地の土壌からの直接及び間接 N₂O 排出量、野外で農作物の残留物を焼くことに伴う排出の算定方法の見直しを提案する。日本は、次回の提出までに、こうした排出源区分における排出量を総ての時系列について再計算するよう推奨されている。日本は間接 N₂O 排出量について、日本固有の排出係数を作成するかもしれない。

V. 土地利用変化及び林業 (LUCF)

A. 分野の概要

91. 日本は 1990 年から 1995 年にかけて、吸収量が 15.2%増加していることを報告している。1995 年の吸収量は、当該年排出量の 7.3%、基準年(1990 年) 排出量の 8.1%に相当しており、この分野は重要である。しかしながら、LUCF 分野の排出・吸収量は 1996 年以降算定されていないので、総ての期間についてのこれらの寄与度やトレンドについて評価することは不可能である。

完全性

92. 1996 年以降の LUCF 分野について、主に活動量データが欠落しているため、CRF では、CO₂ の排出源及び吸収源に関する算定がほとんど行われておらず、CH₄ や N₂O については全く算定が行われていない。表 5.A (森林及びその他木質バイオマス蓄積の変化) では、「都市公園、緑地保全地区等」

the major forest categories. No estimates of emissions are reported in table 5.A. Tables 5.B (Forest and Grassland Conversion), 5.C (Abandonment of Managed Land) and 5.D (CO₂ Emissions and Removals from Soils) contain only notation keys.

93. Japan acknowledges that the LUCF sector inventory in CRF table 7 is only partially complete. The ERT noted that reporting on LUCF is a requirement under the relevant COP decisions and recommends that the CRF be completed using the IPCC Guidelines. The ERT recognized that the good practice guidance for LULUCF is under development by IPCC but noted that it is not necessary to wait for its completion since the IPCC Guidelines are available and were used by Japan in preparing the time series up to 1995. Application of the IPCC good practice guidance would probably be facilitated by keeping the time series up to date.

Transparency

94. The sectoral background tables themselves provide limited transparency but this is improved by the data and information supplied in the worksheets. The NIR focuses on emissions and removals for 1990–1995 (fiscal years) for categories 5.A and 5.B; no data or methodologies are provided for 5.C or 5.D.

95. The ERT recommends that Japan provide further information in the NIR to explain the assumptions underlying and the rationale for its choices of data, methods and other inventory parameters, and improve its cross-referencing to external sources.

Recalculations and time-series consistency

96. No recalculations are reported for LUCF, although a forest category has been renamed. The time series is consistent over the period 1990–1995, but the absence

において吸収量の算定が行われているが、主な森林区分では行われていない。表 5.A では、排出量の算定は報告されていない。表 5.B (森林草地の土地利用転換)、5.C (土地管理の放棄)、5.D (土壌による二酸化炭素の排出及び吸収) では、注釈記号のみが記載されている。

93. 日本は、CRF 表 7 の LUCF 分野のインベントリが部分的にしか完成していないことを認めている。ERT は、LUCF 分野の報告が関連する COP 決定事項の下での要件である点に留意し、IPCC ガイドラインを用いて CRF を完成させるよう推奨している。ERT は、LULUCF 分野に関するグッドプラクティスガイダンスが IPCC によって作成されているところであるが、IPCC ガイドラインが有効であり、これを用いて日本は 1995 年までの時系列を作成していることから、LULUCF-GPG の完成を待つ必要はないと認識している。IPCC グッドプラクティスガイダンスを適用することによって、恐らく時系列の更新は容易になるだろう。

透明性

94. 部門別バックグラウンドテーブル自体の透明性は限られているが、これは算定シートに示されているデータ及び情報によって改善される。NIR は、5.A 及び 5.B について、1990 年度から 1995 年度にかけての排出と吸収に焦点を当てている。5.C または 5.D については、データや方法論が示されていない。

95. ERT は日本に対して、データ、算定方法、その他のインベントリパラメータを選択する際の仮定や原則について説明するために NIR に更なる情報を示し、外部の情報源との相互参照を改善するように推奨する。

再計算と時系列の一貫性

96. 森林区分の名前が変えられたにも関わらず、LUCF 分野において再計算は行われていない。1990 年から 1995 年にかけての時系列は一貫して

of data means that consistency from 1990 to 2001 has not been assessed. The ERT recommends that these issues be revisited when the inventory is completed.

Uncertainties

97. These have not been assessed because of lack of data.

Verification and quality assurance/quality control approaches

98. These have not been assessed because of lack of data.

B. Sink and source categories

Changes in forest and other woody biomass stocks

99. Methodologies are based on the IPCC Guidelines, with a combination of country-specific and default EFs. Japan explained that the tentative EF values included in the worksheets for 1996–2001 would be reassessed.

100. AD are lacking for 1996–2001. It is recommended that the available data be assessed and estimates determined using the approach set out under the paragraph on Completeness above.

101. Grasslands are reported as “NO”, but estimates in Japan’s Third National Communication include almost 1 per cent of the country as natural grassland or grazing land. Japan agreed with the ERT’s recommendation that this item be reviewed and their extent and status (source/sink) be determined.

102. The average annual growth rate for the Temperate Other category of table 5.A should be reported as the average rather than the sum of the constituent subcategories. Japan acknowledged that this should be

いるが、データの欠如は 1990 年から 2001 年の一貫性が評価されないことを意味する。ERT は、インベントリが完成した際に、これらの課題を再度取り扱うことを推奨する。

不確実性

97. データ不足のため、不確実性は実施されていない。

検証と品質保証/品質管理の方法

98. データ不足のため、QA/QC は実施されていない。

B. 吸収源区分及び排出源区分

森林及びその他木質バイオマス蓄積の変化

99. 方法論は IPCC ガイドラインに基づいており、日本固有の排出係数及びデフォルトの排出係数が組み合わされている。日本は、1996 年から 2001 年の算定シートに含まれている仮の排出係数を再評価すると説明している。

100. 1996 年から 2001 年の活動量データが欠如している。入手可能なデータを評価し、算定を上記の「完全性」のパラに示されている方法を用いて行うことが推奨される。

101. 牧草地は「NO」と報告されているが、第 3 回日本国報告書（Japan’s Third National Communications）における算定では国の約 1% が天然の草地又は放牧地となっている。日本は、当該項目について検証し、範囲と状態（排出源/吸収源）を測定すべきであるという ERT の提案に同意した。

102. 表 5.A の「Temperate Other」における年間成長量（Annual Growth Rate）は、下位区分の合計ではなく、それらの平均値として報告すべきである。日本は、これについて修正すべきであると

revised.

103. The ERT recommends that forest categories and definitions be clarified before identifying appropriate AD and methodologies. Categories should be defined according to national circumstances and applied consistently.

104. The growth rate reported in table 5.A for Others (Bamboo etc.) is reported as “0.00”. The worksheets indicate that this category includes bamboo and “forest where no tree grows”. The latter category was explained as meaning temporarily unstocked, that is, recently harvested, areas, and may have a zero growth rate until replanted but should be included in the managed forest area if it is part of the normal rotation. Bamboo is not included as a forest ecosystem in the IPCC Guidelines, but could be treated as such provided the data are available to estimate gains and losses. It is recommended that bamboo be reported separately if this course is taken, since the characteristics are likely to differ from those of other forest types.

105. Harvested wood should be reported in table 5.A and included as emissions from temperate forests in table 5.

Forest and grassland conversion

106. Grassland conversion is reported as “NO”. The ERT noted that the 2000 centralized review regarded this as unlikely. Japan agreed that it may occur and will investigate.

Abandonment of managed land

107. Emissions and removals have not been estimated for the years 1996–2001. Japan notes in the CRF that these activities occur, but data are lacking. It is recommended that these data be provided.

認めている。

103. ERT は、適切な活動量データや方法論を特定する前に、森林の区分及び定義を明確にすべきであると提案する。区分は国家条件に従って定義され、一貫して適用されるべきである。

104. 表 5.A の「その他（竹林等）」における成長量は“0.00”と報告されている。算定シートは、この区分に竹林と「無立木地」を含むことを示している。後者の区分については、一時的に炭素蓄積がない、つまり伐採を受けたばかりの土地を意味しており、再植林されるまでは成長量がゼロかもしれないが、通常の更新の一部であるならばこれを管理森林に含めるべきである。IPCC ガイドラインによると、竹林は森林生態系に含まれないが、成長量及び損失量を算定するためのデータが入手可能であれば、森林生態系として扱うことができる。こうした方針を考慮すれば、竹林の特性は他の森林タイプと異なるため、竹林を別途報告することが推奨される。

105. 伐採木材は表 5.A に報告するとともに、表 5 の温帯林からの排出に含めるべきである。

森林草地の土地利用転換

106. 森林草地の土地利用転換は「NO」として報告されている。ERT は、2000 年集中審査（Centralized Review）において、これが疑わしいという点について留意した。日本は、森林草地の土地利用転換が存在するかもしれないと、調査することに同意した。

土地管理の放棄

107. 1996 年から 2001 年までの排出量及び吸収量は算定されていない。日本は CRF の中で、土地管理の放棄は存在するが、データが欠如している点に留意した。こうしたデータが示されることが推奨される。

CO₂ emissions and removals from soils

108. Emissions and removals have not been estimated for the years 1996–2001. Japan noted in the CRF that these activities occur, but data are lacking. It is recommended that these data be provided.

C. Areas for further improvement

Identified by the Party

109. Japan noted that emissions and removals will be reported using the IPCC good practice guidance for LULUCF along with new AD (land areas) to provide a complete inventory. EFs for 1996–2001 will also be reviewed. The methodological framework is expected to be in place by 2006 but a complete inventory is unlikely to be possible before 2007.

Identified by the ERT

110. Until new guidance is available and can be applied, the ERT recommends that Japan provide a complete inventory in accordance with the IPCC Guidelines for the period 1996–2001, as required by the UNFCCC reporting guidelines, having determined appropriate AD (area estimates). If country-specific factors are unavailable, IPCC default values can be applied.

111. Several of the notation keys used in table 5 are inconsistent with the background tables. The total reported in table 5 is not the sum of the values provided in the same table. It is recommended that data and values be carefully transcribed to ensure consistency within and between tables.

VI. WASTE

A. Sector overview

土壌による二酸化炭素の排出及び吸収

108. 1996年から2001年までの排出量及び吸収量は算定されていない。日本はCRFの中で、土壌による二酸化炭素の排出及び吸収は存在するが、データが欠如している点に留意した。こうしたデータが示されることが推奨される。

C. 今後改善が望まれる事項

日本によって特定された事項

109. 日本は、完全なインベントリを示すために、LULUCF分野のIPCCグッドプラクティスガイダンスと新たな活動量データ（土地面積）を用いて排出量及び吸収量を報告する予定である点に留意した。1996年から2001年の排出係数も検証される予定である。方法論の枠組みは2006年までに決定されることが期待されるが、完全なインベントリは2007年までに完成する見込みはない。

ERTによって特定された事項

110. ERTは日本に対して、新しいガイダンスが入手及び適用可能となるまで、インベントリ報告ガイドラインに要求されているように適切な活動量データ（面積算定）を決定し、1996年から2001年についてIPCCガイドラインに従った完全なインベントリを示すように推奨している。日本固有の排出係数が有効でない場合は、IPCCデフォルト値の適用が可能である。

111. 表5で用いられているいくつかの注釈記号は、バックグラウンドテーブルと矛盾している。表5において報告されている合計は、同じ表に示されている値の合計ではない。表の内部及び表と表の間の一貫性を確かめるため、データや値を注意深く転記することが推奨される。

VI. 廃棄物

A. 分野の概要

112. Although total emissions from the Waste sector comprised only about 2.6 per cent of Japan's total GHG emissions in 2001 (excluding LUCF), the rate of growth is quite significant: emissions have increased by about 8,662 Gg CO₂ equivalent (or about 35 per cent) compared to 1990 levels. This corresponds to an annual growth rate of approximately 2.8 per cent. Of the three subcategories that make up this sector (solid waste disposal, waste-water handling and waste incineration), waste incineration contributed the most to the increase (it increased from 18,535 Gg CO₂ equivalent in 1990 to 26,859 in 2001). CH₄ emissions from solid waste disposal have remained fairly constant over time, decreasing slightly from 192.6 Gg to about 183.5 Gg between 1990 and 2001.

113. Extensive research on waste has been done in Japan and this supports the country-specific estimation methodologies and EFs found in the inventory for this sector. A first-order decay (FOD) method has been employed to calculate the time-dependent release of GHGs from solid waste. Emissions associated with incineration are estimated on the basis of local studies and using local factors.

Completeness

114. The inventory is complete except for N₂O from industrial waste-water handling. The waste incineration subsector is complete for all gases, including GHG precursors. Precursors have not been estimated for the other two subsectors.

115. Japan is encouraged to fill out the CRF sectoral background tables. These tables enable the validation of emissions estimates and make it easier to compare AD, EFs and IEFs across the Parties.

Transparency

112. 2001 年における廃棄物分野からの総排出量は日本の GHG 総排出量 (LUCF 除く) の約 2.6% に過ぎないが、増加量は極めて大きい: 排出量は 1990 年レベルに比べて、約 8,662Gg CO₂ (もしくは約 35%) 増加している。これは、年間増加量の 2.8% に相当する。当該分野を構成する 3 つの下位区分 (固形廃棄物の陸上における処分、廃水の処理、廃棄物の焼却) のうち、廃棄物の焼却が増加に最も寄与している (1990 年の 18,535Gg CO₂ から 2001 年には 26,859 Gg CO₂ まで増加した)。固形廃棄物の陸上における処分からの CH₄ 排出量は時系列的にはほぼ一定しており、1990 年から 2001 年の間にわずかに 192.6Gg から約 183.5Gg に減少した。

113. 日本では廃棄物に関する大規模な調査が実施され、これに基づいて当該分野のインベントリにおける日本固有の算定方法及び排出係数が作成された。固形廃棄物からの時間依存性 GHG 排出の算定には、一次減衰法 (FOD : first-order decay) が取り入れられた。焼却に伴う排出は現場における研究に基づき、局所的な係数を用いて算定されている。

完全性

114. インベントリは、工業廃水からの N₂O を除いて完成している。廃棄物の焼却については、GHG 前駆物質を含む全てのガスの算定が完成している。他の 2 つの下位区分については、前駆物質は算定されていない。

115. 日本は、CRF の部門別バックグラウンドテーブルを埋めるよう奨励されている。 こうした表によって、排出量算定値の妥当性確認が可能になり、各国間での活動量データ、排出係数、見かけの排出係数の比較が容易になる。

透明性

116. The submission of the NIR has addressed most of the concerns raised in previous reviews.

Documentation on the methods and data used for the calculations in the Waste sector are amply provided by the NIR.

117. Entries in the CRF are ultimately traceable to local inventory worksheets. For example, the application of the FOD method (e.g., the Sheldon Arleta model) is demonstrated clearly in the worksheets that were provided. It is suggested that certain important information, which can be inferred from these local worksheets, be included and described in future submissions of the NIR. The current NIR merely points to these local worksheets and makes reference to local research papers. A brief description in the NIR of the processes involved and of the technical bases of Japan's GHG estimation algorithms will facilitate understanding of its use of non-default methodologies and factors. In addition, the NIR could include information such as that requested in the CRF sectoral background tables, for example, on waste composition and per capita waste generation rate.

Recalculations and time-series consistency

118. Recalculations have been done for the years 1990–2000. As a result, estimated base year emissions in this sector decreased by 4.5 per cent. These changes are due to an increase of 10 per cent for CO₂, a decrease of 30.8 per cent for CH₄ emissions, and a minimal change in N₂O emissions for the base year. The latest year of recalculation (2000) showed an overall decrease of 4.7 per cent, which when disaggregated is due to an increase in CO₂ emissions of 2.9 per cent, and decreases in CH₄ and N₂O emissions of 21.1 per cent and 3.1 per cent, respectively. Japan explained that CH₄ emissions associated with solid waste disposal were changed because estimates of the amount of municipal solid waste (MSW) disposed to landfills had been revised; changes in CH₄ and N₂O

116. NIR の提出は、2003 年審査の初期段階で挙げられた課題のほとんどについて対応している。廃棄物分野の算定に用いられた方法やデータに関する文書は NIR において十分に示されている。

117. CRF へ入力されたデータは、最終的にインベントリの算定シートに辿り着くことができる。例えば、FOD 法（例：Sheldon Arleta モデル）の適用は、提供された算定シートの中で明確に示されていた。こうした算定シートから推測される特定の重要情報については、今後提出される NIR の中に含めて説明すべきであると提案されている。現在の NIR は、単にこうした算定シートを指し示し、地域調査文書への参照を示しているに過ぎない。NIR の中で関係するプロセスや日本の GHG 算定方法の技術的基盤について簡潔に説明することによって、デフォルトではない算定方法及び係数の使用に関する理解を容易にするだろう。加えて、NIR には、CRF 部門別バックグラウンドテーブルにおいて要求されたような情報、例えば廃棄物の組成や一人あたりの廃棄物発生量といった情報を含めることができるだろう。

再計算と時系列の一貫性

118. 1990 年から 2000 年にかけて再計算が行われている。その結果、当該分野において算定される基準年排出量は 4.5%減少した。こうした変化は、基準年に CO₂ 排出量が 10%増加、CH₄ 排出量が 30.8%の減少、N₂O 排出量が微小に変化したことに起因している。直近年（2000 年）の再計算では、全体として 4.7%減少しており、これを分解すると、CO₂ 排出量が 2.9%増加、CH₄ 排出量が 21.1%、N₂O 排出量が 3.1%それぞれ減少していることに起因する。日本は、固形廃棄物の陸上における処分に伴う CH₄ 排出量の変化が、埋立地へ処分された自治体の固形廃棄物（MSW）量の算定値の改訂によると説明している。また、廃水の処理に伴う CH₄ 及び N₂O 排出量の変化は排出係数の改訂に起因しており、CO₂、CH₄、N₂O の算定値は MSW

emissions from waste-water handling were due to revision of EFs; and CO₂, CH₄ and N₂O estimates were recalculated because estimates of the amount of MSW incinerated had been revised.

Uncertainties

119. Japan has quantified uncertainty in this sector using the tier 1 approach of the IPCC good practice guidance. Appendices 3 and 4 of the NIR detail these calculations. According to the NIR, uncertainty in this sector is 32 per cent, and the Waste sector is ranked second to Energy in terms of contribution to the overall uncertainty of the inventory (NIR table 1-2, page 1.6). Within the Waste sector, the top two categories that contribute significantly to the uncertainty are incineration of municipal and industrial solid waste (CO₂) (NIR table 11 in appendix 4, page appendix 4.7). These two are also found to contribute greatly to the total uncertainty (NIR table 1-3). It is therefore recommended that the ambiguities in these two important sectors be addressed in order to reduce the overall uncertainty.

Verification and quality assurance/quality control approaches

120. Extensive technical and scientific information on emissions from waste is available in Japan and this could usefully be part of the third-party review stage which is referred to in the NIR. This could cover the negative CH₄ EFs that are also cited in this sector and are discussed more fully in the Energy sector of this review. The ERT believes that the underlying data are sound but that the EFs should be based on the actual emissions from combustion plants, rather than the estimated difference between input and output concentrations multiplied by flow.

B. Key sources

Waste incineration – CO₂

焼却量の算定値が改訂されたために再計算されたとしている。

不確実性

119. 日本は当該分野の不確実性を IPCC グッドプラクティスガイダンスの Tier 1 を用いて定量化している。NIR の別添 3 及び別添 4 では、これらの算定について詳述している。NIR によると、当該分野の不確実性は 32% であり、インベントリ全般の不確実性への寄与という点では、エネルギー分野に次いで大きい (NIR 表 1-2、Page 1.6)。廃棄物分野において不確実性に最も大きく寄与している 2 つの区分は、一般廃棄物の焼却及び産業廃棄物の焼却 (CO₂) である (NIR 別添 4 の表 11、Page 4.7)。これら 2 つの区分は、インベントリ全体の不確実性に対しても大きく寄与していることが判明している (NIR 表 1-3)。したがって、全体的な不確実性を削減するために、これら 2 つの重要な区分に関する不明瞭点について取り組むことが推奨される。

検証と品質保証/品質管理の方法

120. 日本では、廃棄物からの排出に関する技術的及び科学的情報が広範に入手可能であり、これは NIR に示されている第三者検証の一部に活用できるだろう。これは、当該分野において用いられている負の CH₄ 排出係数を網羅しており、本審査のエネルギー分野で十分に議論されている。ERT は、基礎データは健全であるが、排出係数はインプットとアプトプットの濃度差に流量を乗じて算定するよりも、燃焼プラントからの実排出量に基づき算定すべきであると考える。

B. 主要排出源

廃棄物の焼却 – CO₂

121. Calculations in this source category have been based mainly on country-specific information and are largely comprehensive and complete as far as the estimation of GHGs and GHG precursors is concerned. This is noteworthy in view of the significance of this subsector within the Waste sector and as a key source in the entire inventory.

122. Since waste incineration in Japan leads to energy production, the IPCC good practice guidance recommends that this be classified under the Energy sector. During the in-country review, Japan replied that the reasons for placing this source category under Waste are the fact that the primary purpose of incineration is waste treatment and not power production. The fraction of non-biogenic carbon needs to be stated clearly since CO₂ from non-biogenic carbon would count towards total national emissions.

C. Non-key sources

Solid waste disposal – CH₄

123. Further refinement of the information is suggested in a number of areas. These are: municipal waste should be differentiated from industrial waste (for carbon content calculation); the amount of CH₄ capture should be indicated; and the use of the dry basis for estimating emissions should be clarified because of the implication for CH₄ emissions estimates from MSW disposed to landfill sites.

124. The total amount of MSW disposed to landfills and subject to incineration is not consistent with the per capita waste generation rate of Japan because a part of MSW undergoes intermediate processing.

Waste-water handling – CH₄

125. Clarification is needed on the distinction between emissions associated with waste-water and with sludge treatment. The use of simple averages of EFs for both

121. 当該排出源区分における算定は、主に日本固有の情報に基づいており、GHGs 及び GHG 前駆物質の算定が考慮されている限りは広く包括的かつ完全である。このことは、廃棄物分野における下位区分の重要性の観点から、またインベントリ全体の主要排出源としても注目に値する。

122. 日本における廃棄物の焼却はエネルギー生産につながっており、IPCC グッドプラクティスガイダンスでは、当該排出源をエネルギー分野に分類すべきであると推奨されている。訪問審査中に日本は、当該排出源区分を廃棄物分野に位置付けている理由を、焼却の主な目的が廃棄物処理であり発電ではないためとしている。非生物起源炭素からの CO₂ が国の総排出量に含まれるため、非生物炭素の割合を明確に示す必要がある。

C. 非主要排出源

固形廃棄物の陸上における処分 – CH₄

123. 多くの箇所について、情報の更なる精緻化が推奨される。具体的には：(炭素含有率を算定する際) 一般廃棄物と産業廃棄物を区別すべき；CH₄ 回収量を示すべき；埋立地へ処分された MSW からの CH₄ 排出量算定値を示すために乾物重を用いて排出量を算定していることを明確にすべきである。

124. 埋立地に処分された MSW と焼却された MSW の総量が、日本の一人当たりの廃棄物発生率と一致していない。これは、MSW の一部が中間処理を経るためである。

廃水の処理 – CH₄

125. 廃水の処理に伴う排出と汚泥処理に伴う排出の区分を明確にする必要がある。 廃水及び汚泥処理の単純な平均排出係数の使用と、廃水に対する

water and sludge treatment and the application of these collectively to waste water is only a first approximation to estimation. The IPCC good practice guidance indicates (page 5.18) the need for separate calculations if sludge separation is practiced. National circumstances in Japan should be clarified; the inclusion of sludge incineration under waste incineration suggests a degree of separation, although exploratory calculations suggest that it may not be the norm.

126. In the calculation of its CH₄ EFs for industrial waste water, Japan clarified that the biochemical oxygen demand (BOD) levels used were actual rather than anticipated values. Future NIR submissions should state this clearly and differentiate between the BOD values of municipal and industrial waste water.

127. The use of the notation keys “IE” and “NE” should be reviewed: in some instances “IE” might be more appropriate, for instance, in the case of waste-water information requested in CRF sectoral background table 6.B. The NIR does in fact contain descriptions and references to country-specific methodologies and EFs that are used to estimate waste-water emissions. This kind of information should be indicated in the appropriate documentation boxes in the CRF sectoral background tables, with references to the NIR for more detailed explanation.

Waste incineration – CH₄ and N₂O

128. CH₄ and N₂O emissions from the incineration of biogenic waste are indicated as “IE” in CRF table 6.C but are not clearly identified elsewhere in the CRF. Japan explained to the ERT that the value entered as AD for non-biogenic waste, about 57,254 Gg (as indicated in CRF table 6.C), is actually the total for both biogenic and non-biogenic waste. This should be clarified by distinguishing more clearly between the amounts of biogenic and non-biogenic waste subject to

正確な適用は、算定に向けた一次近似に過ぎない。IPCC グッドプラクティスガイダンス (Page 5.18) は、汚泥の分離が実施された場合に別々の算定が必要であることを示している。日本の状況を明確にしなければならない；廃棄物の焼却に汚泥焼却を含めることによって分類の程度を示しているが、調査ではこれが基準ではないかもしれないことを示している。

126. 工業排水における CH₄ 排出係数の算定について、日本は、用いられた生物化学的酸素要求量 (BOD) レベルが期待値ではなく実際の値であることを明らかにした。今後の NIR 提出では、この点について明確に記述し、生活系廃水と工業廃水の BOD 値を区別すべきである。

127. 注釈記号「IE」と「NE」の使用について検証すべきである：例えば、CRF の部門別バックグラウンドテーブル 6.B において廃水に関する情報が求められる場合、「IE」を用いることがより適切である。NIR は実際に、廃水に伴う排出の算定に用いられている日本固有の算定方法と排出係数に関する記述と参照を含んでいる。この種の情報は、更に詳細に説明を行うため、NIR への参照とともに、CRF 部門別バックグラウンドテーブルの適切な文書欄に示すべきである。

廃棄物の焼却 – CH₄ と N₂O

128. 生物起源の廃棄物の焼却に伴う CH₄ 及び N₂O 排出量は、CRF 表 6.C に「IE」と表示されているが、CRF の他の部分では明確に特定されていない。日本は ERT に対して、非生物起源の廃棄物の活動量データとして入力されている値である約 57,254Gg (CRF 表 6.C に示されている) が、実際には生物起源の廃棄物と非生物起源の廃棄物の合計値であると説明した。焼却を受けた生物起源の廃棄物と非生物起源の廃棄物の量を明確に区分す

incineration.

D. Areas for further improvement

Identified by the Party

129. The NIR identified three issues for future work, namely:

- (a) Emissions due to synthetic agents in waste water;
- (b) The proper placement of waste incineration within the inventory;
- (c) Emissions from incineration of synthetic fibres (as opposed to plastic, where the treatment is already regarded as sufficient).

Identified by the ERT

130. Japan is encouraged to address the gaps pointed out under the paragraph on Completeness above. The overall picture of waste generation and management which can be inferred from the sector inventory and the NIR should be better reconciled with the information provided in the national communication of Japan.

131. Since extensive research on waste has already been conducted in Japan, it is recommended that the results of these studies be published for better dissemination within the international community, although this is not a formal requirement of the UNFCCC guidelines.

ることによって分類すべきである。

D. 今後改善が望まれる事項

日本によって特定された事項

129. NIR では、今後の作業として3つの課題を特定した。すなわち：

- (a) 廃水に含まれる合成洗剤からの排出量の算定
- (b) インベントリにおける廃棄物の焼却の適切な位置付け
- (c) 合成繊維等の焼却からの排出量の算定（既に取り扱われているプラスチックと対照的）

ERTによって特定された事項

130. 日本は上記の完全性において指摘された抜けについて説明するよう奨励されている。当該分野のインベントリと NIR から推測される廃棄物発生量及び廃棄物管理の全体像を、日本の国別報告書に示される情報とさらに一致させるべきである。

131. インベントリ報告ガイドラインの正式な要件ではないが、日本では廃棄物に関する大規模な調査が既に行われているため、こうした研究の成果を発表し、国際社会に広く普及させることが推奨される。

2004 年度温室効果ガスインベントリに関する個別審査の報告

JAPAN

日本

**REPORT OF THE INDIVIDUAL REVIEW OF
THE GREENHOUSE GAS INVENTORY
SUBMITTED IN THE YEAR 2004**

2004 年提出温室効果ガスインベントリに関する
個別審査報告書

I. OVERVIEW

I. 概要

A. IntroductionA. はじめに

1. This report covers the desk review of the 2004 greenhouse gas (GHG) inventory submission of Japan, coordinated by the United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC) secretariat, in accordance with decision 19/CP.8 of the Conference of the Parties. The review took place from 8 to 25 November 2004 and was conducted by the following team of nominated experts from the roster of experts: Generalists – Mr. Paul Filliger (Switzerland) and Ms. Kristina Saarinen (Finland), Energy – Mr. Mario Contaldi (Italy) and Mr. Hugh Saddler (Australia), Industrial Processes – Ms. Karin Kindbom (Sweden) and Ms. Kristine Zommere (Latvia), Agriculture – Mr. Ayite-Lo Ajavon (Togo) and Ms. Hongmin Dong (China), Land-use Change and Forestry (LUCF) – Ms. Dominique Blain (Canada) and Mr. Richard Volz (Switzerland), Waste – Mr. Philip Acquah (Ghana) and Ms. Katarina Mareckova (Slovakia). Mr. Mario Contaldi and Ms. Hongmin Dong were the lead reviewers of this review. The review was coordinated by Ms. Rocío Lichte (UNFCCC secretariat).

2. In accordance with the UNFCCC “Guidelines for the technical review of greenhouse gas inventories from Parties included in Annex I to the Convention” a draft version of this report was communicated to the

1. この報告書は、締約国会議の決定事項 19/CP.8 に従って、国際連合気候変動枠組条約 (UNFCCC) の事務局によりコーディネートされた日本の 2004 年温室効果ガス (GHG) インベントリ提出の机上審査を対象としている。審査は 2004 年 11 月 8 日から 25 日まで開催され、専門家名簿より推薦された以下の専門家チームにより実施された。全般的事項 – ホール・フィリガー氏 (スイス) 及びクリスティーナ・サーリネン氏 (フィンランド)、エネルギー分野 – マリオ・コンタルディ氏 (イタリア) 及びヒュー・サドラー氏 (オーストラリア)、工業プロセス分野 – カーリン・シンドボム氏 (スウェーデン) 及びクリスティーネ・ゾマーレ氏；農業分野 – アイテ=ロー・アジャヴォン氏 (トーゴ) 及びホンミン・ドン氏 (中国)；土地利用変化及び林業 (LUCF) 分野 – ドミニク・ブラン氏 (カナダ) 及びリヒャルト・フォルツ氏 (スイス)；廃棄物分野 – フィリップ・アクアー氏 (ガーナ) 及びカタリーナ・マレコーヴァ氏 (スロバキア)。マリオ・コンタルディ氏とホンミン・ドン氏が、本審査におけるリード・レビューアーとなった。本審査はロシオ・リヒト氏 (UNFCCC 事務局) によりコーディネートされた。

2. UNFCCC インベントリ報告ガイドラインに従って、この報告書の原案は日本国政府に通達された。日本国政府より提出されたコメントは、考慮され、必要に応じてこの報告書最終案に盛り込まれた。

Government of Japan, which provided comments that were considered and incorporated, as appropriate, in this final version of the report.

B. Inventory submission and other sources of information

3. In its 2004 submission, Japan has submitted a complete set of common reporting format (CRF) tables for the years 1990–2002. In addition, detailed background worksheets covering activity data (AD) and emission factors (EFs) have been provided. The CRF tables were initially submitted on 24 May 2004; an updated set of CRF tables and the national inventory report (NIR) became available in October 2004. The inventory is presently based on Japan's fiscal year (April to March) which may be a reason for the delay in submission. During the 2003 in-country review this aspect was discussed intensively and it was decided that it would be preferable for Japan to continue reporting on a fiscal year basis but also to continue to work on the possibilities of converting to calendar year. The 2004 expert review team (ERT) agrees with this conclusion, taking into account the conclusions of the lead reviewers and the "Report of the individual review of the greenhouse gas inventory of Japan submitted in the year 2003" on this matter. The decision to convert data from fiscal year to calendar year should depend on the number of additional errors which the change would introduce into the inventory. The ERT encourages Japan to reduce the delay in submitting its NIR.

4. Where needed the ERT also used the previous year's submission and other information. The full list of materials used during the review is provided in annex 1 to this report.

C. Emission profiles and trends

B. インベントリ提出とその他の情報源

3. 2004年の提出において、日本は1990年から2002年におけるCRF（共通報告様式）の完全な表を提出している。加えて、活動量と排出係数を記載した詳細なバックグラウンド算定シートも提出している。このCRF表は、最初は2004年5月24日に提出されたが、最新のCRF表及び国家インベントリ報告書（NIR）が入手可能になったのは、2004年10月になってからであった。インベントリは、現在、日本の会計年度（4月から3月まで）に基づいており、それが提出が遅れた理由であった可能性がある。2003年の訪問審査の際、この問題が集中論議され、日本は会計年度値に基づいて報告書を作成することは望ましいが、同時に、暦年値に移行する可能性を模索し続けることも望まれると結論された。2004年の専門家レビューチーム（ERT）は、この件に関するリード・レビューアーの結論と「2003年提出温室効果ガスインベントリに関する個別審査報告」を考慮して、この結論に同意した。データを会計年度値から暦年値に移行するかどうかの決定は、その変更がインベントリにさらにどれだけの誤差をもたらすかに依るべきである。ERTは、日本にNIR提出の遅延を短縮するよう奨励している。

4. ERTは、必要な場合には、前年の提出分および他の情報も活用した。審査で用いられた資料の完全なリストを、本報告書の「附属書1」に示す。

C. 排出の特徴と傾向

5. In the year 2002, the most important GHG in Japan was carbon dioxide (CO₂), contributing 93.7 per cent to total national GHG emissions expressed in CO₂ equivalent, followed by nitrous oxide (N₂O) – 2.7 per cent, methane (CH₄) – 1.5 per cent, hydrofluorocarbons (HFCs) – 1.0 per cent, perfluorocarbons (PFCs) – 0.7 per cent, and sulphur hexafluoride (SF₆) – 0.4 per cent. The share of CO₂ is high compared to those reported by other countries. In contrast, the shares of CH₄ and N₂O are low. The Energy sector accounted for 89 per cent of total national GHG emissions, followed by Industrial Processes (6 per cent), and Agriculture and Waste (2.5 per cent each). Total reported GHG emissions (CO₂, CH₄, N₂O, HFCs, PFCs and SF₆, excluding LUCF) amounted to 1,330,793 Gg CO₂ equivalent in 2002, showing an increase of 12.1 per cent since 1990, where total reported GHG emissions (CO₂, CH₄, N₂O, excluding LUCF) amounted to 1,187,210 Gg CO₂ equivalent. CO₂ emissions (without LUCF) increased from 1990 to 2002 by 11 per cent, N₂O emissions decreased by 12 per cent, and CH₄ emissions decreased by 21 per cent. The sum of emissions of the fluorinated gases (F-gases) decreased from 1995 to 2002 by 43 per cent. Because estimates for the LUCF sector for 1996–2002 are missing, and no estimates of actual emissions for the F-gases are provided for the period 1990–1994, the trends have to be interpreted carefully (e.g., the comparison of the 2002 data from Industrial Processes with the 1990 data as given in the NIR (chapter 2.3.2) has to be interpreted with care given that data on actual emissions of F-gases are missing for 1990). With this reservation, no apparent trend inconsistencies could be found.

D. Key sources

6. Japan has reported a key source tier 1 analysis, both level and trend assessment, as part of its 2004 submission. The key source analyses performed by

5. 2002年において、日本で最も重要なGHGは二酸化炭素(CO₂)であり、それはCO₂換算のGHG総排出量の93.7%に達している。それに次いで、一酸化二窒素(N₂O)が2.7%、メタン(CH₄)が1.5%、ハイドロフルオロカーボン(HFC)が1.0%、パーフルオロカーボン(PFC)が0.7%、六フッ化硫黄(SF₆)が0.4%であった。CO₂の割合は、他の国で報告されたものに比べて高い。対照的に、CH₄とN₂Oの割合は低くなっている。エネルギー分野が国のGHG総排出量の89%を占め、それに次いで工業プロセス分野(6%)、農業分野と廃棄物分野(それぞれ2.5%)の順となった。報告されたGHG総排出量(CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC及びSF₆。土地利用変化及び林業(LUCF)分野を除く)は、2002年にCO₂換算で1,330,793Ggに達し、報告されたGHG総排出量(CO₂、CH₄及びN₂O。LUCF分野を除く)がCO₂換算で1,187,210Ggを記録した1990年以来12.1%増加したことを示した。CO₂排出量(LUCFを除く)は、1990年から2002年にかけて11%増加し、N₂O排出量は12%減少、CH₄排出量は21%減少した。フッ素化ガス(F-gas)の合計排出量は、1995年から2002年にかけて43%減少した。1996年から2002年までのLUCF分野の算定値がなく、1990年から1994年までのF-gasの実排出量の算定値も与えられていないため、トレンドは慎重に解釈されなければならない(例えば、工業プロセス分野の2002年のデータとNIR(「2章 3.2」)に挙げられている1990年のデータとを比較する場合は、1990年にはF-gasの実排出量に関するデータがないことを踏まえれば、慎重に解釈されなければならない)。こうした点を留保すれば、明らかなトレンドの不整合はないはずである。

D. 主要排出源

6. 日本は、2004年のインベントリ提出の一環として、レベルアセスメント及びトレンドアセスメントの両方で主要排出源Tier 1分析を報告した。日本と

the Party and the secretariat produced very similar results for the level assessment and somewhat different results for the trend assessment because the disaggregation levels are different. Japan's key source analysis, which was revised in response to comments from the 2003 in-country review, is well adapted to the country's special features. The ERT recommends Japan to take steps towards introducing a tier 2 analysis and to use the key source analysis more intensively to structure the NIR and establish which sources are to have priority in the improvement of the inventory.

E. Main findings

7. The complete set of CRFs, the NIR and the very detailed background worksheets give a comprehensive picture of the inventory. The inventory is mainly on a high level of development and consistent with the *Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC) Good Practice Guidance and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories* (hereinafter referred to as the IPCC good practice guidance) except for the adjustments made to avoid double counting in the form of negative emissions, for example, for Mobile Combustion, which is a trend key source. According to the NIR, actual measurements or estimates based on research conducted in Japan have been used for the EFs and IPCC default values have been used for sources from which emissions were thought to be fairly low.

8. Japan has made several improvements since the last submission in response to the recommendations of the 2003 in-country review. The improvements (listed in chapter 10.4.1 of the NIR) cover various aspects of the NIR and the CRF tables.

9. The ERT recommends that Japan take further steps towards presenting a high-quality inventory.

事務局によって実施された主要排出源分析では、レベルアセスメントにおいて同様の結果が得られ、トレンドアセスメントにおいては分析を細分するレベルが異なるため若干異なる結果が得られた。日本の主要排出源分析は、2003年の訪問審査によるコメントを受けて改訂されたが、日本の特性によく適合している。ERTは、日本がTier2分析を導入する方向に向けて措置を講じ、主要排出源分析をより高密度に用いてNIRを作成しインベントリを改良する上でどの排出源が優先するのかを定めるよう勧告している。

E. 主な調査結果

7. 全CRF、NIR及び詳細なバックグラウンド算定シートにより、インベントリの包括的な全体像が示されている。インベントリは、主に高レベルに開発されており、負の排出（例えば、トレンド主要排出源である「移動発生源における燃焼」）の形での二重計上を避けるためになされた調整を除けば、『気候変動に関する政府間パネル（IPCC）グッドプラクティスガイダンス及び国家温室効果ガスインベントリの不確実性マネジメント』（以下、「IPCCグッドプラクティスガイダンス」と呼ぶ）と整合的である。NIRによれば、実測あるいは日本で行われた研究に基づいた算定値が排出係数として使われ、排出量がかなり低いと見られる排出源にはIPCCデフォルト値が用いられている。

8. 2003年の訪問審査による勧告を受け、日本は、昨年の提出時以来、幾つかの点で改善を行った。改善点（NIRの「10章4.1」に記載）は、NIRとCRF表のさまざまな側面に及ぶ。

9. ERTは、日本が質の高いインベントリを提出するためさらに方策を講じるよう勧告している。主に

The main emphasis should be on completeness. The lack of LUCF data from 1996 onwards is an issue that should be resolved soon within the framework of the new Land Use, Land-use Change and Forestry (LULUCF) reporting. Similarly, the time series for actual emission estimates for the F-gases should be completed for 1990–1994. The Party has identified various other fields for improvement. The ERT recommends that Japan set priorities for the extended list of improvements. The development of a formal quality assurance/quality control (QA/QC) plan would enhance the quality of the inventory.

F. Cross-cutting topics

Completeness

10. The inventory is largely complete except for the LUCF categories, where no estimates are reported for the years 1996–2002. In this sector the implementation of the planned improvements may require several years: Japan intends to use the IPCC Good Practice Guidance for LULUCF (hereinafter referred to as LULUCF good practice guidance) to provide data for LULUCF and for the different subcategories. However, based on the results of previous reviews, the ERT encourages the Party to check its extrapolation methods using the latest forestry statistics from 1995 and to give high priority, using the IPCC good practice guidance methodology and default values, to improving its LULUCF inventory from its next submission.

11. Further sources which are not estimated are listed in the NIR (chapter 1.8, annex 5) and in the CRF (table 9). The ERT agrees that most of these missing sources are very small but some may be of a certain importance (e.g., fugitive emissions from venting and flaring; and HFC emissions from transport and industrial refrigeration). For the years 1990–1994, potential emissions of F-gases are

強調されているのは、完全性についてである。1996年以降の LUCF データが欠けていることは、新たに設けられた土地利用、土地利用変化及び林業 (LULUCF) 分野での報告の枠内で早急に解決されなければならない問題である。同様に、F-gas の実排出量算定値の時系列は、1990年から1994年の間も埋められなければならない。日本は、その他のさまざまな改善点を特定している。ERT は、日本がさらに改善点を挙げたリストに優先順位をつけるよう勧告している。公式の品質保証・品質管理 (QA/QC) 計画を作成することで、インベントリの質は向上するであろう。

F. 分野横断的な事項

完全性

10. インベントリは LUCF 分野の各区分を除いて、大体において完成している。LUCF 分野に関しては、1996年から2002年にかけて算定値が報告されていない。この分野では、計画された改善点の実現されるまでには数年を要する可能性がある。日本は、LULUCF 分野と他の異なる下位区分のためのデータを出すために、LULUCF 分野のための IPCC グッドプラクティスガイダンス（以下、「LULUCF グッドプラクティスガイダンス」と呼ぶ）を使う予定である。しかし、ERT は、これまでの審査の結果に基づき、日本が 1995 年以降の最新の森林統計を用いた外挿法を確認するよう奨励し、そして IPCC グッドプラクティスガイダンスの方法とデフォルト値を用いて次回の提出から LULUCF インベントリを改善することを最優先にするよう奨励している。

11. 算定値が示されていない他の排出源は NIR（「1章 8」、「附属書 5」）と CRF（表「9」）に示されている。ERT は、これら欠けている排出源のほとんどは非常に小規模のものであるが、その中にはある重要性をもつものが含まれる可能性がある（例えば、通気とフレアリングによる燃料からの漏出、輸送と産業冷蔵冷凍部門からの HFC の排出量など）という点では同意している。1990年から1994年までに関

reported but actual emissions are not due to lack of data. The ERT recommends that Japan develop a plan for including the sources and sinks that are not yet estimated. The plan should give a rough estimate of the importance of the missing sources in order to allow for priorities to be set and for a timetable for filling the gaps to be presented.

Transparency

12. The complete CRF files, and in particular the detailed background worksheets linked with the NIR, add greatly to the transparency of the inventory. Notation keys are used throughout the tables. The NIR is in line with the UNFCCC reporting guidelines. However, for the key sources more information on methods and assumptions could be included in the NIR. A transparency problem arises from the corrections made to avoid double counting in the form of negative emissions, which need to be better explained. This is especially true for the corrections made in 1.A.3 Mobile Combustion. This correction itself becomes a trend key source, which shows the importance of this subject. A short supplementary paper – as proposed by the 2003 in-country review team – or an annex to the NIR would help to clarify this somewhat confusing subject.

13. There are some inconsistencies between the information given by the CRF notation keys and those used in the NIR. Though these inconsistencies are explained in annex 5.1.2 of the NIR, the ERT recommends the Party to make the NIR tables consistent with the CRF in its next submission.

Recalculations and time-series consistency

14. The ERT noted that recalculations reported by the Party of the time series 1990–2001 had been undertaken to take into account additional sources, revisions in AD and Japan's General Energy

しては、F-gas の潜在排出量は報告されているが、実排出量はデータが欠如しているため報告されていない。ERT は、日本がまだ算定値が示されていない排出源・吸収源をも包括するための計画を作成するよう勧告している。この計画は、優先順位を立て空白を埋めるためのタイムテーブルを示すために、欠けている排出源の中で重要なもののおおよその算定値を与えるものでなければならない。

透明性

12. 完全な CRF 書類、特に NIR とリンクした詳細なバックグラウンド算定シートは、インベントリの透明性を大いに高めている。表全体に注釈記号が用いられている。NIR は、UNFCCC 報告ガイドラインに沿っている。しかし、主要排出源については、その方法と前提についてもっと多くの情報を NIR に含めることもできるであろう。透明性の問題は、負の排出という形での二重計上を避けるために修正がなされることから生まれるのだが、これはもっとよく説明される必要がある。このことは、特に、「1.A.3 移動発生源における燃焼」のセクションでなされた修正について言えることである。この修正自体がトレンド主要排出源となり、それがこのテーマの重要性を示している。短い補足資料 — 2003 年の訪問審査チームに提案されたもの — あるいは NIR の附属書が、このやや入り組んだテーマを明確にするのに役立つであろう。

13. CRF の注釈記号による情報と NIR の注釈記号による情報の間には、いくらか不整合が見られる。この不整合は NIR の「附属書 5.1.2」で説明されているが、ERT は、日本が次の提出時には NIR の表を CRF と整合的なものにするよう勧告している。

再計算と時系列一貫性

14. ERT は、1990 年から 2001 年の時系列について日本から報告された再計算が、更なる排出源、活動量データの更新、及び日本の総合エネルギー統計などに配慮するために実施された点に留意した。日

Statistics.

The Party's reported recalculations match those identified by the secretariat. A description of the rationale for these recalculations is provided in table 8(b) and in the NIR. The effect of the recalculations on levels and trends is very small (in 1990 it is 0.01 per cent and in 2001 it is 0.22 per cent for total CO₂ equivalent emissions), except in the case of the PFC and SF₆ trends as new sources with increasing trends have been included. The recalculations seem to be justified.

15. There are inconsistencies in table 10-1 of the NIR, which compares the 2003 and 2004 submissions after the recalculations: the values given for CO₂ and total aggregate emissions (without LUCF) are different from those reported in the CRF and other tables of the NIR. The table should be corrected.

Uncertainties

16. A quantitative uncertainty analysis (tier 1) has been carried out. The method, assumptions and results are very well documented in two annexes to the NIR. The uncertainty of total emissions has been estimated at 2 per cent, which is low compared to the uncertainties reported by other countries. The total uncertainty is dominated by the uncertainty of CO₂ emissions from fuel combustion, which is well known. Some sensitivity analysis (on N₂O emissions from agricultural soils) has been carried out in response to a recommendation of the 2003 in-country review. The sensitivity is small as the percentage of N₂O emissions is low. Developments towards using the tier 2 method are mentioned in the NIR. The ERT encourages this further development of the uncertainty analysis and recommends Japan to use it to a greater extent to prioritize future improvements.

Verification and quality assurance/quality control approaches

本によって報告された再計算は、事務局が確認した再計算と合致する。これらの再計算の根拠を説明したものを、表「8(b)」と NIR に示す。新しい排出源としての PFC と SF₆ トレンドを除き、増加しつつあるトレンドを含めば、再計算がレベルとトレンドに及ぼす影響は非常に小さい (CO₂ 換算総排出量は 1990 年で 0.01%、2001 年で 0.22%)。

15. 再計算後の 2003 年分と 2004 年分を比較する NIR の表「10-1」に、不整合がみられる。CO₂ と総計排出量 (LUCF を除く) に与えられた値が、CRF 及び NIR の他の表に報告されたものと異なるのである。この表は修正されなければならない。

不確実性

16. 定量的な不確実性分析 (Tier 1) が行われた。その方法、前提、結果は、NIR の二つの附属書中に非常に良くまとめられている。総排出量の不確実性は 2%と算定されたが、これは他の国々によって報告された不確実性に比べると低いものである。全不確実性は燃料の燃焼からの CO₂ 排出の不確実性でほとんど占められており、そのことはよく知られている。2003 年の訪問審査による勧告を受けて、(農耕地土壌からの N₂O 排出量に関して) 感度分析が行われた。N₂O 排出量の割合は小さいため、感度は低い。Tier 2 手法を用いる展開については、NIR に述べられている。ERT は、不確実性分析をこのようにさらに発展させることを奨励し、日本が将来の改善を優先させるためにこの方法をさらに一層用いるように勧告している。

検証と品質保証・品質管理の方法

17. The Party has not yet developed a formal QA/QC plan. Many internal checks and a short description of QA/QC procedures during the inventory preparation are described in the NIR and reviews by external experts (sectoral breakout groups) are documented. A review by a third party is planned but has not yet been implemented. The ERT recommends that the numerous QA/QC procedures presently carried out should be incorporated into a formal QA/QC plan which is an important part of the future improvement of the inventory.

G. Areas for further improvement

Identified by the Party

18. A detailed list of improvements suggested by the Japanese “Committee for Greenhouse Gases Emissions Estimation Methods” is presented in the NIR. It covers among other things QA/QC aspects, estimation of missing sources, use of country-specific information instead of IPCC defaults, the checking of EFs and improvements to the collection of AD. The detailed list shows that the Party is fully aware what improvements are needed. The ERT agrees with the Party that priority-setting for realizing the improvements is important. It could be developed in the context of the above-mentioned plan for making the inventory more complete.

Identified by the ERT

19. The ERT identifies the following cross-cutting issues for improvement as most important. The Party should:

- (a) Report LUCF data from 1996 onwards within the framework of the new LULUCF reporting;
- (b) Report actual HFC, PFC and SF₆ emissions for 1990–1994;
- (c) Create a formal QA/QC plan;
- (d) Set priorities for including the missing sources and sinks and for introducing the various

17. 日本は、公式的な QA/QC 計画をまだ作成していない。インベントリ準備期間中の多くの内部チェックと QA/QC 手続きを手短に述べたものが NIR に記載されており、外部専門家（分科会）による審査も文書化されている。第三者による審査が計画されているが、未だ実施されていない。ERT は、現在実施されている数々の QA/QC の手続きが、インベントリの将来における改善点の重要な部分をなす公式的 QA/QC 計画に組み込まれるべきであると勧告している。

G. 今後の改善事項

日本によって特定された事項

18. 日本の「温室効果ガス排出量算定方法検討会」によって提案された改善点の詳細なリストが、NIR に記載されている。そのリストは、中でもとりわけ、QA/QC の問題、欠けている排出源の推計、IPCC デフォルトの代わりに国固有の情報を用いること、排出係数の確認と活動量データの収集の改善などに及ぶ。この詳細なリストは、日本がどのような改善が必要なかを十分に理解していることを示している。ERT は、改善を実現するために優先順位の設定が重要であるという点で、日本と同意する。これは、インベントリをさらに完全なものにするための上述の計画の文脈内で展開できるものであるかもしれない。

ERT によって特定された事項

19. ERT は、改善のための以下の分野横断的な問題を、最も重要であると特定した。日本は、

- (a) 新たな LULUCF 分野報告の枠内で、1996 年以降の LUCF 分野データを報告すること；
- (b) 1990 年から 1994 年までの、HFC、PFC 及び SF₆ の実排出量を報告すること；
- (c) 公式の QA/QC 計画を作成すること；
- (d) 欠けている排出源と吸収源を盛り込み、日本によって特定されているさまざまな改善点を導入するための優先順位を決めること。

improvements identified by the Party.

20. Recommended improvements relating to specific source/sink categories are presented in the relevant sector sections of this report.

II. ENERGY

A. Sector overview

21. In 2002, the Energy sector accounted for 89.1 per cent of Japan's total GHG emissions. Over the period 1990–2002 GHG emissions from the sector increased by 12.0 per cent. Within the sector six key sources have been identified under the level assessment, covering about 90 per cent of total national emissions. Under the trend assessment seven key sources in the Energy sector were identified, although not always the same sources as under the level assessment. In general emissions from the sector are estimated in accordance with the IPCC good practice guidance.

Completeness

22. All significant emission sources are included in the inventory, but CO₂ and N₂O emissions from 1.B.1 Solid Fuel Fugitive Emissions are still not estimated (“NE” is reported), neither are CH₄, CO₂ and N₂O emissions from category 1.B.1c Solid Fuel Transformation. In the Transport and Bunker Fuels categories (tables 1.A(a)s3 and 1.C, respectively) some sources are reported at a higher level of aggregation, with emissions of CO₂ reported as “included elsewhere” (“IE”), and corresponding emissions of CH₄ and N₂O are reported as “NE” for some fuel types.

Transparency

23. The methodology used to estimate emissions is country-specific, and the AD, EFs and detailed methodologies are generally well described in the

20. 個々の具体的な排出源・吸収源の諸区分に関して勧告された改善点は、この報告書の関連分野セクションに記載する。

II. エネルギー

A. 分野の概要

21. 2002年におけるエネルギー分野からの排出量は、日本のGHG総排出量の89.1%を占めた。1990年から2002年の間に、同分野からのGHG排出量は、12.0%増加した。同分野では、6主要排出源がレベルアセスメントにおいて特定されており、国内の総排出量の約90%を占めている。トレンドアセスメントでは、エネルギー分野において7主要排出源が特定されたが、必ずしもレベルアセスメントと同一の排出源というわけではない。同分野からの一般排出量は、IPCCグッドプラクティスガイダンスに準拠して算定されている。

完全性

22. 全ての重要な排出源がインベントリに含まれているが、「1.B.1.固体燃料からの漏出」によるCO₂及びN₂Oの排出量は、まだ算定されておらず(「NE」と報告されている)、「1.B.1c 固体燃料変質」からのCH₄、CO₂及びN₂Oの排出量も算定されていない。交通燃料及びバンカー燃料(それぞれ表「1.A(a)s3」及び表「1.C」)においては、一部の排出源がより細分化されて報告されており、一部の種類の燃料ではCO₂排出量については「他分野において計上(IE)」と報告され、それに対応するCH₄及びN₂Oについては「NE」と報告されている。

透明性

23. 排出量算定に使用される方法は日本固有のものであり、活動量データ、排出係数及び詳細な算定方法は、NIRで概ねよく説明されている。活動量デー

NIR. The main source of AD is Japan's Energy Balance Table (from the *General Energy Statistics* published by the Agency for Natural Resources and Energy). For the Stationary Combustion category this is supplemented by enumeration surveys of all facilities emitting smoke and soot (Ministry of the Environment, *Research of Air Pollutant Emissions from Stationary Sources*), which collects energy use and measured emissions data. It is noted, however, that the last such survey was in fiscal 1999. Extensive energy balance and other supporting data are provided in the worksheets that underlie the CRF.

Areas for further improvements identified by ERT

24. The 2004 synthesis and assessment (S&A) report identified a number of minor improvements and corrections which could be made. These concern apparently anomalous emission estimates in earlier years for solid fuels in Energy Industries, and various subcategories of Manufacturing Industries and Construction. These are discussed in detail under Key sources below.

25. There are some further minor issues where the response provided by the Party to the findings of the S&A report provides a full explanation of the query but where, in the interests of greater clarity in future submissions, it would be advantageous to provide more information. These include the unusually high CO₂ implied emission factors (IEFs) for the subcategory Manufacture of Solid Fuels and Other Energy Industries, the lack of detailed AD since 2000 for the subcategory Agriculture/Forestry/Fisheries, and the absence of a clear explanation in the NIR of where emissions from flaring in oil refining are reported.

B. Reference and sectoral approaches Comparison of the reference approach with the sectoral approach and international statistics

タの主要な出典は日本のエネルギーバランス表（資源エネルギー庁『一般エネルギー統計』）である。「固定発生源における燃焼」カテゴリーの出典は、全煤煙発生施設の列挙調査（環境省『固定発生源からの大気汚染物質排出調査』）によって補足されており、エネルギー使用及び測定排出データを収集している。しかし、このような調査が最後に行なわれたのが1999年度であるということに留意すべきである。CRFの基礎となった算定シートには、広範囲のエネルギーバランス及び補助データが提供されている。

ERTにより特定された今後の改善事項

24. 2004年総合評価（S&A）報告により、なされうる多くの軽微な改善・修正事項が特定された。これらは、エネルギー産業の固体燃料、及び製造業と建設業における様々な下位区分についての、これまでの明らかに不連続な排出算定値に関連している。これらについては、後述の「主要排出源」において詳述する。

25. S&A報告の所見をうけての日本の回答は疑念について完全な説明をおこなっているが、今後の提出においてより明確にするためにはさらに多くの情報を提供することが有益である、というような軽微な問題がいくつかある。これらには、下位区分「固体燃料製造及びその他のエネルギー産業」における異常に高いCO₂の見かけの排出係数（IEF）や、下位区分「農業、林業、漁業」の2000年以後の詳細な活動量データの欠落、及びNIRの中で石油精製精油におけるフレアリングからの排出がどこで報告されているかについての明確な説明がないことが含まれている。

B. リファレンスアプローチと部門別アプローチ リファレンスアプローチと部門別アプローチの比較と国際統計

26. The gap between the estimates using the two approaches is relatively small and is explained in some detail in the NIR (annex 4). However, the difference is higher in 2002 than in any previous year (it is above 2 per cent for the first time). If this trend continues in future inventories, some further explanation should be provided. In the previous review it was noted that all the values in the column for fraction of carbon oxidized are assumed in the 2003 submission to be 1.0, whereas country-specific or default IPCC values (page 1.29 of the Reference Manual) could have been used. The 2004 NIR explains that some EFs used in the reference approach are based on direct measurement of emissions, in which case a factor of 1.0 is correct. However, it does not appear that this applies to all the EFs used, so this issue remains to be addressed.

International bunker fuels

27. There is a large difference between the bunker AD reported in the CRF (table 1.C) and the bunker consumption data reported to the International Energy Agency (IEA). Between 1995 and 1996 there is a very large decrease in CO₂ emissions attributed to marine bunkers. Both these matters should be explained in the Party's next submission. Also, in CRF table 1.C Japan uses a classification of petroleum fuels used in marine transport that is different from the default classification in the table. It is probable that these are simply different names for what are actually the same products; it would be helpful if this could be clarified in Japan's next submission.

Feedstocks and non-energy use of fuels

28. Non-default fractions are used according to table 1.A(d) for fraction of carbon stored (1.00 instead of 0.50 for lubricants, 0.86 instead of 1.00 for

26. 2つのアプローチを使用した算定値の差異は、比較的小さく、NIR（「附属書4」）においていくぶん詳細に説明されている。しかし、2002年における差異は、これまでのどの年よりも大きくなった（初めて2%を越えた）。この傾向が将来のインベントリにおいても継続するなら、さらに説明がなされるべきである。前回の審査では、2003年提出分では炭素の酸化率欄における全ての値は、日本固有の値あるいはIPCCデフォルト値（Reference Manual、ページ1.29）のどちらかが使えるはずであったのに、1.0と仮定されていることが指摘された。2004年NIRでは、リファレンスアプローチで用いられている排出係数の一部は排出量の直接測定に基づいており、それによると1.0という係数は正しいということが説明されている。しかし、これは使用されるすべての排出係数に当てはまるわけではないと思われ、したがってこの問題は依然として対応が必要である。

国際バンカー油

27. CRFにおいて報告されたバンカー活動量（表「1.C」）と国際エネルギー機関（IEA）に報告されたバンカー消費量データとの間には大きな差異がある。また、1995年から1996年の間に、海洋バンカーに起因する非常に大幅なCO₂削減があった。これらは両方とも日本の次回提出で説明されるべきである。また、CRFの表「1.C」の中で、海洋輸送に使用されるガソリン燃料の分類について、当該表におけるデフォルト分類とは異なる分類を用いている。これらは、単に実際には同一の製品に異なった名称がついているという可能性もある。そのため、これが日本の次回提出で明確になると有益である。

原料油及び燃料の非エネルギー利用

28. 表「1.A(d)」をみると、貯蔵炭素比率について、非デフォルト比率が使用されている（潤滑油では0.50ではなく1.00、瀝青では1.00ではなく0.86、

bitumen, and various values for a number of other fuels). No explanation for these values is provided. While in many cases the quantities of carbon stored may be derived from actual country-specific measurements, this is unlikely to be so in all cases, for example, in the case of lubricants. The next submission should explain the basis for the various values used.

29. The previous review noted that in table 1.A(d) the source category Manufacturing Industries and Construction is used throughout as being the source from which the feedstocks have been subtracted, and observed that this category is too general to be very informative, and it would be useful to provide a more detailed description of the relevant subcategories. This issue has not been addressed in the current submission, so the recommendation still applies.

C. Key sources

30. Japan identifies CO₂ from stationary combustion – solid fuels, liquid fuels, and gaseous fuels, CO₂ from mobile combustion – road transportation, CO₂ from mobile combustion – waterborne navigation, and CO₂ from mobile combustion – aircraft as key sources according to the level analysis. All these except mobile combustion – aircraft are also key sources according to the trend analysis, as is fugitive CH₄ emissions from coal mining and handling.

Stationary combustion: solid fuels – CO₂

31. There are a number of emission estimates relating to different sources which appear to be anomalous and should be explained in the Party's next submissions. These are described in detail in the following paragraphs.

32. In 1.A.1 Energy industries, the CO₂ IEFs for most years of the time series (1990–1999) have been

その他の多くの燃料でもさまざまな値)。これらの値についての説明は行なわれていない。多くの場合、貯蔵炭素量は各国固有の実測で算出されうるが、全ての場合でそうとは限らず、例えば潤滑油では難しい。次回提出では、使用されているさまざまな値の根拠を説明するべきである。

29. 前年の審査では、表「1.A(d)」において製造業及び建設業という排出源区分が、全体を通じて原料油が控除されている排出源として使用されているということが指摘され、この区分は一般的すぎてそれほど有益でなく、関連する下位区分のより詳細な説明を行うと有益であると意見されていた。今回の提出ではこの問題に対応がなされていないため、勧告は引き続き該当する。

C. 主要排出源

30. 日本は、レベル分析にしたがって、固定発生源における燃焼からの CO₂ (固体燃料、液体燃料、気体燃料)、移動発生源における燃焼からの CO₂ (道路輸送)、移動発生源における燃焼からの CO₂ (海上航海) 及び移動発生源における燃焼からの CO₂ (航空機) を主要排出源であると特定している。移動発生源における燃焼からの CO₂ (航空機) を除くこれら全ては、石炭採掘から漏出した CH₄ と同様、トレンド分析によっても主要排出源となっている。

固定発生源における燃焼：固体燃料－CO₂

31. さまざまな排出源に関して、変則的であると考えられ、日本の次回提出で説明されるべきであると考えられる数多くの排出算定値が存在する。これらを以下の段落で詳述する。

32. 「1.A.1 エネルギー産業」において、時系列(1990年から1999年)のほとんどの年次における CO₂ の

identified as the lowest among reporting Parties. The response provided by the Party to the S&A report, indicating that this is attributable to the low EF used for imported coal in public electricity generation, does not explain the observation. In 1.A.1c Manufacture of Solid Fuels and Other Energy industries, the CO₂ IEF values (88–91.3) for the years 1990–2002 are extremely low. This issue was identified in the previous review report and it is explained in the NIR (annex 2) as arising from the fact that the EFs in this sector include an allowance for non-energy use of part of the carbon in these fuels (coal tar, benzene, toluene and xylene (BTX) etc.). However, this does not seem to explain the trend in the CO₂ IEF values, which show sharp increases between 1999 and 2000 (by 35 per cent) and between 2000 and 2001 (by 22 per cent). The response provided by the Party to the S&A report – that standard calorific values used in the General Energy Statistics were revised after 2000 – does not explain the observation, because the change which that revision would introduce is too small to explain the anomalies observed.

33. In 1.A.2a Iron and Steel and 1.A.2b Non-ferrous Metals, unusual inter-annual variations in the CO₂ IEF between 1999 and 2000 have been noted: the IEF values decreased by 6.4 per cent (for iron and steel) and by 5.1 per cent (for non-ferrous metals) between those years, and since 2000 show a continuously decreasing trend. The response provided by the Party to the S&A report – that the apparent anomaly is caused by a change in the calorific value used for bituminous coal in Japan's General Energy Statistics – does not explain the observation, because it is mainly coking coal, not bituminous coal, that is used in the iron and steel industry. It may be related in some way to the observed increase over the same period in 1.A.1c (see paragraph 32 above) as the two sectors are very closely related.

見かけの排出係数は、報告を行っている締約国の中で最も低いと認められてきた。日本が S&A 報告に対して行なった対応は、公共発電における輸入石炭に使用されている低い排出係数が原因だと示唆しているが、それではこの所見の説明にはならない。

「1.A.1 c 固体燃料製造及びその他のエネルギー産業」において、1990 年から 2002 年における CO₂ の見かけの排出係数値 (88~91.3) は極めて低い。この問題は前年の審査報告で確認されており、NIR (「附属書 2」) において、同分野の排出係数にこれらの燃料の一部の炭素 (コールタール、ベンゼン、トルエン及びキシレン (BTX) など) の非エネルギー利用の分が含まれているという事実に起因するものとして、説明されている。しかし、これは 1999 年から 2000 年 (35%)、2000 年から 2001 年 (22%) の CO₂ の見かけの排出係数値の急激な増加傾向の説明にはならないと思われる。S&A 報告に対する日本の対応 (一般エネルギー統計において使用されている標準発熱量が 2000 年以後改訂された) は、この所見の説明にはならない。なぜなら、この改訂がもたらした変化は、観察された変則性を説明するにはあまりにも軽微であるためである。

33. 「1.A.2a 鉄及び鉄鋼」、「1.A.2b 非鉄金属」において、1999 年と 2000 年との間の CO₂ の見かけの排出係数における異常な変化が指摘された。この 1 年間で、見かけの排出係数値が、鉄及び鉄鋼については 6.4%の減少、及び非鉄金属については 5.1%の減少が見られ、2000 年以降は継続的に減少している。S&A 報告に対する日本の対応 (この明らかな変則性が日本の一般エネルギー統計において軟炭に用いられる発熱量における変更に起因する) は、この所見を説明することはできない。なぜなら、鉄・鉄鋼産業で使用されているのは、軟炭ではなく、主にークス用炭であるためである。この 2 つの分野が非常に密接に関連しているため、「1.A.1 c」で同一期間に観察された増加 (上記の段落 32 参照) と何らかの関連があるかもしれない。

34. The relationship between 1.A.2c Chemicals and 1.A.2f Other appears very anomalous. In 1997 and earlier years activity in Chemicals was large and activity in Other is shown as a negative, while from 1998 onward activity in Chemicals is much lower and activity in Other is positive. This suggests an error in the allocation of energy consumption between the sectors in 1997 and earlier years. The sum of activity (energy consumption) in the two sectors over time is reasonably constant. This should be explained in Japan's next submission.

35. In 1.A.2e Food Processing, Beverages and Tobacco, the trend in fuel consumption and corresponding CO₂ emissions shows a sharp increase between 1998 and 1999: consumption and emissions increased by 27 per cent and 26 per cent, respectively, between those years. The response provided by the Party to the S&A report – that statistical data for food processing, beverages and tobacco have only been available since fiscal 1999 – does not resolve the observation; the time series should be updated.

Stationary combustion: liquid and gaseous fuels – CO₂

36. The comment under paragraph 35 above also applies to liquid and gaseous fuels used in this sector.

Road transportation – CO₂

37. Energy consumption and emissions from the use of natural gas in road vehicles are not reported because they are said to be negligible (NIR section 3.1.3.1). Natural gas vehicles are said to comprise only 0.03 per cent of the total fleet. On that basis, they would pro rata contribute 75 Gg CO₂. In fact, gas vehicles are likely to be much more heavily used, and to be larger (e.g., buses) than average vehicles, and it may therefore not be correct to consider these

34. 「1.A.2c 化学」と「1.A.2f その他」との関係には、はっきりした規則性は見られない。1997年以前は、化学における活動が大きく、その他における活動は消極的であったが、1998年以降は、化学における活動は大きく減少し、その他における活動は積極的になった。このことは、1997年以前の両分野間におけるエネルギー消費配分に誤りがあったことを示唆している。これまでのこの2分野における活動合計（エネルギー消費）は、あまり変化していない。このことは、日本の次回提出において説明されるべきである。

35. 「1.A.2e 食品加工、飲料及びタバコ」において、燃料消費及びそれに対応する CO₂ 排出量の傾向は、1998年から1999年にかけて急激な増加を示している。している：この期間に消費及び排出は、それぞれ 27%及び 26%増加した。S&A 報告に対する日本の対応（食品加工、飲料及びタバコに対する統計データが 1999 年度から利用可能となった）は、この所見の疑問点を解消するものではない。この時系列は更新されるべきである。

固定発生源における燃焼：液体燃料及び気体燃料 – CO₂

36. 上記の段落 35 のコメントは、この分野で使用される液体燃料及び気体燃料にも当てはまる。

道路輸送 – CO₂

37. 道路車両における天然ガス使用によるエネルギー消費及び排出は、極めて少量だと考えられているため（NIR「セクション 3.1.3.1」）、報告されていない。天然ガス車両は、総車両の 0.03%しか構成していないと言われている。それに基づけば、天然ガス車両は、車両数に比例して 75 Gg の CO₂ を排出している。実際には、ガス車両は、平均的な車両よりもずっと使用量が多く、大きい（バスなど）ため、これらの排出量が極めて少ないと考えることは正

emissions as negligible. This issue should be addressed in Japan's next submission.

D. Non-key sources

Fugitive emissions: oil, natural gas and other sources

38. Emissions from flaring have not been estimated ("NE" is reported). This issue is well explained in the NIR with respect to flaring at oil/gas wells, but no mention is made of refinery or petrochemical flaring. Flaring at refineries should also be reported in this section. An alternative but less satisfactory approach is to use AD and EFs for liquid fuels used at oil refineries that include emissions attributable to flaring. It is possible that this is the approach used by Japan, since emissions are based on direct measurement. If so, this should be explained in the NIR.

III. INDUSTRIAL PROCESSES AND SOLVENT USE

A. Sector overview

39. The Industrial Processes sector accounted for 5.5 per cent of total national GHG emissions in 1990 and 5.9 per cent in 2002. The emissions over time show large inter-annual variations due to the inclusion of F-gases from 1995, with a peak in 1996 when sectoral emissions contributed 8.9 per cent of total national emissions, but have shown a decrease from 1996 to 2002. Emissions from the Industrial Processes sector increased by 21.4 per cent between 1990 (where emissions include CO₂, CH₄ and N₂O) and 2002 (where emissions include CO₂, CH₄, N₂O, HFCs, PFCs and SF₆), and by 7.8 per cent between 2001 and 2002. Most gases and sources of emissions are covered except for source categories 2.A.4 Soda Ash Production and Use, 2.A.5 Asphalt Roofing and

確でない可能性がある。この問題は、日本の次回の提出で対処されるべきである。

D. 非主要排出源

燃料からの漏出：石油、天然ガス及びその他の排出源

38. フレアリングによる排出量は算定されていない（「NE」と表示されている）。この問題は、油田・ガス田でのフレアリングについては NIR の中で詳細に説明されているが、精製所もしくは石油化学のフレアリングへの言及はない。精製所におけるフレアリングも、このセクションで報告されるべきである。満足度は落ちるが、代替的アプローチとして、フレアリングに起因する排出を含む、石油精製所で使用される液体燃料に関する活動量データ及び排出係数を使用するという方法がある。排出量が実測に基づいているため、これは日本が採用するアプローチになりうる。そうであれば、そのことが NIR で説明されるべきである。

III. 工業プロセス及び溶剤利用

A. 分野の概要

39. 工業プロセス分野は、GHG 排出が 1990 年には国内 GHG 総排出量の 5.5%を占め、2002 年には 5.9%を占めている。近年の排出量は、1995 年からの F-gas の包含により、年ごとに大きく変化していたが、この分野の排出量が国内総排出量の 8.9%となった 1996 年をピークに、1996 年から 2002 年は減少傾向を示している。工業プロセス分野からの排出量は、1990 年（排出量に CO₂、CH₄、及び N₂O が含まれる）から 2002 年（排出量に CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC 及び SF₆ が含まれる）にかけて 21.4%増加しており、2001 年から 2002 年には 7.8%増加している。排出量算定が行われていない排出源区分「2.A.4 ソーダ灰の生産及び使用」、「2.A.5 アスファルト屋根材」及び「2.A.6 道路舗装」を除き、ほとんどのガス及び排出源が網羅されている。1990

2.A.6 Road Paving with Asphalt, for which no emission estimates are provided. Actual emissions of HFCs, PFCs and SF₆ in the period 1990–1994 have not been estimated; however, potential emissions are provided for those years. Reported emissions of non-methane volatile organic compounds (NMVOCs) from solvent and other product use are not converted into CO₂ and the notation key “not occurring” (“NO”) is incorrectly used.

40. The reporting is transparent overall and the appropriateness of the methodologies used is easy to assess. The time series of emissions from subsectors are not discussed or explained in the NIR and it is recommended that Japan make its inventory more transparent in this respect. There are no descriptions of indirect GHGs in the NIR.

41. Actual emissions of F-gases are not reported before 1995. The notation keys are widely used for confidentiality reasons, and HFCs and PFCs are reported as aggregate CO₂ equivalent emissions. Table 9 has been completed.

42. Recalculations of HFC, PFC and SF₆ emissions have been carried out for all years from 1995 to 2001. Two new sources have been included in the inventory – category 2.C.4 SF₆ used in Magnesium Foundries, and HFCs from polyethylene foam under source category 2.F.2 Foam Blowing. Compared to the 2003 submission, estimated PFC emissions for the years 1995 to 2001 increased by between 9.5 and 35.2 per cent as a result of the recalculations, estimated SF₆ emissions increased by between 1.08 and 25.08 per cent, and estimated HFC emissions increased by between 1.02 and 1.80 per cent. The new source for SF₆ (SF₆ in magnesium foundries) may account for the increases in emissions between the two submissions. For PFCs, however, the increased emissions are not explained and it is not clear which

年から 1994 年の HFC、PFC 及び SF₆ の実排出量は、算定されていない。しかし、この期間の潜在排出量は提供されている。溶剤及びその他の製品使用による非メタン揮発性有機化合物 (NMVOC) の報告排出量が CO₂ 換算されておらず、注釈記号「活動が行なわれていない (NO)」が誤って使用されている。

40. 報告は全体的に透明性が確保されており、使用されている方法の適切性も査定が容易である。下位分野からの排出の時系列は、NIR で議論・説明されておらず、この点については日本がインベントリをより透明にすることが推奨される。NIR には、GHG の間接排出の詳述はない。

41. F-gas の実排出量は、1994 年以前には報告されていない。機密上の理由から注釈記号が広く使用されており、HFC 及び PFC は、CO₂ 換算総排出量として報告されている。表 9 が完成している。

42. HFC、PFC 及び SF₆ の排出量の再計算は、1995 年から 2001 年までの全年で実施されている。2 排出源が新たにインベントリに含まれている（区分「2.C.4 マグネシウム鋳造で使用される SF₆」、及び排出源区分「2.F.2 発泡」におけるポリエチレンフォームの吹き付けによる HFC）。2003 年提出分と比較すると、再計算の結果、1995 年から 2001 年の PFC の推計排出量は 9.5% から 35.2% 増加し、SF₆ の推計排出量は 1.08% から 25.08% 増加し、HFC の推計排出量は 1.02% から 1.80% 増加した。SF₆ の新排出源（マグネシウム鋳造における SF₆）が、この 2 回の提出の間の排出量の増加に寄与している可能性がある。しかし、PFC について、排出量の増加が説明されておらず、どの排出源が再計算されたかが不明確である。

source has been recalculated.

43. Japan assesses the uncertainty of the Industrial Processes sector at 2 per cent.

B. Key sources

Cement production – CO₂

44. Emissions from limestone in cement production accounted for 59 per cent of the Industrial Processes sector emissions in 2002. A country-specific method is used which is based on consumption of limestone. The EF is calculated by multiplying the weight-to-weight ratio of limestone to CO₂ in the chemical reaction, taking into account the purity of the limestone used. The description in the NIR is transparent. Nevertheless the method is not in line with the IPCC good practice guidance in that limestone consumption is used as the AD instead of clinker production, and it is recommended that Japan explore the possibility of using the method based on clinker production.

Limestone and dolomite use – CO₂

45. A country-specific method is used, where the EF is based on the average lime (CaO) content in limestone and the average CaO and magnesium oxide (MgO) content in the dolomite. The description of the method and the EF given in the NIR is transparent. The method is in line with the *Revised 1996 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories* (hereinafter referred to as the IPCC Guidelines).

Adipic acid production – N₂O

46. It is good practice to use plant measurement data for the estimates, as Japan does. The trend in the N₂O IEF values shows large inter-annual fluctuations. This issue has been addressed by the Party in response to the 2003 in-country review, when it explained that an N₂O abatement unit was installed

43. 日本は、工業プロセスの不確実性を2%と査定した。

B. 主要排出源

セメント製造 – CO₂

44. セメント生産における石灰石からの排出量は、2002年の工業プロセス分野の排出量の59%を占める。石灰石の消費量を基礎とした日本特有の方法が使用されている。排出係数は、使用される石灰石の純度を考慮し、化学反応におけるCO₂に対する石灰石の重量比を乗じることにより算出される。NIRにおける記述は、透明性が確保されている。しかし、この方法は、クリンカー生産ではなく石灰石の消費量が活動量データとして用いられる点で、IPCCグッドプラクティスガイダンスに準拠しておらず、日本がクリンカー生産に基づいた方法を使用する可能性を模索することが推奨される。

石灰石及びドロマイトの使用 – CO₂

45. 排出係数が石灰石における平均的な石灰(CaO)含有量、及びドロマイトにおける平均的なCaO及び酸化マグネシウム(MgO)含有量に基づくという日本特有の方法が使用されている。NIRにおける方法及び排出係数の記述は透明性が確保されている。方法は、1996年改訂『IPCC国内GHGインベントリガイドライン(以下、IPCCガイドラインという)』に準拠している。

アジピン酸製造 – N₂O

46. 日本が行なっているように、算定にプラント測定データを使用することは適切なやり方である。N₂Oの見かけの排出係数値における傾向は、年次間で大きなばらつきを示している。この問題は、2003年の訪問審査に対する日本の対応として対処されており、その時はN₂O削減ユニットが1999年にプ

at the plant in 1999. The EF remained constant from 1990 to 1998 at 250 kg/t and then declined to 25 kg/t in 1999 and to 19 kg/t in 2001, with a spike in 2000 at 101 kg/t. Japan explained that the spike in 2000 was the result of the low utilization of the abatement unit during 2000. In the interests of greater transparency it is recommended that Japan provide further explanation of the large fluctuations and provide more detailed information in the NIR regarding the time series of N₂O emissions and the connection to N₂O abatement.

Production of halocarbons and SF₆ – HFCs and SF₆

47. The figure for by-product emissions and fugitive emissions has been prepared by the Chemical and Bio Sub-Group of the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (METI). The CO₂ equivalent emissions decreased by 63 per cent from 1995 to 2002. The ERT recommends that Japan discuss the trend and provide relevant information regarding the choice of method, the determination of generation factors and the EF used in the NIR.

Consumption of halocarbons – HFCs, PFCs and SF₆

48. Aggregate emissions of HFCs, PFCs and SF₆ (expressed in CO₂ equivalent) show a decreasing trend, by 30 per cent from 1995 to 2002, mainly due to decreasing emissions of SF₆. The ERT encourages Japan to discuss and explain the trend in the NIR.

C. Non-key sources

Iron and steel production – CO₂

49. Emissions for steel and pig iron (coke) are included under 1.A Fuel Combustion and reported as “IE”. The ERT encourages Japan to investigate this source and to try to allocate process emissions to the

ラントに導入されたと説明された。排出係数は、1990年から1998年まで250 kg/tで一定であり、その後、1999年には25 kg/tまで減少し、2000年の101 kg/tへの急上昇をはさみ、2001年には19 kg/tにまで減少した。日本は、2000年の急上昇は、2000年中の削減ユニットの低利用率の結果であると説明した。より透明性を高めるため、日本が大きなばらつきの説明をさらに行い、N₂O排出量の時系列及びN₂O削減との関係に関してNIRでより詳細な情報を提供することが推奨される。

ハロゲン元素を含む炭素化合物及び六ふつ化硫黄の生産 – HFC と SF₆

47. 副産物排出及び燃料からの漏出に関する値は、日本の経済産業省 (METI) の化学・バイオ部会によって作成された。CO₂換算排出量は、1995年から2002年までに63%減少した。ERTは、日本がこの傾向について議論し、方法の選択、発生係数の決定及びNIRで使用されている排出係数に関する適切な情報を提供することを勧告している。

ハロゲン元素を含む炭素化合物の消費 – HFC、PFC 及び SF₆

48. HFC、PFC及びSF₆の総排出量 (CO₂換算) は、主にSF₆の排出の減少によって、1995年から2002年までに30%減と、減少傾向を示している。ERTは、日本に、NIRの中でこの傾向について議論・説明することを奨励している。

C. 非主要排出源

鉄鋼製造 – CO₂

49. 鉄鋼及び銑鉄 (コークス) の排出量は、「1.A 燃料の燃焼」に含まれ、「IE」と報告されている。ERTは、日本に、この排出源について調査し、プロセス排出を工業プロセス分野に割り振ることを奨励し

Industrial Processes sector.

IV. AGRICULTURE

A. Sector overview

50. In 2002, the Agriculture sector accounted for 33,618 Gg CO₂ equivalent emissions, or approximately 2.5 per cent of total national GHG emissions. Emissions from the sector fell by 13.8 per cent between 1990 and 2002. CH₄ contributed 40.3 per cent of the emissions from the sector and N₂O the remaining 59.7 per cent in 2002. Manure Management, Agricultural Soils, Enteric Fermentation and Rice Cultivation were the major source categories, contributing 38.0, 24.1, 19.9 and 17.3 per cent, respectively, to the total emissions for the sector. Field burning of crop residues was a minor contributor, and prescribed burning of savannahs, or equivalent activity, does not occur in Japan according to the NIR.

51. Between 1990 and 2002, GHG emissions from enteric fermentation decreased by 7.4 per cent (with dairy cattle emissions decreasing by 14.8 per cent and non-dairy cattle emissions increasing by 2.0 per cent) and emissions from manure management decreased by 12.3 per cent because of a decrease in livestock population. Emissions from agricultural soils and rice cultivation declined by 16.5 per cent each over the same period because of a fall in the area of agricultural land. Emissions from field burning of agricultural residues have declined by 8.4 per cent since 1990.

52. The key source analysis conducted by Japan identified N₂O emissions from manure management and CH₄ from rice cultivation as key sources. The ERT recommends the use of a more aggregated level of sub-sources, as proposed by table 7-1 of the IPCC good practice guidance, because of the general correlation of estimation methods.

ている。

IV. 農業

A. 分野の概要

50. 2002年に、農業分野では、日本のGHG総排出量の約2.5%に相当する33,618GgCO₂が計上され、1990年から2002年の間で13.8%の減少となった。2002年には、CH₄は、当該分野における排出量の40.3%を占め、N₂Oが残りの59.7%を占めている。家畜排泄物の管理、農用地土壌、消化管内発酵、稲作が当該分野の主な排出源カテゴリーであり、それぞれ、38.0%、24.1%、19.9%、17.3%を占めた。野外で農作物の残留物を焼くことの割合は小さく、サバンナを燃やすこと、またはそれと同様の行為は、NIRによれば、日本ではなされていない。

51. 1990年から2002年の間に、消化管内発酵からのGHG排出量は7.4%減少し（乳牛からの排出量は14.8%減少し、非乳牛からの排出量は2.0%増加している）、家畜排泄物の管理からのGHG排出量は、家畜類の頭数の減少のため、12.3%減少した。農用地土壌と稲作からの排出量は、農用地面積の減少のため、同期間にそれぞれ16.5%減少した。野外で農作物の残留物を焼くことからの排出量は、1990年以来、8.4%減少している。

52. 日本が実施した主要排出源分析では、家畜排泄物の管理からのN₂Oと稲作からのCH₄の排出量が主流排出源であることが特定された。ERTは、推計方法の一般的相関関係から、IPCCグッドプラクティスガイダンスの表「7-1」に示されているように、下位排出源をより統合して用いることを勧告している。

53. Although the complete set of CRFs, the NIR and the detailed worksheets facilitated the review of the inventory, the ERT recommends that Japan provide information on the underlying assumptions for those sub-categories for which country-specific methods have been used.

B. Key sources

Rice cultivation – CH₄

54. The assumption is made that the proportions of intermittently and continuously flooded fields in the total paddy area of the country are 98 per cent and 2 per cent, respectively, although the reference source is not clear. The ERT encourages Japan to report the references used clearly, making use of cross-references between the NIR and the worksheets.

Manure management

55. The major animal waste management systems (AWMS) in use in Japan are deposition, composting and pit storage. Further information on these systems would be useful. The relevant EFs seem to be high given the values used by other Parties. The ERT encourages Japan to provide a scientific discussion of the values used.

C. Non-key sources

Indirect N₂O emissions

56. The use of country-specific EFs is reported in the NIR and CRF table Summary 3, but only default EFs are applied in the calculations. Japan is undertaking a review of the use of the default EFs and plans to complete this in time for its next submission. The ERT encourages the inventory team to use country-specific data on nitrogen (N) excretion in future submissions.

53. 完全なCRF、NIR、詳細な算定シートはインベントリの審査を容易にしたが、ERTは、日本が日本固有の手法を用いた下位区分の基となっている前提に関する情報を提出するよう勧告している。

B. 主要排出源

稲作 – CH₄

54. 日本の水稲作付面積に対する間欠灌漑水田（中干し）と常時湛水田の割合はそれぞれ98%、2%であると仮定されている。ただし、情報源は明らかにされていない。ERTは、日本がNIRと算定シート間の相互参照表を活用して参考資料を明確に報告するように奨励している。

家畜排泄物の管理

55. 日本で用いられる主な家畜糞尿処理システム（AWMS）は、堆積発酵、強制発酵、及び貯留である。これらのシステムに関してさらに情報があれば、役立つであろう。関連する排出係数は、他の締約国によって用いられた値からすれば、高いようにみえる。ERTは、日本に対して、用いられている値に関して科学的な議論を提出するよう推奨している。

C. 非主要排出源

N₂Oの間接排出 – N₂O

56. NIR及びCRF表の「要約 3」に日本固有の排出係数の使用が報告されているが、計算にはデフォルト排出係数のみが適用されている。日本はデフォルトの排出係数の使用について審査を行っており、次回提出に間に合うように当該作業を完了させる予定である。ERTは、インベントリチームに対して、今後の提出では窒素（N）排泄量に関する日本固有のデータを使用するように奨励している。

Animal production – N₂O, CH₄

57. The NIR is unclear as to which categories of grazing animals occur and whether a common EF is acceptable for them. Comments from Japan suggest that the grazing animals are cattle, and EFs have been developed for cattle only. The ERT encourages Japan to provide AD and country-specific EFs in the documentation box of CRF table 4.D in its next submission.

Agricultural residues burned

58. Data on biomass of rice residues burned were used directly to estimate residues from other cereals burned without calculating the proportions of different residues burned. The ERT recommends that this methodology be revised, especially if the quantity of other crop residues produced and burned on the field is large. The ERT suggests that this source be recalculated for the whole time series.

V. LAND-USE CHANGE AND FORESTRY

A. Sector overview

59. Japan does not provide estimates of emissions or removals from the LUCF sector for the years 1996–2002 (“NE” is reported). Notation keys are reported in table 5 and in the sectoral background tables. In table 5.A only removals by parks and conservation zones are reported for the years 1996–2002. In the 2003 submission those estimates were also reported in CRF tables 5 for the years 1996–2001. The NIR describes the methodologies used and provides background data for the years 1990–1995. The methodologies described are not applied to calculate estimates for sectoral background tables 5.A and 5.B. It is unclear whether the LUCF chapter of the NIR reflects the state of knowledge in 1995 or whether it has been updated.

家畜生産 – N₂O, CH₄

57. NIRでは、放牧されている家畜についてどのような区分が適用されているのか、共通の排出係数が適用されているのかという点が不明確である。日本からのコメントが示唆するところによれば、放牧されている家畜とは牛であり、排出係数は牛のみを対象に作成されている。ERTは、日本に、今回の提出では、活動量データ及び日本固有の排出係数をCRFの表「4.D」の文書欄に記載するよう奨励している。

農作物の残留物を焼くこと

58. 焼却される稲わらのバイオマスに関するデータが、様々な残留物の焼却の割合を計算せずに、他の穀物の残留物の焼却に関する算定に直接用いられている。ERTは、生産され畑で焼却される他の作物の残留物の量が多い場合は特に、この方法を修正するよう勧告している。ERTは、当該排出源を総ての時系列について再計算すべきであると提案する。

V. 土地利用変化及び林業

A. 分野の概要

59. 日本は、1996年から2002年までのLUCF分野からの排出・吸収量の算定値を出していない（「未推計（NE）」と報告されている）。表「5」及び分野別のバックグラウンド表で注釈記号が報告されている。表「5.A」には、1996年から2002年までは、都市公園、緑地保全地区等における吸収量のみが報告されている。2003年の提出分では、それらの算定値が1996年から2001年までのCRFの表「5」でも報告されている。NIRでは、用いた方法について説明し、1990年から1995年までのバックグラウンドデータを示している。説明された方法は、分野別のバックグラウンド表「5.A」及び「5.B」の算定値を計算するためには用いられていない。NIRの「土地利用変化及び林業（LUCF）」の章が1995年の段階の見地を反映しているのか、更新されているかどうか不明確である。

60. The information and data provided in CRF table 8(a) and comparison with the 2003 submission show that no recalculations have been undertaken for the LUCF sector for the 1990–1995 estimates. In table 7, it is recognized that the inventory is not complete and that the quality of the estimates is only moderate. Japan intends to use the LULUCF good practice guidance to provide data for LULUCF and for the different subcategories. No information on cross-cutting issues (QA/QC, uncertainties, time-series consistency and trend) or on planned improvements is provided for this sector.

B. Sink and source categories

5.A Changes in forest and other biomass stocks

61. Even though no estimates of emissions and removals are provided for the years 1996–2002, the background data on semi-natural forests, parks and green spaces are available and are presented in table 5.A. However, they are neither summarized nor carried over to table 5. Temperate plantations and commercial forests are indicated as “NO”, whereas in table 5.B for the subcategory Temperate Broadleaf “NE” is reported. Biomass removed in harvest is not reported for the years 1996–2002. “IE” is reported in table 5 but there is no explanation as to where these emissions are reported. Table 5.A provides “0” and different notation keys for biomass removed and wood use.

62. Japan reports in table 9 that the latest forestry statistics data are from 1995, so that it is not possible to calculate the later years. The ERT recommends the Party to check whether growth rates could be extrapolated from the pre-1995 statistics.

5.B, 5.C and 5.D

63. For the years 1996–2002, emissions due to forest and grassland conversion are not estimated

60. CRFの表「8(a)」に記載されている情報及びデータと2003年に提出されたものとの比較によって、1990年から1995年までの算定値についてはLUCF分野で再計算が行われなかったことが分かる。表「7」では、インベントリが完成しておらず、算定値の質も標準に満たないものでしかないと認められる。日本は、LULUCF及び別の下位区分のためのデータを提供するため、LULUCFグッドプラクティスガイダンスを用いる予定である。分野横断的な問題（QA/QC、不確実性、時系列の一貫性及びトレンド）、あるいは計画された改善点に関する情報は、当該分野には示されていない。

B. 吸収源区分及び排出源区分

5.A 森林及び他のバイオマス蓄積の変化

61. 1996年から2002年までの排出・吸収量の算定値が提出されていないにもかかわらず、半自然林、都市公園及び緑地保全地区に関するバックグラウンドデータは入手可能であり、表「5.A」に示されている。しかし、それらは要約されておらず、表「5」に持ち越されてもいない。温帯林の植林と商業林は「NO」と示されているが、その一方で、下位区分の温帯広葉樹林の表「5.B」では「NE」と報告されている。1996年から2002年までの間、刈入れ時に吸収されるバイオマスは報告されていない。表「5」で「IE」と報告されているが、それらの排出量がどこで報告されたかに関しては説明がない。表「5.A」には、除かれたバイオマスと木材利用には、「0」及び別の注釈記号が示されている。

62. 日本は、表「9」で、最新の森林統計データが1995年からであるために、その後の年の計算が不可能であると報告している。ERTは、日本に、1995年以前の統計から成長量が外挿可能かどうかを確認するよう勧告している。

5.B、5.C、及び5.D

63. 1996年から2002年まで、森林草地の土地利用転換による排出量は算定されていない（「NE」と報

(“NE” is reported). The 2003 submission reported grassland conversion as “NO”. The modification is presumably a response to the 2003 in-country review team’s question about the likelihood of grassland conversion not occurring in Japan. CRF table 9 indicates that no data are available after 1995 and the land classification differs from those in the CRF. Emissions and removals from soil are reported as “NE” for all mineral and organic soils in warm temperate climate as well as for liming of agricultural soils. “NO” is reported for organic soils in cool temperate and tropical climates. CRF table 9 indicates that Japan is unable to determine whether emissions of categories 5.C and 5.D occur or not.

Recommendations

64. The use of the notation keys should be clarified in all tables and should be more consistent.

Clarification is needed as to whether commercial forests do indeed not occur in Japan or are included elsewhere. Since Japan mainly uses notation keys and reports only partial estimates for one subcategory, it is recommended that the quality of the estimates be reported as “low” in table 7. The NIR indicates that Japan has deferred its review of the use of notation keys in the LUCF sector until its assessment of the LULUCF good practice guidance is completed. The ERT recommends Japan to make use of the documentation boxes to make it clearer why data are lacking or incomplete, or give further explanations.

65. The reviewers are aware that the compilation and processing of national data and the development of corresponding estimates may take several years.

However, based on the results of previous reviews, the ERT encourages the Party to check its extrapolation methods using the latest forestry statistics from 1995 and the IPCC good practice guidance methodology and default values to improve its LUCF inventory.

告されている)。2003年に提出されたものでは、草地の土地利用転換は「NO」と報告されている。この修正は、恐らくは、2003年の訪問審査チームが草地の土地利用転換は日本で起きていないのではないかと質問したことに対応するためであると思われる。CRFの表「9」は、1996年以降は入手可能なデータがなく、土地の分類がCRFのものとは異なることを示している。土壌からの排出・吸収量は、農地土壌の石灰化だけでなく暖帯気候のすべての鉱質土壌と有機質土壌に関しても「NE」と報告されている。寒帯および熱帯気候における有機質土壌に関しては、「NO」と報告されている。CRFの表「9」は、日本が区分5.C及び5.Dの排出量が生じているかどうかを決定することができないことを示している。

勧告

64. 注釈記号の使用は、すべての表で明確にすべきであり、もっと一貫性をもたせるべきである。商業林が日本で本当に生じていないのか、あるいは商業林が他のものに含まれているかどうかについても、明確にする必要がある。日本は大抵の場合は注釈記号を用い、1つの下位区分のために部分的な算定値のみを報告するため、算定値の質を表「7」で「低い」と報告するよう勧告する。NIRは、日本が、LUCF分野での注釈記号使用の再検討を、LULUCFグッドプラクティスガイダンスのアセスメントが終了するまで保留したことを示している。ERTは、日本が、文書欄を活用して、なぜデータが欠如していたり不完全であったりするのかをより明確にするか、もっと説明を行うよう勧告する。

65. レビューアーは、国内データの編集及び処理手続き、並びに当該算定値の作成に数年はかかる可能性を承知している。しかしながら、これまでの審査の結果に基づき、ERTは、日本が、1995年からの最新の森林統計及びIPCCグッドプラクティスガイダンス手法とデフォルト値を用いる外挿法を確認し、LUCFインベントリを改善するよう奨励する。

VI. WASTE

A. Sector overview

66. In 2002, the Waste sector contributed 2.5 per cent to total national GHG emissions. In 1990 the figure was 2.0 per cent. Emissions from the sector increased by 33 per cent from 1990 to 2002. CO₂ emissions from 6.C Waste Incineration (non-biogenic waste) are identified as a key source by level and trend according to the Party's tier 1 key source analysis, and this is the only key source identified in the sector. This sub-source contributed 73 per cent to sectoral emissions in 2002, while CH₄ emissions from solid waste disposal on land accounted for 12 per cent. The increasing trend in total waste emissions is driven by increased emissions from waste incineration, which have increased by about 43 per cent since 1990. The CRF indicates that 78 per cent of waste generated in 2002 was incinerated and only 5 per cent disposed on land. The policy preference for increased incineration is largely driven by the national circumstances of Japan (i.e., the non-availability of land) as well as a policy mechanism to promote thermal recycling to maximize the use of chemical energy in waste.

67. The inventory is practically complete in terms of gases, sources and years covered, except for a few sources, such as N₂O from industrial waste water and CO₂ from managed waste disposal sites which have not been estimated because they are not considered to be significant. The use of notation keys and the explanations provided in the CRF completeness table 9 have improved the transparency of the reporting. For instance, non-CO₂ emissions from biogenic waste incineration are reported as "IE" in CFR table 6.C, and this is adequately explained in CRF table 9 as accounted for under Non-biogenic Waste (under Waste Incineration) in response to an observation made during the 2003 in-country review.

VI. 廃棄物

A. 分野の概要

66. 2002年、廃棄物分野は日本のGHG総排出量の2.5%を占めている。1990年は2.0%であった。廃棄物分野からの排出量は、1990年から2000年までに33%増加した。「6.C 廃棄物の焼却（非生物起源の廃棄物）」からのCO₂の排出が、日本のTier 1 主要排出源分析によるレベル分析及びトレンド分析によって主要排出源として特定されているが、これが当該分野において特定された唯一の主要排出源である。この下位区分は2002年の当該分野の排出量の73%に寄与し、他方、固形廃棄物の陸上における処分からのCH₄排出量は12%を占めている。廃棄物からの総排出量の増加傾向は、1990年以降約43%増加した、廃棄物の焼却からの排出量の増加によって促進されている。CRFは、2002年に生じた廃棄物の78%が焼却され、陸上において処分されたのは5%に過ぎなかったことを示している。廃棄物焼却の増加に向かわせる政策的優先傾向の推進力となっているのは、日本固有の事情（すなわち利用できる土地がないこと）、及び廃棄物の化学エネルギーを最大限に利用するため熱リサイクルを促進する政策メカニズムである。

67. インベントリは、重要だと思われなかったために算定されなかった、工業排水からのN₂O や管理型廃棄物処分場からのCO₂のような2、3の排出源を除き、ガス、排出源および対象とされた年数に関して、事実上完成している。注釈記号の使用とCRFの完全性の表「9」で示された説明によって、報告の透明性が改善された。例えば、生物起源廃棄物の焼却からの非CO₂排出量は、CRFの表「6.C」で「IE」と報告され、これは、2003年訪問審査の間に行われた観察に対して（「廃棄物の焼却」の下の）「非生物期限の廃棄物」の項で説明されたのと同様に、CRFの表「9」において適切に説明されている。

68. Japan plans to study and report a country-specific source category identified as GHG emissions from decomposition of synthetic detergents and inter-facial active agent in a watershed in a sewage works.

69. Country-specific methodologies and EFs based on the IPCC good practice guidance or relevant to the national circumstances are generally used. The EFs are well documented and referenced in the NIR. The ERT noted that the 2004 submission provides adequate information on the methodology used in the NIR and in CRF table 6.C in response to the recommendations of the 2003 in-country review. Methodologies are also summarized in the documentation boxes of the CRF tables. In addition, detailed AD and EFs for the entire time series are provided. These have significantly improved the transparency and comparability of the Japanese inventory, as well as its consistency with the UNFCCC reporting guidelines, compared to previous submissions. The 2003 in-country review observed that the methods used are based on extensive research on waste done in Japan.

B. Key sources

6.C Waste incineration – CO₂

70. The 2003 in-country review noted that Japan should consider reporting emissions from incineration with waste-to-energy facilities under the Energy sector, in accordance with the IPCC good practice guidance, instead of continuing to account for them under category 6.C Waste Incineration (non-biogenic waste). The Party explained that its data on energy production from waste incineration are still not complete, and, moreover, that its reporting preference was based on a policy to promote thermal and chemical energy recycling.

68. 日本は、合成洗剤及び下水処理場での分水地点における界面活性剤の分解からのGHG排出として特定された日本固有の排出源区分を調査し報告する計画を立てている。

69. IPCCグッドプラクティスガイダンスを基礎とした、または国の事情に関連する、日本固有の方法論と排出係数が広く使われている。排出係数はNIRにおいて非常に良く文書化され、参照されている。ERTは、2003年の訪問審査の勧告に応じて、NIR及びCRFの表「6.C」に用いた方法論に関する適切な情報を2004年の提出物に示すよう、指摘した。方法論は、CRFの各表の文書欄にも要約されている。さらに、総ての時系列の詳細な活動量データと排出係数が示されている。これらによって、日本のインベントリの透明性及び比較可能性、ならびにUNFCCC報告ガイドラインとの一貫性は、前回の提出と比較して大きく改善された。2003年の訪問審査は、使用された方法は日本で行われた廃棄物に関する広範囲な調査を基礎としているという見解を示した。

B. 主要排出源

6.C 廃棄物の焼却-CO₂

70. 2003年の訪問審査では、日本が、廃棄物熱源転換設備を使った焼却からの排出を、「6.C廃棄物の焼却（非生物起源の廃棄物）」の区分の下ではなく、IPCCグッドプラクティスガイダンスに従って、エネルギー分野の下で報告することを検討すべきだと指摘した。日本は、廃棄物の焼却からのエネルギー生産に関する日本のデータはまだ完全ではなく、さらに、日本の報告の優先傾向は熱及び化学エネルギーリサイクルを促進する政策に基づいていると説明している。

C. Non-key sources

6.A Solid waste disposal on land – CH₄

71. CH₄ emissions from this source (which accounted for 0.3 per cent of total national emissions in 2002) fell by 8.4 per cent between 1990 and 2002. This trend has been driven by policy and legislation that favour incineration instead of landfilling. The per capita emissions are the lowest among the reporting Parties because only 5 per cent of municipal solid waste (MSW) generated is disposed at solid waste disposal sites (SWDS) for a population of 127 million.

72. Japan uses country-specific models based on the first order decay (FOD) methodology, consistent with the IPCC good practice guidance tier 2 approach. The relevant additional data provided in the CRF include population data, MSW generation, fraction of MSW to SWDS, and composting. The ERT, however, noted that fractions of CH₄ recovered for energy and/or flaring should be estimated. This is essential for reporting CO₂ emissions from CH₄ flaring and CH₄ utilization for energy under Energy category 1.A.1, in accordance with the IPCC good practice guidance.

6.B Waste-water handling – CH₄ and N₂O

73. CH₄ emissions from industrial and domestic and commercial waste-water handling under category 6.B, as well as N₂O emissions from domestic and commercial waste-water handling and human sewage, have been estimated. Country-specific methodologies and EFs have been employed, and are adequately summarized in the NIR. However, neither the corresponding AD nor the additional information have been provided in the CRF (“NE” is reported),

C. 非主要排出源

6.A 固形廃棄物の陸上における処分・CH₄

71. 当該排出源からのCH₄排出量（2002年の国内総排出量の0.3%を占めていた）は、1990年から2002年までに8.4%減少した。この傾向は、埋め立てよりも焼却処理を支持する政策と法律によって促進されて来た。一人当たりの排出量は、報告した締約国の中では最も低い。発生した一般固形廃棄物（MSW）のわずか5%が、人口1億2700万人のための廃棄物埋め立て場（SWDS）で処分されるからである。

72. 日本は、IPCCグッドプラクティスガイダンスTier2の方法と整合的に、一次減衰法（FOD : first order decay）に基づいた日本固有のモデルを用いている。CRFに挙げられた関連する追加的なデータは、人口データ、MSWの発生、廃棄物埋め立て場（SWDS）で処分される一般固形廃棄物（MSW）の量、及び堆肥化を含んでいる。しかしながら、ERTは、エネルギー利用のために回収されたCH₄及び/またはフレアリングのために回収されたCH₄が算定されるべきことに留意している。これは、IPCCグッドプラクティスガイダンスに従えば、エネルギー区分「1.A.1」において、CH₄のフレアリングとエネルギーとしてのCH₄利用からのCO₂排出量を報告する上で、重要なことである。

6B. 廃水の処理・CH₄

73. 区分「6.B」の工業並びに家庭・商業廃水の処理からのCH₄の排出量が、家庭及び商業廃水の処理及び生活排水からのN₂Oの排出量と同様、算定されている。日本固有の方法論及び排出係数が適用され、NIRの中での的確に要約されている。しかし、対応する活動量データも追加的な情報もCRFに示されておらず（「NE」と報告されている）、従って、これらの排出源について見かけの排出係数が計算

and thus no IEFs have been calculated for these sources.

74. The ERT noted the country-specific method employed for N₂O emissions from human waste treatment plants: Japan is one of the few countries that have developed country-specific EFs for this source category.

されていない。

74. ERTは、し尿処理場からのN₂O排出量のために採用した日本固有の方法論に着目した。日本は、当該排出源区分のために国固有の排出係数を作成した数少ない国の1つである。

2005 年度温室効果ガスインベントリに関する個別審査の報告

Report of the individual review of the greenhouse
gas inventory of Japan
submitted in 2005

I. OVERVIEW
A. Introduction

1. This report covers the centralized review of the 2005 greenhouse gas (GHG) inventory submission of Japan, coordinated by the United Nations Framework Convention on Climate Change (UNFCCC) secretariat, in accordance with decision 19/CP.8. The review took place from 10 to 15 October 2005 in Bonn, Germany, and was conducted by the following team of nominated experts from the roster of experts: Generalists – Mr. Ignacio Sánchez García (Spain) and Mr. Audun Rosland (Norway); Energy – Mr. Scott McKibbin (Canada), Mr. Hristo Vassilev (Bulgaria) and Mr. Hongwei Yang (China); Industrial Processes – Mr. Menouer Boughedaoui (Algeria) and Mr. Manfred Ritter (Austria); Agriculture – Mr. Sergio González (Chile) and Ms. Lilian Portillo (Paraguay); Land Use, Land-use Change and Forestry (LULUCF) – Mr. Charalampos Petsikos (Greece) and Ms. María José Sanz Sánchez (Spain); Waste – Mr. Seungdo Kim (Republic of Korea) and Ms. Tatiana Tugui (Republic of Moldova). Mr. Sergio González and Mr. Audun Rosland were the lead reviewers. The review was coordinated by Mr. Sergey Kononov and Ms. Astrid Olsson (UNFCCC secretariat).

2. In accordance with the “Guidelines for the technical review of greenhouse gas inventories from Parties included in Annex I to the Convention”, a draft version of this report was communicated to the Government of Japan, which provided comments that were considered and incorporated, as appropriate, in

2005 年提出温室効果ガスインベントリに関する
個別審査報告書

I. 概要
A. はじめに

1. この報告書は、締約国会議の決定事項19/CP.8に従って、国際連合気候変動枠組条約（UNFCCC）の事務局によりコーディネートされた日本の2004年温室効果ガス（GHG）インベントリ提出の机上審査を対象としている。審査はドイツのボンにおいて2005年10月10日から15日にわたり、専門家名簿から推薦された以下の専門家チームにより行われた：全般 – オーデン・ロスランド氏（ノルウェー）およびイグナシオ・サンチェス・ガルシア氏（スペイン）；エネルギー – スコット・マックキボン氏（カナダ）、リスト・バシレイブ氏（ブルガリア）およびホンウェイ・ヤン氏（中国）；工業プロセス – メノウエル・ボウヘダウィ氏（アルジェリア）およびマンフレッド・リッター氏（オーストリア）；農業 – セルジオ・ゴンザレス氏（チリ）およびリリアン・ポルチロ氏（パラグアイ）；土地利用、土地利用の変化および林業（LULUCF） – チャラランポ・ペトシコス氏（ギリシャ）およびマリア・ジョゼ・サン・サンチェス氏（スペイン）；廃棄物 – セウンド・キム氏（大韓民国）およびタチアナ・ツグイ氏（モルドバ共和国）。アウダン・ロスランド氏およびセルジオ・ゴンザレス氏が、本審査におけるリード・レビューアーとなった。アストリッド・オルソン氏およびセルゲイ・コノフ氏（UNFCCC 事務局）によりコーディネートされた。

2. UNFCCC インベントリ報告ガイドラインに従って、この報告書の原案は日本国政府に通達された。日本国政府より提出されたコメントは、考慮され、必要に応じてこの報告書最終案に盛り込まれた。

this final version of the report.

B. Inventory submission and other sources of information

3. In its 2005 submission, Japan submitted a complete set of common reporting format (CRF) tables for the years 1990–2003 and a national inventory report (NIR). Japan provided the LULUCF reporting tables as required by decision 13/CP.9. However, the LULUCF tables were submitted in August, 2.5 months later than the CRF tables and the NIR. Where needed the expert review team (ERT) also used previous years' submissions, additional information provided during the review and other information. The full list of materials used during the review is provided in the annex to this report.

C. Emission profiles and trends

4. In 2003, the most important GHG in Japan was carbon dioxide (CO₂), contributing 94.0 per cent to total¹ national GHG emissions expressed in CO₂ equivalent, followed by nitrous oxide (N₂O), 2.6 per cent, and methane (CH₄), 1.4 per cent. Hydrofluorocarbons (HFCs), perfluorocarbons (PFCs) and sulphur hexafluoride (SF₆) taken together contributed 1.9 per cent of the overall GHG emissions in the country. The Energy sector accounted for 89.5 per cent of total GHG emissions followed by Industrial Processes (5.6 per cent), Agriculture (2.5 per cent), and Waste (2.4 per cent). Total GHG emissions amounted to 1,339,130 Gg CO₂ equivalent and had increased by 12.8 per cent from 1990 to 2003. As shown, the inventory of Japan is heavily dominated by CO₂ emissions and, from the

B. インベントリ提出とその他の情報源

3. 2005年の提出において、日本は1990年から2003年までの共通報告書様式(CRF)の表および国家インベントリ報告書(NIR)の完全なセットを提出している。日本は決定13/CP.9で要求されたLULUCF報告の表を提出した。ただし、LULUCF表の提出はCRF表およびNIRから2.5ヵ月遅れの8月であった。必要な場合、専門家検討チーム(ERT)は前年までの提出、審査中に提出された追加情報およびその他の情報も利用した。審査に使用した資料は全部この報告書の付属資料に記載されている。

C. 排出の特徴とトレンド

4. 2003年の日本における最も重要な温室効果ガスは二酸化炭素(CO₂)であり、CO₂換算の国の温室効果ガス総排出量の94.0%に達しており、一酸化二窒素(N₂O)の2.6%およびメタン(CH₄)の1.4%がこれに次いでいた。ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)および六フッ化硫黄(SF₆)の合計は、国全体の温室効果ガス総排出量の1.9%であった。エネルギー分野が温室効果ガス総排出量の89.5%を占め、これに次いで工業プロセス分野(5.6%)、農業分野(2.5%)および廃棄物分野(2.4%)であった。総温室効果ガス排出量は、CO₂換算で1,339,130 Ggであり、1990年から2003年にかけて12.8%増加した。すでに述べたように、日本のインベントリはCO₂の排出量が圧倒的に多く、分野別ではエネルギー分野が多い。

sectoral viewpoint, by Energy.

¹ In this report, the term ‘total emissions’ refers to aggregated national GHG emissions expressed in terms of CO₂ equivalent excluding LULUCF, unless otherwise specified.

D. Key categories

5. Japan has reported a key category tier 1 analysis, both level and trend assessment, as part of its 2005 submission. The LULUCF categories are not included in this analysis. Qualitative criteria are applied in order to pay special attention to sources where mitigation techniques are implemented, or where the estimates have been obtained for the first time, and/or where the methods have changed. Since Japan already performs a quantitative assessment of uncertainties (see below), the ERT encourages the Party to consider conducting a tier 2 key category analysis.

6. The key category analyses performed by the Party and the secretariat² produced slightly different results. The Party’s analysis results in more key categories. Only Semiconductor Manufacturing and Indirect N₂O from nitrogen (N) used in Agriculture are identified as key categories by the secretariat and not by Japan. During the review the Party explained that discrepancies are due to a different disaggregation of sources, as well as the fact that Japan also used a qualitative assessment to identify key categories, and announced its intention to review this in its next submission. As stated in the NIR, the key category analysis is linked to prioritization in the development of the inventory.

¹特に断らない限り、この報告書では「総排出量」は、LULUCFを除いたCO₂換算の国のGHG排出量の合計を表す。

D. 主要区分

5. 日本は、2005年のインベントリ提出の一環として、レベルおよびトレンドアセスメントの両方で主要区分Tier 1分析を報告した。この分析にはLULUCF区分は含まれていない。排出量削減技術が導入されたか、始めて推定が行われたか、および/または推定方法が変更された発生源については、定性的な判断規準を適用し特別な注意を払った。日本はすでに定量的な不確実性アセスメント(以下を参照)を実施しているので、専門家検討チームは日本にTier 2の主要区分分析の実施の検討を奨励する。

6. 日本による主要区分分析と事務局による分析とは若干異なっている。日本の分析ではより多くの主要区分が特定されている。半導体の製造および農業で使用される窒素(N)からの間接的なN₂Oのみを事務局は主要区分と特定したが、日本はそうではない。審査中に、日本はこの差異は発生源の分け方の差および主要区分の特定に日本は定性的なアセスメントを用いたことによると説明し、次の提出までに再検討する意向を表明した。NIRに述べられているように、主要区分分析はインベントリ作成の優先順位付けに関係する。

² The secretariat identified, for each individual Party, those source categories which are key categories in terms of their absolute level of emissions, applying the tier 1 level assessment as described in the Intergovernmental Panel on Climate Change Good Practice Guidance and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories. Key categories according to the tier 1 trend assessment were also identified for those Parties providing a full CRF for the year 1990. Where the Party has performed a key category analysis, the key categories presented in this report follow the Party's analysis. However, they are presented at the level of aggregation corresponding to a tier 1 key category assessment conducted by the secretariat.

E. Main findings

7. In general the inventory of Japan is at a high level of development. The submission is mostly complete and transparent, although sometimes background information is only available in Japanese. The NIR and CRF are fairly consistent, although some inconsistencies related to uncertainties, use of the notation keys and recalculations remain (see paragraphs 15–16, 11 and 14).

8. Japan introduced improvements in its 2004 submission, but there are some pending issues that should be addressed in future. In its submission Japan reports negative emissions for CH₄ and N₂O in the subsectors Energy Industries, Manufacturing Industries and Construction and Other Sectors. However, during the review Japan provided revised estimates of CH₄ and N₂O emissions for these subsectors. Following the ERT's guidance, the revised estimates reported positive emissions of CH₄ and N₂O. Additional negative estimates

² 事務局は、参加国それぞれについて、「気候変動に関する政府間パネル、グッドプラクティスガイダンスおよび国家温室効果ガスインベントリの不確実性マネジメント」に記載されている Tier 1 レベルアセスメントを適用して、排出レベルから判断して主要区分である発生源区分を特定した。1990 年の完全な CRF を提出した参加国については、Tier 1 のトレンドアセスメントによる主要区分も特定した。主要区分分析を行った参加国に関しては、この報告に記載の主要区分はその参加国の分析によった。しかし、これらは事務局による Tier 1 主要区分アセスメントに相当する集次の段階において提示されている。

E. 主な調査結果

7. 概して日本のインベントリの完成度は高い。日本語のみのバックグラウンド情報もあるが、提出はおおむね完全に透明性は高い。不確実性、注釈記号の使用および再計算に関して幾ばくかの不一致は残るものの（パラグラフ 14–15, 10 および 13 参照）、NIR と CRF の一致は良好である。

7. 日本は 2004 年の提出において改良を行ったが、将来検討が望ましい項目も幾つか残されている。今回の提出において、日本はエネルギー産業、製造業と建設およびその他の分野の下位分野で、CH₄ および N₂O の負の排出を報告している。しかし、審査の中で日本はこれらの下位分野の CH₄ および N₂O の推定排出値の修正を提出した。専門家検討チームのガイダンスに従い修正した結果、CH₄ および N₂O の排出の推定値は正となった。他の負の推定値はエネルギー統計における二重計上を避けるための調整の結果である。完全性について述べれば、HFCs、PFCs および SF₆ の推定値は

result from adjustments made to avoid double counting in the energy statistics. In terms of completeness, estimates for HFCs, PFCs and SF₆ are not provided from 1990 to 1994. The ERT encourages Japan to address these issues as soon as possible.

F. Cross-cutting topics

1. Completeness

9. The inventory covers almost all sources for the whole period 1990–2003 and it is complete in terms of geographical coverage. In its 2005 submission Japan has included for the first time estimates for a few sources, such as CH₄ and N₂O from civil aviation (aviation gasoline) and N₂O from manure management (sheep, goats, horses).

10. The NIR includes a list of sources that are not estimated and, although Japan considers them to be small in terms of amount of emissions or because it is not clear whether or not they occur, it acknowledges that these sources should be studied. For the fluorinated gases (F-gases) (HFCs, PFCs, SF₆), estimates are not provided from 1990 to 1994; Japan acknowledged during the review that this issue needed to be resolved, although it is not clear whether estimates will be provided in the next submission. Completeness needs to be improved in the LULUCF sector, since significant categories are estimated only for 1990–1995. The ERT encourages Japan to estimate emissions/removals from the categories that are not reported.

2. Transparency

11. The NIR and the CRF tables are generally transparent. Information is structured as established in the “Guidelines for the

1990 年から 1994 年の期間提出されていない。専門家検討チーム は日本にこれらの問題について可能な限り早急に取り組むことを奨励する。

F. 分野横断事項

1. 完全性

9. インベントリは 1990 年から 2003 年の全期間においてほとんどすべての発生源をカバーしており、地理的なカバーは完全である。2005 年の提出に、日本は始めて民間航空機（航空ガソリン）による CH₄ および N₂O ならびに家畜排せつ物の管理（羊、ヤギ、馬）による N₂O などの二三の発生源の推計値を含めた。

10. 推定が行われていない発生源のリストが NIR には含まれている。排出量が少ないか、排出があるか否かが明らかではないと日本は考えているが、日本はこれら発生源の検討が望ましいことを認めた。フッ素化ガス（F-ガス）（HFCs, PFCs, SF₆）については、1990 年から 1994 年の期間の推定値が提出されていない。審査中、次回に推定値を提出するかどうかは分からないが、この件の解決が必要であることを日本は認めた。LULUCF 分野では、かなりの区分において推定が 1990 年から 1995 年の期間において行われているのみで、この分野の完全性を改良する必要がある。専門家検討チーム は報告されていない区分からの排出/吸収の推定を日本に奨励する。

2. 透明性

11. NIR および CRF の表は概して透明である。UNFCCC の「条約パート I の付属文書に含まれている参加国が国別報告書を作成する際のガイドラ

preparation of national communications by Parties included in Annex I to the Convention, Part I: UNFCCC reporting guidelines on annual inventories” (hereinafter referred to as the revised UNFCCC reporting guidelines). The use of notation keys was revised throughout the inventory in the 2004 submission, and many errors were corrected. Nevertheless, in some cases the notation keys are still incorrectly used. For instance, sometimes in the NIR “not estimated” (“NE”) is interpreted as “negligible”. In addition, CRF table 9 is not comprehensive, since it does not cover all sources where “NE” and “included elsewhere” (“IE”) are used. The ERT recommends that Japan continue to improve the use of the notation keys in the NIR and the CRF.

12. The ERT noted that background information is usually provided in Japanese. This may hinder a full assessment of methodologies and estimates. The ERT encourages Japan to provide more background information in the NIR, especially in areas where the ERTs have asked for clarification. If possible, Japan could provide short summaries in English of the background information. The rationale behind country-specific emission factors (EFs) should be included in the NIR, and trends should be better explained when large fluctuations occur.

3. Recalculations and time-series consistency

13. Recalculations for the whole period 1990–2002 have been undertaken to take account of new methods, the addition of new categories, and the refinement of data. The effect of the recalculations on the national totals is barely noticeable. The estimates of

イン:年次インベントリに関する UNFCCC 報告書ガイドライン」(以下 UNFCCC 報告ガイドラインと称する)に定められている様式に沿って情報は整理されている。2004 年提出インベントリ全体の注釈記号の見直しが行われ、多くの間違いが訂正されたが、いまだに間違った注釈記号が使用されているケースがある。例えば、NIR において「推定されていない (NE) 」が「無視してよい」と解釈されている場合がある。これに加え、CRF の表 9 に「NE」および「別に述べる (IE)」の記載があるように、すべての発生源をカバーしておらず、包括的ではない。専門家検討チームは、日本が NIR および CRF において注釈記号の使用についての改善を継続することを推奨する。

12. 専門家検討チームは、背景情報が通常日本語で記述されていることに留意した。これは算定方法および推計値の完全なアセスメントの障害になることがある。日本が NIR により多くの、とくに専門家検討チームが説明を求めた分野についての、背景情報を記載することを、専門家検討チームは奨励する。可能であれば、日本はバックグラウンド情報の短い英語の要約を提出することもできた。日本独自の排出係数の算出根拠を NIR に含めておくことが望ましい、そうすれば大きな変動がある場合のトレンドの説明が容易である。

3. 再計算と時系列の一貫性

13. 新しい方法、新区分の追加およびデータ精度の向上を考慮するために、1990 年から 2002 年の全期間の再計算が行われた。再計算の国の総排出量への影響はほとんど認められなかった。温室効果ガス総排出量の推定値 (LULUCF 除く) は 1990 年には 0.003% 増加したが、2002 年には 0.06% 減少

total GHG emissions (without LULUCF) in 1990 have increased by 0.003 per cent, while those for 2002 have decreased by 0.06 per cent.

14. The reasons for the recalculations are explained in the NIR, but some of the sources subject to recalculation are not addressed in chapter 10 of the NIR, for example, CH₄ from solid waste disposal on land and CO₂ from limestone and dolomite use. Consequently, CRF table 8(b) and chapter 10 of the NIR are not fully consistent. The ERT recommends that Japan address these issues.

4. Uncertainties

15. Japan provides tier 1 (level and trend) quantitative uncertainty estimates, in accordance with the Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC) Good Practice Guidance and Uncertainty Management in National Greenhouse Gas Inventories (hereinafter referred to as the IPCC good practice guidance). Japan reports an overall uncertainty for the national total of 2 per cent, and a trend uncertainty of 3 per cent. The ERT noted that the overall uncertainty for the national total is very low, and that, contrary to what is reported by Japan, the trend uncertainty is typically lower. During the review Japan explained that the share of N₂O emissions from the category Agricultural Soils, which have a high uncertainty, in total GHG emissions is lower than in other countries. Also remarkable is the fact that the uncertainty for CH₄ and N₂O from Transport was identified as the highest (166 per cent) among all categories, mainly because of the very high uncertainty in Civil Aviation and Navigation. The ERT encourages Japan to investigate further whether the estimates of uncertainty levels for

した。

14. 再計算の理由は NIR に説明されているが、例えば陸上に廃棄された固体廃棄物からの CH₄ ならびに石灰石およびドロマイトの使用による CO₂ などの再計算された幾つかの発生源については、NIR の 10 章では述べられていない。その結果、CRF の表 8(b) と NIR の 10 章との完全な一貫性はない。専門家検討チームは、日本にこれらの件についての検討を推奨する。

4. 不確実性

15. 「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)、グッドプラクティスガイダンスおよび国家温室効果ガスインベントリの不確実性マネジメント」(以下 GPG2000 と称する) に従い、日本は Tier 1 (レベルおよびトレンド) の定量的な不確実性の推定を提出している。日本は国の合計の総合的な不確実性として 2% を、トレンド不確実性として 3% を報告している。専門家検討チームは国の合計の総合的な不確実性が非常に低いこと、日本の報告に反して、トレンドの不確実性が概して低いことに留意した。審査において、不確実性は高いが農用地の土壌区分からの N₂O の排出量が総温室効果ガス排出量に占める割合は他の国に比べて低いと、日本は説明した。さらに特筆すべきは、CH₄ および N₂O に関してすべての区分の中で運輸区分の不確実性が最も高い (166%) ことである。これは主として民間航空および海運の極めて大きな不確実性によるものである。専門家検討チームは、日本が特定発生源区分の不確実性レベルの推定が十分に正確であるかどうかについてさらに吟味することを奨励する。

specific source categories are fully accurate.

16. Japan provides qualitative information on uncertainties in CRF table 7. The ERT noted that this information is not completely consistent with the quantitative assessment included in the NIR. The ERT recommends that Japan correct these inconsistencies and use its quantitative assessment of uncertainties to apply a tier 2 key category analysis.

5. Verification and quality assurance/quality control approaches

17. Japan has established a quality assurance/quality control (QA/QC) programme. A good description of QA and QC activities is included in the NIR. The NIR also presents the current institutional arrangements in Japan for the preparation of the inventory. Numerous checks are carried out during the inventory preparation.

6. Follow-up to previous reviews

18. Japan has introduced improvements in the 2005 submission: new sources have been estimated; the new LULUCF tables have been provided; and the use of the notation keys has been thoroughly revised. Nevertheless, some issues identified in previous reviews have not been addressed, such as the negative emissions of CH₄ and N₂O within the Energy sector.

G. Areas for further improvement

1. Identified by the Party

19. Both in the NIR and in response to questions raised by the ERT during the review, Japan identified several areas for improvement. These include: calculation of estimates for F-gases in 1990–1994; revision of

16. 日本は不確実性に関する定性的な情報を CRF の表 7 に記載している。専門家検討チームは、この情報は NIR に述べられている定量的なアセスメントとは完全には一致しないことに留意した。専門家検討チームは、日本がこれらの不一致を修正し、Tier 2 の主要区分分析に際して、不確実性の定量的アセスメントを使用することを推奨する。

5. 検証と品質保証/品質管理の方法

17. 日本は、品質保証/品質管理 (QA/QC) プログラムを確立している。満足な QA および QC 活動が NIR に記載されている。さらに、NIR には日本におけるインベントリ作成のための制度整備の現状についても述べられている。インベントリの作成過程では頻繁にチェックが行われている。

6. 前の審査のフォローアップ

18. 日本は 2005 年の提出において改良を行った: 新発生源の推定が行われた; 新しい LULUCF の表が提出された; さらに注釈記号の使用が徹底的に見直された。しかし、エネルギー分野の CH₄ および N₂O の負の排出などの、前の審査において見いだされた幾つかの問題点については検討されていない。

G. 今後の改善事項

1. 日本によって特定された事項

19. NIR 中の記載および審査中の専門家検討チームからの質問に答えて、日本は幾つかの改良すべき分野を特定した。これらには次の項目が含まれる: 1990 年から 1994 年の F-ガス推定値の計算; 燃料燃焼の幾つかの発生源からの CH₄ およ

the negative estimates for CH₄ and N₂O in some fuel combustion sources; assessment of sources still reported as “NE”; reconsideration of estimates where default EFs are used; and consideration of the options for preparing the inventory on a calendar year basis rather than on a fiscal year basis.

2. Identified by the ERT

20. The ERT identifies the following cross-cutting issues for improvement:

- (a) For key category analysis, LULUCF categories should be included. In addition the ERT recommends that Japan implement a tier 2 key category analysis as the necessary uncertainty estimates are available;
- (b) Consistency between the NIR and the CRF in relation to uncertainties, the use of the notation keys and recalculations should be improved;
- (c) Efforts to use the notation keys in accordance with the revised UNFCCC reporting guidelines should continue, so that “NE” is not interpreted as meaning “negligible”; table 9 should cover all sources where “NE” and “IE” are used; and the notation keys should be applied consistently throughout the CRF tables;
- (d) The provision of more background information in the NIR would improve transparency, in particular in areas where the ERTs have asked for clarification and where only references to documents in Japanese are available at present.

21. Recommended improvements relating to specific source/sink categories are presented in the relevant sectoral sections of this report.

び N₂O の負の推定値の修正; いまだに「NE」と報告されている発生源のアセスメント; 既定の排出係数が使用されている推定値の再検討; および会計年度ではなく暦年度基準インベントリを作成する選択の検討。

2. 専門家検討チームによって特定された事項

20. 専門家検討チームは次の分野横断的な項目について改良が必要であると特定した:

- (a) 主要区分の分析に LULUCF を含めることが望ましい。これに加えて、必要な不確実性の推定値が得られているので、日本が Tier 2 の主要区分分析を行うことを専門家検討チームは推奨する。
- (b) 不確実性に関する NIR と CRF との一貫性、注釈記号の使用および再計算の改良が望ましい。
- (c) 「NE」を「無視し得る」と解釈しないように、UNFCCC 報告ガイドラインに従って注釈記号を使用する努力を続けることが望ましい; 「NE」および「IE」と記述されているすべての発生源を表 9 がカバーすることが望ましい; さらに CRF の表全体で一貫した注釈記号を使用することが望ましい。
- (d) 特に 専門家検討チーム が説明を求めた分野および日本語の参考資料のみしか現在利用できない分野のバックグラウンド情報を、さらに NIR に記述することは、透明性の向上に寄与する。

21. 特定の発生源/吸収源区分に関する推奨事項の改良は、この報告においてそれぞれ相当する分野のセクションに記載されている。

II. Energy

A. Sector overview

22. In 2003, total GHG emissions from the Energy sector in Japan amounted to 1,198,851 Gg CO₂ equivalent. This sector is the largest source of GHG emissions in the country, contributing 89.5 per cent to the national total emissions (without LULUCF) in 2003. GHG emissions from Energy Industries and Manufacturing Industries and Construction contributed 29.8 per cent and 26.4 per cent, respectively, to the national total, followed by Transport (19.4 per cent). Emissions from the sector increased by 13.3 per cent between 1990 and 2003. In contrast to the situation in many other Parties included in Annex I to the Convention, emissions from Transport in Japan have been stable since 1997.

23. The NIR provides brief information on the methodologies used, and on the choice of activity data (AD) and EFs. However, a good deal of relevant information is not directly included in the NIR but is referenced as background reports (mostly in Japanese). The ERT recommends that Japan improve the transparency of its reporting by including in the NIR explanations on methodological issues, trends for source categories with large fluctuations and a rationale for the country-specific EFs used.

24. The CRF covers almost all sources and gases, with a few small categories from Transport and Fugitive Emissions from Fuels identified as “NE”, including CH₄ and N₂O emissions from natural gas vehicles, Railways – CH₄ and N₂O, Coal Mining – N₂O, Solid Fuel Transformation – N₂O, and Fugitive Emissions: Oil and Natural Gas: Venting and

II. エネルギー

A. 分野の概要

22. 2003年における日本のエネルギー分野の温室効果ガス総排出量は、CO₂換算で1,198,851 Ggに達した。この分野は日本の温室効果ガスの最大の発生源であり、2003年の国の総排出量(LULUCFを除く)の89.5%を占めた。エネルギー産業部門および製造業及び建設業部門からの温室効果ガスの排出量は、それぞれ国の総排出量の29.8%および26.4%であり、運輸(19.4%)がこれに続いていた。1990年から2003年の間にこの分野からの排出は13.3%増加した。付属文書I記載の多くの参加国における状況とは異なり、日本においては運輸からの排出は1997年以来変化していない。

23. NIRには使用した方法に関する説明ならびに活動量(AD)および排出係数(EFs)の選択について簡単に述べられている。しかしながら、多くの関連情報はNIRには直接盛り込まれておらず、背景資料として引用されている(大部分が日本語である)。専門家検討チームは、日本が方法に関する事項の説明、変動の大きい幾つかの発生源区分のトレンドおよび日本独自の排出係数の使用の根拠をNIRに含めることにより、報告書の透明性を高めることを推奨する。

24. CRFはほとんどすべての発生源およびガスをカバーしている。少数の排出量の少ない運輸および燃料の漏出区分は「NE」と特定されており、これには天然ガス車両からのCH₄およびN₂Oの排出、鉄道 – CH₄およびN₂O、炭鉱 – N₂O、固体燃料転換 – N₂O、および漏出による排出:油および天然ガス:通気とフレア – CO₂、CH₄およびN₂Oが、含まれる。

B. Reference and sectoral approaches

1. Comparison of the reference approach with the sectoral approach and international statistics

25. CO₂ emissions from fuel combustion have been calculated using the reference approach and the sectoral approach. Over the whole time series, the difference in emissions between the two approaches ranges from –1.8 per cent to +1.5 per cent. However, the difference in CO₂ emissions from gaseous fuels in 2003 is –3.4 per cent. In the documentation box Japan notes that the reasons for this are still under examination. The ERT recommends that Japan explain the difference in its next submission.

2. International bunker fuels

26. Japan has reported all fuels for international bunkers as “not applicable” (“NA”) in CRF table 1.A(b) but AD are reported in table 1.C for Jet Kerosene and Heating Oil. The ERT recommends that Japan improve consistency between these tables in its next submission.

27. The consumption of jet kerosene and the relevant GHG emissions fluctuated between 1999 and 2000, and between 2000 and 2001: the consumption in 2000 is reported as 20.7 per cent lower than that in 1999 and 17.1 per cent lower than that in 2001. This happened because of an error in the AD for 2000, which should be 276,532.6 TJ (according to the background document “bunker-2005.xls” submitted) instead of the reported 219,664.9 TJ. The ERT recommends that Japan correct the estimate and also to explain the large inter-annual changes of fuel oil consumption

B. リファレンスおよび部門別アプローチ

1. リファレンスアプローチと部門別アプローチとの比較および国際統計

25. リファレンスアプローチおよび部門別アプローチにより、燃料の燃焼による CO₂ 排出量を計算した。全時系列において、二つのアプローチによる排出量の差は、–1.8% から +1.5% であった。しかし、ガス燃料からの 2003 年の CO₂ 排出量の差は –3.4% であった。日本は、この理由については現在調査中であると文書欄に注釈をつけている。専門家検討チームは、日本が次回の提出においてこの差を説明することを推奨する。

2. 国際バンカー油

26. 日本は、CRF の表 1.A(b) においてすべての国際バンカー油を「適用なし (NA)」としているが、表 1.C においてジェット燃料油および重油の活動量(AD) を報告している。専門家検討チームは、日本が次回の提出においてこれらの表の一貫性を向上させることを推奨する。

27. ジェット燃料油の消費およびこれによる温室効果ガスの排出は、1999 年と 2000 年の間および 2000 年と 2001 年の間で変動している:2000 年の消費量は 1999 年に比較して 20.7% 低く、2001 年に比較して 17.1% 低いと報告されている。この原因は 2000 年の活動データ(AD) の誤りによるものである。つまり、報告されたように 219,664.9 TJ ではなく、276,532.6 TJ (提出されたバックグラウンド資料「bunker-2005.xls」による) でなければならない。専門家検討チームは、日本が推定値を修正し、外航海運燃料の消費量の 1995 年と 1996 年 (–41.1%) および 1996 年と 1997 年 (+33.4%) の大きな変化について説明することを推奨する。

for Marine Bunkers between 1995 and 1996 (-41.1 per cent) and between 1996 and 1997 (+33.4 per cent).

3. Feedstocks and non-energy use of fuels

28. In 2003, 99.9 per cent of the crude oil was imported in Japan. Because Japan also imported and exported secondary fuels, feedstocks and non-energy use of some secondary fuels (table 1.A (d)) are much higher than the apparent consumptions (reference approach, table 1.A (b)). During the review Japan explained that this difference is due to the fact that for the reference approach Japan has reported feedstocks and non-energy use under the primary fuel converted (e.g. crude oil). The ERT recommends that Japan explain these differences in its next submission.

4. Country-specific issues

29. Japan reports negative emissions from the category Manufacturing Industries and Construction: Other, which is a result of a duplication adjustment in the energy statistics. Japan explains in the CRF that the duplication adjustment is a quantity which rectifies an overlap of CO₂ emissions from two or more industries. The ERT recommends that Japan explain in the NIR the rationale for the duplication adjustment.

30. In its submission Japan reports negative EFs for some CH₄ and N₂O emissions from the categories Energy Industries, Manufacturing Industries and Construction and Other Sectors. However, during the review Japan provided revised estimates of the CH₄ and N₂O emissions, following the guidance of the ERT, the estimates being positive emissions. The ERT recommends that Japan continue

3.原料としての利用および燃料の非エネルギー利用

28. 2003年には、原油の99.9%が輸入品であった。日本は、2次燃料の輸出入を行っており、原料としての利用および幾つかの2次燃料の非エネルギー利用(表1.A(d))は、見かけの消費量(リファレンスアプローチ、表1.A(b))よりかなり多い。専門家検討チームは、日本が次の提出においてこれらの差を説明することを推奨する。

4. 日本特有の問題点

29. 日本は、製造業と建設および他の区分で負の排出を報告している。これはエネルギー統計における計上の重複を調整した結果である。日本は、CRFにおいてこの重複計上の調整は複数の産業からのCO₂排出の重なりを修正する量であると説明している。専門家検討チームは、日本がこの重複計上調整の根拠をNIRにおいて説明することを推奨する。

30. 今回の提出において、日本はエネルギー産業、製造業および建設区分ならびに他の分野からのCH₄およびN₂O負の排出係数を報告している。しかし、審査時に日本は専門家検討チームのガイダンスに従い、修正した正のCH₄およびN₂Oの排出推定値を提出した。専門家検討チームは、日本がこれらの下部分野のCH₄およびN₂O排出の正の推定値を引き続き報告することを推奨する。

reporting positive estimates of CH₄ and N₂O emissions for these subsectors.

C. Key categories

1. Stationary Combustion: liquid, solid, gas – CO₂

31. The inter-annual changes in the CO₂ implied emission factors (IEFs) of liquid and gaseous fuels used for Manufacture of Solid Fuels and Other Energy Industries are relatively high. The reason is that the EFs used for coking products (coke, coke oven gases, blast furnace gas, converter furnace gases, and coal briquettes) are the weighted average of the input raw materials (coking coal, imported coal, oil coke) for coke production. Hence the CO₂ IEFs vary in accordance with the changes in the raw material mix in different years. The downward trend of the CO₂ IEFs in recent years can be explained by the decrease in oil coke use as raw material. The ERT recommends that Japan include these explanations in the NIR of its next submission.

32. The 2003 value of the CO₂ IEF for the subcategory 1.A.2.c Chemicals is 10.8 per cent lower than the 1990 value and the change between 1997 and 1998 is -9.4 per cent. The ERT found that in 1997 and earlier years emissions in 1.A.2.c Chemicals were large and emissions in 1.A.2.f Other were negative, while from 1998 onward the figures for Chemicals are much lower and emissions reported under Other are positive. The sum of the two sectors over time is reasonably constant, and this suggests an error in the allocation of solid fuel consumption between the two sectors in 1997 and earlier years. During the review, Japan explained that in the period 1990–1997 solid fuel consumption in Chemical Industry had

C. 主要区分

1. 固定排出源における燃焼：液体、固体、ガス-CO₂

31. 固体燃料の製造および他のエネルギー産業において使用される液体およびガス燃料の、CO₂ の見かけの排出係数 (IEFs) の年による変動は比較的大きい。この理由は、コークス製品 (コークス、コークス炉ガス、溶鉱炉ガス、転炉ガスおよび練炭) に使用する 排出係数 (EFs) は、コークスの製造に使用する原料 (粘結炭、輸入炭、オイルコーク) の重量平均 であることによる。それゆえ、CO₂ の見かけの排出係数 (IEFs) は年ごとに原料組成の変化に従い変動する。最近の CO₂ の見かけの排出係数 (IEFs) の低下傾向は、原料として使用するオイルコーク量の減少により説明できる。専門家検討チーム は、日本がこれらの説明を NIR の次回の提出に含めることを推奨する。

32. 下部区分 1.A.2.c 化学品の 2003 年の CO₂ の IEF 値は 1990 年の値に比較して 10.8% 低く、1997 年と 1998 年の変化は -9.4% である。専門家検討チーム は、1997 年およびそれ以前の 1.A.2.c 化学品からの排出量は多いが、1.A.2.f その他の排出量は負であり、一方 1998 年以降では化学品の数値はかなり小さく、その他の排出量は正であることを見いだした。これら二つの分野の合計は年によらずほぼ一定であり、このことは 1997 年およびそれ以前では固体燃料消費量のこれら二つの分野への割り振りに誤りがあったことを示唆している。審査に際して、1990 年から 1997 年の期間において化学工業における固体燃料の消費は鉄および鉄鋼業区分ならびに化学工業区分の両方で計上され、重複計上の分はその他の区分から控除されていたと、日本は説明した。専門家検討チーム は

been counted in both the Iron and Steel category and the Chemical Industry category, and the double-counted value had been subtracted from Other. The ERT recommends that Japan correct this misallocation.

33. Japan reports AD and CO₂ emissions from natural gas use in Petroleum Refining as “0” in 2003 although these emissions are reported for the years 1990—2002. During the review, Japan explained that “0” is reported because the AD were not published before the inventory submission. The ERT recommends that Japan report correct data or use an appropriate notation key (e.g. “NE”) in such situations.

2. Mobile Combustion: Road Vehicles – CO₂, CH₄, N₂O

34. Notation keys are used for emissions from natural gas use in Road Transportation (CO₂ emissions are reported as “IE”, and CH₄ and N₂O emissions are noted as “NE”), but no explanation is included in CRF table 9. In the NIR Japan explains that these emissions are not estimated because they are negligible (gas-fuelled cars accounted for about 0.03 per cent of the total motor vehicles owned in 2004). The ERT encourages Japan to report these estimates for its next submission.

3. Mobile Combustion: Waterborne Navigation – CO₂

35. Emissions from Residual Oil are reported as “IE” without an explanation being given in CRF table 9. According to the NIR, Japan has reported emissions from residual oil under Other Fuels by disaggregating it into three types (heating oil A, B and C). The ERT recommends that Japan provide in the CRF an explanation for the use of this notation key.

日本にこの誤った配分の修正を推奨する。

33. 日本は石油精製における天然ガスの使用による CO₂ の 1990 年から 2002 年の排出を報告しているにもかかわらず、2003 年の活動量(AD) および CO₂ の排出が「0」であると報告している。審査に際して、日本はインベントリ提出以前に活動データ(AD) が公表されていなかったため、「0」と報告したと説明した。専門家検討チームは、日本がこのような場合に正しいデータを報告するか、適切な注釈記号(例えば「NE」)を使用するよう推奨する。

2. 移動排出源における燃焼:道路車両 – CO₂, CH₄, N₂O

34. 道路輸送における天然ガスの使用による排出に注釈記号が使用されている(CO₂ の排出は「IE」、CH₄ および N₂O の排出は「NE」と報告されている)が、CRF の表 9 には説明がされていない。NIR において、日本はこれらの排出は無視できるので推定しなかったと説明している(2004 年におけるガス燃料車は総自動車の約 0.03% である)。専門家検討チームは、日本が次回の提出においてこれらの推定値を報告することを奨励する。専門家検討チームはまた、CRF の表 1.A(a) の運輸の項の天然ガス欄には「0」ではなく注釈記号を使用することが望ましいことを強調した。

3. 移動排出源に於ける燃焼:海上航海 – CO₂

35. 残油からの排出は「IE」として、説明をつけることなく CRF の表 9 に報告されている。日本は、NIR では残油からの排出をその他燃料の項目で、3 種類(加熱用油 A、B および C)に分けて報告している。専門家検討チームは、日本が CRF でこの注釈記号の使用について説明することを推奨する。

D. Non-key category

Fugitive Emissions: Solid Fuel Transformation – CH₄

36. The notation key “NE” is used in CRF table 1.B.1 for Solid Fuel Transformation – CH₄, while the NIR mentions that CH₄ emissions from coking process have been reported under the Industrial Processes sector and CH₄ emissions from coal briquettes are not estimated (negligible). Hence they should be reported as “IE/NE” rather than “NE”. The ERT recommends that Japan use the appropriate notation keys and provide in the CRF explanations on their use.

III. Industrial Processes and Solvent and Other Product Use

A. Sector overview

37. In 2003, emissions from the Industrial Processes sector in Japan accounted for 5.6 per cent of national total GHG emissions. The largest categories were Mineral Products (60.4 per cent of the emissions from Industrial Processes) and Consumption of Halocarbons and SF₆ (23.6 per cent). From 1990 to 2003, GHG emissions from Industrial Processes increased by 16.0 per cent and emissions from Solvent and Other Product Use increased by 11.8 per cent. Emissions from the Industrial Processes sector have decreased since 1996, mostly due to the decrease in Consumption of Halocarbons and SF₆, Production of Halocarbons and SF₆, and Mineral Products.

38. The following categories are reported as “NE”: Soda Ash Production – CO₂; Asphalt Roofing – CO₂; Road Paving with Asphalt – CO₂; Ammonia Production – CH₄; Carbide Production – CO₂ and CH₄; Aluminium Production – CH₄; and Solvent and Other Product Use – CO₂. SF₆ used in Aluminium

D. 非主要区分

漏出による排出:固体燃料転換 – CH₄

36. F の表 1.B.1 の固体燃料転換 – CH₄ において、注釈記号「NE」が使用されている。一方 NIR では、コークスプロセスからの CH₄ の排出は工業プロセスの分野で報告されており、練炭からの CH₄ の排出は推定されていない（無視できる）と、述べている。従って、これらは「NE」ではなく、「IE/NE」と報告されることが望ましい。専門家検討チームは、日本が適切な注釈記号を使用し、その説明を CRF に付け加えることを推奨する。

III. 工業プロセス、溶剤および他の製品の利用

A. 分野の概要

37. 2003 年には日本の工業プロセス分野からの排出は国の総温室効果ガス 排出量の 5.6% を占めた。最も大きい区分は鉱物製品（工業プロセスからの排出の 60.4%）ならびにハロゲン化炭化水素および SF₆ の消費（23.6%）である。1990 年から 2003 年にかけて、工業プロセスからの 温室効果ガス の排出は 16.0% 増加し、溶媒および他の製品利用からの排出は 11.8% 増加した。1996 年以降工業プロセス分野からの排出は減少しており、これは主として鉱物製品の減少によるものである。

38. 次の区分が「NE」として報告されている：ソーダ灰の製造 – CO₂; アスファルト屋根材 – CO₂; アスファルト道路舗装 – CO₂; アンモニアの製造 – CH₄; カーバイドの製造 – CO₂ および CH₄; アルミニウムの製造 – CH₄; 溶媒および他の製品利用 – CO₂; ならびにアルミニウムおよびマグネシウムの鋳造に使用される SF₆。日本は、幾つかの

foundries is also reported as “NE”. The ERT encourages Japan to study these sources and to include available estimates in the inventory.

39. The ERT noted that the emission trends, for the sector in total and for individual categories, could be better explained in the NIR, and encourages Japan to do so in its next submission.

B. Key category

Cement Production – CO₂

40. Japan uses a method based on consumption and composition of limestone used, thus not following the IPCC good practice guidance recommendation to use clinker consumption and composition. The reasons given are problems with the availability of data on clinker production and uncertainties linked with clinker quality variations due to the use of recycled waste products and byproducts as raw materials. AD on lime consumption are taken from national statistics and the composition of limestone is plant-specific and obtained from all domestic cement manufacturers. On the basis of the information provided, the ERT considers that Japan’s CO₂ estimates are correct, but no comparison with other Parties’ estimates is possible. However, more information on the methodology used, such as underlying assumptions and raw materials used, is needed to allow a better understanding of how the emissions were derived. In addition, the ERT encourages Japan to estimate CO₂ emissions based on cement production, for comparison with the national methodology currently used.

発生源からの排出量の推定値を持っている（例えば、アンモニアの製造 – CH₄）が、これらはいまだインベントリに記載されていない。専門家検討チームは、日本がこれらの発生源の調査を行い、得られるすべての推定値をインベントリに含めることを奨励する。

39. 専門家検討チームは、排出トレンドは、全分野および個別区分ともに、NIRで説明するのがよいことを強調し、次の提出でそうするよう日本に奨励した。

B. 主要区分

セメントの製造 – CO₂

40. 日本は、使用した石灰石の組成と消費量に基づく方法を用いており、クリンカーの組成と消費量を使用する IPCC が推奨するグッドプラクティスガイドラインに準拠していない。クリンカー生産量データの入手の可能性および原料として廃棄物および副産物を再利用することによるクリンカーの品質変動による不確実性の問題が理由として挙げられている。石灰消費の活動量(AD)は国の統計値を使用しており、また石灰石の組成としては国内のすべてのセメント製造業者から得た工場規格を使用している。提出された情報から判断して、専門家検討チームは日本の CO₂ の推定値は正しいと考えるが、他の参加国との比較は可能ではない。しかし、推定方法のよりよい理解には推定の前提および使用原料などの方法に関するさらに多くの情報が必要である。これに加えて、専門家検討チームは、現行の日本の方法による値と比較するために、日本がセメントの生産量に基づく CO₂ 排出量の推定を行うことを奨励する。

C. Non-key categories

1. Nitric Acid Production – N₂O

41. Japan reports in the NIR that EFs were collected from 10 plants and they varied over the range 0.8–8.6 kg/t. The ERT recommends that the Party explain this large variation.

42. Estimated emissions of N₂O fluctuated considerably over the period 1990–2003, although, as Japan indicated during the review, no N₂O abatement technology is used. The ERT encourages the Party to explain the trend while respecting the confidentiality of AD.

2. SF₆ Used in Aluminium and Magnesium Foundries – SF₆

43. According to the Japan Aluminium Association SF₆ is not used when casting aluminium. Consumption of SF₆ in magnesium foundries increased between 1995 and 2001 and decreased drastically between 2002 and 2003, but the quantity of molten magnesium does not decrease in parallel in 2003. The Party should explain why consumption is decreasing while the production of magnesium is stable.

IV. Agriculture

A. Sector overview

44. In 2003, emissions from the Agriculture sector in Japan amounted to 33,230 Gg CO₂ equivalent, or 2.5 per cent of total national emissions. Sectoral emissions decreased by 14.8 per cent from 1990 to 2003. In 2003, Agriculture contributed 69.6 and 57.2 per cent to total CH₄ and N₂O emissions, respectively.

B. Key categories

1. Enteric Fermentation – CH₄

C. 非主要区分

1. 硝酸の製造 – N₂O

41. 日本は、NIR の中で排出係数は 10 の工場から得たものであり、0.8–8.6 kg/t の範囲で変動していると報告している。専門家検討チームは、日本にこの大きな変動について説明するよう推奨する。

42. 審査に際して日本が述べたように、N₂O 削減技術は使用されていないが、1990 年から 2003 年の期間において N₂O 排出の推定値は大きく変動している。専門家検討チームは、日本が活動量(AD)の秘密を保持しながら、このトレンドを説明することを奨励する。

2. アルミニウムおよびマグネシウムの鑄造に使用する SF₆ – SF₆

43. SF₆ の排出は「NE」と報告されている。日本アルミニウム協会によれば、アルミニウムの鑄造には SF₆ は使用されていない。マグネシウムの鑄造に使用される SF₆ の消費量は 1995 年から 2002 年の間に増加し、2003 年には急激に減少している。しかし、これと同時に 2003 年の溶融マグネシウムの量は減少していない。日本は、マグネシウムの生産には変動がないにもかかわらず、SF₆ の消費量が減少している理由を説明することが望ましい。

IV. 農業

A. 分野の概要

44. 2003 年には日本における農業分野からの排出量は CO₂ 換算で 33,230 Gg に達した。言い換えれば国の総排出量の 2.5% にあたる。1990 年から 2003 年の間、この分野の排出量は 14.8% 減少した。2003 年における農業の CH₄ および N₂O の総排出量に対する割合はそれぞれ 69.6% および 57.2% であった。

B. 主要分野

1. 消化管内発酵 – CH₄

45. Japan has applied a country-specific approach for cattle. A tier 1 method and country-specific EFs have been applied for sheep, goats, and swine, whereas tier 1 and default EFs are applied for all other animal species.

46. During the review, Japan provided information to justify the differences between the cattle and sheep IEFs used and the IPCC default values, as well as the trend along the time series. The ERT encourages Japan to improve the transparency of its submission by incorporating more information on these issues in its next NIR.

2. Manure Management – N₂O

47. Japan uses country-specific EFs for cattle, swine and poultry, along with IPCC default values for sheep, goats and horses. During the review, Japan explained the low value of the N₂O IEF value for Solid Storage and Dry Lot (it is one-fifth of the default). As indicated in previous reviews, Japan should also provide information to support the high N₂O IEF value for Liquid Systems (7.5 times higher than the IPCC default value); the information provided during the review did not enable the ERT to understand why the value is so high. The ERT encourages Japan to provide more information on these findings in its next NIR.

C. Non-key categories

1. Manure Management – CH₄

48. Some large differences between the IEFs used for non-diary cattle and poultry and the IPCC default values were explained by Japan during the review. The ERT encourages Japan to provide a more detailed description of these issues as part of its next submission.

45. 日本は、牛については日本独自の算定方法を適用した。Tier 1 の方法および日本特有の 排出係数 (EFs) が羊、ヤギおよび豚に適用された、一方これ以外のすべての動物種には Tier 1 および既定値の 排出係数 (EFs) が適用された。

46. 審査に際して、日本は牛および羊に使用した I 排出係数 (EFs) と IPCC のデフォルト値との差が正当であることを説明する情報ならびに時系列のトレンドを提出した。専門家検討チームは、日本がこれらの件に関するさらに多くの情報を次回の NIR に加え、提出の透明性を向上することを奨励する。

2. 家畜排泄物の管理 – N₂O

47. 日本は、日本特有の排出係数を牛、豚および家禽に使用すると共に、IPCC の既定値を羊、ヤギおよび馬に使用している。インタビューに際して、固体状態での保存および乾燥ロットで N₂O の IEF 値が低い理由を説明した (既定値の 1/5 である)。先の審査で述べたように、日本は液体系についても N₂O の高い IEF 値 (IPCC の既定値の 7.5 倍である) を裏付ける情報を提供することが望ましい。専門家検討チームは、審査に際して提出された情報では値がそれほど高い理由が理解できない。専門家検討チームは、日本が次回にこの件に関するさらに多くの情報を提出すること奨励する。

C. 非主要区分

1. 家畜排泄物の管理 – N₂O

48. 日本は、非乳牛および家禽に使用した 見かけの排出係数 (IEFs) 値と IPCC のデフォルト値との幾つかの大きな差について説明した。専門家検討チームは、日本がこれらに関してさらに詳細な記述を、次回の提出の一部として含めることを奨励する。

2. Agriculture Soils – N₂O

49. All subcategories are included except Cultivation of Histosols, which is not included due to the lack of AD. AD for animal production and values for the fractions used to estimate emissions are reported as “NE”. The ERT encourages Japan to estimate them for its next submission.

3. Field Burning of Crop Residues – CH₄, N₂O

50. Emissions from the burning of rice straw and chaff and other cereal straw have been estimated following a country-specific approach which is not reported transparently in the NIR. The ERT encourages Japan to explain this approach in a more transparent way.

V. Land Use, Land-use Change and Forestry

A. Sector overview

51. Japan has reported emissions/removals of CO₂, CH₄, N₂O, nitrogen oxide (NO_x) and carbon monoxide (CO) for all relevant categories of the LULUCF sector for the period 1990–1995. For the period 1996–2003, only CO₂ emissions for the categories Cropland, Grassland, Settlements and Other Land, and N₂O emissions for Cropland are reported. Emissions from lime application, wildfires in croplands and grasslands, and drainage of soils have not been estimated. A key category analysis, an assessment of the uncertainties and a QA/QC plan have not been developed for the sector.

52. During the period 1990–1995, the LULUCF sector was a net sink, the size of which increased from 66,543 Gg CO₂ equivalent in 1990 to 83,309 Gg CO₂ equivalent in 1995, offsetting 5.6 per cent to 6.3 per cent of total

2. 農用地の土壌 – N₂O

49. 活動量(AD) が得られていないことからカバーされていないヒストゾルの開墾以外は、すべての下部区分を含んでいる。排出の推定に使用する家畜生産の活動量(AD) および割合の値として「NE」が報告されている。専門家検討チームは、日本が次の提出に向けてこれらの値を推定することを奨励する。

3. 農産物残留物の野焼き – CH₄, N₂O

50. 稲わらおよびもみ殻ならびに他の穀類のわらの焼却による排出量は日本特有のアプローチに基づき推定されているが、NIR にはこの方法を透明に示す報告はされていない。専門家検討チームは、日本がこのアプローチについてより透明な説明を行うことを奨励する。

V. 土地利用、土地利用の変化および林業

A. 分野の概要

51. 日本は、1990 年から 1995 年の期間 LULUCF 分野に関連するすべての区分の CO₂、CH₄、N₂O、窒素酸化物 (NO_x) および一酸化炭素 (CO) の排出/吸収について報告している。1996 年から 2003 年の期間については、農地、草地、開拓地および他の土地区分の CO₂ の排出ならびに農地の N₂O 排出のみが報告されている。石灰の使用、農地および草地の野火ならびに土壌排水による排出の推定は行われていない。この分野については、主要区分分析、不確実性アセスメントおよび QA/QC プランは進められていない。

52. 90 年から 1995 年の期間、LULUCF 分野は正味の吸収源で、その規模は 1990 年の CO₂ 換算 66,543 Gg から 1995 年には 83,309 Gg へ増加しており、国の総排出量の 5.6% および 6.3% を相殺していた。

national emissions.

53. The notation keys have been used in the CRF tables in all cases where an estimate has not been reported, but often they are inconsistent with the information provided in the NIR. The NIR states that no peat extraction occurs in Japan, and therefore the category is reported as “not occurring” (“NO”). However, the notation keys used in the relevant CRF boxes are “IE” for the area of peat extraction and “NE” for carbon stock changes in living biomass and dead organic matter. The notation key “IE” is often used in the CRF tables but no further information is provided in the documentation boxes, CRF table 9 or the NIR.

54. References to AD and emission/removal factors are generally given in the NIR. However, it is difficult to reconstruct the emissions and removals estimates with the information provided in the NIR. Apart from the NIR and the CRF tables, Japan has submitted additional Excel files with AD and background calculations of estimates. The ERT encourages Japan to incorporate the necessary information on methodologies, AD and emissions/removal factors in the NIR.

55. The ERT also encourages Japan to estimate those emissions/removals that have not been assessed, initiate QA/QC procedures, estimate uncertainties, perform a key category analysis including the LULUCF categories, and pay attention to the appropriate and consistent use of the notation keys.

56. According to the NIR, Japan is verifying the latest land area statistics and developing

53. CRF の表において推定値が報告されていないすべてのケースにおいて、注釈記号が使用されているが、しばしば NIR で提供されている情報と一貫性がない。日本ではPEATの採取は行われていないと NIR に述べられており、従ってこの区分は「存在しない (NO)」と報告されている。しかし、CRF の該当欄に記入された注釈記号は、PEATの採取については「IE」であり、炭素の蓄積の変化については「NE」である。注釈記号「IE」は、しばしば CRF の表で使用されているが、CRF の表 9 または NIR の文書欄にはそれ以上の情報は記載されていない。

54. 活動量(AD) および排出/吸収係数に関する参考事項は通常 NIR に記載される。しかし、NIR に記載されている情報から排出および吸収の推定値を導くことは困難である。NIR および CRF の表以外に日本は 活動量(AD) および推定値の計算のバックグラウンドを記載した追加のエクセルファイルを提出した。専門家検討チーム は、日本が方法、活動量(AD) および排出/吸収係数に関する必要な情報を NIR に盛り込むことを奨励する。

55. 専門家検討チーム は、まだ評価されていないこれらの排出/吸収の推定、QA/QC の開始、不確実性の推定、LULUCF 区分を含む主要区分の分析を日本が行い、適切で一貫性のある注釈記号の使用に留意することを合わせて奨励する。

56. NIR によれば、日本は土地の面積に関する最新の統計の確認を行っており、LULUCF の種々の

various LULUCF parameters, and therefore decided not to report some emissions from 1996 onwards. Japan informed the ERT that these emissions and removal estimates for the period 1996–2003 will be reported in its 2006 submission.

B. Sink and source categories

1. Forest Land

57. During 1990–1995, the Forest Land category was a net sink varying from 73,290 Gg CO₂ equivalent in 1991 to 93,149 Gg CO₂ equivalent in 1995. Japan's estimates of carbon stock changes and emissions of non-CO₂ gases are generally in accordance with the IPCC Good Practice Guidance for Land Use, Land-use Change and Forestry. However, the description of the methodology and the definitions of parameters used to estimate carbon stock changes in living biomass from wildfires and other disturbances, as well as the derivation of the AD for timber harvested, were not clear to the ERT.

2. Wetlands

58. In the NIR the methodology used to estimate carbon stock changes in Flooded Lands Remaining Flooded Lands is described, but in the relevant boxes of the CRF the notation keys “IE” and “NE” are used, without explanation, instead of estimates being provided.

VI. Waste

A. Sector overview

59. In 2003, total GHG emissions from the Waste sector in Japan amounted to 31,615 Gg CO₂ equivalent, or 2.4 per cent of total national GHG emissions. From 1990 to 2000, these emissions increased by 33.9 per cent, but then

パラメータを作成中である。従って 1996 年以降の幾つかの排出については報告しないこととした。日本は、1996 年から 2003 年の期間のこれらの排出および吸収の推定値は 2006 年の提出で報告の予定であると、専門家検討チームに通知した。

B. 吸収源および発生源区分

1. 森林

57. 1990 年から 1995 年の期間、森林区分は正味の吸収源で、吸収量は CO₂ 換算で 1991 年の 73,290 Gg から 1995 年の 93,149 Gg と変動している。日本による炭素蓄積量の変化および非 CO₂ ガス排出の推定は、IPCC の土地利用、土地利用の変化および森林に関するグッドプラクティスガイダンスにほぼ従って行われている。しかし、方法の説明、生きているバイオマスの野火その他の原因による炭素蓄積量の変化の推定に使用した係数の定義および伐採した材木の活動量(AD)の導き方は、専門家検討チームには完全に理解できるものではなかった。

2. 湿地

58. NIR には、冠水した土地および冠水したままの土地の炭素蓄積量の変化の推定方法が述べられている。しかし CRF の該当欄には、説明を加えることなく、推定値の代わりに注釈記号「IE」または「NE」が使用されている。

VI. 廃棄物

A. 分野の概要

59. 2003 年には日本における廃棄物分野からの温室効果ガスの総排出量は、CO₂ 換算で 31,615 Gg に達した。言い換えれば国の総温室効果ガス排出量の 2.4% にあたる。1990 年から 2000 年にかけてこれらの排出量は 33.9% 増加したが、それ以

steadily decreased and, in 2003, were 26.7 per cent above the 1990 level.

60. Emissions are reported for Solid Waste Disposal Sites (11.4 per cent of total emissions from the Waste sector), Waste-water Handling (6.4 per cent), and Waste Incineration (82.2 per cent). Japan has implemented a solid waste management scheme that includes incinerating all organic wastes that cannot be recycled and landfilling the incineration residues and non-recyclables. This explains the high CO₂ emissions from incineration and the low GHG emissions from landfills. In 2003, CO₂, CH₄ and N₂O emissions represented 73.8, 14.7, and 11.5 per cent, respectively, of total emissions from the sector.

61. Japan has developed many unique country-specific factors based on long-term measurement programmes. Some country-specific EFs have, however, been introduced with only limited supporting information. The ERT encourages Japan to provide more supporting information on how these country-specific factors were derived.

B. Key category

Waste Incineration – CO₂

62. The ERT supports the recommendation of previous reviews that CO₂ emissions from incinerators with energy recovery systems should be reported, as required by the Revised 1996 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories, under the Energy sector.

D. Non-key categories

1. Solid Waste Disposal Sites – CH₄

63. CH₄ emissions from this source fell by 11.1

後は着実に減少し、2003年には1990年レベルを26.7%上回る値であった。

60. 固体廃棄物処理場（廃棄物分野総排出量の11.4%）、廃水処理場（6.4%）および廃棄物焼却場（82.2%）からの排出量が報告されている。日本は、リサイクル不可能な全ての有機廃棄物の焼却ならびに焼却残渣およびリサイクル不可能物の埋め立てを含む固体廃棄物処理スキームを実施している。焼却によるCO₂の排出が多く、埋め立てによる温室効果ガスの排出が少ないことがこれにより説明できる。2003年には、CO₂、CH₄およびN₂Oの排出は、それぞれこの分野の総排出量の73.8、14.7および11.5%であった。

61. 日本は、長期間の測定に基づく日本特有の多くの係数を導いている。しかし、幾つかの日本特有の排出係数（EFs）の裏付け情報は限られている。専門家検討チームは、日本がどのような方法でこれらの日本特有の係数を導いたかについて、さらに多くの裏付け情報を提供することを奨励する。

B. 主要区分

廃棄物の焼却 – CO₂

62. 1996年改訂IPCCガイドラインが要求するように、エネルギー回収システムを伴う焼却炉からのCO₂の排出はエネルギー分野で報告することが望ましいという、前の審査の推奨を専門家検討チームは支持する。

D. 非主要区分

1. 固体廃棄物処理場 – CH₄

63. この発生源からのCH₄の排出は、1990年か

per cent between 1990 and 2003. This trend was driven by the policy that favours incineration and recycling instead of landfilling.

64. Japan has used a country-specific model similar to the IPCC tier 2 methodology. The functional relationship of decomposition rates of organic wastes with time is key for this method. However, the NIR and the CRF do not provide sufficient information on how this functional relationship was obtained. The ERT recommends that Japan provide more detailed information on how the model was derived.

65. The recovery of flared CH₄ is not estimated; the ERT suggests that Japan estimate it and its impact on emissions.

2. Waste-water Handling – CH₄ and N₂O

66. Country-specific methodologies and EFs have been employed for estimating CH₄ and N₂O emissions from waste-water handling, and are adequately summarized in the NIR. However, neither the corresponding AD nor additional information has been provided in the CRF. Consequently, no IEFs have been estimated. The ERT encourages Japan to provide this information in the NIR and the CRF.

ら 2003 年の間に 11.1% 減少した。このトレンドは埋め立てより焼却とリサイクルを優先させる政策によるものである。

64. 日本は、IPCC Tier 2 の方法に類似した日本特有のモデルを使用している。有機廃棄物の分解速度と時間の関係がこの方法では重要である。しかし、NIR にも CRF にもこの関係を導いた方法についての十分な情報は記載されていない。専門家検討チームは、日本がモデルをどのようにして導いたかのより詳細な情報を提供することを推奨する。

65. 現在燃焼している CH₄ の回収は推定されていない。専門家検討チームは、日本がこの値とその排出への影響を推定することを提案する。

2. 排水処理 – CH₄ および N₂O

66. 排水処理からの CH₄ および N₂O の排出の推定には日本特有の方法および 排出係数 (EFs) が使用され、これらは NIR に適切に要約されている。しかし、CRF にはこれに相当する 活動量(AD) も追加情報も記述されていない。したがって、見かけの排出係数 (IEFs) は推定されていない。ERT は、日本が NIR および CRF においてこの情報を提供することを奨励する。

各分野の検討課題及び対応方針等について
エネルギー・工業プロセス分野の検討課題及び対応方針等について

分野	検討課題	問題点	問題提起元	対応分類 ◎：解決済みの項目 ○：今後の課題となる項目			対応方針
				事例	事務的に対応する事項(専門家による検討が必要)	その他の課題	
1.A.燃料の燃焼 CO ₂	炭素収支	石油精製業等において、炭素の投入量が産出量を上回るもしくは下回る状況が見受けられ、炭素収支が取れていない。	2003年訪問 審査(バラ49)	◎			エネルギーバランス書の改訂に伴い、石油精製部門に関連するエネルギー収支、炭素収支の改善に関する検討が行われ、エネルギー原別発熱量の逐年改訂(実質発熱量化)、石油精製部門の工程別モデル化によって収支が改善された。この点をNIRに記載する。
	燃料排出係数	現在のインベントリにおいて用いている排出係数は1992年に定められたものであるが、これらの中にはIPCCガイドラインのデフォルト値から乖離しているものも存在している。現行係数の妥当性について再確認し、必要に応じて見直す必要がある。	事務局	◎			これまでのインベントリで用いている排出係数の中には、IPCCデフォルト値から2%以上乖離しているものがある。これらのうち、十分な説明力がない場合には、デフォルト値等により妥当な値に見直した。
	コークス関連の排出係数の設定方法	コークス、COG、BFG等の排出係数を、炭素を按分することで発熱量あたりの排出係数を同じ値として設定してきたが、これらの排出係数が大幅に変動していることやデフォルト値と大幅に異なる点について説明する必要がある。 COG、BFG等の副生燃料の原料として利用されないコークスについても同じ排出係数を用いてきたため、コークスの輸出に伴う炭素の国外移転を過小評価している可能性がある。 CIPG(2000)では鉄鋼製造時に放出される溶銑中の炭素を考慮し工業プロセス分として計上することを推奨しておりインベントリの審査においても工業プロセスでの計上が推奨されている。	2003年訪問 審査(バラ52(b)、68および事務局)	◎			同上
	鋼中炭素	銑鉄から鉄鋼に移行する際に炭素含有量が減少するが、鉄鋼製造に伴うCO ₂ 排出が未推計となっている。	2003年訪問 審査(バラ68)	◎			同上
	酸化係数の設定	我が国のインベントリでは全ての業種・燃料種について酸化係数を1.0として設定しているが、1.0と想定するのではなくIPCCデフォルト値もしくは日本固有の値を使うべきである。	2003年訪問 審査(バラ52(a))	◎			気体燃料、液体燃料、固体燃料毎に燃焼実態の調査を行い、有効数字2桁で1.0を担保できることを確認。酸化係数は全ての業種に対し1.0と設定する。

分野	検討課題	問題点	問題提起元	凡例		対応分類 ◎:解決済みの項目 ○:今後の課題となる項目	対応方針
				専門家による検討が必要 基準年提出 までに整理	その他の課題		
1.A.燃料の燃焼 CO2	非燃焼用途の石油製品	現在のインベントリにおける化学工業由来エネルギー起源CO2排出量の推計においては、総合エネルギー統計の非エネルギー用に計上されている分を非燃焼用途としてCO2排出量に含めていない。この非エネルギー用に計上されている量は、石油等消費動態統計年報で原料として計上されている量から、石油系炭化水素ガス等として燃焼等に利用された分を除いた量に相当するが、実際にはこの非エネルギー用に計上されている量の一部が燃焼されCO2として排出されていたり、原料用燃料に含まれる炭素分が大気中に揮散している可能性がある。	事務局	◎	○	石油化学製品製造プロセス、界面活性剤からの温室効果ガス排出の可能性を特定(うち、界面活性剤については、廃棄物分野で計上。)その他、NMVOCとして大気中に揮散している可能性がある部分については、NMVOCの算定方法の精緻化の中で一体的に検討する。	
	石炭製品製造部門の計上方法の変更	2006年3月に実施された石炭製品製造部門のエネルギー・炭素収支再見直し作業により、当該部門の収支は改善されたが、未だ炭素収支が湧出となっている年が存在する。また、投入炭素量と産出炭素量の差分について、それが燃焼されているかどうかの検討を行う必要がある。	事務局	◎	○	総合エネルギー統計の石炭製品製造部門におけるエネルギー・炭素収支の再見直しが実施され、湧出が解消された。石炭製品製造に投入された炭素量と産出された炭素量の差分については、今後さらに精査の余地があるが、赤熱コークスがコークス炉から押し出されてからコークス乾式消火設備(CDQ)に移行する間に、大気にさらされて酸化される(燃焼)分をはじめ、CO2排出量として計上することが妥当と判断し、当該差分を当該部門のCO2排出量として計上する。これに伴い、工業プロセス部門における「化学産業」の「コークス製造」(2.B.5)及び「金属の生産」の「コークス」(2.C.1)のCO2を、[NE]から[IE]に変更する。	
	不確実性評価手法の検討	排出係数及び総合エネルギー統計が変更となったため、不確実性評価手法の修正が必要である。	事務局	◎			新排出係数及び一訂版総合エネルギー統計に基づいた不確実性評価手法を再検討する。

分野	検討課題	問題点	問題提起元	凡例		対応方針
				事例	対応分類 ◎:解決済みの項目 ○:今後の課題となる項目	
		問題点	問題提起元	事例	対応分類 ◎:解決済みの項目 ○:今後の課題となる項目	対応方針
I.A. 燃料の燃焼 CO2	重複補正	「IA2 製造業及び建設業」において、二重計上を避けるための重複補正を行っているが、誤解を招くもしくは比較分析を複雑にしかねないため、将来的に重複補正を回避する排出量の配分方法について検討することを推奨。	2003年訪問 審査パラ47	◎	◎	重複補正に関する説明をNIRに記載する。
	IEF	2000年以降標準発熱量が変更されたことなどに伴い、見かけの排出係数(IEF)が不自然な変動となっている。	2004年机上 審査パラ32、 33 2005年集中 審査パラ30	◎	◎	見かけの排出係数の変動を指標として観察しその理由の分析を行う。
	活動量の不自然な変動	「IA2c Chemicals」「IA2e Food Processing, Beverages and Tobacco」、及び「IA2f Other」の排出量の傾向が不自然である。	2004年机上 審査パラ34、 35	◎	◎	石油等消費動態統計年報の統計区分の変更等についてNIRに説明を記載する。
その他	セクトラルアプローチとレファレンスアプローチの差異の説明	セクトラルアプローチとレファレンスアプローチの差異が2002年にこれまでに大きく大きくなった。今後この傾向が継続するのであれば更なる説明がなされるべき。	2004年机上 審査パラ26 2005年集中 審査パラ24	◎	◎	両アプローチの差異について新エネルギーをもとに分析を行い、統計誤差に関する説明等をNIRに記載する。
	IEAエネルギーバランスと我が国のエネルギー統計の差異に関する説明	事務局が使用するデータであるIEAエネルギーバランスと、我が国が使用するエネルギー統計で差が認められ(特にバンカー油)、我が国の算定結果がIEAエネルギーバランスを用いた事務局の評価と大幅に異なっている。	2004年机上 審査パラ27	◎	◎	両者の差異に対する分析結果をNIRに記載する。
	ボンド輸出・ボンド輸入に計上されている軽油、灯油のバンカー油計上	資源・エネルギー統計のボンド輸出・ボンド輸入には「軽油」、「灯油」の量が計上されているが、インベントリでは船舶用バンカーの活動量に軽油、灯油を含めておらず、両者に差異が存在している。	事務局	◎	◎	軽油、灯油についてもバンカー油として計上する。
NMVOC等の算定方法の精緻化	溶剤等を中心とするNMVOCの算定方法について長期間に渡り検討を行っておらず、算定精度が十分ではない可能性がある。		事務局	○		算定方法の精度について検証を行いつつ、長期的な課題として対応を検討する。その際、非燃焼用途の石油製品からの排出についても精査を進める。
廃棄物のエネルギー利用等の計上分野		エネルギー生産に用いられた廃棄物の焼却に伴う排出量はエネルギー分野にて算定するべきである。	2003年訪問 審査(パラ 122、129) 2004年机上 審査(パラ70)	◎		廃棄物のエネルギー利用等についてはすべて廃棄物分野で計上することとし、廃棄物の燃料代替等としての利用については、廃棄物の焼却の内訳として区分する。また、CRFのエネルギー分野の欄外に注書きとして「廃棄物のエネルギー等利用に関するものは廃棄物分野に計上されている」旨記載するとともに、NIRのエネルギー分野においても参考情報として記載する。

分野	検討課題	問題点	問題提起元	対応分類 ◎:解決済みの項目 ○:今後の課題となる項目		対応方針
				事例	事務的に対応する事項(専門家による検討が必要) / その他の課題(専門家による整理) / 基準年提出までに整理	
1.A.燃料の燃焼 CH4, N2O	NIRへの関連情報への追加	データの出力・選択基準、算定方法、IEFsの外れ値及び大層な変動、排出量の変動(石油等消費動態統計のデータ範囲の変更)、再計算、重複補正についてNIRに示すよう指摘されている。	2003年訪問 審査パラ 38,40	◎	◎	関連情報をNIRに記述する。
	吸気補正の取りやめに伴う排出係数の見直し	吸気補正を取りやめた場合、実測データの棄却検定を再度実施する必要がある。	事務局	◎		吸気補正を取りやめ、実測データの棄却検定を再度実施した排出係数を使用する。
	家庭部門におけるバイオマス燃料(木材、木炭)の消費に伴う排出量の算定	家庭部門においては、木材、木炭などのバイオマス燃料の消費からのCH4、N2O排出が計上されていない。	事務局	◎		総合エネルギー統計の家庭部門における「バイオマス直接利用」に1996年改訂IPCCガイドラインの木材のプロット値を高位発熱量に換算したものを乗じて排出量を算定する。
	木炭の発熱量の見直し	MAP調査で使用している木炭の発熱量(15.3MJ/kg)が大幅に過小であると思われるため、見直しが必要である。	事務局	◎		文献値より、30.5 MJ/kg(気乾ベース)と設定する。
	総合エネルギー統計とMAP調査間の整合性確保	当該分野の活動量は、総合エネルギー統計に示されたエネルギー消費量を、MAP調査から推計した業種別燃料種別別燃焼のエネルギー消費シエアで按分して求めた値を使用することとしているが、業種別、燃料種別に両者の統計データを比較すると、一方ではエネルギー消費量が計上されているが他方では計上されていないなど、矛盾点が見られる。	事務局	◎	○	総合エネルギー統計で把握していない燃料種については、MAP調査の活動量を採用する。 総合エネルギー統計でエネルギー消費量が計上されているものの、MAP調査で消費量が0となっている項目については当量は「0」とし、活動量の設定方法について、長期的課題として検討する。
	炉種別シエアの設定	CH4、N2O等の排出量が著しく不安定なトレンドを示している。 また、2000年度以降のMAP調査データが利用できない。	2003年訪問 審査 パラ27 事務局	◎		不安定なトレンドは、MAP調査データから作成している炉種別シエアのトレンドの不安定さに起因しているため、MAP調査における燃料消費量データのクリーニングを行い、そのデータを元に推計した炉種別シエアを用いて排出量を推計する。また、悉皆調査が実施されていない年の炉種別シエアは内挿により推計する。
	ガス発生炉からのCH4、N2O排出係数	ガス発生炉からのCH4、N2O排出係数については、排出係数実測データが存在しないため、値を設定していない。	事務局		◎	実測事例がなく、また炉種の類似性に基づく設定も困難であったことから、従来通りの排出係数を設定せず、排出量の推計を行わないこととする。
	電気炉からの排出量算定方法	電気炉からの排出は化石燃料の燃焼起源ではないと考えられるため、1.A.に計上するのは適切ではない。	事務局		◎	電気炉(製鉄用、合金鉄用)からのCH4排出量を、「燃料の燃焼分野」(1.A.)から、「工業プロセス分野」の「金属の生産」部門(2.C.)に移す。また、電気炉(カーバイド用)からのCH4排出量については、「工業プロセス分野」の「化学産業」「カーバイド製造」部門(2.B.4.)に移行する。 N2Oは電気炉から排出されないものと考えられるため、計上をとりやめる。 また、電気炉(製鉄用、合金鉄用)における電力消費量については、2000年度以降MAP調査のデータが使用できなくなることから、総合エネルギー統計の値を用いる。

分野	検討課題	問題点	問題提起元	凡例		対応分類 ◎: 解決済みの項目 ○: 今後の課題となる項目	対応方針
				専門家による検討が必要	事務的に対応する事項 (専門家による検討不要)		
				基準年提出 までに整理	その他の課題		
1.A. 燃料の燃焼 CH ₄ , N ₂ O	CRF上での見かけの排出 係数(IEF)の異質	固体燃料に関する区分「1.A.1.b」における一部の 非常に大きな排出係数(例:表1.A(a))における 石油精製業のN ₂ Oの固体燃料の 127,000,000kg/TJ)についてチェックを行うべき である。	2003年訪問 審査 パラ52	◎	◎	製油所における石炭吹き循環流動床ボイラーの石炭消費量は、 総合エネルギー統計では、自家発電用蒸気部門にお ける「石油製品」の石炭消費量として計上されているものと考えら れるため、当該排出量を、1.A.1.b 石油精製から1.A.2.f. その他石 油製品に移す。	
1.B.2.c -venting ii 通気弁(天然ガス産 業)	天然ガス産業における通 気弁からのCO ₂ , CH ₄ 排出 の算定 (今までは"venting-gas"を 「ガス田における通気弁」と 訳していたが、本排出源は 天然ガスの生産から輸送ま で含むため、記述を改め た。)	活動実態が明らかでないことから、「NE」として 報告している。	2004年机上 審査(パラ11)	◎		1996年改訂IPCCガイドライン及びGPGにデフォルトの排出係数が 設定されていないため、今まで通りガス田における通気弁からの CO ₂ , CH ₄ 排出量は計上しない。ただし、今まで天然ガスの輸送 (1.B.2.b.ii.)で計上していた天然ガスの輸送時の呼吸(venting)に よるCO ₂ , CH ₄ 排出量は本来、本排出源に計上すべき排出量であ るため、呼吸(venting)による排出量を本排出源に移転する。	
1.B.2.c -flaring ii フレアリング(天然ガ ス産業)	天然ガス産業におけるフレ アリングに伴う CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O排出の算定 (今までは"flaring-gas"の訳 を「ガス田におけるフレアリ ング」と訳していたが、本排 出源は天然ガスの生産か ら輸送まで含むため、記述 を改めた。)	活動実態が明らかでないことから、「NE」として 報告している。	2004年机上 審査(パラ11)	◎		GPGに示されたフレアリングの排出係数のデフォルト値を用いた Tier1法により排出量を算定する。	
1.B.2.c -flaring i フレアリング(石油産 業)	石油産業におけるフレアリ ングに伴うCO ₂ , CH ₄ , N ₂ O排 出の算定 (今までは"flaring-oil"の訳 を「油田におけるフレアリン グ」と訳していたが、本排出 源は石油の生産から輸送 まで含むため、記述を改め た。)	活動実態が明らかでないことから、「NE」として 報告している。	2004年机上 審査(パラ11)	◎		GPGに示されたフレアリングの排出係数のデフォルト値を用いた Tier1法により排出量を算定する。	
1.B.2.c 通気弁及びフレアリ ング	製油所・石油化学プラント におけるフレアリングによる 排出量の算定	製油所・石油化学プラントにおけるフレアリング からの排出について考慮されていないと指摘さ れている。	2004年机上 審査(パラ38)	◎		1996年改訂IPCCガイドライン及びGPGに製油所・石油化学プラ ントにおけるフレアリングのデフォルトの排出係数が設定されていな いため、今まで通り排出量を計上しない。	
1.B.2.c 通気弁	天然ガスの輸送における 通気弁によるCH ₄ 排出量	デフォルトの排出係数がわが国の実態を正確 に表していない可能性がある。	天然ガス鉱業 会	◎		天然ガス鉱業会からの提供データに基づいて排出係数を修正す る。	

分野	検討課題	問題点	問題提起元	対応分類 ◎:解決済みの項目 ○:今後の課題となる項目			対応方針
				事例	事務的に対応する事項 (専門家による検討が必要)		
					標準年提出までに整理	その他の課題	
1.B.2.b.iv 天然ガスの供給	都市ガスの供給に伴うCH ₄ 排出量	都市ガスの供給網(導管)からのCH ₄ 排出量を算定する必要がある可能性がある。	事務局	◎		日本ガス協会からの提供データに基づいて新たに算定する。	
1.B.2.b.iv 天然ガスの供給	都市ガスの供給に伴うCO ₂ 排出量	排出量が未推計となっている。	事務局	◎		都市ガス事業者等へ供給されている天然ガス中のCO ₂ はほとんどないと考えられるため、「NA」と報告する。	
2.A.1 セメント製造	セメント製造からのCO ₂ 排出に係る算定方法	石灰石消費量から算定する日本独自の手法ではなく、GPGに示されたクリンカ生産量から算定する手法を採用することが推奨されている。	2003年訪問 審査(パラ61) 2004年机上演 審査(パラ44)	◎		セメント製造に伴うCO ₂ 排出量の算定方法を、石灰石法からTier2(クリンカ法)に置き換える。	
2.A.2 生石灰	生石灰製造に伴うCO ₂ 排出量	統計の廃止により、2002年以降の石灰用石灰石、石灰用トロール消費量把握が不可能となっている。また、現在の算定方法はデフオルト手法と異なっている。	事務局	◎		デフオルト手法にそらえて、石灰石消費量ではなく、生石灰の生産量を使用して排出量を算定する。排出係数はデフオルト値を使用する。	
2.A.3 石灰石及びドロマイトの使用	石灰石及びドロマイトの使用に伴うCO ₂ 排出係数	現状の石灰石の使用に伴うCO ₂ 排出係数は、MgCO ₃ に由来するCO ₂ を考慮していない。	2003年訪問 審査(パラ62)	◎		石灰石のMgCO ₃ 含有率を考慮した排出係数を算定する。	
2.A.3 脱硫施設における石灰石の利用	脱硫施設における石灰石の使用に伴うCO ₂ 排出の算定	排出量が未推計となっている。	事務局	○		現状では、活動量の把握ができず、デフオルトの排出係数も定められていないことから、長期的課題として検討する。	
2.A.4 ソーダ灰の生産及び使用	ソーダ灰の生産に伴うCO ₂ 排出量の算定	ソーダ灰の生産に係る排出の未推計が指摘されている。	2003年訪問 審査(パラ56)	◎		ソーダ灰の生産に使用するコークスからのCO ₂ 排出は、既に「1.A.燃料の燃焼分野」に計上されているため、「IE」と報告する。	
2.A.4 ソーダ灰の生産及び使用	ソーダ灰の使用に伴うCO ₂ 排出量の算定	ソーダ灰の使用に係る排出の未推計が指摘されている。	2003年訪問 審査(パラ56)	◎		1996年改訂IPCCガイドラインに示された手法に基づき、デフオルトの排出係数を用いて算定する。	
2.A.5 アスファルト屋根材	アスファルト屋根材の製造に伴うCO ₂ 、NMVOC排出量の算定	アスファルト屋根材・道路舗装に係る排出量の未推計が指摘されている。	2003年訪問 審査(パラ56)	○		CO ₂ については、排出量の実測値も得られず、排出係数のデフオルト値も示されていないことから、引き続き「NE」として報告する。NMVOCについては、総排出量には含まれないものの、デフオルト値は示されていることから、長期的な課題として、引き続き検討を行う。	
2.A.6 道路舗装	道路舗装に伴うCO ₂ 、NMVOC排出量の算定	アスファルト屋根材・道路舗装に係る排出量の未推計が指摘されている。	2003年訪問 審査(パラ56)	○		CO ₂ については、排出量の実測値も得られず、排出係数のデフオルト値も示されていないことから、引き続き「NE」として報告する。NMVOCについては、総排出量には含まれないものの、デフオルト値は示されていることから、長期的な課題として、引き続き検討を行う。	

分野	検討課題	問題点	問題提起元	凡例		対応分類 ◎:解決済みの項目 ○:今後の課題となる項目	対応方針
				基準年提出 までに整理	その他の課題		
2.B.2 硝酸	排出係数・排出量の変動	各工場における排出係数の変動について説明をすべし、また、N2O排出量が1990～2003年におけるトレンド説明がなされるべき。	2005年集中 審査 パラ40		○		レビュー対応として説明資料を準備する。
2.B.3 アジピン酸製造	アジピン酸製造からのN2O発生率	アジピン酸製造からのN2O発生率について、新しい知見が得られた。	事務局	◎			アジピン酸製造からのN2O発生率を変更する。また、2005年度分インベントリ以降については、GPGに従って、N2O排出量の直接計測データをインベントリの報告に利用する。
2.B.3 アジピン酸	アジピン酸起源のN2Oの分解量の測定方法に関する情報	アジピン酸からのN2O排出量については実測に基づく推計を行っているが、測定方法や正確性の保証の手續きに関する情報を提示するよう推奨されている。	2003年訪問 審査(パラ 57,63,72)		◎		レビュー対応として説明資料を準備する。
2.B.4 カーバイド製造	カルシウムカーバイド製造に伴うCO2排出量の算定	カーバイド製造に係る排出量の未推計を指摘されている。	2003年訪問 審査(パラ 56,69)	◎			1996年改訂IPCCガイドラインに示された手法に基づき、カルシウムカーバイドの生産に伴うCO2排出量を算定する。
2.B.4 カーバイド製造	カルシウムカーバイド製造に伴うCH4排出量の算定	カーバイド製造に係る排出量の未推計を指摘されている。	2003年訪問 審査(パラ 56,69)	◎			カーバイド反応時に発生する副生ガスは全て回収して燃焼させ燃料として使用しているため、系外には排出していない。従って、「NA」と報告する。
2.B.4 カーバイド製造	シリコンカーバイド製造に伴うCO2排出量の算定	カーバイド製造に係る排出量の未推計を指摘されている。	2003年訪問 審査(パラ 56,69)	◎			1996年改訂IPCCガイドラインに示されたデフォルトの排出係数を用い、CO2排出量を算定する。
2.B.5. コークスの製造	コークスの製造に伴うCO2の排出	排出量が未推計となっている。	事務局		◎		コークス製造に伴うCO2排出量は燃料の燃焼分野(1.A.)で計上するため、「IE」と報告する。
2.C.1 鉄鋼製造	電気炉の電極からのCO2	排出量が未推計となっている。	事務局	◎			電気炉の使用に際し、炭素電極から排出されるCO2の量を算定する。
2.C.1. コークスの製造	鉄鋼製造におけるコークスの製造に伴うCO2の排出	排出量が未推計となっている。	事務局		◎		コークス製造に伴うCO2排出量は燃料の燃焼分野(1.A.)で計上するため、「IE」と報告する。
分野横断的課題	注釈記号の選択 (NO, NA)	一部の排出区分を「NE」として報告しているが、排出実態を精査することにより、未推計排出区分の一部を「NO」や「NA」に再分類できる可能性がある。	事務局	◎			専門家の判断に基づき再分類する。また、透明性を確保するために、専門家の判断において根拠となった情報をNIRに記載する。
	統計の統廃合	統計の統廃合等により、把握が不可能となっているデータがある。	事務局	○			外挿等について、検討する。
	キーカテゴリーのトレンド解説	審査時における排出トレンドに関する質問に対し、十分な説明を行うための情報収集をする必要がある。	事務局		◎		キーカテゴリーから順に、排出量、活動量、排出係数のトレンドについての説明をNIRに記載する。

分野	検討課題	問題点	問題提起元	対応分類		対応方針
				事例	事務的に対応する事項(専門家による検討が必要) / その他の課題(専門家による検討が必要)	
分野横断的課題	CRF上での見かけの排出係数(IEF)の異常	見かけの排出係数(IEF)が不自然な変動となっているカテゴリーがある。	事務局	○	◎	IEFの変動が大きいもの(対前年度比±3%以上の変動、もしくは基準年比±50%以上の変動)について、分析を行いその要因を明らかにする。
1.B.1.a. 石炭採掘	石炭採掘に伴うCO ₂ 排出			○		デフォルトの排出係数が定められておらず、実測値も得られていないため、長期的課題として検討する。
1.B.1.b. 固体燃料転換	固体燃料転換に伴うCO ₂ 、CH ₄ 排出			○		デフォルトの排出係数が定められておらず、実測値も得られていないため、長期的課題として検討する。
1.B.2.a.iv. 石油の精製及び貯蔵	原油及びNGLの精製及び貯蔵に伴うCO ₂ の漏出			○		デフォルトの排出係数が定められておらず、原料中のCO ₂ 含有量の測定例は存在しないため、長期的課題として検討する。
1.B.2.a.v. 石油の供給	石油製品の供給に伴うCO ₂ 、CH ₄ の漏出			○		デフォルトの排出係数が定められておらず、石油製品中のCO ₂ 及びCH ₄ の溶存量の測定例は存在しないため、長期的課題として検討する。
1.B.2.b.v. その他	工場及び発電所におけるCO ₂ 、CH ₄ の漏出			○		デフォルトの排出係数が定められておらず、実測値も得られていないため、長期的課題として検討する。
1.B.2.b.v. その他	家庭及び業務部門におけるCO ₂ 、CH ₄ の漏出			○		デフォルトの排出係数が定められておらず、実測値も得られていないため、長期的課題として検討する。
2.B.1. アンモニアの製造	アンモニアの製造に伴うCH ₄ の排出	排出量が未推計となっている。	事務局	○		デフォルトの排出係数が定められておらず、実測値も得られていないため、長期的課題として検討する。
2.C.3. アルミニウムの製造	アルミニウムの製造に伴うCH ₄ の排出			○		デフォルトの排出係数が定められておらず、他国で排出量を算定しているケースもないため、長期的課題として検討する。
3.B. 脱脂洗浄及びドライクリーニング	脱脂洗浄及びドライクリーニングに伴うCO ₂ 排出量			○		デフォルトの排出係数が定められておらず、排出実態に関する十分なデータがないことから、長期的課題として検討する。
3.D. その他(消火器)	消火器の使用に伴うN ₂ O排出			○		デフォルトの排出係数が定められておらず、排出実態に関する十分なデータがないことから、長期的課題として検討する。
3.D. その他(その他N ₂ O利用)	その他のN ₂ O利用に伴う排出			○		デフォルトの排出係数が定められておらず、他国で排出量を算定しているケースも少ないため、長期的課題として検討する。
3.D. その他(その他の溶剤の使用)	その他の溶剤の使用に伴うCO ₂ 、N ₂ Oの排出			○		デフォルトの排出係数が定められておらず、他国で排出量を算定しているケースも少ないため、長期的課題として検討する。

※ 「対応分類」欄: 課題を「専門家による検討が必要」なもの「事務的に対応する事項」に分類。前者については、さらに、基準年排出量提出までに整理すべき課題(「調整」を受ける可能性のある課題)とその他の課題に整理。

運輸分野の検討課題及び対応方針等について

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類 ◎:解決済みの項目 ○:今後の課題となる項目			対応方針
				凡例	専門家による検討が必要 ◎:今後の課題となる項目	事務的に対応する事項 (専門家による検討不要)	
1.A.3.b. 自動車	未推計排出源 (天然ガス自動車)	天然ガス自動車からのCH ₄ 、N ₂ Oの排出量が未推計	2004年個別審査 (パラ37)	◎			天然ガス自動車のCH ₄ 、N ₂ O排出係数表測値を用いた推計を行う。
1.A.3.b. 自動車	天然ガス自動車の排出係数見直し	天然ガス自動車からのCH ₄ 、N ₂ Oの排出係数はホットスタートのみで、コールドスタートが考慮されていない。	事務局	◎	○		自工会排出係数データ(CH ₄ のみ)を整理し、コールドスタートを含めた排出係数に見直す。(N ₂ Oについてはデータなし)
1.A.3.b. 自動車	未推計排出源 (二輪車)	二輪車からのCH ₄ 、N ₂ Oの排出量が未推計	事務局	◎			CH ₄ 排出量はPRTRの方法 (PRTR法) に基づく移動体発生源からの排出量計算方法) で算定する。N ₂ Oについては、排出係数として1996年改訂IPCCガイドラインのデフォルト値を用いて算定する(活動量はPRTRの方法)。
1.A.3.b. 自動車	ガソリン車・ディーゼル車の排出係数見直し	車種によっては、1996年IPCCガイドラインの排出係数デフォルト値は大きすぎると指摘あり	事務局	◎			CH ₄ 及びN ₂ O排出係数データが入手できただため、それをもとに、ガソリン小型貨物車のCH ₄ 排出係数、ディーゼル小型・普通貨物車のN ₂ O排出係数をデフォルト値から実測データに基づき係数に見直す。
1.A.3.b. 自動車	ガソリン車・ディーゼル車の排出係数見直し	排出係数に新しい規制車の実験結果が考慮されていない。また、コールドスタートが考慮されていない。	事務局	◎	○		新しい規制車やコールドスタートの実験結果が得られたため、排出係数を見直す。(見直し後も一部の車種についてはデフォルト値が残っている)
1.A.3.c. 鉄道	未推計排出源 (固形燃料)	蒸気機関車からのCH ₄ 、N ₂ Oの排出量が未推計	事務局	◎			IPCCガイドラインのデフォルト値を用いた推計を行う。

※ 「対応分類」欄:

課題を「専門家による検討が必要」なもの、「事務的に対応する事項」に分類。前者については、さらに、基準年排出量提出までに整理すべき課題(「調整」を受ける可能性のある課題)とその他の課題に整理。

農業分野の検討課題及び対応方針等について

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類 凡例 ◎:解決済みの項目 ○:今後の課題となる項目			対応方針
				専門家による検討が必要 基準年提出 までに整理	その他の課題	事務的に対応 する事項 (専門家による 検討不要)	
4.A. 消化管内発酵	消化管内発酵からの排出 の算定方法	訪問審査の中で、現在算定対象から除外されている生後6ヶ月未満の牛について排出実態の確認をしよう指摘されている。	2003年訪問 審査(パラ785)	◎			生後5~6ヶ月の牛についても算定の対象とする。将来的には6ヶ月未満の牛について独自の排出係数、乾物摂取量の設定も検討する。
		訪問審査の中で、排出係数を設定する際、乾物摂取量データを毎年更新することが提案されている。	2003年訪問 審査(パラ 85,90)	◎			約5年に1度発行される「日本飼養標準」から乾物摂取量を算出し、それを使用して排出係数を更新する。
		消化管内発酵からのCH ₄ 排出に対する対策の効果がインベントリ上反映されない。	事務局		○		現状では、自然条件や飼養管理条件を考慮した排出係数の設定に必要な研究データが不足しているため、長期的課題とする。
		水牛	事務局	◎			沖縄県のみで農業に使用するために飼育されているとし、その飼育頭数を「沖縄県畜産統計」から把握し、排出量を算出する。
		ラクダ・ラマ	事務局	◎			農業用という観点からすると日本にはいないので、専門家判断により「NO」とする。
注釈記号の選択 (NO, NA)	水牛、ラクダ・ラマ、ロバ・ラバからの消化管内発酵によるCH ₄ 排出報告の見直し(現状「NE」)	事務局	◎			農業用という観点からすると日本にはいないので、専門家判断により「NO」とする。	
	家禽類	事務局		○		日本の文献及び1996年改訂IPCCガイドラインにおいて排出係数が定められていないので、現状では「NE」のままとする。	
	ダチョウ	事務局	◎			農業用という観点からすると日本にはいないので、専門家判断により「NO」とする。	
	牛と羊の見かけの排出係数とデフォルトの見かけの排出係数との差異、及び排出量の経年変化について、説明をするよう2005年集中審査で指摘されている。	2005年集中 審査(パラ746)			○	NIRで詳細に説明を記載するようにする。	

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類 凡例 ◎:解決済みの項目 ○:今後の課題となる項目			対応方針
				専門家による検討が必要 基準年提出 までに整理	事務的に対 応する事項 (専門家によ る検討不要)	事務的に対 応する事項 (専門家によ る検討不要)	
4.B. 家畜排せつ物の管 理	家畜ふん尿処理(対策)	牛・豚のふん尿は、厳密に分離できず実際には両者が混合しているというのが実態であるが、現在の排出係数の分類は、「ふん」、「尿」、「ふん尿混合」という区分で実態と即していない。	事務局	○		現在は、新しい排出係数を設定するためのデータが十分でないため、排出係数の算定については現状の区分を使用する。	
		野糞み・素堀りの解消やたい肥舎でのたい肥化の実施が排出量に反映されない。	事務局	○		今後、新しい知見や各国のインベントリーなどを参考にしながら、ふんの「堆積発酵等」及びふん尿混合処理の「堆積発酵」を、「堆積発酵」と「野糞み」の2つの区分に分けそれぞれに排出係数を設定することについて、長期的課題として検討する。 なお、肉用牛のふん尿混合の「強制発酵」については、排出係数を変更する。	
		「家畜排せつ物の管理(4B)」で算定を行う牛の全飼養頭数のCH ₄ ・N ₂ O排出量に、「牧草地・放牧場・小放牧地のふん尿(4.D.2)」で算定を行う放牧されている牛のCH ₄ ・N ₂ O排出量は内包されているにもかかわらず、「牧草地・放牧場・小放牧地のふん尿(4D2)」のCH ₄ ・N ₂ O排出量は差し引かれていない。	事務局	◎		「牧草地・放牧場・小放牧地のふん尿(4.D.2)」における排出分を差し引きダブルカウントの解消を行った(なお、「牧草地・放牧場・小放牧地のふん尿(4.D.2)」における排出は「4.B.家畜排せつ物管理」において報告することとなる)。	
		水牛	事務局	◎		沖縄県のみで農業に使用するために飼育されているとし、その飼育頭数を「沖縄県畜産統計」から把握し、排出量を算出する。 (CH ₄ 排出係数を気候区分が冷帯の0.1から温帯の0.2に変更した、またN ₂ Oの算出方法を全面的に修正した。)	
	注釈記号の選択(NO, NA)	水牛、ラクダ・ラマ、ロバ・ラバの排せつ物からのCH ₄ 及びN ₂ O排出報告の見直し(現状「NE」)	事務局	◎		農業用という観点からすると日本にはいないので、専門家判断により「NO」とする。	
ラクダ・ラマ		事務局	◎		農業用という観点からすると日本にはいないので、専門家判断により「NO」とする。		
ロバ・ラバ		事務局	◎		農業用という観点からすると日本にはいないので、専門家判断により「NO」とする。		
		ダチョウ	事務局	◎		農業用という観点からすると日本にはいないので、専門家判断により「NO」とする。	

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類 凡例 ◎:解決済みの項目 ○:今後の課題となる項目		対応方針
				専門家による検討が必要 基準年提出 までに整理	事務的に対応 する事項 (専門家による 検討不要)	
4.B.家畜排せつ物の 管理	関連情報の提供	訪問審査の中で、我が国の家畜排せつ物処理 用法の概要の説明及び、我が国独自の排出係 数とデフォルト値・他国の数値との差異につい て情報を示すことが推奨されている。	2003年訪問 審査(パラ 78,84)	◎		我が国の家畜排せつ物処理方法の特徴や分類、及び我が国で 使用している排出係数と1996年改訂IPCCガイドラインのデフォルト 値及び他国の排出係数との差異に関する説明をNIRに示すこと とする。
	調整テストケースへの対 応	調整のテストケースにおいて、「家畜排せつ物 の管理」の排出係数に関わる事項についての 指摘がなされた。	「2005年調整 テストケース」	◎		調整テストケースの最終的な見解を踏まえ、全ての排出係数につ いて見直しを行い、変更が必要なものは適切な数値へ変更する。
	廃棄物として埋め立てら れている家畜排せつ物に ついて	家畜排せつ物の一部は、最終的に廃棄物とし て埋立処分されているが、現在、農業分野の算 定方法において、この埋立量については考慮し ていない。	事務局	◎		「4.D.2 間接排出」における家畜排せつ物由来の有機物肥料の 施用量は、家畜排せつ物中の窒素量を元に算出するため、農用 地に施用されない廃棄物として埋立処分される分の窒素量につい ては家畜排せつ物に含まれる全窒素量から差し引くこととする。
	N ₂ Oの排出係数について の説明	N ₂ Oの天日乾燥の排出係数がデフォルト値の1 /5に、貯留の排出係数がデフォルト値の7.5倍 になっていることに対し、説明をするよう2005年 集中審査で指摘されている。	2005年集中 審査(パラ47)	◎		天日乾燥、貯留共にデフォルト値を採用したことを記載する。
4.C. 稲作	CH ₄ の見かけの排出係数 についての説明	CH ₄ の肉用牛と鶏の見かけの排出係数がデ フォルトの見かけの排出係数と乖離していること に対し、説明をするよう2005年集中審査で指摘 されている。	2005年集中 審査(パラ48)	◎		調整テストケースへの対応方針を踏まえ、説明が必要であるもの については、NIRに記載する。
	関連情報の提供	訪問審査の中で、全水田のうち間欠灌漑水田 の占める割合の根拠となる情報を示すことが推 奨されている。	2003年訪問 審査(パラ81)	◎		IRRIの統計より日本の常時湛水田は2%とされており、NIRにその 旨を記述する。
	常時湛水田のCH ₄ 排出係 数について	常時湛水田からのCH ₄ 排出量算定で使用して いる排出係数について、排出係数の算出方法 に誤りがあった。	事務局	◎		排出係数の算出方法について修正を行う。

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類 凡例 ◎:解決済みの項目 ○:今後の課題となる項目			対応方針
				専門家による検討が必要 基準年提出 までに整理	事務的に対応する事項 (専門家による 検討不要)	その他の課題	
4.D. 農用地の土壌	家畜からの窒素排せつ量	訪問審査の中で、「間接排出(4.D.3)」における家畜からの窒素(N)排せつ量はデフォルト値に基づき決定されているが、牛、豚、家禽については日本固有のデータが入り手が入手可能であり使用するよう推奨されている。	2003年訪問 審査(バラ 83,90)	◎		牛・豚・家禽の窒素排せつ量について、「家畜排せつ物の管理(4.B.)」で使用されている我が国独自の窒素排せつ量を代わりに使用する。また、し尿のうち農用地に肥料として施用されている窒素量についても算定に加えることとする。また、「窒素溶脱・流出」については、排出係数に新たな知見が得られたため、この排出係数を使用して算出を行う。	
	「牧草地・放牧場・小放牧地のふん尿(4.D.2)」におけるN ₂ O間接排出の算定対象及び排出係数	訪問審査の中で、「牧草地・放牧場・小放牧地のふん尿(4.D.2)」において、放牧されている家畜及び排出係数が不明確である、と指摘されている。	2003年訪問 審査(バラ 87,90)	◎		牛については、現在の公共牧場での放牧頭数にそれら以外での放牧における頭数を加え算出を行う。放牧日数について新しい知見が得られたのでそのデータを用いる。	
	農用地の土壌(4.D.)、合成肥料、有機質肥料からのN ₂ O排出の算定	合成肥料、有機質肥料からのN ₂ O算定において、排出係数が過大であると訪問審査の中で指摘されている。	2003年訪問 審査(バラ 86,90)	◎	○	新たな知見が得られたため、その知見に基づき合成肥料と有機質肥料で共通の排出係数を設定し、算定を行う。なお、合成肥料、有機質肥料についてそれぞれ独自の排出係数を設定できるように、引き続き検討を行う。	
	農用地の土壌(4.D.)作物残渣、有機質土壌の耕起からのN ₂ O	デフォルト値の排出係数が日本の実態に合っていないと考えられるとのことで「NE」として報告している。	事務局	◎	○	作物残渣からの排出については、排出係数は1996年改訂IPCCガイドライン及びグッドプラクティスガイダンス(以下GPG)に示されたデフォルト値を使用し、活動量は我が国独自の手法で算定する。茶の作物残渣中の窒素量については、現在使用している数値が正確なものではない可能性があることから、引き続き検討を行う。有機質土壌からの排出については、排出係数は1996年改訂IPCCガイドラインに示されたデフォルト値を使用し、活動量は我が国独自のデータを使用して算出する。なお、本来は、現在の活動量のうちどの程度が本来の	
	合成肥料における販売量と実施肥量の比較	合成肥料の販売量と実施肥量の整合性を確認することが推奨されている。	訪問審査時のやりとり及び事務局			◎	合成肥料の販売量と実施肥量の比較結果から整合性を確認した旨をNIRに記載する。
	「4.D.2牧草地・放牧場・小放牧地の排せつ物からの排出」の報告区分	排出量共通報告様式(CRP)の「4.D.2 牧草地・放牧場・小放牧地の排せつ物からの排出」において、本年度よりCH ₄ についての排出量報告欄が削除されているため、排出量が報告できなくなった。	事務局			◎	CH ₄ 、N ₂ Oとも「4.B. 家畜排せつ物管理」において報告することとする。

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類 凡例 ◎:解決済みの項目 ○:今後の課題となる項目			対応方針
				専門家による検討が必要 基準年提出 までに整理	事務的に対 応する事項 (専門家によ る検討不要)	その他の課題	
4.F. 農作物残渣の野焼 き	農業廃棄物の野焼きに伴 う排出の報告の見直し	穀物の野焼きについて、野焼きの活動量を用 いて算定を行っているが、使用している焼却割 合が「4.D.1作物残渣」で使用されている数値と 異なるので、その整合性を取る必要がある。	事務局	◎		現在使用している我が国独自の算出方法の代わりに、「4.D.1作物 残渣」で使用されている焼却割合を使用する1996年改訂IPC-Cガ イドライン及びGPGに示されたデフォルト手法(及びデフォルト値) を使用して、排出量の算定を行う。 また、「その他の作物」の算定において、我が国独自のデータが得 られたパラメーターについてはそのデータに変更する。	
	注釈記号の選択	その他農業廃棄物の野焼きに伴う排出の報告 の見直し(現状「NE」)	事務局	○		現状では活動実態を把握できないため、「NE」のままとする。	
分野横断的課題	統計間の重複又は把握漏 れ	NIRの記述に「重複又は把握漏れの可能性があ る」旨が記載されている。また、農業分野全体 で、各カテゴリー間の整合性を取る必要があ る。	事務局		◎	排出についての全体像を整理し、漏れや重複が無いか調べ、農 林水産省に出典となる統計のデータの構成について確認する。 農業分野全体の排出に関し、カテゴリー間の重複や把握漏れに ついての整理を行う。	
	キーカテゴリーのトレンド 解説	審査時に排出量の傾向についての質問に対し 十分な説明ができない場合がある。	事務局		◎	家畜排せつ物の管理(N ₂ O)、消化管内発酵(CH ₄)、稲作(CH ₄) について、排出量、活動量、排出係数の変動の要因を分析し、そ の理由の説明をNIRに記載する。	

※ 「対応分類」欄:
課題を「専門家による検討が必要」なものとして「事務的に対応する事項」に分類。前者については、さらに、基準年排出量提出までに整理すべき課題(「調整」を受ける可能性のある課題)とその他の課題に整理。

HFC等3ガス分野の検討課題及び対応方針等について

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類			対応方針
				凡例 ◎：今後の課題となる項目 ○：今後の課題となる項目	事務的に対応する事項 (専門家による検討不要)	専門家による検討が必要 ○：今後の課題となる項目	
2.C.4. アルミニウムの鑄造におけるSF ₆ の使用			2003年訪問 審査(パラ56) 2005年集中 審査(パラ38)	◎			使用実態が無いためNOとする。
				◎			製造時は実態が無いためNOとする。使用時及び廃棄時については業務用冷凍空調機器、自動販売機、輸送機器用冷蔵庫、輸送機器用空調機器(カーエアコン)については、微量であると考えられることから、NEのままとする。家庭用冷蔵庫、固定空調機器(家庭用エアコン)については、実態がないと考えられるためNOとする。
2.F.1. 冷蔵庫及び空調機器(PFCs)			2003年訪問 審査(パラ56)	◎			「業務用冷凍空調機器」の区分に含まれているためIEとする。
				◎			製造時、使用時に計上する。廃棄時は使用時でまとめて計上したとの整理でIEとする。ウレタンフォームについては、IPCCガイドラインにGWPが定められていないHFCsを除外して報告する。
2.F.2 発泡	未推計区分	1995年以降における未推計の排出源の解消	2003年訪問 審査(パラ56)	◎			PFCs、SF6については使用実態が無いことからNOとする。HFCsについては、製造時はNOとする。使用時の排出については1995年は実態がないことからNOとし、1996年以降については継続して検討する。廃棄時はNOとする。
				◎			エアゾールについては、製造時と使用時に計上する。廃棄時は使用時でまとめて計上したとの整理でIEとする。 医薬品製造業については、IPCCガイドラインの手法に沿って、前年の50%、当年の50%を使用時に計上する。廃棄時はIEとする。
2.F.4. エアゾール及び医療品製造			2003年訪問 審査(パラ56)	◎			NEとして報告されていたが、使用実績があり、データは秘匿扱いであることからIEとし、PFCsに合算する。
				◎			製造時は「製造時の漏出(2.E.2)」に含まれているためIEとする。廃棄時については、使用時に全量が計上されていると考えられることからIEとする。IPCC2次評価報告書においてGWPが示されているPFCsを対象とする。
2.F.5. 溶剤(HFCs)			2003年訪問 審査(パラ56)	◎			製造時は「製造時の漏出(2.E.2)」に含まれているためIEとする。廃棄時については、使用時に全量が計上されていると考えられることからIEとする。IPCC2次評価報告書においてGWPが示されているPFCsを対象とする。
				◎			製造時は「製造時の漏出(2.E.2)」に含まれているためIEとする。廃棄時については排出が無いためNAとして対応する。
2.F.7. 半導体製造			2003年訪問 審査(パラ56)	◎			

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類 凡例 ◎:解決済みの項目 ○:今後の課題となる項目			対応方針
				専門家による検討が必要 基準年提出までに整理	事務的に対応する事項 (専門家による検討不要)	その他の課題	
分野横断的課題	1994年以前の排出量	HFC等3ガス部門では、全ての区分において1990年～1994年の排出量が未推計	2003年訪問 審査(パラ10) 2004年訪問 審査(パラ9、11、41、42) 2005年集中 審査(パラ10、19)	◎		業界に確認の結果、多くの区分でデータが存在しないことや業界間での公平性の観点から算定を行わない。	
	SARにGWP値が記されていないHFCs、PFCs	一部PFCsについて、SARにGWPが示されていない物質が排出量の合計に含まれている	事務局	◎		IPCC2次評価報告書にGWPが示されている物質を対象として報告する。現時点でGWPが示されていない物質についても、国内データとして、引き続き把握する。	
	数字の丸めによる不整合	四捨五入後の数値が提供されているため、実重量とGWPを乗じたCO2換算排出量が不整合を起している	事務局		◎	化学・バイオ部会における報告とCRFにおける数値が整合するようにする。	
	算定方法の説明	HFC-22製造時の副生HFC-23の算定における方法論、発生係数の測定方法、見かけの排出係数に関する情報の提示	2003年訪問 審査(パラ64) 2004年訪問 審査(パラ48)		◎	化学・バイオ部会資料等を参照し、NIRへ記載する。	
分野横断的課題	算定方法の説明	SF6分解装置に関する情報の提示	2003年訪問 審査(パラ65)		◎	化学・バイオ部会資料等を参照し、NIRへ記載する。	
		2002年以降、マグネシウムの生産には変動がないにもかかわらず、SF6の使用量が減少している理由の提示	2005年集中 審査(パラ43)		◎	SF6使用量が減少している理由をNIRに記載する	
		排出量のカバー率の確認を行う必要がある	事務局	◎		確認した結果、全ての区分で相当程度のカバー率があるとみなされた。	

※ 「対応分類」欄：課題を「専門家による検討が必要」なものとして「事務的に対応する事項」に分類。前者については、さらに、基準年排出量提出までに整理すべき課題（「調整」を受ける可能性のある課題）とその他の課題に整理。

廃棄物分野の検討課題及び対応方針等について

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類 凡例 ◎: 今後の課題となる項目 ○: 今後の課題		対応方針
				事例 ◎: 今後の課題となる項目 ○: 今後の課題	事例 ◎: 今後の課題となる項目 ○: 今後の課題	
6.A. 固形廃棄物の陸上における処分	CH4回収量	埋立処分場から発生するCH4のうち回収された量が未推計である。現在の排出量算定式はCH4発生量を予測するものであり、回収後焼却されるCH4が考慮されていない。	2003年訪問審査(パワ123) 2004年机上審査(パワ72) 2005年集中審査(パワ65)	◎	◎	東京都中央防波堤内側処分場における発電利用量をCH4回収量として計上し、現在算定しているCH4発生量から当該回収量を減じた値を排出量として報告する。それ以外のCH4回収・焼却量については未集計であるため報告対象に含まれない。
				◎	◎	我が国の埋立処分場において焼却処理は行われていないことから[NO]と報告する。
6.A.1. 管理処分場からの排出	未推計排出源	管理処分場からのCO2排出量を「NE」と報告している。 管理処分場における汚泥の埋立に伴うCH4排出量が未推計である。	事務局	◎	◎	新たに算定方法を設定する。
				◎	◎	紙くず、繊維くず、木くずについては一廃と産廃で大きく性状は変わらないため、産廃の炭素含有率に一廃の炭素含有率を代用しても問題ないことを報告書及びNIRに記載する。食物くずについては、一廃と産廃で性状が異なる可能性があるが、産廃の性状は発酵性や発生場所によって大きく異なり、平均的な性状を定義することが困難であり、また、それを把握できる資料も得られないことから、現状のまま一廃の値を代用し、今後の課題として整理する。
	排出係数	炭素含有率を算定する際に一般廃棄物と産業廃棄物を区別すべきである。 食物くず、紙くず、木くず中の炭素含有率データは経年的にほとんど変化しておらず、また、変化する要因も無いと考えられるが、毎年度新たな炭素含有率を算定して排出係数を更新している。 ガス化率を設定する際に埋立処分場の構造や廃棄物種類を区別せずに一律の値を設定している。	事務局	◎	◎	食物くず、紙くず、木くず中の炭素含有率算定方法を変更し、入手可能な炭素含有率データの単純平均値を各年度一律に適用する。
				◎	◎	現時点では研究成果等が得られないことから、今後の課題として整理する。
		埋立処分場の好気分解率を適用する場合、埋立処分場の管理状態を含めて判断する必要がある。	事務局	◎	◎	現時点では埋立処分場の管理状態を把握可能な統計資料等が得られないことから現状のまま埋立処分場に埋立好気性構造の好気分解率を使用することとし、今後の課題として整理する。
		半減期の設定方法が我が国の実態に即しているかどうか精査する必要がある。	事務局	◎	◎	現在用いている設定値が我が国の実態に即しているかどうか検討した研究事例が得られないことから、今後の課題として整理する。

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類 凡例 ◎: 今後の課題となる項目 ○: 今後の課題として整理		対応方針
				専門家検討必要	事務的に対応する事項(専門家による検討不要)	
6.A.1. 管理処分場からの排出	排出係数	埋立処分場層土によるCH4の酸化効果を考慮せずに排出量を算定している(CH4酸化率をゼロと設定している)。 埋立処分場からN2O及びNH4が発生している可能性がある。 嫌気性埋立の場合のCH4補正係数を考慮する必要がある。	事務局 事務局	○ ○		我が国の実態を把握できている研究成果等が得られていないことから、ガイドラインに従いCH4酸化率のデフォルト値を用いてゼロと設定し、今後の課題として整理する。 現時点では排出量を算定するための資料が得られないことから、今後の課題として整理する。
	活動量	製造業有機性汚泥の含水率を把握できないため、専門家判断により含水率を設定しているが、業界団体等ではデータが把握している可能性があることから、データが得られる場合は含水率把握方法を見直す必要がある。 産業廃棄物中の天然繊維くず割合の設定方法が表態に即していない。 我が国の場合、ガイドラインに示される方法とは異なる独自の排出量算定方法(Sheldon-Arietaモデルを用いた分解率設定)を採用しているが、そのモデルを選択することの妥当性が証明されていない。 生物分解を受けない合成繊維くずも算定対象に含まれている。 紙くずと繊維くずの排出量算定方法を分割する。 非管理処分場からのCO2、CH4排出量を「NE」と報告している。 不法処分に伴うCH4排出量が未推計である。 有機性廃棄物のコンポスト化に伴うCH4、N2O排出量が未推計である。	事務局 事務局 事務局 事務局 事務局	◎ ◎ ◎ ◎ ◎		2006年IPCCガイドライン(案)に従い、嫌気性埋立の場合の排出係数と嫌気性埋立の場合に排出係数及び活動量を分ける。 財)クリーン・ジャパン・センター提供の業種別最終処分汚泥の平均含水率を用いる。 廃掃法の定義上、産業廃棄物中の繊維くずに合成繊維くずは含まれないことから、繊維くず埋立量の全量を天然繊維くず埋立量と扱う。 Sheldon-Arietaモデルを用いた分解率設定については更なる研究が必要と考えられることから、従来の算定方法を見直し、2006年IPCCガイドライン(案)に示される算定方法(FOD法)を用いて排出量を算定する。 排出係数及び活動量を設定する際に、天然繊維くずのみを対象とするように設定方法を変更する。 紙くずと繊維くずに分けて排出量算定方法を設定する。 我が国の埋立処分場は廃掃法に基づき適正に管理が行われており、IPCCガイドラインに定義される非管理処分場は存在しないので「NA」と報告する。 新たに算定方法を設定する。 2006年IPCCガイドライン(案)に新たに示された排出係数及び算定方法を用いて排出量を算定する。
6.A.2 非管理処分場からの排出	未推計排出源	不法処分に伴うCH4排出量が未推計である。 有機性廃棄物のコンポスト化に伴うCH4、N2O排出量が未推計である。	事務局	◎		
6.A.3 その他の	未推計排出源	不法処分に伴うCH4排出量が未推計である。 有機性廃棄物のコンポスト化に伴うCH4、N2O排出量が未推計である。	事務局	◎		

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類 凡例 ◎: 今後の課題となる項目 ○: 今後の課題となる項目		対応方針
				専門家検討必要	事務的に対応する事項(専門家による検討不要)	
6.B.1 産業排水	未推計排出源	産業排水の処理に伴うN2O排出量を「NE」と報告している。	2003年訪問 審査(パワ114) 2004年机上 審査(パワ67)	◎		新たに算定方法を設定する。
	CH4回収量	産業排水の処理に伴い発生するCH4回収量が未推計である。	事務局	○		ビール工場等ではCH4回収が行われているものの、現状ではCH4回収量を把握できる統計が得られないことから今後の課題と整理し、「NE」と報告する。
	活動量	産業排水の処理に伴うCH4排出においてCH4を発生しないと考えられる処理施設における処理量が活動量に含まれている。 生活排水と産業排水のBOD値を区別するべきである。	事務局	◎		CH4を発生する可能性のある施設における産業排水の処理のみを算定対象とする。
6.B.1 産業排水	未推計排出源	生活排水の自然界における分解に伴うCH4、N2O排出量が未推計である。	2003年訪問 審査(パワ126)	◎		活動量の算定には産業排水のBOD原単位を使用しており、生活排水の原単位は使用していないことを報告書及びNIRに記載する。
	活動量	生活排水の自然界における分解に伴うCH4、N2O排出量が未推計である。	事務局	◎		2006年IPCCガイドライン(案)に新たに示された排出係数及び算定方法に従い、算定方法を設定する。
	活動量	下水汚泥の海洋投入に伴う排出量が未推計である。 海洋投入されるし尿中のBOD及び窒素濃度の設定値が「生活・商業排水の処理に伴う排出(し尿処理施設)(6B2)」における設定値と異なっている。	事務局	○		下水汚泥の海洋投入量は把握できるが、CH4及びN2O発生の有無や算定方法に関する知見が得られないことから、今後の課題として整理する。
6.B.2 生活・商業排水	排出係数	排水の処理に伴う排出と汚泥の処理に伴う排出を分けて算定すべきである。	事務局	◎		我が国の場合、下水汚泥消化槽から発生するCH4は全量回収されており、それ以外の汚泥処理プロセスから発生するCH4は活動量を排水処理量として算定している。このため活動量が水処理プロセスからのCH4排出と同一であるから排出係数を区別せずに算定していることを報告書及びNIRに記載する。
	排出係数	技術の進歩に伴い、現況年度の「生活・商業排水の処理に伴う排出(浄化槽)」における排出係数は基準年度よりも改善している可能性があるが、現在は各年度一律の排出係数を使用している。	事務局	○		現状では排出係数の改善状況を把握可能な資料が得られていないことから、従来の排出係数を直近年度にも使用し、課題として整理する。
	算定方法	我が国独自の算定方法に関する説明が不足している。	2005年集中 審査 (パワ66)	◎		総合報告書に記載の説明をNIRに記載する。
	CH4回収量	生活・商業排水の処理に伴い発生するCH4の回収量が未推計である。	2003年訪問 審査(パワ125)	◎	○ (それ以外の処理施設)	終末処理場におけるCH4回収量を参考値として報告し(実排出量の算定には使用しないため)、それ以外の施設における回収量は今後の課題と整理する。

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類 凡例 ◎: 今後の課題となる項目 ○: 今後の課題としない項目		対応方針
				専門家検討必要	事務的に対応する事項(専門家による検討不要)	
6.C. 廃棄物の焼却	未推計排出源	合成繊維・織物の焼却に伴うCO2排出量が未推計である。	2003年訪問 審査(パワ129)	◎		新たに算定方法を設定する。
		織物以外の焼却に伴うCH4、N2O排出量が未推計である。	2003年訪問 審査(パワ129)	◎		一般廃棄物については算定済み。産業廃棄物については新たに算定方法を設定する。
		動植物性残渣及び家畜の死体の焼却に伴うCH4、N2O排出量が未推計である。	事務局	◎		一般廃棄物については算定済み。産業廃棄物については新たに算定方法を設定する。
		特別管理産業廃棄物の焼却に伴うCO2、CH4、N2O排出量が未推計である。	事務局	◎		新たに算定方法を設定する。
		一般廃棄物(プラスチック)の原燃料利用に伴うCO2、CH4、N2O排出量が未推計である。	事務局	◎		新たに算定方法を設定する。
		産業廃棄物(廃プラスチック類)の原燃料利用に伴うCO2、CH4、N2O排出量が未推計である。	事務局	◎		新たに算定方法を設定する。
		産業廃棄物(廃油)の原燃料利用に伴うCO2、CH4、N2O排出量が未推計である。	事務局	◎		新たに算定方法を設定する。
		産業廃棄物(木くず)の原燃料利用に伴うCH4、N2O排出量が未推計である。	事務局	◎		新たに算定方法を設定する。
		廃タイヤの原燃料利用に伴うCO2、CH4、N2O排出量が未推計である。	事務局	◎		新たに算定方法を設定する。
		ごみ固形燃料(RDF・RPF)の燃料利用に伴うCO2、CH4、N2O排出量が未推計である。	事務局	◎		新たに算定方法を設定する。
		汚泥中の高分子凝集剤の焼却に伴うCO2排出量が未推計である。	事務局	○		高分子凝集剤の使用量及び焼却割合を正確に把握可能な統計が得られないことから、今後の課題と整理する。
		工場内で自家消費される廃油は統計に把握されないため未推計である可能性がある。	事務局	○ (精度の向上)		当該量は活動量の把握対象となっており未推計ではないが、統計上の精度向上が必要であることから、今後の課題と整理する。
		産業廃棄物中の廃プラスチック類の原燃料利用に伴う排出量は鉄鋼業及びセメント製造業のみを把握対象としている。	事務局	○		鉄鋼業及びセメント業以外に産業廃棄物廃プラの利用実態を確認できないことから、現状どおり鉄鋼業及びセメント業のみを算定対象とする。商業種以外の廃プラ原燃料利用量については引き続きデータ収集するとともに、今後の課題として整理する。
		産業廃棄物中の廃プラスチック類がガス化・油化された後に原燃料として利用される際に排出される量が未推計である。	事務局	○		統計より活動量を把握できないことから、今後の課題として整理する。

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類 凡例 ◎:今後の課題となる項目 ○:今後の課題となる項目		対応方針	
				事務的に対応する事項(専門家による検討不要)	専門家検討必要 その他の課題		
6.C. 廃棄物の焼却	活動量	1990～1992年度のRDF焼却量が未推計である。	事務局	◎		1990～1992年度の施設能力を1990～1992年度に適用して活動量を推計する。	
		流動床ボイラーにおける木くずの原燃料利用量が把握されていない。	事務局	○		流動床ボイラーにおける木くず原燃料利用量を把握できないことから、これまでと同様にボイラーで一括して計上し、今後の課題として整理する。	
		2000年度以降の特別管理産業廃棄物排出量を把握可能な統計が得られないため、産廃中の廃プラ類及び廃油焼却量を指標として推計を行っているが、計算される値が実態に即していない可能性がある。	事務局	○	(精度の向上)		2000年度以降の特別管理産業廃棄物排出量を把握可能な統計が得られず、また、現状よりも適した推計指標が得られないことから、現状の算定方法を今後も用いることとし、精度の向上については今後の課題として整理する。
	排出係数	産業廃棄物中の合成繊維くず割合の設定方法が実態に即していない。	事務局	◎			廃掃法の定義上、産業廃棄物中の繊維くずに合成繊維くずは含まれないことから、産業廃棄物中の合成繊維くずの焼却に伴うCO2排出量は算定対象から除外する。
		焼却に伴うCH4及びN2Oの算定において用いている吸気補正排出係数を、排出濃度から計算した排出係数に変更すべきである。	2003年訪問審査(パラ120)		◎		算定方法の変更については昨年度に検討済み。
		東京都のプラスチック中炭素含有率分析結果が2001年度以降得られない。平均炭素含有率は各自自治体の人口により加重平均して算定しているため、人口割合が最も大きい東京都データが得られない場合は、算定方法の見直しを検討する必要がある。	事務局	◎			プラスチック中の平均炭素含有率算定方法を加重平均法から単純平均法に変更する。
算定方法	焼却に伴い発生するCH4及びN2Oについては生物起源と非生物起源に分けるべきである。	2003年訪問審査(パラ128) 2004年机上審査(パラ67)			◎	H15審査の指摘に対してCRFに説明を追加。H16審査にて「適切に説明されている」と評価されている。	

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類 凡例 ◎: 今後の課題となる項目 ○: 今後の課題となる項目		対応方針
				専門家検討必要	事務的に対応する事項(専門家による検討不要)	
6.C. 廃棄物の焼却	二重計上	プラスチックのエネルギー利用に伴うCO2排出量は廃棄物分野で計上するため、エネルギー分野から当該排出量を控除する必要があるが、現状ではエネルギー分野で控除されていないため排出量を2重計上している。	事務局		○	詳細な検討が必要なことから、次回のインベントリ以降の課題として整理する。
	不確実性	一般廃棄物及び産業廃棄物の焼却に伴うCO2排出の不確実性の低減に取り組むことが推奨されている。	2003年訪問審査(パラ119)	◎		今年度の未推計区分の算定に伴い、活動量の不確実性は低減したと考えられる。
6.D. その他	算定区分	エネルギー生産に用いられた廃棄物の焼却に伴う排出量はエネルギー分野にて算定するべきである。	2003年訪問審査(パラ122、129) 2004年机上審査(パラ70) 2005年集中審査(パラ62)	◎		廃棄物のエネルギー利用等についてはすべて廃棄物分野で計上することとし、廃棄物の燃料代替等としての利用については、廃棄物の焼却の内訳として区分する。
	未推計排出源	石油由来の界面活性剤の分解に伴うCO2排出量が未推計である。	2003年訪問審査(パラ129) 2004年机上審査(パラ68)	◎		新たに算定方法を設定する。

※ 「対応分類」欄:

課題を「専門家による検討が必要」なものとして「事務的に対応する事項」に分類。前者については、さらに、基準年排出量提出までに整理すべき課題(「調整」を受ける可能性のある課題)とその他の課題に整理。

土地利用、土地利用変化及び林業(LULUCF)分野の検討課題及び対応方針等について

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類			対応方針
				凡例		事務的に対応する事項(専門家による検討不要)	
				専門家による検討が必要	◎: 解決済みの項目 ○: 今後の課題となる項目		
森林 (5.A.) 共通	森林の区分及び定義の明確化	活動量データや算定方法を設定する前に、森林の区分及び定義を明確にすべきであると提案されている。	2003年訪問審査(パラ103)	◎		天然林、人工林、その他(無立木地、竹林等)の各森林区分について、定義をNIRIに追加する。なお、第一約束期間における森林の定義は、最小面積0.3ha、最小樹冠被覆率30%、最低樹高5m、最小森林幅20mとし、現行の森林区分を引き続き使用することとする。	
	無立木地の取り扱い	無立木地は天然林及び人工林から分離され、「成長量=0」とされているが、通常の更新の一部として炭素蓄積がないことであれば、管理森林の一部に含めるべきであると指摘されている。	2003年訪問審査(パラ104)	◎		無立木地の定義(天然林及び人工林から分離した理由)をNIRIに追加する。現行のデフォルト法から蓄積変化法に算定方式を変更したことで、成長量は記入しなくて良い。	
	生体バイオマスの算定方法の変更	現行方式では、デフォルト法(炭素増加量から減少量を差し引く方法)を用いて炭素ストック変化量を算定しているが、伐採量の算定精度の向上を図る必要がある。	事務局	◎		現行のデフォルト法からLULUCF-GPGに示されている蓄積変化法(時点間の炭素蓄積量の差をとる方法)に算定方式を変更することとした。蓄積変化法では、伐採の影響が森林簿データに反映されるため、伐採量を算定しなくてよい。	
	生体バイオマスに関するパラメータの改善	蓄積量、容積密度、バイオマス拡大係数等を必要に応じて改善する必要がある。	事務局	◎		環境省の地球環境研究総合推進費や「森林吸収量報告・検証体制緊急整備対策」(林野庁)における検討結果を反映した新パラメータを用いて算定する。	
	火災被害材積の見直し	民有林の被害材積は国有林の被害材積から推計しているが、過去に民有林及び国有林両方の被害材積データが存在すれば、当該データを用いて算定すべきである。	事務局	◎		民有林の年齢別実損面積データ及び被害材積データが得られたため、これを用いて森林火災に伴う排出量の再計算を行った。	
	枯死有機物の算定方法	枯死有機物に関するデータが不足している(現在はTier 1で算定)。	事務局	○		「森林吸収量報告・検証体制緊急整備対策」(林野庁)においてデータ整備が進められていることから、Tier 2以上の算定方法の適用について検討を行う(Tier 2以上を適用する場合は再計算が必要)。	

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類 ◎:解決済みの項目 ○:今後の課題となる項目			対応方針
				事例	事務的に対応する事項 (専門家による検討不要)		
					専門家による検討が不要	その他の課題	
森林 (5.A.)	土壌の算定方法	土壌に関するデータが不足している(現在はTier 1で算定)。	事務局		○		環境省の地球環境研究総合推進費や「森林吸収量報告・検証体制緊急整備対策」(林野庁)においてデータ整備が進められていることから、Tier 2以上の算定方法の適用について検討を行う(Tier 2以上を適用する場合は再計算が必要)。また、森林タイプ・管理強度・攪乱形態別のSOC(原生林のSOC値に対する調整係数)データについても検討を行う。
	未推計・排出・吸収区分	有機質土壌における排水に伴うN2O排出量を「NE」として報告している。	事務局	◎			専門家判断により「NO」として報告する。
	面積把握方法の改善 (全森林)	面積の基礎データとなる森林簿の精度を検証するとともに、継続的に精度の向上を図る必要がある。	事務局	◎			「森林吸収量報告・検証体制緊急整備対策」(林野庁)において森林簿の精度検証が行われ、森林面積データの精度について明らかにされたところ。
	他の土地 利用から 転用された 森林	面積把握方法の改善 (農地→森林)	現在は、農地から森林への転用面積に水田、普通畑、牧草地の各面積比率を乗じることによって各転用面積を推計しているが、実態を反映していない可能性がある。	事務局	○		推計の妥当性や面積把握方法について検討を行う。
農地 (5.B.)	土壌炭素ストック量データの見直し	1990年～直近年における土壌炭素ストック量の推移が実態と異なっている可能性がある。また、森林土壌とデータ採取深度が異なっている。	事務局	◎			より精度の高いデータが入ってきたので再計算を行った。また、データ採取深度を森林土壌と統一した。
	未推計・排出・吸収区分	我が国では、枯死有機物の炭素ストック変化量を「NE」として報告している。	事務局		○		LULUCF-GPG本文に算定方法が示されておらず、報告はoptionalであるため、長期的課題として整理する。
	面積把握方法の改善 (全農地)	施肥に伴う炭素排出量を「NE」として報告している。自然火災に伴うCO2・CH4・N2O排出量を「NE」として報告している。	事務局		○		排出実態について検討を行う。
	面積把握方法の改善 (農地→農地)	アグロフォレストリの面積は樹園地や森林に含まれていると考えられるが、一部重複や捕捉漏れになっている可能性がある。	事務局		○		排出実態について検討を行う。
転用のない 農地	面積把握方法の改善 (農地→農地)	土壌の算定について、現在は過去20年間に農業管理方法等の変化により土壌炭素ストック量は変化していないと想定しているが、実態と異なる可能性がある。	事務局		○		アグロフォレストリの面積の取り扱いについて検討を行う。 想定外の妥当性について検討を行う。農業管理方法等の変化を無視できない場合は、土地利用別・農業管理方法別(耕起方法別、有機物投入量別)の土地面積の把握方法について検討を行う。

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類 ◎:解決済みの項目 ○:今後の課題となる項目			対応方針
				凡例	事務的に対応する事項 (専門家による検討不要)	他の課題	
農地 (5.B.)	面積把握方法の改善 (森林→農地)	現在は農地及び草地へ転用された土地の合計面積に農地と牧草地の面積比率を乗じることに よって各転用面積を推計しているが、実態を反 映していない可能性がある。	事務局	○		京都議定書3条3項の下で報告する必要のある森林減少面積の精 度を保証するために、推計の妥当性や面積把握方法について検 討を行う。	
	他の土地 利用から 転用された 農地	同上	事務局	○		推計の妥当性や面積把握方法について検討を行う。	
共通	面積把握方法の改善 (草地→農地)	現在は、農地-草地間の転用面積が統計より把 握できないため、当該土地利用区分における炭 素ストック変化量の算定を行っている。	事務局	○		以下の転用面積の把握方法について検討を行う。 ・牧草地→普通畑 ・牧草地→樹園地 ・採草放牧地→水田 ・採草放牧地→普通畑 ・採草放牧地→樹園地	
	土壌炭素ストック量デー タの見直し	1990年～直近年における土壌炭素ストック量の 推移が実態と異なっている可能性がある。また、 森林土壌とデータ採取深度が異なっている。	事務局	◎		よりの精度の高いデータが入手できたので再計算を行った。また、 データ採取深度を森林土壌と統一した。	
共通	未推計排出・吸収区分	枯死有機物の炭素ストック変化量を「NE」として 報告している。 施肥に伴う炭素排出量を「NE」として報告してい る。 火入れ及び自然火災に伴うCO ₂ ・CH ₄ ・N ₂ O排 出量を「NE」として報告している。	事務局	○		LULUCF-GPG本文に算定方法が示されておらず、報告は optionalであるため、長期的課題として整理する。	
	面積把握方法の改善 (森林→草地)	現在は農地及び草地へ転用された土地の合計 面積に農地と牧草地の面積比率を乗じることに よって各転用面積を推計しているが、実態を反 映していない可能性がある。	事務局	○		排出実態について検討を行う。 排出実態について検討を行う。	
草地 (5.C.)	面積把握方法の改善 (農地、湿地、開発地、 その他→草地)	同上	事務局	○		京都議定書3条3項の下で報告する必要のある森林減少面積の精 度を保証するために、推計の妥当性や面積把握方法について検 討を行う。	
	他の土地 利用から 転用された 草地	現在は、農地-草地間の転用面積が統計より把 握できないため、当該土地利用区分における炭 素ストック変化量の算定を行っている。	事務局	○		推計の妥当性や面積把握方法について検討を行う。 以下の転用面積の把握方法について検討する。 ・普通畑→牧草地 ・樹園地→牧草地 ・水田→採草放牧地 ・普通畑→採草放牧地 ・樹園地→採草放牧地	

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類 ◎:解決済みの項目 ○:今後の課題となる項目			対応方針
				基礎年提出 までに整理	その他の課題	事務的に対 応する事項 (専門家による検討不 要)	
共通	未推計・排出・吸収区分	土壌における排水に伴うN2O排出量を「NE」として報告している。	事務局		○		排出実態について検討を行う。
	未推計・排出・吸収区分	火入れ及び自然火災に伴うCO2・CH4・N2O排出量を「NE」として報告している。	事務局		○		排出実態について検討を行う。
転用のない 湿地	未推計・排出・吸収区分	生体バイオマス・枯死有機物・土壌を「NE」として報告している。	事務局		○		LULUCF-GPG本文に算定方法が示されておらず、報告はoptionalであるため、長期的課題として整理する。
	面積把握方法の改善 (湿地→湿地)	現在は、湿地を国土利用区分における「水面」、「河川」、「水路」と想定した上で面積を把握しているが、把握漏れがある可能性がある。	事務局		○		国土全域の土地面積を把握するという観点から、想定の妥当性について検討を行う(排出・吸収量の算定に直接関係しない)。
湿地 (5.D.)	未推計・排出・吸収区分	人為的な貯水池の造成については、ダムのように溜め池の造成が考えられるが、現在は把握していない。	事務局		○		溜め池の面積把握方法について検討を行う。
	面積把握方法の改善 (森林→湿地)	枯死有機物の炭素ストック変化量を「NE」として報告している。	事務局		○		LULUCF-GPG本文に算定方法が示されておらず、報告はoptionalであるため、長期的課題として整理する。
他の土地 利用から 転用された 湿地	未推計・排出・吸収区分	土壌の炭素ストック変化量を「NE」として報告している。	事務局		○		排出実態について検討を行う。
	面積把握方法の改善 (森林→湿地)	現在は、湿地を国土利用区分における「水面」、「河川」、「水路」と想定した上で面積を把握しているが、把握漏れがある可能性がある。	事務局		○		国土全域の土地面積を把握するとともに、京都議定書3条3項の下で報告する必要がある森林減少面積の精度を保証するため、想定は妥当性について検討を行う。
面積把握方法の改善 (上記以外)	面積把握方法の改善 (上記以外)	人為的な貯水池の造成については、ダムのように溜め池の造成が考えられるが、現在は把握していない。	事務局		○		京都議定書3条3項の下で報告する必要がある森林減少面積の精度を保証するために、溜め池の面積把握方法について検討を行う。
	面積把握方法の改善 (上記以外)	現在は、湿地を国土利用区分における「水面」、「河川」、「水路」と想定した上で面積を把握しているが、把握漏れがある可能性がある。	事務局		○		国土全域の土地面積を把握するという観点から、想定は妥当性について検討を行う(排出・吸収量の算定に直接関係しない)。
		人為的な貯水池の造成については、ダムのように溜め池の造成が考えられるが、現在は把握していない。	事務局		○		溜め池の面積把握方法について検討を行う(排出・吸収量の算定に直接関係しない)。

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類 ◎:解決済みの項目 ○:今後の課題となる項目			対応方針	
				専門家による整理 までに	基 準 年 提 出 ま で に 整 理	その他の課 題		事務的に対 応する事項 (専門家によ る検討不 要)
共通	生体バイオマスに関する パラメータの精査	現在、LULUCF-GPGのデフォルト値の1つを 用いて算定を行っているが、最終的に適用する パラメータについて、更なる精査を進める必要が ある。	事務局	○		対象活動の性質を踏まえ、最適なパラメータの精査を進める。		
	未推計排出・吸収区分	枯死有機物の炭素ストック変化量を「NE」として 報告している。	事務局	○		「RV」を選択すれば報告義務が課せられるため、「当該炭素プー ルは排出源とはならない」ことの証明も念頭に入れつつ、算定方 法について検討を行う。		
	未推計排出・吸収区分	土壌の炭素ストック変化量を「NE」として報告して いる。	事務局	○		「RV」を選択すれば報告義務が課せられるため、「当該炭素プー ルは排出源とはならない」ことの証明も念頭に入れつつ、算定方 法について検討を行う。		
開発地 (5.E.)	面積把握方法の改善 (全開発地)	現在、都市公園及び緑地保全地区の緑地部 分を国土交通省「都市公園等整備現況調査」 より把握しているが、それ以外の緑地につい ては把握漏れとなっている。	事務局	○		現在、国土交通省では開発地における緑地面積の把握方法 について検討しており、活動量である面積データが修正される 可能性があるため、今後、緑地面積データの修正に合わせて再 計算を行う。		
他の土地 利用から 転用された 開発地	面積把握方法の改善 (開発地→開発地)	現在、開発地を国土利用区分における「道 路」及び「宅地」と想定した上で面積を把握して いるが、把握漏れがある可能性がある。	事務局	○		国土全域の土地面積を把握するという観点から、想定 of 妥当性 について検討を行う(排出・吸収量の算定に直接関係しない)。		
	面積把握方法の改善 (森林→開発地)	同上	事務局	○		国土全域の土地面積を把握するとともに、京都議定書3条3項の 下で報告する必要のある森林減少面積の精度を保証するため に、想定 of 妥当性について検討を行う。		
	面積把握方法の改善 (上記以外)	同上	事務局	○		国土全域の土地面積を把握するという観点から、想定 of 妥当性 について検討を行う(排出・吸収量の算定に直接関係しない)。		
その他 の土地 (5.F.)	未推計排出・吸収区分	枯死有機物の炭素ストック変化量を「NE」として 報告している。	事務局	○		LULUCF-GPG本文に算定方法が示されておらず、報告は optionalであるため、長期的課題として整理する。		
農耕地の転用に伴 う N2O排出(5.III)	面積把握方法の改善 (その他→その他) 土地	「転用のないその他の土地」の面積が国土総面 積の約8%を占めており、現状と乖離している可 能性がある。	事務局	○		他の土地利用区分を含めて面積把握方法について検討を行う。		
	面積把握方法の改善 (上記以外)	現在、LULUCF-GPGのデフォルト値を用いて 算定を行っているが、適用するパラメータにつ いて、更なる精査を進める必要がある。	中井委員	◎		より精度の高いデータが入手でき次第で再計算を行った。		
バイオマスの燃焼に 伴う 非CO2排出(5.V)	現場に残されるバイオマ ス割合、焼却率の見直し	現在は平成12年度算定方法検討会における値 を用いて算定を行っているが、適用するパラメー タについて、更なる精査を進める必要がある。	天野委員	○		より精度の高いデータが入手できれば再計算を行う。		

分野	検討項目	問題点	問題提起元	対応分類 ◎:解決済みの項目 ○:今後の課題となる項目			対応方針
				事例	事務的に対応する事項 (専門家による検討不要)	その他の課題	
分野横断的課題	1996年以降の排出・吸収量の報告	1996年以降の排出・吸収量が算定されていないことから(「都市公園、緑地保全地区等」における吸収量を除く)、1996年以降のデータを報告することによってCOPにおいて決定された要件を満たし、時系列を維持する必要があり、指摘されている。[2003年訪問審査] 文書欄(Documentation Box)を用いることによりデータが不完全な理由を示し、説明を加えることが推奨されている。また、外種法やデフォルトの算定方法及び値を用いることにより、インベントリを改善することが推奨されている。[2004年机上審査]	2003年訪問審査(パラ10, 92, 93, 96, 100, 107, 108, 110) 2004年机上審査(パラ9, 10, 59, 64, 65)	◎		デフォルト法から蓄積変化法に算定方法を変更した上で、1996年以降の排出・吸収量を報告する。	
	NIRにおける透明性の向上	データやパラメータを選択する際の仮定や原則を説明するためにNIRに更なる情報を示し、外部情報源への参照を改善することが推奨されている。	2003年訪問審査(パラ95)		○	データやパラメータの出典や算定方法の選択経緯に関する説明をNIRに追加する。	
	土地利用区分別転用面積の整合性	転用のない土地の面積変化量と転用面積の収支が合致していない。	事務局		○	面積データの整合性を確保するとともに、京都議定書3条3項の下で報告する必要のある森林減少面積の精度を保証するために、転用面積の把握方法に関する検討を行う。	
	キーカテゴリー分析の実施	データ不足のため、キーカテゴリー分析は実施されていない。	事務局	◎		LULUCF分野を含めたキーカテゴリー分析を実施し、評価結果をNIRに記述する。	
	不確実性評価の実施	データ不足のため、不確実性評価は実施されていない。	2003年訪問審査(パラ97) 2004年机上審査(パラ60)	◎		不確実性評価を実施し、評価結果をNIRに記述する。	
	国内体制の整備及びQA/QC計画の策定	データ不足のため、QA/QCは実施されていない。	2003年訪問審査(パラ98) 2004年机上審査(パラ9, 60)	◎		LULUCF分野におけるインベントリ作成の体制(各データの所管省庁、活動量データ及びパラメータの提出方法、排出・吸収量算定後の確認及び修正依頼の手続き)及びQA/QC計画を策定し、その内容をNIRに記述する。	
	京都議定書7条1項の下での補足情報の整備	制当量報告書に記載すべき事項を整備する必要がある。	事務局	◎		関係省庁の検討状況を踏まえつつ、以下の記載事項を作成した。詳細については「制当量報告書に記載する事項とその理由について」を参照。 ・森林の定義 ・3条4項活動の選択 ・選択された3条4項活動の土地面積特定方法 ・3条3項及び4項活動の計上方法(毎年/5年一括) ・3条3項及び4項活動の階層構造	

総合エネルギー統計の石炭製品製造部門のエネルギー・炭素収支の再見直しについて

2006 年 3 月
独立行政法人経済産業研究所
研究員 戒能一成 (C)¹

1. 背景

総合エネルギー統計については、エネルギー需給及びエネルギー起源CO₂ 排出量算定の基礎となる公的統計であるが、UNFCCC・京都議定書などの国際規約への適合や統計精度の向上を図るため、2003 年度公表の「2001 年度実績」から本格的な改善が進められてきた。

2005 年度の経済産業省・資源エネルギー庁「エネルギー統計検討会」、環境省「温室効果ガス排出量算定方法検討会」において、従来の石油製品製造・石炭製品製造部門でのエネルギー・炭素収支の不整合などの問題についての改善方を提案しその大部分が了承されたところであるが、石炭製品製造部門のエネルギー・炭素収支についてはなお精度改善の余地ありとして再検討が要請された形となっていた。

2. 問題点

2-1. 2001 年度実績での状況

2001 年度版の総合エネルギー統計における石炭製品製造部門のエネルギー・炭素収支については、エネルギー生産・需給統計(現資源エネルギー統計)を基礎として、原料炭投入量とコークス及びコークス炉ガス産出量を基礎としてエネルギー・炭素収支が算定されていた。

当該方法では、コークスの委託生産に伴う受払が捕捉できないため、石炭製品製造部門のエネルギー・炭素収支に ± 20 % に達する大きな誤差を生じていた。

2-2. 2005 年度改訂提案での状況

2005 年度に経済産業省・環境省に提案した改訂提案においては、2-1. での問題点を改善するため、石油等消費動態統計における原料炭の受入量・消費量とコークス及びコークス炉ガス等の払出量・産出量を基礎として、コークスの委託生産を考慮した石炭製品製造部門のエネルギー・炭素収支を算定する方法を提案した。

ところが、当該方法においては 2001 年度実績での方法より改善は見られるものの、なおエネルギー・炭素収支に ± 5 % 以上の誤差が残っており、特に 2000 年度以降のほぼ全部の年度においてエネルギー・炭素転換効率が 100 % を超える「湧出し」の状態になっていたことから、当該部門についての更なる改善方策の検討が要請されたところである。

3. 改善方策の内容及び改善理由

2005 年度の経済産業省・環境省への提案以降、社団法人日本鉄鋼連盟及び財団法人石炭エネルギーセンターの有識者の協力により、石炭製品製造に関する投入側・産出側のエネルギー・炭素収支についての再見直しを行い、以下の改善を講じることとした。

3-1. 投入側改善方策

1) 原料炭標準発熱量の見直し

石炭関係者から、原料炭の発熱量に大きな影響を与える要素は粘結炭と非・微粘結炭の構

*1 本資料中の分析・試算結果等は筆者個人の見解を示すものであって、独立行政法人経済産業研究所の見解を示すものではないことに留意ありたい。

本資料の作成に当たり、多大な御尽力と有益な御意見を頂いた、社団法人日本鉄鋼連盟及び財団法人石炭エネルギーセンターの各位に深く感謝するものである。

成比である旨の指摘を受け、1990年度の標準発熱量から2000年度の標準発熱量の間の推移を、1995～2000年度の区間での単純補間とする推計から、日本貿易統計における粘結炭と非・微粘結炭の構成比に応じて補間推計する方法に改善した。(図1参照)

2) コークス原料投入量の見直し

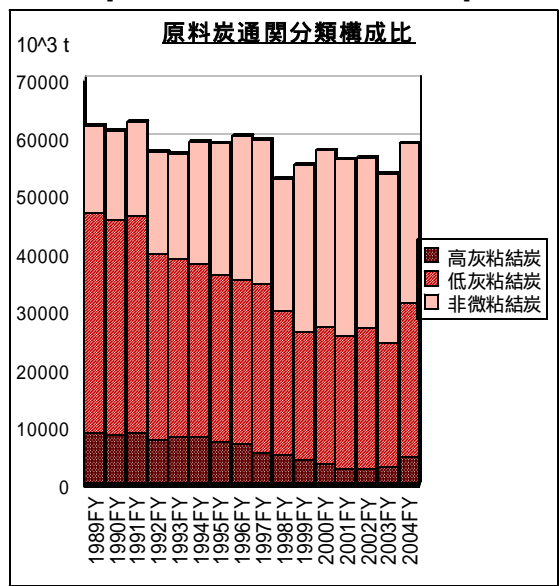
石炭関係者から、製鉄化学・専業コークス業におけるコークス生産の大部分は鉄鋼各社から石炭を支給される形の委託生産である旨の指摘を受け、製鉄化学・専業コークスにおいても鉄鋼業同様に一般炭投入量を計上する方法に改善した。また、一部のコークス炉でアスファルトを原料利用している旨の指摘を受け、アスファルト投入量を計上する方法に改善した。

3-2. 産出側改善方策

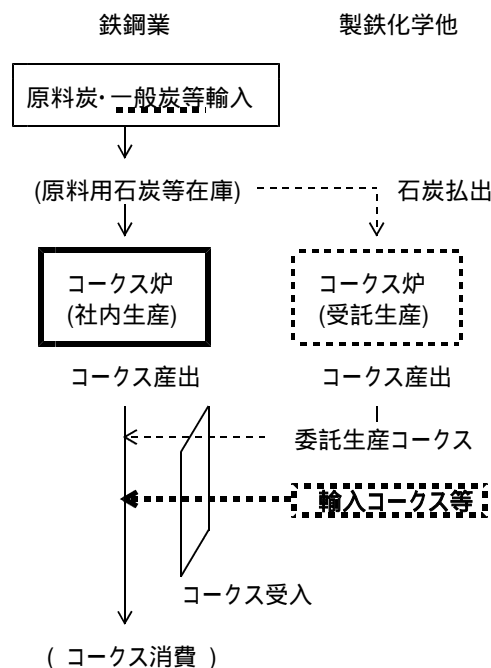
1) コークス「受入」量等からの輸入量分の控除

鉄鋼関係者から、鉄鋼業におけるコークスなどの「受入」においては、委託生産分の戻入分だけでなく、近年急増している輸入コークスなどの受入量が含まれている旨の指摘を受け、コークス及びコールタールの「受入」から日本貿易統計における輸入量を控除する方法に改善した。(図2参照)

[図1. 原料炭通関分類構成比]



[図2. 鉄鋼コークス製造の収支概念図]



4. 改善結果

4-1. 石炭製品製造部門のエネルギー・炭素収支

3. における改善措置を講じた結果、1990～2004年度の石炭製品製造部門については、2005年度提案方式と比較して時系列での標準偏差が約1/3になるなど、エネルギー・炭素収支において更なる精度改善が達成された。(図3,4, 表1参照)

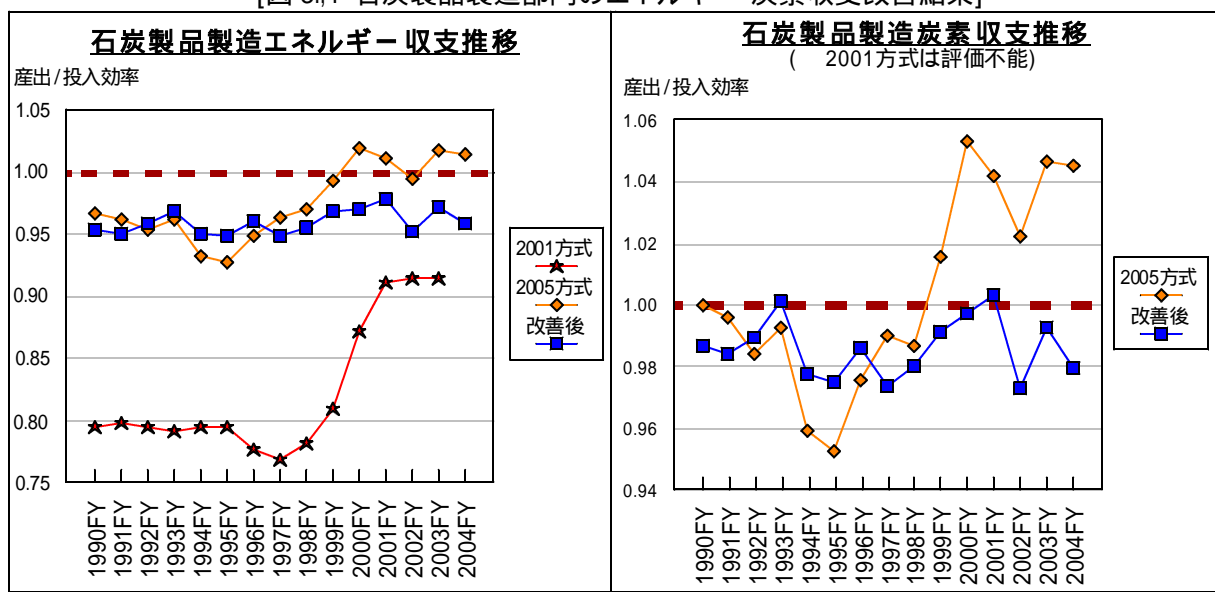
当該改善措置により、エネルギー収支での「湧出し」の状態はほぼ完全に改善されたが、炭素収支については1993, 2001年度の2年度においてごくわずかながら「湧出し」となっている。

当該炭素収支の「湧出し」は、炭素収支の平均値(0.9867)と標準偏差(0.0099)の関係から考えて、原料炭やコークスの受払時の一時的な在庫を考慮していないことによる「誤差」と推察される。

4-2. エネルギー起源CO₂ 総排出量への影響

3. における改善措置の結果、1990～2004年度のエネルギー起源CO₂ 総排出量については、現行インベントリ報告値から基準年・直近年ともわずかに大きくなる結果となった。(図5,6参照)

[図 3.4 石炭製品製造部門のエネルギー・炭素収支改善結果]



- 図注) 1. 2001年度の石炭製品の炭素収支については、コークス炉ガスの炭素排出係数を補正して強制的に収支を成立させる方式であったため同列の評価は不能である。
2. 廃ブラのコークス原料投入は、2000年度以降約20万t(炭素換算15万t-C)前後であり、廃ブラの投入を考慮していないことによる影響は、炭素収支に換算して約0.3%程度のごくわずかな影響と考えられる。2000年度以前にも炭素収支の「湧出し」が存在することや、変動幅の大ききから考えて、ここでのエネルギー・炭素収支の変動の大部分は統計上捕捉されていない在庫変動などの影響と推察される。

[表 1. 石炭製品製造部門のエネルギー・炭素収支の算定精度]

	エネルギー収支		炭素収支	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
2001年度方式	0.8229	0.0523	(評価不能)	
2005年度方式	0.9740	0.0297	1.0014	0.0310
新方式	0.9607	0.0098	0.9867	0.0099

[図 5.6 本改訂に伴うエネルギー起源炭素排出量の再評価結果]

